

設置の趣旨等を記した書類

目次

1	総合福祉学研究科設置の趣旨及び必要性	1
2	研究科・専攻等の名称及び学位の名称	13
3	教育課程の編成の考え方及び特色	14
4	教員組織の編成の考え方及び特色	75
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	79
6	施設、設備等の整備計画	107
7	基礎となる学部との関係	108
8	入学者選抜の概要	117
9	取得可能な資格	124
10	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	125
11	管理運営	126
12	自己点検・評価	126
13	情報の公表	127
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	129

1 総合福祉学研究科設置の趣旨及び必要性

1－1 大学の沿革と建学の理念

本学は、地元自治体（旧塩田町）による7,000万円の出資と10万坪の土地の提供を受けて、自治体の100%出資による全国でも先駆的な「公設民営」方式による4年制私立大学として、1966年に設立された。1974年には大学名を「本州大学」から「長野大学」に変更し産業社会学部社会福祉学科が開設された。ついで、2002年に産業社会学部社会福祉学科を改組して社会福祉学部を設置、2007年度より社会福祉学部、環境ツーリズム学部および企業情報学部の3学部体制となっている。本学は「**地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす**」ことを建学の理念として、上田市をはじめとした地域社会に支えられ、かつこの地域社会を活動の舞台として、教育研究活動を行ってきた。そして、この間地域で活躍できる人材育成に取り組み、これまでに約14,000名の卒業生が社会で活躍している。2016年には大学設立50周年を迎えた。

長野大学は建学の理念および基本目標（「長野大学憲章」）を以下の通り定めている。

【建学の理念】

- 1 清爽な自然環境を充分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす。
- 2 少人数教育により人間的接触を深め、全人的人間形成をめざす。
- 3 専門的技術教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす。
- 4 地域社会との密接な結びつきにより、学問理論の生活化をめざす。

【長野大学憲章】

長野大学は、建学の理念および学校教育法第52条を踏まえ、さまざまな学問分野の「ものの見方・考え方」を身につけることを通じて、世間の常識や社会通念を問い合わせができる力を養い、自らの社会的役割を的確に認識することのできる人間を世に送り出すことを使命とする。とりわけ、地域に根ざし世界に開かれた大学として、21世紀の地域社会の発展を牽引することのできる人間の養成が主要な責務であると自覚する。このような役割を担う学術拠点として、長野大学は以下の基本目標を定め、本学すべての構成員の指針とする。

1 教養ある職業人の育成

長野大学は、学生の自発性を尊重し、さまざまな課題を文献学習やフィールドワークや実習をとおして発見し解決する能力を培うとともに、自立した個人に必要なコミュニケーション能力、論理的な思考力を高める教育を実践し、生涯にわたって地域社会に貢献できる「教養ある職業人」を育成する。

2 学生が「自己成長を楽しむ」ことができる支援体制の追求

長野大学は、地域の豊かな資源を積極的に活用しながら、学生が目標をもって主体的に行動し、「入学から卒業までの自己成長を楽しむ」ことができるような学習・キャンパスライフ・キャリア支援体制を構築する。

3 未来を拓く学生主体のキャンパスづくり

長野大学は、現代社会の情報化、共生化、国際化を踏まえた「学生が主人公」のキャンパスづくりを推進するために、「IT キャンパス」「エコキャンパス」「バリアフリー キャンパス」「グローバルキャンパス」を構築するという目標を掲げ、学生・教職員が一体となってその達成に努める。

4 地域に貢献する学術研究の展開

長野大学は、地域における社会、産業および政策に関する学術研究の拠点として、教員個人および組織的な研究活動の不斷の発展に努め、福祉、環境・観光、情報の分野における成果を積極的に地域に還元することによって、人々の豊かな暮らしの実現に貢献する。

5 構成員の主体的活動による「知の共同体」の構築

長野大学は、すべての構成員の自主性を尊重し、互いに協調し啓発しあうことを通じて、高い倫理観と豊かな教養の醸成に努めるとともに、知の継承、創造、統合を実践し「知の共同体」を構築することをめざす。

しかしながら、2010 年代頃より大学志願者人口の遞減など大学教育に対するニーズの変化に直面した。また、少子高齢化や若者の大都市集中傾向によって、地方では過疎化、社会・経済の担い手不足、就業機会不足が切実な問題となっている。これに対して、本学は前身にあたる本州大学が「公設民営」の大学として設立された経緯を踏まえ、上田市を設置主体とする公立大学法人化を願い、上田市に**「長野大学の公立大学法人化に関する要望書」**(2014 年 3 月 6 日) (**資料 1**) を提出した。これをうけて上田市は 2014 年 11 月**「長野大学公立大学法人化検討委員会」**を設置し、2015 年 6 月に報告書をとりまとめた(**資料 2**)。報告書では、公立大学法人化に向けて、本学に対して「大学進学予定者や地域社会で評価されるような大学となるべく、究めるべき学問領域、望ましい学部・学科編成、大学院の設置などの改革を進めるとともに、学生の就職率の向上に努めること」など 3 点の課題を提示し、公立大学法人化することを「是」とした。これにより、本学の公立大学法人化が実現することとなり、2017 年 4 月に公立大学法人長野大学が発足した。

公立大学法人の設立にあたり、「公立大学法人長野大学中期目標」（2017年度から6年間）が策定された。このなかでは、「研究教育体制を強化・高度化するために大学院の設置について検討する」ことが位置づけられている。**公立大学法人長野大学中期目標及び公立大学法人長野大学中期計画（抜粋）（資料3）**（2017年度から6年間）においても「地域づくりを担い、地元企業や組織で必要とされる高度な人材を育成するとともに、専門的な資格の取得を促進し、地域課題の解決に寄与する『大学院』の設置を検討する」ことが盛り込まれている。

1－2 大学院（研究科）設置の目的

本学における大学院の設置については、2002年の社会福祉学部設置以来検討してきたところである。2005年には、大学院の設置を視野に入れて、大学の附属機関として**地域共生福祉研究所**を設置した。研究所では、新たな理論・実践としての「共生型地域福祉」を構築するための先進的な研究拠点づくりを目的とした研究活動に取り組んできたところであり、自治体、企業および団体等との共同研究を積み重ねてきた（**資料4**）。

さらに、公立大学法人化に際して、上田市より提示された課題の具体化に向けて2016年2月に設置された「長野大学改革検討委員会」（委員長・中村英三学長）では、大学院の設置が検討課題とされた。同委員会には、学内委員に加えて教育研究に関し識見を有する学外者が参加し、長野大学の公立大学法人化に向けた改革の基本構想の検討が行われた。検討の結果は、「**長野大学改革検討委員会報告書**」（2016年10月31日）として取りまとめられている（**資料5**）。前掲「中期目標」「中期計画」の出発点となった同報告書では、「地域人材の循環システム」と「地域課題の解決システム」を通して、「この地に生きる教養ある職業人」を育成すること、さらに「平成31年4月（目途）に」「地域や企業・組織で必要とされる人材や資格、また社会人の再教育などを調査し、地域課題の解決に寄与する『大学院』の設置を検討する」ことを本学の課題として挙げている。その具体化に向けて、本学は「**長野大学改革推進計画基本構想**」（2018年7月19日）を策定し、大学院設置の基本構想を明らかにした（**資料6**）。

以上の経緯により、2015年6月「**長野大学公立大学法人化検討委員会報告書**」、2016年10月「**長野大学改革検討委員会報告書**」、2017年4月「**公立大学法人長野大学中期目標**」および「**中期計画**」、2018年7月「**長野大学改革推進計画基本構想**」をうけて、地域を素材とした研究を展開し、その成果を教育と地域社会に還元することにより、地域課題の解決に資することを目的として、本学大学院の設置を計画するものである。

1－3 大学院（研究科）設置の必要性

(1) 大学における研究・教育水準の向上

公立大学法人長野大学は、公立大学法人化にいたる検討の結果提示された課題を受け止め、公立大学としての新たな目標として「**長野大学ビジョン**」(2018年4月)を策定した（資料7）。「長野大学ビジョン」のうち、教育については、「未来を創造・デザインする地域人材の育成」を目標とし、そのためのアクションプランには「より高度な専門教育を実践する大学院の設置」が含まれている。また、研究については「長期的展望に立ち地域から世界につながる多様な独創的研究を推進」を目標とし、「長野大学は、地域から地球規模に至る多様な独創的研究と、地域の課題を素材とした研究を開拓し、その成果を教育と地域活動と地域ならびに世界の平和のために活かします。」としている。そのためのアクションプランとして「地域を主題とする研究の深化と教育・地域活動への活用」、「多様な研究の蓄積による研究水準の向上」などを挙げている。

1. 学部教育の発展

ところで、本学は1974年度に産業社会学部に社会福祉学科を設置し、それを2002年度に社会福祉学部社会福祉学科として発展的に改組して今日に及んでいる。通算して学科設置後およそ46年を経過したことになる。この間、社会福祉学科は、わが国における社会福祉の拡大、それにともなう社会福祉専門職に対する社会的需要の拡大を反映するかたちで相当数の志願者を獲得し社会福祉領域のみならず教育、心理に関わる分野に有為の卒業生を数多く送り出すことで上田市、長野県下、さらには隣接県の地域社会の発展に貢献し、「**福祉の長大**」として高い評価を受けてきたところである。

社会福祉学科の設置後およそ半世紀に近い年月が経過するうち、社会福祉の分野においては1987年の社会福祉士、介護福祉士の法制化を契機に専門職制度化が進展した。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士が国家資格として制度化され、それらに対応する教育のありようが求められることになった。他方、入学者の関心、ニーズにも特別支援教育、心理臨床分野に対する関心の増加など多様化の傾向がみられ、これに対応するため、社会福祉学分野を基盤としつつ、教育学分野、心理学分野にかかる教育研究を強化することになった。

これらの学外における社会福祉の専門職化の進展や学内における入学者のニーズの拡大などの状況の変化を踏まえ、かつそのような状況の変化に積極的に対応するため、社会福祉学科は、社会福祉学科内の教育研究をまず大きく3通りの分野、すなわち社会福祉分野、教育福祉分野、福祉心理分野に分け、そのもとに社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭福祉コース、教育福祉コース、福祉心理コースを設定することで、3分野5コースの体制を設け、研究教育の多様化、高次化を図ることとした。こう

して、社会福祉学部社会福祉学科は、従来の1学部1学科の社会福祉学科における研究教育体制を社会福祉分野の専門職化、入学者のニーズの変化に積極的に対応させ、前記の3分野5コースの体制に発展させてきた。その後、総合福祉学研究科のもとに社会福祉学専攻と発達支援学専攻を置くという大学院の構想に対応させ、3分野5コースを社会福祉コース、発達支援コース、福祉心理コース、に再調整する計画である。

さらに、2017年度の公立大学法人化後は、入学者の学力水準が飛躍的に向上しており、より高次の調査・研究や政策策定、施設・機関の経営等に従事しうる質の高い専門職の養成にシフトすることが求められる状況にある。こうして、社会福祉学科は、学部における教育・研究環境の整備とともに大学院の設置を視野に入れた教育研究の高度化を喫緊の課題として認識するに至った。

学部教育の向上については、教養教育、専門教育、地域協働教育のそれぞれの領域においてレベルアップを進めてきている。特に、専門教育においては、伝統的な座学による既成知の理解、修得を改め、既成の理論知、経験知（臨床知）に対峙し、考える教育、新しい知識を創造する教育、新たな分野を開拓する教育、行動し、実践する教育の拡充が望まれる。アクティブラーニング、地域協働型教育、コラボレイティブラーニングを強化し、自ら課題を設定し、考え、解決策を探索しながら、必要な理論知、経験知、実践知を蓄積し、体系化、応用することのできる学生の養成に努めているところである。

加えて、表1の「過去10年間の大学院進学実績」にみられるように、従来においても毎年数名の大学院進学希望者があり、心理・教育・社会福祉学専攻等の他大学院への進学実績がある。入学者の学力水準の向上、より高次の専門教育や専門職教育への関心の高まりに対応するには、本学においても大学院教育の受け皿となる研究科を設置し、研究教育を高度化していく必要がある。こうした内外の期待に応え大学院を設置することは「福祉の長大」としての責務であると考える。大学院の設置により、大学全体の研究・教育水準の向上に寄与することが期待される。

表1 過去10年間の大学院進学実績

2010年度卒	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース	1名
2012年度卒	首都大学東京大学院 人文科学研究科社会福祉専攻	1名
2014年度卒	同志社大学大学院 社会学研究科社会福祉学専攻	1名
2015年度卒	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース	2名
2016年度卒	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース	1名
	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻特別支援教育コース	1名
2017年度卒	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース	1名
2018年度卒	上越教育大学大学院 学校教育研究科学校教育専攻学校教育深化コース	1名
	ルーテル学院大学大学院 総合人間学研究科社会福祉学専攻	1名
2019年度卒業見込者（進学予定者）		
	東北大学大学院文学研究科 総合人間学専攻 心理学コース	1名
	桜美林大学大学院心理学研究科 臨床心理学専攻	1名

なお、表1に示した進学者の数字については若干付言しておきたい。表1にみるようには、ここ10年間の進学者は1名から2名であり、決して多いとはいえない。ただ、これらの進学者の周辺にはさらに数名の進学を希望しつつ目標を達成できなかった学生が存在する。本学社会福祉学部では長年社会福祉士国家資格の取得を中心に教育を行ってきたこともあり、大学院進学を推進してきた訳ではない。また、例年、大学院進学のためには近くても県外の上越市に生活と学修の基盤を移さなければならず、経済的な理由で進学を断念した学生も存在する。さらに、公立化したことによって入学者のレベルが顕著に上昇した事実があり、そのことも大学院進学希望者の増加に結びつくことが考えられる。

これらの事情を勘案すれば、潜在的にはそれなりの進学志望者を想定することが可能であろう。今後、同一キャンパスにおける大学院の開設を想定しつつ、意識的、積極的に大学院進学者の拡大をめざす教育を展開する。

2. 大学院教育への展開

本学は、以上のような社会福祉学部における教育研究の蓄積をさらに発展させ、同時に将来的に超高齢化、少子化が一層進み、人口の絶対的な減少が避けられないという状況のなかでわが国社会の社会福祉が直面することになる喫緊の課題に対応することをめざすことを決意した。すなわち、社会福祉領域における高次に学際的、かつ総合的な研究教育の開発、発展を目標として、大学院総合福祉学研究科を設置し、その下に、社会福祉学、発達支援学の2専攻の開設を構想するに至ったのである。以下、まずは「社会福祉学部から総合福祉学研究科へ」(資料8)によりながら、学部と研究科の対応関係を確認しつつ、簡潔に各専攻の目的を明らかにする。

① 社会福祉学専攻の構想

社会福祉学専攻に関しては、社会福祉学部におけるこれまでの相談援助（ソーシャルワーク、ケアワーク）および社会福祉制度・政策（福祉政策、福祉法制度、福祉行財政、地域福祉計画）にかかる教育研究を発展させることを意図している。本学社会福祉学部では、2011年度からこれまで7年間にわたり、社会福祉士の資格取得を目指す「社会福祉コース」と精神保健福祉士の資格取得を目指す「精神保健福祉コース」、保育士と社会福祉士の資格取得を目指す「子ども家庭福祉コース」を設置するとともに、社会福祉に関するミクロ（個人、家族）、メゾ（組織、施設）、マクロ（制度・政策）レベルの専門的知識や技術、価値を身に付けるための教育指導を開拓してきた。

今回の大学院社会福祉学専攻設置により、これらの学部教育をさらに発展・深化させるとともに、卒業生をはじめとする社会福祉従事者等に対して広く「学び直し」の機会を提供する。

② 発達支援学専攻の構想

発達支援学専攻の設置に関しては、社会福祉学部におけるこれまでの児童福祉、学校教育、特別支援教育、心理学等の領域に関する教育研究を発展させることを意図している。本学社会福祉学部では、発達支援に深く関連した履修コースとして、2011年度からこれまで7年間にわたり、保育士の資格取得を視野に入れた「子ども家庭福祉コース」、教員免許を取得できる「特別支援教育コース」、日本心理学会の認定資格である「認定心理士」を取得できる「福祉心理コース」を開設し、福祉、教育、心理の3分野にわたる教育指導を開拓してきた。今回の大学改革においては、大学院との対応を明確化し、学部教育をさらに発展・深化させることを目的として、社会福祉学科のもとに「社会福祉コース」「発達支援コース」「福祉心理コース」への再編成を計画している。

これまでに本学社会福祉学部を卒業し、福祉、教育、心理等の分野で専門職として働いている卒業生を始め、広くこれらの領域において専門職従事者として活動している社会人のより高次の知識や技術を求めるニーズに応えるために、そして何よりも現に社会福祉学部に在学している学生やこれから入学してくる学生たちのあいだに大学院進学への意欲を涵養し、それに応えるため、発達支援学専攻を開設する。

3. 地域協働型研究の発展

本学においては、これまで、前記のように附属機関として地域共生福祉研究所を設け、地域協働型の研究に取り組んできた。研究所の研究成果については、**資料4（再掲）**に示したところである。今回の大学院の設置は、研究所の成果を継承しつつ、そこで推進してきた地域協働型研究をより一層発展させ、共同研究の担い手となる院生たちの育

成につなげることを意図したものである。

(2) 地域・社会的需要

先に述べたように、公立大学法人化が検討される過程において、本学は、設置主体となる上田市から大学院の設置に向けた検討を行うことを重要な課題の一つとして提示されたという経緯がある。設置者である上田市との関係においても、専門分野の研究・教育の充実を図ることにより、自治体政策や市民サービスの質的向上に貢献する大学院教育を含む高度の教育研究機関を有する地域社会における「知の拠点」として発展し続けることが本学に要請されたのである。

1. 設置者としての上田市と長野大学

上田市と本学との関係は、本学公立大学法人化が実現したことにより、従前の大学が立地する自治体と大学という関係から、大学設立団体（設置主体）としての上田市と市民の租税を財源とする交付金によって維持される大学という関係に変化した。本学は市の付託に応えて教育研究の事業として行うのみならず、市と連携、協働し、その政策や施策の企画推進、日常的行政、さらには地域社会の市民生活に積極的に寄与することが求められるところとなった。

添付資料の「公立大学としての『この地に生きる教養ある職業人の育成』概念図」

（資料9）は、設置者としての上田市と本学の関係の変化、それにともなう本学、なかでも大学院総合福祉学研究科の役割を示したものである。

本学は、従来にもまして、社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部に上田地域さらには長野県下の高校生を受け入れ、各学部それぞれの理念、目的に沿って教育指導を行い、地元の企業、組織、行政などの地元地域社会に有為な人材として送り出すことが求められている。本学は、いわば上田市と地域社会を基盤とする人材循環の重要な、担い手として機能することを求められているのである。また、本学には、本来の教育研究の事業に加えて、高齢化、児童人口の減少、人口減少社会化、グローバリゼーションによる社会変動のなかで地域共生社会の実現をめざす市の方針創生構想の推進に寄与し、地元企業、N P O ・ 地域組織、地域住民によるまちづくり、ひとづくりに貢献することが期待されている。

これまで本学は、各学部による教育研究、地域共生福祉研究所、地域づくり総合センターを通じて、このような市や地域社会の付託、要請、期待に応えてきた。総合福祉学研究科の設置は、従来の教育研究、地域連携事業、社会貢献事業の一部を引き受け、さらにはその水準、資質を一層引き上げことになる。すなわち、総合福祉学研究科を構成する社会福祉学専攻博士前期課程、発達支援学専攻修士課程の設置、社会福祉学専攻博士後期課程の設置は、市と地域社会に対して、福祉、医療、教育にかかる諸問題、さらには多文化共生問題その他に適切に対応できる高度の資質を備えた人

材を送り出すことになる。

2. 社会福祉関係の機関、団体、施設等からの要望

もとより本学による大学院開設への関心は、上田市に限定されるというものではない。本学は社会福祉学科の創設以来、長らく長野県下における唯一の社会福祉系の大学として、広く県内の社会福祉行政、民間の団体、施設等に多数の卒業生を送りだし、社会福祉の発展に寄与してきたところである。

このため、長野県下の関係機関、団体、施設等の大学院開設への期待には大きなものがある。そのことを反映するように、県下多数の社会福祉関係の機関、団体、施設等から大学院開設への要望が寄せられている。下記表2「設置要望機関・団体・施設等」は、その一覧表である。

表2 設置要望機関・団体・施設等

- ① 長野県社会福祉協議会
- ② 上田市社会福祉協議会
- ③ 東御市社会福祉協議会
- ④ 長和町社会福祉協議会
- ⑤ 青木村社会福祉協議会
- ⑥ 軽井沢町社会福祉協議会
- ⑦ 社会福祉法人敬老園
- ⑧ 社会福祉法人大樹会
- ⑨ 社会福祉法人まるこ福祉会
- ⑩ 社会福祉法人長野市社会事業協会
- ⑪ 社会福祉法人中信社会福祉協会
- ⑫ 長野県社会福祉士会
- ⑬ 長野大学同窓会

個別の要望書については資料として別添することにし、ここではその趣旨を示す文書を掲載しておきたい（資料10）。

要 望 書
2019年〇月〇日
公立大学法人 長野大学
理事長 白井汪芳 殿
学長 中村英三 殿
●●●会
会長 ○○ ○○ 公印
<p>本会の社会福祉事業の推進につきましては、かねがね格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップを求め、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を日々行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常に上がってきています。</p> <p>県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。</p> <p>人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉）を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p>

以下、構想中の専攻ごとに、地域や社会の要請、需要についてとりまとめを行う。

① 社会福祉学専攻への期待

これまでみてきたように、長野県下の社会福祉関係機関、団体、施設等の大学院開設への期待は大きい。そのような期待は、別の観点からみれば、本学社会福祉学部が送り出してきた卒業生の期待であるといって過言ではない。

実際、後に「学生確保の見通しと取組み」において示すように、上田市をはじめ長野県内や県外で活躍する卒業生の間で大学院設置に対する期待には大きなものがある。福祉施設・機関や行政、NPO等に従事する卒業生のなかには修士課程に加えて博士課程の設置を希望する者も数多い。さらに、他大学卒業者等であっても専門職に長期間従事してきた人々のなかには、専門的知識や技術の向上、上位資格の取得等によるキャリアアップの機会を希望する者が少なからず存在している。

さらに射程を広げていえば、近年、社会福祉士をはじめとする社会福祉従事者の間で大学院に対して次のような期待が寄せられている。第一に、社会人の「学び直し」の機会を提供することである。特に実務経験の長い従事者の間では、「社会福祉士の倫理綱領」等で謳われている「人権と社会正義」、「人間の尊厳」といった価値にかかわるディレンマに直面するなかで、「学び直し」によって政策提言や社会開発につなげたいという意向を持っている者が少なくない。

第二に、実践研究に取り組み自らの課題について、従事者の立場から根拠（エビデンス）をもとに社会に発信することである。ここでの実践研究とは「理論の具現化としての社会福祉実践の担い手である社会福祉専門職が自らの実践に学ぶことを前提として、言語化することを通して実践課題を明らかにし、日々のその実践を客観的に検証し、課題解決に臨み、知見を積み上げるなかで専門的知識と実践方法の統合と普遍化をめざす一連のまたは循環する取り組み」（日本社会福祉士会編『新 社会福祉援助の共通基盤 下』（第2版）中央法規、2009年、p.200）と定義される。このことは、自らの実践を言語化し、可視化することは、制度・政策の形成や社会に対する働きかけ（ソーシャルアクション）につながるものである。

第三に、社会福祉士の上位資格である認定社会福祉士、認定上級社会福祉士取得のための研修科目の開講である。同資格は社会福祉士の実践力を認定し、キャリアアップを支援する制度である。同資格の認定を受けるためには所定の研修の受講が必要であるが、現状では多くの研修を県外の研修実施機関（大学院等）で受講しなければならない。他大学院の中には研修実施団体となって、授業科目を同資格の研修科目としている例がある。本学でも研修の実施ができれば、県内における社会福祉士の同資格の取得促進に寄与することができる。

また、長野県内では福祉従事者による研究活動が盛んに行われている。例えば、社会福祉士の職能団体である公益社団法人長野県社会福祉士会では、毎年「**福祉まるごと学会**」（資料11）を開催しており、福祉施設・機関等に従事する社会福祉士による実践研究発表の場を設けている。2018年の「福祉まるごと学会」では計13本の研究発表があった。加えて、研究発表をまとめにあたり大学教員からの助言を求める要請もあり、同学会発表者を対象に本学教員が講師となって「**研究発表・まとめ方講座**」（資料11）を実施したところである。こうした現場レベルでの実践研究活動の継続と発展に寄与していくことは本学に対する強い社会的要請となっている。本学大学院の設置により、研究発表に取り組む福祉従事者が入学し、研究の方法やまとめ方を学ぶ機会を提供することができれば、現場レベルでの実践研究活動の質的向上、さらには福祉現場で直面する課題の解決により積極的に寄与することが可能となる。

以上のことを踏まえ、本学大学院においては、学部新卒者のみならず、卒業生や一般の社会人などのリカレント教育の機会を求める多様なニーズに積極的に対応する。

すなわち、社会人を中心に多くの人々に対し、実践経験を踏まえた問題意識による「学び直し」の機会を提供することで、地域の社会福祉実践水準の向上に貢献する。

ちなみに、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」（2008年7月14日）では、社会福祉学分野における大学院教育に関して「研究者養成としてだけでなく、高度専門職教育としても充実させることが求められている。とりわけスペシフィックな福祉課題への対応に関しては、ジェネラリストとしての福祉教育を中心とした学部教育には限界もあり、専門知識を究め、修士の学位を取得できる実践家の養成が必要である。」(p.5)と述べている。

本学では、こうした社会的要請に応えるべく、博士前期課程では主として所属施設・機関等における相談援助部門でリーダーシップを発揮できる従事者を養成し、博士後期課程では体系的な理論と実践経験に基づき人材を育成・指導できる従事者の養成を目指す。

② 発達支援学専攻への期待

発達支援の分野についても、上田市をはじめ長野県内や県外で活躍する卒業生の間で大学院設置に対する期待は大きい。別添の「学生確保の見通しと取組み」に収録するアンケート調査の結果にみる通り、福祉施設・機関や行政、NPO等に従事する卒業生のなかには、修士課程の設置を希望するものが一定数存在している。さらに、今回の構想に含まれていない博士課程の設置を希望する者もみられる。加えて、他大学の卒業者等であっても専門職に長期間従事してきた人々のなかには、専門的知識や技術の向上、上位資格の取得等によるキャリアアップの機会を希望する者が少なくない。本専攻では、それらソーシャルワーカーとして働く本学や他大学の卒業生に対して、学校教育の現場におけるスクールソーシャルワーカーの業務に関連した高度の知識と技能に関して教育指導を行うことにより、そのニーズに応えることができる。

近年、地域社会において発達支援に対するニーズが高まっている。「生涯発達」の視点から、一生涯を通して発達する存在として人間を考えるとき、乳幼児期から老年期までの発達段階に応じて、さまざまな支援が必要となる。少子高齢社会においては、子どもの虐待の防止や早期発見、発達障害への早期対応といった乳幼児期ならびに児童期の問題への対応が求められる一方で、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防が重要な課題である。そして、こうした課題への対応には、複数の学問領域の知見を兼ね備えた複眼的思考に基づいたアプローチが求められることが多い。すなわち、今や、発達支援の領域においては、どれか一つの領域の専門家であるということに加えて、他の関連領域の知識も兼ね備えた領域（分野）横断的な人材が求められている。

「領域（分野）横断的」な知識や技能を求められる専門職としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、さまざまな職種がある。例えば、乳幼児期であれば、保育士が、先に述べた児童虐待への対応や、発達障害の就学前の発見と対応ができるようになることが求められる。保育や幼児教育の現場において、保育や幼児教育の専門家が、子どもの虐待を早期発見し、適切に対応していくためには、虐待に関する法律や心理学などの専門知識も必要となる。つまり、保育や幼児教育の知識だけでなく、虐待に関する他領域の専門知識を学習し、その知識を保育園や幼稚園の現場で活かすことが求められる。

今日、わが国においては、児童期および青年期の心の問題に対応するために、学校教育についての十分な知識を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材育成が求められている。スクールカウンセラーは、単に心理的問題のアセスメントや支援に関する知識と技能を有するだけでなく、学校スタッフの一員ないし「チーム学校」の一員としての職責を果たすためには、学校教育に関する法律や制度、児童福祉に関連した法律や制度、ならびに学校における他の職種との連携のあり方についても事前に学んだ上で教育現場での心理臨床活動に臨むことが期待される。

これらの問題は、上田市ならびに長野県のみならずわが国全体で早急に対応すべき喫緊の課題である。本学では、こうした社会的要請に応えるべく大学院発達支援学専攻の修士課程では主として所属施設・機関等における相談援助部門でリーダーシップを発揮できる従事者を養成し、こうした課題の中でも、特に、乳幼児期から児童期、青年期までの問題に焦点を当てながら、大学院レベルの高度な学問的知識に基づいて地域社会のさまざまな課題の解決方法について考究する主体的な学修を通じて、これらの問題に対応できる専門職人材を育成することが本専攻を設置する目的である。

2 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

社会福祉学部を基礎とし、先に述べた総合福祉学研究科の構想のもとに、以下のように、社会福祉学専攻博士前期課程および博士後期課程、発達支援学専攻修士課程を設置する。

表3 研究科等の名称

研究科の名称	専攻の名称	学位の名称
総合福祉学研究科	社会福祉学専攻博士前期課程	修士（社会福祉学）
	社会福祉学専攻博士後期課程	博士（社会福祉学）
	発達支援学専攻修士課程	修士（発達支援学）

研究科ならびに各専攻の英訳名称は、以下の通りとする。

表4 研究科等の名称の英訳

研究科・専攻の名称	英訳
総合福祉学研究科	Graduate School of Comprehensive Studies of Social Polices and Services
社会福祉学専攻博士前期課程	Master Course of Social Welfare
社会福祉学専攻博士後期課程	Doctoral Course of Social Welfare
発達支援学専攻修士課程	Master Course of Human Development Services

3 教育課程の編成の考え方及び特色

3-1 総合福祉学研究科の特色

(1) 総合福祉学研究科の基本理念

1. 「高度創造デザイン社会」の創出

本学総合福祉学研究科においては、社会福祉を総合的に捉え、推進するという見地から、来るべき「高度創造デザイン社会」を支える理論知・実践知の探求、技術の開発、教育の進展を図り、少子高齢社会に生きる人々の安全・安心、福祉の実現に貢献する高度専門職業人の育成を目指す。

研究科の名称を「総合福祉学研究科」とするが、これは『高度創造デザイン社会』の創出』という長野大学ビジョンのもとに、それを可能にする多様な施策、活動、技術を研究開発し、教育することを目的とし、社会福祉のみならず多様な領域との連携、協働において、高度に専門的な活動に従事することのできる社会福祉専門職を養成することを目標とするからである。

長野大学ビジョンにおいては、「地域の未来を構想し、創造する『高度創造デザイン社会』の創出」を目標に掲げている。とりわけ研究面については、「地域を主題とする研究の深化と教育・地域活動への活用」を目指すものである。

ここで改めて長野大学ビジョンに掲げる目標の全体像を示しておきたい。長野大学における人材育成の目標は、以下の通りである。

- ① 少子高齢・人口減少社会における社会福祉制度や、社会的インフラ整備などの課題に対応して、人々が未来にわたって安心して暮らし活躍できる社会の構築に向けた研究を促進し、教育や地域活動に活かす
- ② 地球温暖化、エネルギー問題などに対応する循環型社会の形成や、環境・食・防災など安全安心な社会づくりに向け、住民の意識にも訴える研究を深化させ、教

育・地域活動に活かす

- ③ グローバル化、高度情報化、成熟化の進展に対応する産業・雇用・地域社会構造の変革に対する研究を深化させ、教育・地域活動に活かす
- ④ 地域産業の振興や新たな産業の創出に寄与する

2. 多分野横断的アプローチ

すなわち、総合福祉学研究科の趣旨は、社会福祉の今後を以上のような高度創造デザイン社会の創出という文脈のなかに位置づけ、その担い手となる有為の人材を教育し、育成するということである。社会福祉を軸にして表現すれば、社会福祉なるものをその周辺に位置し、密接に関連しあうさまざまな施策と関連づけながら、新たなりようを模索し、デザインし、創造することのできる人材の教育、育成といえばいいであろうか。そこでは、社会福祉を中心に据えた関連諸施策（政策・制度・支援活動）の分野横断的な連繋、協働、総合化などの概念が重要な意味をもつことになる。

図1 社会福祉の多分野横断的アプローチ

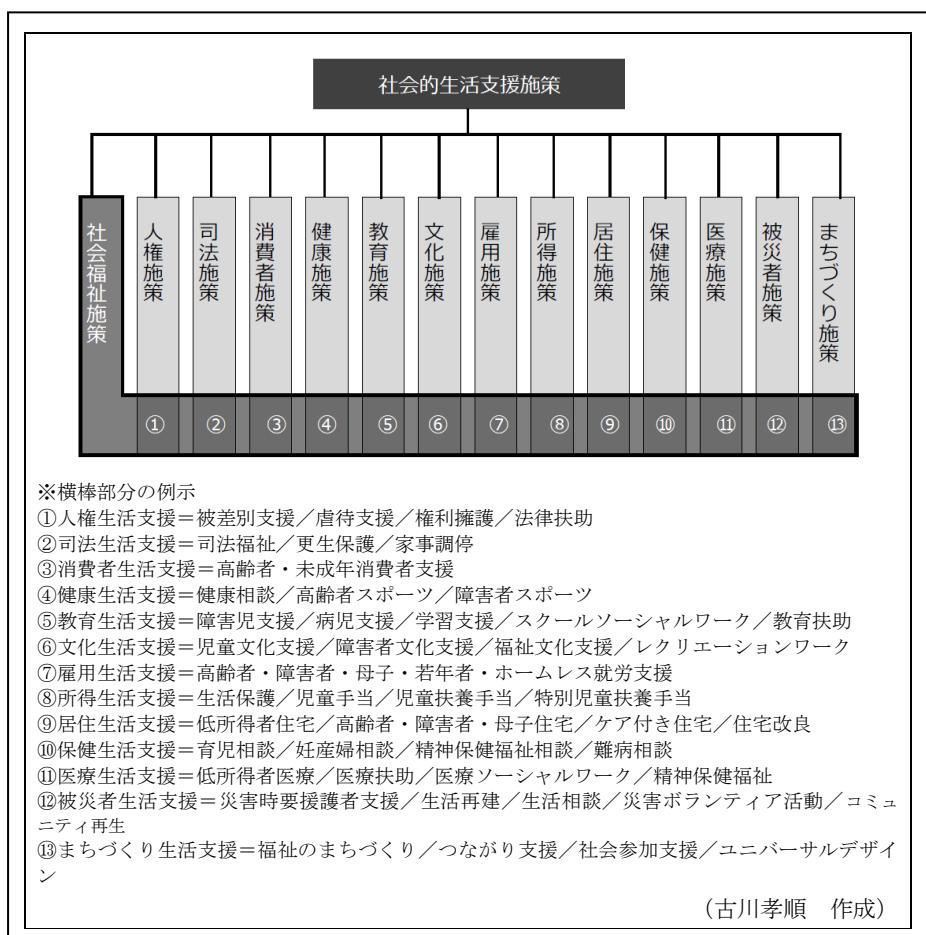


図1の「社会福祉の多分野横断的アプローチ」は、社会福祉を中心に、(a) 社会福祉の周辺にあって社会福祉と連繋や協働が期待される社会的施策群の範囲、名称と(b) 社会福祉とそれらの施策群の関係を示したものである。図1に示されているように、ここ10余年の間に、社会福祉は関連施策との領域横断的な連繋、協働、そして総合化が求められるようになってきた。典型的には、高齢者介護の世界における地域包括支援、非正規雇用の若者にたいするワンストップサービスなどが、それに該当する。地域包括支援においては社会福祉と医療保健、看護、住宅施策との連繋、協働、ワンストップサービスにおいては社会福祉と雇用、医療、住宅の連繋、協働が求められている。社会的排除、子どもや障害者の虐待、そして発達障害などにたいする支援においても、同様に社会福祉を中心に多施策間の多面的、多角的な連繋、協働、そしてそれら施策の総合的な運用が求められている。

総合福祉学研究科は、そのような社会的、実務的、実践的な要請に応えうる研究と教育をめざすものである。

3. 学際的総合科学的アプローチ

総合的な社会福祉の実現をめざす総合福祉学の前提となる「高度創造デザイン社会アプローチ」は、「持続可能社会」や「定常型社会」の実現を理念に、到来する人口減少社会化に対処して産業活動や生活水準の低下を一定の水準において抑止し、これからにあるべき社会、産業、文化、生活のありようを予測し、創造力を働かせ、必要となる知識や技術、施策や活動を予測し、デザインし、組み立て、実現することを目指す新たなアプローチのありようを意味している。

従来の科学、学問は、自然的な事物や社会的な事象について、それを構成する要素を観察、分析、同定し、それら要素間の関係や、それを規定し方向づけている諸条件を分析して、その論理やメカニズムを法則的なものとして抽出し、それらを体系的に整序するとともに、その成果としての理論を事物や事象に応用し、適用することによって、自然や社会にかかる課題や問題を解決し、あるいは新たな事物や事象を創出することを目的してきた。

これに対して、これから社会福祉を総合的な施策や実践活動として捉え、構築し、発展させるためには、社会のあらゆる領域において、事後的処理を迫られる以前に、あらかじめ解決すべき課題を予測し、設定し、あるいは起こりうる課題を想定し、それらの課題を構成する諸要素を分析し、そこに作用している諸要素とそれら要素間の、因果的諸関係を抽出し、課題の解決や解消、軽減緩和にあたるという設計科学（デザイン科学）的なアプローチが求められる。すなわち、一定の目標と手段、戦略、戦術のもとに、新しい社会に必要とされる知識や技術、施策や活動について、創造的なアイデア、構想を駆使し、その青写真を描き出し、具体化し、推進するという新たな科学のありようが不可欠とされる。

これまでも本学は、上田市を中心とする地域社会のなかにあって、大学を挙げて地域社会と連携し、地域社会に貢献する活動を展開する、地域社会とともにある大学であることを自らの課題としてきた。さらに、これからの大改革推進計画においては、そのような成果を継承しつつ、設計科学（デザイン科学）的アプローチを基軸として、地域社会に軸足を置きつつ、日本、そしてアジア、世界へと多重的、多層的に広がるコミュニティの存在を視野に入れた研究と教育のありようを追究する。本総合福祉学研究科は、そのような営みのなかで、総合的社会福祉の創造、構築、実現に寄与することを目指すものである。

さて、このように、総合福祉学研究科は、その基本的視点として、活用する学際的諸科学（学問）の多元性と融合性を重視する。研究・教育の対象領域となる地域社会は、それ自体として多層的、多次元的に構成されている。このため、地域社会の諸課題をあらかじめ設定し、適切に対処するには既成の学問分野のいづれか一つに依拠するだけでは不十分であり、課題の内容によって関連する複数の科学を学際的に動員し、活用しなければならない。その際、関連する諸科学を単に加算するという手法では不十分であり、社会福祉学を基軸としながら総合科学的、さらには融合科学的なアプローチへの発展が求められる。

改めて思い起こせば、社会福祉学なかでもわが国における社会福祉学は、その形成の過程において、社会学、経済学、政治学、教育学、心理学などの人文社会科学、さらには医学、看護学、工学、建築学などの理系科学を援用する領域、そのような諸科学の応用領域として、学際科学的に発展してきたという経緯をもっている。そして、近年、そこに関連する諸科学の範囲はさらに拡大しつつある。**図2の「学際的総合科学的アプローチ」**は、そのような社会福祉学の状況を図式的に示したものである。

図2の外縁には、哲学を始めとして、時計回りに多様な科学が示されている。もとより、それぞれの科学は、それぞれに独自の対象領域と研究の方法をもつが、すでに一部の科学は社会福祉をみずから研究領域（応用領域）として位置づけている。例えば、福祉社会学、福祉政治（学）、社会保障法学、福祉工学、教育福祉（学）、福祉心理学などのように、社会福祉とそれぞの科学の交錯するところを一つの研究領域として位置づけている諸科学が存在する。逆に、社会福祉学は、みずからを発展させる過程において、関連する科学を積極的に援用し、内側に取り込んできた。

もとより、社会福祉学の研究が図2に取りあげるような関連する諸科学のすべてを援用し、取り込まなければならないというわけではない。逆に、社会福祉学には、自らを発展させようとすればそれだけ、諸科学の成果を援用し、あるいはそれをみずから的一部分として取り込むにあたって、その基準、核となるべき原理論の創出が必要とされる。諸科学の成果を援用し、それらを取り込む場合にも、社会福祉学を構成する対象論、政策過程論、運営過程論、援助過程論というそれぞれの領域において、連繋、協働し、援用する科学の種類はおのずと異なったものとなる。

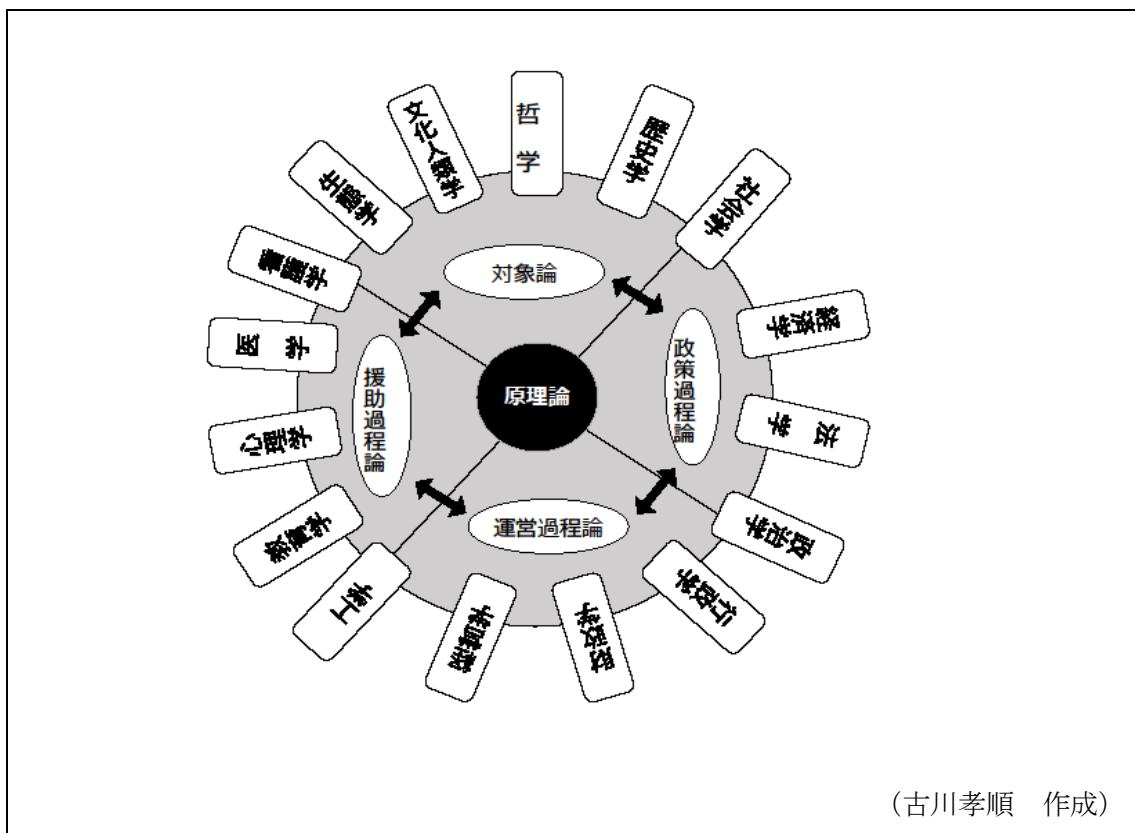
その意味では、社会福祉学は、図2に示したような関連諸科学の単なる総和として成り立つというわけではない。社会福祉学は、そのめざすところを追求し、達成するために関連する諸科学を学際的に援用する科学でありながら、そこで創造される知見や技術を一つの科学の領域として系統化し、体系化することを目指す原理論の体系を核心に据える総合科学さらには融合科学として、発展させられなければならないのである。

こうして、社会福祉学は、関連する諸科学の研究方法や知見、技術を援用し、そこにうみだされる学際的な成果を内面化、系統化し、総合化することによって成り立つ総合科学、さらには融合科学として体系化され、理論化されることめざす一箇の固有な科学として構想される。

以上は、社会福祉学が学際科学的な側面をもちつつも、単なる既成科学の応用領域であることを超え、総合科学さらに融合科学としての発展が期待されるようになっていることの再確認である。

加えて、科学方法論的にみた社会福祉学の性格に言及しておきたい。すなわち、社会福祉学には、規範科学、分析科学、設計科学、そして実践科学としての側面が存在する。これらの社会福祉学のもつ多様な側面のうち、どこに重点を置いた専門職活動や研究教育活動を選択するかは、個々人の選択であるが、社会福祉学の科学としての性格について理解を深めることは不可欠の要件である。

図2 学際的総合科学的アプローチ



社会福祉学の基軸はなによりも設計科学、そして実践科学としての側面にある。社会福祉学は、生活上にさまざまなリスクや不安定、困難、障害などの諸問題をもつ人びとに働きかけ、その自立的な生活の安心、安全、安寧、人格の尊厳、人権保障などの一定の規範的価値（社会福祉施策の目的・目標）を確保し、維持、促進することを目的に展開される多様な施策、より具体的には、多様な社会福祉の政策と制度、そして援助（活動）を研究の対象とし、その改善や改良、さらには新たな政策の企画、立案、法令化を課題とする科学である。社会福祉学は、その意味において設計（デザイン）科学、そして実践科学としての側面が基軸となる。

しかしながら、社会福祉の目的に沿う政策、制度を設計し、援助活動によってそれを実現するためには、政策、制度の課題になる多様で複雑な生活問題の状況や援助の過程やそこで起こっている難問についての冷静で客観的な分析を行うことが求められる。その意味において、社会福祉学には分析科学的な側面が不可欠とされる。そして、これら社会福祉学の設計科学的、実践科学的、分析科学的な側面の基底にあって、全体を支えているのが、社会福祉の価値、理念、目標を論じる規範科学としての社会福祉学である

近年のドラマティックな社会変動のなかでますます多用化し、複雑化、高次化する社会福祉、その多様な課題状況や援助の実態やそこでの問題点を的確に把握し、それ

らに対応する処方箋、政策や制度、援助の方法について研究教育するためには、高度に理論的、分析的な知識や技術、それらを駆使した思考が必要とされる。しかしながら、このような社会福祉学の課題に接近するためには理論志向の研究者だけでは不十分である。社会福祉の課題状況や援助の過程に深く身を置いた経験をもち、それらの状況や課程を知悉する実務経験研究者との協力、協働が不可欠となる。

こうして、これから社会福祉学にかかる大学院の教育研究においては、多施策横断的な視点と枠組のもとに、関連する諸科学を活用し、政策や制度のみならず、援助の実務的な側面まで、総合的に考察し、政策と制度、援助のありようを視野に入れる総合的なアプローチを駆使する教育研究の課程、そしてそれを支える教員組織が不可欠とされるのである。

これまで述べてきた総合福祉学の考え方を踏まえ、以下、総合福祉学研究科の構成、研究科に共通する院生の学位授与の基本的な方針、教育方針、受け入れ方針、教育課程の構造の骨格を示し、ついで社会福祉学専攻博士前期課程、同後期課程、発達支援学専攻修士課程の順に、それぞれの専攻、課程の理念、教育課程、指導方法等について明らかにする。

(2) 総合福祉学研究科の構成

1. 2専攻による組み立て

まず、図3に従って、総合福祉学研究科に社会福祉学専攻と発達支援学専攻の2専攻を設置する理由、目的等について説明する。

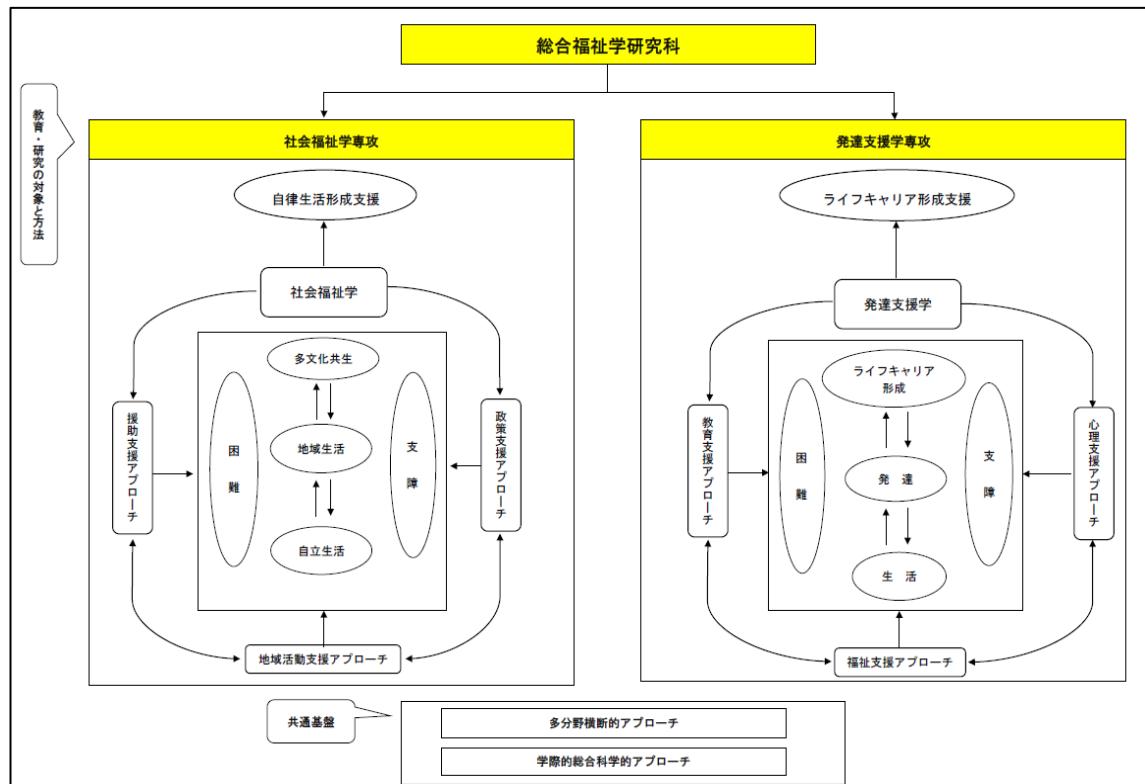
図3は、総合福祉学研究科の組み立て、構成する専攻の特色を概括的に示したものである。2つの専攻を別々に組み立てる要素は、図3に示すように、「多分野横断的アプローチ」「学際的総合的科学的アプローチ」という共通基盤を要素の一つとして入れれば、社会福祉の対象である「問題・課題」の性質、それを教育研究するアプローチ（教育研究の方法）違いからなる3通りの要素である。

周知のように、わが国の社会福祉学においては、これまで対象となる利用者の属性、あるいは社会的問題、生活問題、ニーズ、最近でいえば社会的バルネラビリティなどの社会福祉を必要とする問題状況や解決課題の特徴などによって、生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの分野論あるいは領域論を組み立て、教育研究を推進してきた。

近年、社会福祉を必要とする問題状況や解決課題はますます多様性、複雑性を増してきている。とはいえ、そのすべてを教育研究の対象として網羅することは現実的とはいえない。このため、まず社会福祉学専攻においては、教育研究の対象をゆるやかに焦点化し、多様な問題状況、課題状況のうちから「自立生活の困難・支障」「地域生活の困難・支障」「多文化共生の困難・支障」という3通りの領域に絞り込んで取り組むことにした。他方、発達支援学専攻のねらいは、児童福祉を起点

としつつも、子どもたちの「生活の困難・支障」「発達の困難・支障」「ライフキャリア形成の困難・支障」を教育研究の対象として設定し、これまで制度的に区分され、個別に対応してきた心理領域や教育領域との連携、協働、さらには総合をめざした教育研究を推進することにある。

図3 長野大学大学院 総合福祉学研究科 概念図



子どもの発達や生活にかかる困難や支障は、子どもが成長の過程にあること、成長の過程が現在の問題であると同時に子どもの将来における生活のありように関わっているということ、子ども自身の問題状況であると同時に、家族の問題、地域社会の問題、学校の問題であり、それらが密接に結びつき、複雑に入り組んでいる高度に複雑な問題状況であるところに特徴がある。さらに、子どもの発達や生活にかかる困難や支障は、そのことにおいて、成人や高齢者の生活にかかる困難や障害とは異なり、別個に取り扱うべき、あるいは別個に取り扱うことによって事柄の本質に触れることが可能となる。

次ぎに、教育研究のアプローチという観点からいえば、社会福祉学専攻の特徴は、〔政策支援アプローチ〕〔援助支援アプローチ〕〔地域活動支援アプローチ〕の統合的な適用をめざすことになる。政策支援アプローチは、伝統的な用語でいえば政策論的アプローチ、援助支援アプローチはソーシャルワークである。「地域活動支援アプローチ」は地域福祉論ということになろう。それぞれの個別のアプローチ

チに焦点化し、その充実をはかるという進め方も十分に意味あることである。しかし、本社会福祉学専攻のねらいは、むしろ、政策支援アプローチと援助支援アプローチを地域活動支援アプローチを核として統合し、総合的なアプローチとして発展させるところにある。

他方、発達支援学専攻における教育研究方法の特徴は、従来別々の領域として取り扱われてきた心理支援アプローチ、教育支援アプローチを、福祉支援アプローチを基軸にして統合し、内在的に関連づけ、新たな専門的支援の領域、方法として発展させることにある。発達支援学専攻のねらいは、そのようなアプローチを発達支援学として開発し、近年一層多様化、複合化、高度化の傾向をみせる子どもの生活、発達に関わる諸問題に効果的に対応し、子ども期の問題が青年期、成人期のライフキャリア形成に不適切な痕跡を残すことがないように、子どもたちや家族支援することにある。

2. 社会福祉学専攻

社会福祉学専攻の基礎学科は、これまで社会福祉学部において推進してきた社会福祉コース、発達支援コース（旧福祉教育コース）、福祉心理コースのうち、社会福祉コースである。社会福祉学専攻は社会福祉コースに焦点化して学修してきた学生を受け入れ、多分野横断的アプローチ、学際的総合科学的アプローチを不可欠とする社会福祉（学）についての知識や技術を体系的、系統的に深めさせ、専門的職業人、教育研究職従事者を育成することをめざすものである（専攻と学部との関係については、7の「基礎となる学部との関係」を参照）。

さて、社会福祉学専攻において、教育研究の対象を構成する問題や課題のうち「自立生活の困難・支障」は、伝統的に社会福祉の核をなす貧困問題、近年のホームレス、ワーキングプア、自立生活の困難などの問題である。「地域生活の困難・支障」は、高齢者、障害者、さらには近年の理念では、子どもを含め、地域社会における生活が困難な人びとや家族の問題である。「多文化共生の困難・支障」には、外国籍のインバウンドの人びとの生活の問題を含め、被差別問題、障害者文化、刑余者の地域生活適応問題、セクシュアルマイノリティ問題など多様な問題が含まれている。

「自立生活の困難・支障」「地域生活の困難・支障」「多文化共生の困難・支障」それぞれをとっても、一様に多様性、複雑性に富み、広い範囲に及ぶ問題、課題が含まれている。それに対応する政策支援、援助支援、地域活動支援の方策についてもさまざまに開発され、多様化されてきている。しかし、必ずしも十分な成果を上げているとはいえない。人びとが直面している困難や支障の背景、原因、必要な対応策のありようを探求しつつ、現代に生きるすべての人びとが、地域社会において、状況に応じて所得保障、福祉サービスを利用しつつも、みずからの意志にもと

づいて営まれる生活、自律生活を支援する方策を開発し、院生にそれを適用する力量を修得させること、それが社会福祉学専攻の最終的なねらいとなる。

このような問題や課題の状況、またそれに対応すべき政策や援助の状況において、社会福祉学専攻において教育研究を担当する教員は、それぞれの専門とする研究の分野、領域を通じて、院生の学修を支援する。博士前期課程においては、社会福祉や関連する専門的職業の領域において自立的かつ自律的な活動を行なうにあたって必要とされる知識や技術を修得し、さらには当該業務に関連する新たな知識や技術を改善し、開発する能力を修得する過程を支援する。博士後期課程においては、院生が社会福祉や関連する専門的職業、教育研究の場において先導的、開発的、管理的な役割を担う能力を修得することを支援する。また、院生が長年の経験を通じて蓄積してきた専門的な知識や技術を整理し、系統化し、客観的な成果としてまとめあげる過程を支援し、社会福祉実践や社会福祉学会に寄与する機会を提供する。

すなわち、人材育成という観点から再言すれば、社会福祉学専攻のねらいは、従来の社会福祉の専門職や教育研究職に求められる基本的な資質を基本に、地域社会をベースに展開されるこれからの中社会福祉支援を行い、多角的多面的にコミュニケーションソーシャルワークを展開できる資質を有する各種の専門職、そしてそれを支える教育研究職の従事者を育成することにある。

3. 発達支援学専攻

発達支援学専攻の基礎学科は、これまで社会福祉学部において推進してきた社会福祉コース、発達支援コース（従来は福祉教育コース）、福祉心理コースである。発達支援学専攻は、これら3コースのいずれかに焦点化して学修してきた学生を受け入れ、社会福祉福祉（児童福祉）、教育、心理それぞれについての知識や技術を体系的、系統的に深めさせるとともに、子どもの問題を対象領域として、3領域の統合、総合をはかり、発達支援という新しい領域における専門的職業人、教育研究職従事者を育成することをめざすものである（専攻と学部との関係については7の「基礎となる学部との関係」を参照）。なお、発達支援コースは、従来教職等の教育や保育の分野に焦点化していた福祉教育コースを当初より発達支援を学修するコースとして再設定したものであり、過年度生、卒業生は福祉教育コースの履修者となる。将来的には、発達支援コース履修者の進学が期待される。

さて、発達支援学専攻が教育研究の対象として設定している問題や課題の状況は、総じていえば、子どもの発達や生活にかかる困難や支障であって、かつ専門的な支援を必要としている状況である。

こうした子どもの発達や生活に関する問題は、これまで社会福祉学の一分野、領域としての児童福祉学、子ども期の心理問題を中心とする心理学、学校教育の課題

や不適応を扱う教育学を中心に、個別の学問領域、かつ実践の領域として取り扱われてきた。しかし、近年の虐待問題、不登校（ひきこもり）問題、発達障害問題などにみられるように、多様かつ複合的な性格の強い子ども期の発達問題や生活問題は、社会福祉学を基盤にする福祉支援アプローチ、心理学を基盤とする心理支援アプローチ、教育学を基盤とする教育支援アプローチの観点に立つ個別研究やその総和として捉える方法では不十分であることが明らかになってきた。発達支援学専攻は、子どもの発達や生活に関わる諸問題を、個別領域の垣根を克服し、相互浸透的な観点からトータルに捉え、かつそれを踏まえたより適切な支援の方法を探求し、開発することをめざすものである。

発達支援学専攻においては、当初からそのような発達支援学の学修を希望する院生を中心にながら広く以下のような院生を受け入れ、学修を支援する。(1)福祉支援領域の職務経験者であって、心理支援、教育支援に関わる知識や技術を希望する院生。(2)心理支援領域の職務経験者であって、教育支援、福祉支援に関わる知識や技術を希望する院生。(3)教育支援領域の職務経験者であって、福祉支援、心理支援に関わる知識や技術を希望する院生。これらの院生にたいして、発達支援領域において必要とされる知識と技術を修得し、さらには当該する業務に関連する既存の知識や技術を改善し、新たな知識や技術を開発する能力を修得する過程を支援することをめざす。

ここでも人材育成という観点から再言すれば、発達支援学専攻のねらいは、従来の子ども支援の各種の専門職や教育研究職に求められる基本的な資質を基本に、福祉支援、心理支援、教育支援を統合し、総合化して展開されるこれからの発達支援の領域を担い、展開できる資質を有する各種の専門職、そしてそれを支える教育研究職の従事者を育成することにある。

（3）教育研究の位置づけと到達レベル

長野大学大学院総合福祉学研究科における3つの方針、すなわちディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定するにあたり、その前提として、学部を含め、研究科博士前期課程（ないし修士課程）、博士後期課程における教育研究の位置づけ、及び到達レベルを、以下のように設定する。総合福祉学研究科の構想に即していえば、社会福祉学専攻博士前期課程と発達支援学専攻修士課程となる。

加えて、それぞれのレベルについて研究教育の課題を設定する。研究教育の課題は同時に評価のインデックスでもある。

1. 学部レベルの課題

＜教育研究の位置づけ＞

- 1) 学部レベルにおける教育研究は、高等学校を卒業した学生を受け入れ、一般的

教養ならびに専門的な知識や技術に関する教育研究を行い、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、児童指導員、保育士、福祉科教員、心理関係職などの資格を取得することにより、社会福祉の相談機関、サービス提供機関、施設、病院、学校などにおいて各種の専門的な職業に従事することを可能とする資質を修得させることを目的とする。

- 2) 学部において、設定された教育課程に所定の年限在籍し、所定の科目を履修し、必要とされる単位を修得した学生について、学士の称号を授与するものとする。

<到達水準>

専門的職業活動を支える知識や技術について、一定の妥当性、有効性、信頼性をもつことが確認されている既存の標準的な知識や技術を系統的に的確に理解、修得し、現実の課題状況に適切に適用し、成果をあげることが可能なレベルに到達していることが求められる。

<研究教育の課題>

- 1) 社会福祉学並びに関連して必要とされる科学の領域について、標準的かつ系統的な知識や技術を的確に理解し、修得していることが課題となる。
- 2) 修得した知識や技術を応用して、新しい知識を取得し、あるいは、実践的な成果をもたらすことができることが課題となる。
- 3) 新たに修得した知識や実践によって修得した経験を、系統的に整理し、つぎの段階の知識や技術の習得や応用に発展させることができることが課題となる。

2. 修士課程レベルの課題

<教育研究の位置づけ>

- 1) 修士課程における教育研究は、学士課程を修了した者ならびにそれと同等の能力をもつと認められる者を受け入れ、社会福祉の相談機関、サービス提供機関、施設、病院、中高等学校、特別支援学校、大学、研究機関などの各種の専門的な職域において中核的役割を担う専門職業従事者に求められる知識や技術を修得させることを目的とする。加えて、みずから専門職業従事者あるいは教育研究従事者としての能力を継続的に改善開発し、向上させ続けることのできる研究能力を修得させることを目的とする。
- 2) 修士課程において、設定された教育課程に所定の年限在籍し、所定の科目を履修し、必要とされる単位を修得するとともに、修士論文を提出し、学位審査において修士学位の資格を認められた院生について、修士の称号を授与する。

<到達水準>

既存の標準的とされる知識や技術の体系のみならず、いくつかの異なる立場をとる知識や技術の有効性、適用の可能性についても批判的に検証し、その手続きと

結果にもとづき、自立的かつ自律的に適用すべき知識や技術を選択し、あるいはそれらに改善を加えて適用し、それぞれの研究領域において、新たな事実の発見、知識の創造、技術の改善をなし遂げることが可能なレベルに到達することが求められる。

また、このレベルにおいては、みずからの依拠する社会福祉学ないし関連する科学を機軸に、隣接する多様な専門職従事者と連携し、協働して課題に取り組み、成果をあげるうえで必要とされる知識や技術を修得していることが期待される。

＜研究教育の課題＞

- 1) 社会福祉学並びに関連して必要とされる科学の領域において、一般的に提供されている知識や技術について批判的に比較考量し、みずからの研究や実践活動に必要とされる知識や技術を修得していることが課題となる。
- 2) みずからの研究や実践に必要とされる視点や枠組について、一定の整理がなれていることが課題となる。
- 3) みずからの研究や実践に必要とされる資料やデータについて、的確に収集し、分析するとともに、その成果を系統化し、体系化する能力を修得していることが課題となる。

3. 博士後期課程レベルの課題

＜教育研究の位置づけ＞

- 1) 博士後期課程における教育研究は、博士前期課程ないし修士課程を修了した者ならびにそれと同等の能力をもつと認められる者を受け入れ、社会福祉の相談機関、サービス提供機関、施設、大学、研究機関などの各種の専門的な職域において指導的、先導的な役割を担う専門職業従事者や研究教育者に求められる知識や技術を修得させるとともに、専門職業従事者あるいは教育研究従事者としての国内外の社会福祉実践、社会福祉学会の発展に寄与することのできる研究能力を修得させることを目的とする。

また、長期にわたり専門職従事者、あるいは教育研究従事者として大きな足跡を残してきた人びとに、みずからの活動業績を研究業績として整理し、体系化し、客觀化するうえで必要とされる研究方法論を修得する場として、社会福祉実践、社会福祉学会の発展に寄与する成果をまとめあげる機会を提供することを目的とする。

- 2) 博士後期課程において、設定された教育課程に所定の年限在籍し、所定の科目を履修し、必要とされる単位を修得するとともに、博士論文を提出し、学位審査において博士学位の資格を認められた院生について、博士の称号を授与する。

＜到達水準＞

先行する社会福祉学や関連する諸科学、実践領域に関する研究や海外における同

様の研究との理論的な比較考量などを通じて、あるいは社会福祉ないし関連する専門職業活動における経験の蓄積を踏まえ、専門職業活動における知識や技術を新たに開発、体系化し、あるいはそのための指針となる社会福祉学それ自体の発展につながる歴史的、理論的な事実の発見、視点や枠組等研究方法の開発、理論体系の精緻化などを通じて、社会福祉や関連する領域における理論的な研究教育活動あるいは専門職業活動に貢献し、社会福祉学の創造的な発展に寄与することが可能なレベルに到達することが期待される。

＜研究教育の課題＞

- 1) みずからの研究や実践の課題に関わって、独自の視点や枠組を構築していることが課題となる。
- 2) みずからの研究や実践の課題に関わって、同僚による第三者評価、自己の研究や実践についての位置づけを客観的に理解し、適切な自己評価ができていることが課題となる。
- 3) みずからの研究成果を系統的、体系的な成果物としてまとめ上げる構想力、構築力を習得していることが課題となる。
- 4) 研究の成果が、研究の方法、新たな事実の発見、理論体系の提示など、社会福祉学や関連する学会、学界にたいして一定のインパクトを与える成果になっていることが課題となる。

(4) 総合福祉学研究科の3つの方針

以上、これまで述べてきた総合福祉学の基本的な考え方、研究科の構成、社会福祉学専攻、発達支援学専攻において育成しようとする人材像、各専攻課程の教育研究上の位置づけ、到達レベルを踏まえ、まず総合福祉学研究科全体としての院生の受け入れ、教育、学位授与の基本的な方針（3つのポリシー）並びに教育課程の構造の骨格を示し、ついで社会福祉学専攻博士前期課程、同後期課程、発達支援学専攻修士課程それぞれの理念、教育課程、指導方法等について明らかにする。

1) 社会福祉学専攻博士前期課程並びに発達支援学専攻修士課程の3つのポリシー —基本的骨格—

まず、総合福祉学研究科の社会福祉学専攻博士前期課程と発達支援学専攻修士課程における3つのポリシーについて概括的に示しておきたい。3つのポリシーの基本的骨格は**表5、表6、表7**に見る通りとおりである。

①アドミッション・ポリシーの基本的骨格：前期課程・修士課程

表5 総合福祉学研究科の3つのアドミッション・ポリシーの基本的骨格：前期課程・修士課程

1. 受け入れの基本方針	学部レベルの標準的な社会福祉や関連する領域についての知識と技術に一定の理解を持つ者、ならびに一定の社会福祉や隣接領域における実践経験を持ち、より高次の社会福祉、発達支援にかかる知識と技術の修得を希望する者を受け入れ、教育研究者ないし高度の専門職従事者として育成する。
2. 受け入れの資質	社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし高度の専門職として仕事を行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持っている。
3. 受け入れの特性	社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし高度の専門職になることをめざす強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて力を惜しまない者であること。
4. 受け入れの類型	学部卒業者またはこれに準じる者、もしくは22歳以上で、学部卒業者と同等の学力、あるいは社会福祉ないし関連領域において3年以上の実務経験を有する者。

②カリキュラム・ポリシーの基本的骨格：前期課程・修士課程

表6 総合福祉学研究科のカリキュラム・ポリシーの基本的骨格一：前期課程・修士課程

1. 教育の基本方針	講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉ないし発達支援に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。
2. 教育のねらい	カリキュラムは基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。
3. 修得すべき知識と技能	修得すべき知識と技能は、教育研究者と専門職従事者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉ないし発達支援に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。他方、専門職の場合、志望する職域によって

	も異なるが、共通していえることは、所与の業務を自分自身の判断と責任にもとづいて推進する専門的能力を修得することである。さらに、専門職の場合には、社会福祉の政策と制度、援助活動の改善・改良、新たな政策の企画・立案・法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、修士学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等とともに、教育課程を検証する。
4. 学修者の類型	研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心指導する。

③ディプロマ・ポリシーの基本的骨格：前期課程、修士課程

表7 総合福祉学研究科のディプロマ・ポリシーの基本的骨格：前期課程、修士課程

1. 学位授与の基本方針	教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者となるうえで必要とされる知識・技術、研究方法を修得し、修士学位論文を作成するにあたっては社会福祉ないし発達支援や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。
2. 学位取得者の資質	社会福祉や発達支援の領域について研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を有し、また修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。
3. 学位取得者の特性	社会福祉や発達支援の領域の教育研究者や自立した専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。
4. 学位取得者の類型	福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、地域包括ケア機関、地域支援活動等の各種社会福祉、発達支援にかかる専門職、関連行政の担当者、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員

従来、大学院研究科の存在は、それぞれの領域におけるエリート養成、担当教員のレベルでいえば、後継者の養成機関として位置づけられてきた。また、その陰において学部卒業時に希望する就職先を確保できず、翌年度のチャンスに期待する学生の退避所として利用されてきたことも否定し難いところであろう。

総合福祉学研究科の目的は、エリートの養成や就職活動のための待避所の提供ではない。社会福祉（ソーシャルワーク）の領域における専門職従事者は、アメリカにおいてはむろんのこと、わが国においても、修士課程修了者レベルの資質の者とみなす見解が一般化してきている。社会福祉の領域における国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士国家試験の合格者は実質的に社会福祉や関連領域における大学院前期（修士）課程の修了者のレベルか、ところによってはそれ以上のレベルになりつつある。介護領域におけるケアマネージャーや保育士についてもそれに近い。発達支援学領域の児童福祉司、児童心理司、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、小中学校・特別支援学校教員、児童指導員等についても同様である。

総合福祉学研究科前期（修士）課程においては、端的にいえば、このような状況を踏まえ、学部レベルの標準的な社会福祉や発達支援にかかる領域の知識や技術の修得をやや超えるレベルの資質をもつ学卒者や社会人を受け入れ、大学・短期大学・専門学校等の養成機関や研究機関での教育研究職、一定の自律性をもって活動する社会福祉、発達支援領域の専門職を育成することを目的とする。

2) 社会福祉学専攻博士後期課程の3つのポリシー —基本的骨格—

つぎに社会福祉学専攻博士後期課程の3つのポリシーを取りあげる。**表8、表9、表10**を参照されたい。

①アドミッション・ポリシーの基本的骨格：後期課程

表8 総合福祉学研究科のアドミッション・ポリシーの基本的骨格－：後期課程

1. 受け入れの基本方針	修士レベルの標準的な社会福祉や関連する領域についての知識と技術に一定の理解と研究能力を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし自立した指導的専門的能力と後進を育成する能力を有する専門職従事者に育成する。
2. 受け入れの資質	社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職として活動するうえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を有していること。
3. 受け入れの特性	社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職になることをめざすだけの強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて努力を惜しまない者。

4. 受け入れの類型	修士課程修了者またはこれに準じる者、もしくは24歳以上で、修士課程修了者と同等の学力、あるいは社会福祉ないし関連領域において10年以上の実務経験を有する者。
------------	--------------------------------------------------------------------------------

②カリキュラム・ポリシーの基本的骨格：後期課程

表9 総合福祉学研究科のカリキュラム・ポリシーの基本的骨格一：後期課程

1. 教育の基本方針	講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。
2. 教育のねらい	全体を基盤部門、展開部門、コースプロジェクト部門、論文指導部門の4部門から構成する。基盤部門では社会福祉の諸理論などを歴史的・理論的に学習するとともに演習を必修とし、研究対象に応じて展開部門の講義科目、プロジェクトを選択し学修する。論文指導により、教育研究者ないし高度の自立しかつ指導的な専門職従事者に不可欠とされ研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を実践的に修得することができる。
3. 修得すべき知識と技能	修得すべき知識と技能は、教育研究者と専門職従事者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。他方、専門職の場合、志望する職域によっても異なる。しかし、共通していえることは、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいて推進するに必要な能力を修得することである。さらに、社会福祉の政策・制度、援助活動の改善・改良、新たな政策の企画・立案、法令化に関わる管理的活動を行う能力を修得することである。
4. 学修者の類型	研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には自らの研究の課題に関わる独自の視点や枠組の構築に向けた指導を行う。実践志向の受講生には自らの研究や実践の課題に関わって、同僚による第三者評価、自己の研究や実践についての位置づけを客観的に理解し、適切な自己評価ができるよう指導する。

③ディプロマ・ポリシーの基本的骨格：後期課程

表10 総合福祉学研究科のディプロマ・ポリシーの基本的骨格一：後期課程

1. 学位授与の基本方針	社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した指導的専門職従事者に期待される知識・技術、研究方法を修得し、博士学位論文を作成するにあたっては社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれているのみならず、当該分野の学術研究を推進できる独創的な研究成果となる論文を提出すること。
2. 学位取得者の資質	社会福祉や関連領域について博士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を構築するとともに、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を発揮していること。
3. 学位取得者の特性	社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した指導的専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種内の指導的管理者、関連する他の職種の専門職を含む多職種チームのリーダーとして活動できる資質を修得していること。
4. 学位取得者の類型	社会福祉協議会、地域包括ケア機関、地域活動を推進するNPO団体等の各種機関、施設、団体に所属する社会福祉の管理的専門職、関連行政の企画立案担当者、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の指導的研究員

後期課程においては、修士の学位を有する者、あるいはそれと同等の研究能力と実績を有する者を受け入れる。後期課程の目的は、そのことを前提に、大学・短期大学・専門学校等の養成機関や研究機関において学会をリードするような先端的な活動に従事する教育研究職、一定の自立性を持って社会福祉や関連領域において中心的、管理的活動を行う専門職、を育成することを目的とする。このため、後期課程においては、単に先行研究をレビューするのみならず、それを素材に独自の、先端的な研究視点や枠組を構築し、得られた研究の成果を体系化、理論化し、学会に問うことのできる資質の修得を課題とする。後期課程の院生には、そのような研究方法による成果を博士学位論文としてとりまとめ、著書として公刊することが求められる。

総合福祉学研究科における3つのポリシーの骨格は以上の通りであるが、これを踏まえる社会福祉学専攻博士前期課程、発達支援学専攻修士課程、社会福祉学専攻博士後

期課程のポリシーについては、それぞれの課程について記述する部分において改めて記述することになる（**43ページ～**）。

（5）総合福祉学研究科教育課程の基本構造

これまで言及してきた社会福祉の総合的、分野（領域）横断的な性格、それに照応する社会福祉学の学際科学的、総合科学的な性格、科学方法論的な特質を踏まえ、社会福祉学専攻博士前期課程及び、発達支援学専攻修士課程と社会福祉学専攻博士後期課程に分けて教育課程の基本構造の概要について明らかにする。それぞれの課程の具体的な教育課程の内容については別項において言及する。

1. 社会福祉学専攻博士前期課程及び発達支援学専攻修士課程

社会福祉学専攻博士前期課程及び発達支援学専攻修士課程においては、学部において社会福祉学ないし発達支援学について標準的な知識や技術を修得した者、あるいは学部修了後、社会福祉ないしその近接領域において一定期間の実践経験をもつ者を受け入れ、教育研究者、将来の自立的かつ自律的な専門職従事者をめざすキャリア形成の起点となる教育研究者、専門職従事者としての視点と枠組、知識や技術、姿勢や倫理を修得させるため、「**総合福祉学研究科教育課程の基本構造：前期課程**」（資料12）に示すような教育課程を設定する。

総合福祉学研究科の前期課程においては、先に示した本研究科における教育研究の位置付け、到達水準、研究科の構成をもとに、教育課程の全体を基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門の4部門から構成する。このうち、基盤部門は、原理論科目、研究方法論科目、演習科目から構成する。原理論科目においては、現代社会における社会福祉の歴史、存立の根拠と基盤、政策過程、運営過程から援助過程にいたる施策体系、援助方法論などその全体像を歴史的、理論的に理解するために必要とされる視点と枠組について、研究史や先端的な研究にも触れながら講述する。

研究方法論科目においては、原理論科目や社会福祉の分野や各論の研究を支える研究の方法論がどのようなものかを具体的に講述しながら、研究課題（テーマ）の見つけ方、設定の仕方、研究の手順、方策など研究の進め方、調査計画の立案の仕方について講述する。社会福祉は、前述したように、規範科学、設計科学、実践科学的な側面をもつことから、初心者の研究においては、短兵急な政策の批判や提言や実践方法の提起になりやすい。実務経験者の場合には、経験主義的な問題提起になりやすい。その危険性を回避するためには、分析科学的な現状の把握、議論や問題提起におけるエビデンスの重要性と意義、その分析方法や取得方法、社会調査の進め方などについての学修が重要となる。

演習科目は、原理論科目や研究方法論科目において課題としたことを、院生それぞ

れの研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、成果の報告を素材に、担当者や受講者による双方向的な議論を展開することによって、理解し、受講者自身の研究課題の設定、必要な視点と枠組の吟味、研究の手順や方策を修得することを目的とする。

展開部門は、横割り科目群と縦割り科目群から構成される。演習科目を別にして、基盤部門においては、その性格からして、社会福祉を全体として捉え、その内容や研究方法を考察することになる。そのため、展開部門では、政策過程、運営過程、援助過程など社会福祉のレベル別、対象（利用者）別ないし分野別の課題やそれに関わる議論に焦点化する。展開部門のうち横割り科目は前者の社会福祉の課題、議論を取り扱い、縦割り科目群は後者の対象別・分野別の課題、議論を取り扱う。展開部門の科目は、それぞれの担当者によって取り上げる社会福祉のレベルや領域が異なり、おのずと課題設定、研究の方法にも違いがみられる。受講者は、そのような相違に接することにより、また自己の関心により近いレベルや対象別・分野別の研究に接することによって、多角的、複眼的に自分自身の研究課題を設定し、推進する手がかりを得ることができる。

総合福祉学研究科発達支援学専攻修士課程においては、先に示した本研究科における教育研究の位置付け、到達水準、研究科の構成をもとに、福祉支援、心理支援、教育支援の3分野を深めつつ、発達支援としての統合性、総合性を追求するかたちで教育課程の基本構造を設定している。発達支援学専攻修士課程では、教育課程の全体を基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門の4部門から構成する。このうち、基盤部門では、発達支援学原論特殊講義において発達支援とは何か、それを研究対象とする発達支援学のありようについてまず学修し、また発達支援研究法特殊講義において、児童福祉、医療保健、心理学、教育学の見地を踏まえつつ、発達支援研究にあたってとるべき方法を学修する。研究方法論科目では、研究を支える研究の方法論がどのようなものかについて具体的に学修しながら、研究課題（テーマ）の見つけ方、設定の仕方、研究の手順、方策など研究の進め方、調査計画の立案の仕方について学修する。また発達支援学特別演習においては、指導教員の専門とする領域での研究の方法について学修するが、演習はその学修にあたって実務の見学、参与観察、実習、インターンなどのアクティブラーニングの機会として位置づける。さらに、演習の場でのこれらのアクティブラーニングの成果の報告を通して、院生それぞれの研究課題の設定、必要な視点と枠組の吟味、研究の手順や方策を実践的に修得することをめざす。

発達支援学専攻は、児童福祉を起点としつつ、子どもたちの「生活の困難・支障」「発達の困難・支障」「ライフキャリア形成の困難・支障」を教育研究の対象として設定し、これまでそれぞれが個別に対応してきた心理領域や教育領域との連携、協働そして総合をめざした教育研究を目的としている。近年、子どもの貧困が注目されて

いるように、子どもの発達や生活にかかる困難・支障は、子どもの成長の過程が現在の問題であると同時に子どもの将来の生活のありように関わること、また子ども自身の問題状況は同時に、家族や地域社会の問題、学校の問題とも関わるものであり、それらが密接かつ複雑にからみあい問題状況が生じているところに特徴がある。したがって、子どもの発達や生活にかかる困難や支障への取り組みについて従来別々の領域として取り扱われてきた心理支援アプローチと教育支援アプローチを福祉支援アプローチを軸にして福祉、心理、教育の3領域のそれぞれを深めるための学修をする。展開部門では、福祉を大きな枠で捉える枠組の獲得、施設、地域、学校におけるソーシャルワークについての学修、最も重要な基礎となる発達についての心理領域での理解、考え方、捉え方を深める学修、また学校を生活の場として捉え、学校教育のなかで虐待や引きこもりを捉えたり、ハンディキャップをもつ子どもの学校、地域社会、社会への道筋を理解するための学修を進める。

ところで、従来の大学院教育においては、ここでいう基盤部門、展開部門の履修を基盤として論文指導が行われてきた。そこでは一対一の関係において、一人の教員の指導を受け、別の教員の指導を受けている受講生はおろか、同じ教員の指導をうける受講生とすら交流がないという状況がみられた。他方、周知のように、近年社会福祉学の領域においても専攻領域、研究分野の細分化が進行するとともに、主指導教員がみずからの推奨する研究方法以外の方法を容認しないなど、教員による受講生の抱え込みもみられ、論文指導の蛸壺化状況がみられる。このため、総合福祉学研究科においては、基盤部門・展開部門と論文指導部門との間に、同時進行的に、両者を媒介する部門としてコースプロジェクト部門を設け、この隘路を回避することとした。

コースプロジェクト部門のねらいは、複数の教員による共同研究プロジェクトを設け、そこに院生を共同研究者として参画させることで、基盤部門・展開部門で修得した知識や技術を経験的に検証する機会とし、研究課題の設定方法、研究の手順、進め方等について体験を通じて理解、修得させることにある。プロジェクトに参加する院生は、共同研究に参加することで複数の教員による指導を受けることになり、研究の視点や枠組の拡大、多角化、さらには教員の基礎科学が異なる場合には、学際科学化的機会を修得することになる。加えて、院生は、共同研究の一員となることによって、研究チームのコーディネーション、研究事務、研究経費の獲得と経理処理など共同研究の進め方を修得する機会となる。

論文指導部門は、修士論文の作成を指導する部門である。1年次の入学時に主指導教員を選択し、その主指導教員の指定する副指導教員の指導のもとに、論文の準備、作成にあたる。論文指導は、主指導教員と副指導教員による指導が原則である。しかし、指導を受ける受講生の人数にもよるが、論文指導は個別指導になりがちであり、研究指導の蛸壺化状況に陥る可能性は否定しがたい。そのリスクを回避するため、院

生に対しては、演習科目における院生相互のディスカッションやコースプロジェクトの共同研究活動に積極的に取り組み、院生どうしの意見交換や複数の教員による指導をうける機会を活用するよう指導する。

論文指導を担当する教員には、最終的には個々の院生による修士学位論文の課題の設定から完成にいたる過程の全体に責任をもつことになるが、そのプロセスにおいては、院生が多角的、複眼的、かつ学際的に課題に取り組むことができるような論文指導のありようを求める。修士学位論文は、論文指導部門の成果であるとともに、総合福祉学研究科前期（修士）課程の4部門からなる教育課程の集大成としての意味をもつものである。

2. 社会福祉学専攻博士後期課程

社会福祉学専攻博士後期課程における教育課程の基本構造は、「**総合福祉学研究科教育課程の基本構造：後期課程**」（資料13）に示す通りである。後期課程における教育課程は、科目群の構成、プロジェクト、学位論文など、基本的な構造ということにおいては前期（修士）課程のそれとほとんど重なりあっている。相違点は、後期課程においては、基盤部分に研究方法論に関する科目が含まれていないこと、演習が2年次までであること、コースプロジェクトへの参加が必須化されていないこと、の3点である。

この違いは、後期課程の入学者は、前期（修士）課程において研究の方法、すなわち視点や枠組の設定、研究の方策や手続きなどについて一定の理解を修得していると考えられること、また一定期間の実務経験をもつ社会人入学者についても同様の状況にあると想定されることによる。後期課程においても求められることは、標準的な研究方法の学修と応用、あるいはその部分的な修正による研究課題への適用ではない。むしろ、社会福祉学やその近接領域における研究状況に新たな知見や技術を提起することが求められる博士学位論文を作成するには、標準的あるいは既存の研究方法論を超えた独自の研究方法論をもつことが期待されるからである。ちなみに、基盤部門及び展開部門を構成する科目についても、特殊研究という表題にみられるように、それぞれの領域における最先端の研究状況を反映するものとして設定されている。博士課程において院生に求めることは、社会福祉にかかる標準的な知識や技術とその応用について学修することではない。むしろ、それまでにない新しい知識や技術をどのように生産するか、そしてそのための研究方法をどのように構築するか、である。

なお、演習を2年次限りとし、コースプロジェクトへの参加を選択としているのは、博士後期課程においては、博士学位論文の作成に十分な時間をかける必要があると考えられるからである。ただし、個々の院生の状況に応じて、前期（修士）課程の研究法論科目の聴講やコースプロジェクトの履修を求めることがある。

(6) 学位審査の組織と手続き

1. 学位論文の指導と審査

総合福祉学研究科における学位論文の指導ならびに審査は、専攻、課程ごとに実施するが、研究科に共通する箇所について、その概略を明らかにしておきたい。

院生の入学以後修了するまで継続して院生の論文指導を担当するのは、研究科を組織する教員のうち、修士論文、博士論文ともに主指導教員（以下、主査という）および副指導教員（以下、副査という）1名、計2名とする。修士論文の主査には研究指導（Mマル合）の判定を受けた教員をもって充て、副査には研究指導（Mマル合）ないし研究指導補助（M合）の判定を受けた教員を以て充てる。主査、副査は、博士前期課程、修士課程、博士後期課程とともに、入学時に院生の希望により、研究科委員会（研究科委員会の設置、組織、機能等については後述する）が選任する。院生は、選任された主査、副査双方の指導を受けなければならない。ただし、院生は年次の始めに研究科委員会にたいして主査、副査の変更を申請することができる。

研究科長は、院生より学位請求論文および学位審査申請書の提出があったときは、直ちに研究科委員会の議に付さなければならない。研究科委員会は、当該論文の指導を担当した主査ならびに副査の報告をもとに、学位審査申請受理の可否について審査し、可とする場合には提出された論文ごとに学位論文審査委員会（以下、学位審査委員会という）を設置する。学位審査委員会は、すみやかに提出された学位請求論文の審査を行い、審査の結果を研究科委員会に報告しなければならない。研究科委員会は、報告された審査結果にもとづいて審議し、学位授与の可否を決定し、研究科長はその結果を学長に報告しなければならない。

学位審査の規準は、前出の研究科における教育研究の位置づけ、到達レベルならびに研究科の定めるディプロマ・ポリシーにもとづき、各専攻、課程において定める。

2. 学位審査委員会の構成

- 1) 学位審査委員会は、学位審査申請のあった論文ごとに、各専攻、課程ごとに設置するものとし、委員の選任には研究科委員会の承認を受けなければならない。
- 2) 学位審査委員会は、研究指導（Mマル合、Dマル合）教員ならびに研究指導補助（M合、D合）教員を以て構成する。
- 3) 修士学位の審査を行なう学位審査委員会は、学位審査申請論文提出者の主査1名、副査2名、計3名によって構成し、必要に応じ、外部委員として他大学、研究機関等に属する研究者1名を加えることができる。
- 4) 博士学位の審査を行なう学位審査委員会は、学位審査申請論文提出者の主査1名、副査2名のほか、外部委員として他大学、研究機関等に属する研究者1名を加えなければならない。
- 5) 論文博士学位の審査を行なう学位審査委員会は、研究導教員3名（Dマル合）の

ほか、外部委員として他大学、研究機関等に属する研究者1名を加えなければならぬ。

- 6) 学位審査委員会は委員長を選任しなければならない。ただし、学位請求論文を指導した主査、副査は、委員長に就任することはできない。
- 7) 学位審査委員会委員長は、研究科委員会に、主査の作成した学位審査報告書にもとづき、審査の経過と結果を報告しなければならない。

3. 修士学位論文の審査

- 1) 修士学位論文の審査においては、主査は、学位審査申請者の提出した学位審査申請論文および学位審査申請書にもとづき、論文作成の経過、内容、評価について学位審査委員会に報告しなければならない。
- 2) 学位審査委員会は、主査、副査による報告、学位審査申請論文提出の要件ならびに各専攻、課程の定めるディプロマ・ポリシーおよび学位審査規準にもとづき、修士学位授与の可否について審議する。
- 3) 学位審査委員会は、口述試験を含め3回以上の審査を行うとともに、最終試験を実施しなければならない。ただし、学位審査委員会は学位審査規程の規定にもとづき、口述試験を省略することができる。
- 4) 学位審査委員会は、公聴会を開催する。学位審査申請論文提出者は公聴会において報告し、質疑に応答しなければならない。
- 5) 主査は学位審査委員会における審議、口述試験、公聴会の質疑等を踏まえ、修士論文審査報告書を作成しなければならない。
- 6) 学位審査委員会委員長は、主査の作成した修士論文審査報告書にもとづき、学位授与の可否について最終的な審議決定を行い、その結果を研究科委員会の議に付きなければならない。
- 7) 学位審査委員会は審査を付された学位審査申請論文については、その年度の終わりまでには審査を終了しなければならない。審査が終了しない場合には、翌年度の9月末までには審査を終了しなければならない。

4. 博士学位論文の審査

- 1) 博士学位論文の審査においては、主査は学位審査申請者の提出した学位審査申請論文および学位審査申請書にもとづき、論文作成の経過、内容、評価について学位審査委員会に報告しなければならない。
- 2) 学位審査委員会は、主査、副査による報告、学位審査申請論文提出の要件、ならびに各専攻、課程の定めるディプロマ・ポリシーおよび学位審査規準にもとづき、博士学位授与の可否について審議する。
- 3) 学位審査委員会は、口述試験を含め4回以上の審査を行うとともに、最終試験を

実施しなければならない。ただし、学位審査委員会は学位審査規程の規定にもとづき、口述試験を省略することができる。

- 4) 学位審査委員会は、公聴会を開催する。学位審査申請論文提出者は公聴会において報告し、質疑に応答しなければならない。
- 5) 主査は学位審査委員会における審議、口述試験、公聴会の質疑等を踏まえ、博士論文審査報告書を作成しなければならない。
- 6) 学位審査委員会委員長は、主査の作成した博士論文審査報告書にもとづき、学位授与の可否について最終的な審議決定を行い、その結果を研究科委員会の議に付さなければならない。
- 7) 学位審査委員会は審査を付された学位審査申請論文については、その年度の終わりまでには審査を終了しなければならない。審査が終了しない場合には、翌年度の9月末までには審査を終了しなければならない。

5. 学位論文審査の手順

以上の学位審査にかかる手順を改めて整理しておきたい。

[ステップ1]

学位論文を作成し、学位審査を申請する院生は、研究科長に対し、学位論文 5 冊（仮綴版／バインダー可）と所定の学位論文審査申請書を提出する。

[ステップ2]

研究科長は学位審査申請論文および学位審査申請書を受理したのち、直に研究科委員会のもとに学位審査委員会を設置する。

[ステップ3]

学位審査委員会は、修士学位の審査においては口述試験を含め 3 回以上、博士学位の審査においては口述試験を含め 4 回以上、開催し、提出された学位申請論文が修士ないし博士の学位に値するかどうかを判定し、公聴会を開催する。

[ステップ4]

公聴会は学外者を含め、公開で開催し、学位審査を申請した者により研究報告、参加者との質疑応答を行なう。

[ステップ5]

学位審査委員会委員長は、公聴会終了後、主査の提出した修士学位論文審査報告書ないし博士学位論文審査報告書をもとに、学位審査委員会を開催し、修士ないし博士学位授与の可否について原案を作成する。

[ステップ6]

研究科委員会は、学位審査委員会委員長の提出した報告書にもとづき、審議の上、修士学位授与の可否について決定する。

[ステップ7]

研究科長は、研究科委員会の決定について、学長に報告する。

(7) 教育研究成果の公表

総合福祉学研究科に所属する教員による教育研究にかかる成果ならびに院生の研究業績を公開し、社会福祉学を始めとする関連学会の評価を受け、教育研究活動の推進をはかるため、年1度機関誌を刊行し、あわせて長野大学公式ホームページ上にデータを掲載する。

院生による研究成果の公表は、修士論文指導教員ないし博士論文指導教員の指導の下に作成し、査読により掲載が認められた論文とする。

公表の方式は、以下の通りとする。

1. 『長野大学総合福祉学研究科論集』の刊行

毎年度末刊行し、査読制度を適用する。掲載論文等の分量は1点につき、20,000字以内とし、図表等はその内に含める。

2. 電子データによる公開

『長野大学総合福祉学研究科論集』に掲載された論文等は、電子データを長野大学リポジトリに掲載する。

3. 学位論文の公開

学位審査委員会の審査により、修士ないし博士の授与が認められた論文は、電子データを長野大学リポジトリに掲載する。

(8) 院生サポートの体制

入学者には、学部終了後直ぐに入学したもののはか、社会人の入学が予想される。

このため、多様な院生の就学をサポートするために、以下の体制を整備する。

1. 学修サポート

まず、博士前期課程ないし修士課程入学者については10単位以内の範囲において他専攻の開講科目ないし学部の開講科目の聴講を認め、博士後期課程の入学者については6単位以内で博士前期課程の開講科の聴講を認める制度を活用することによって、学修の不足している部分を補い、幅を広げるように支援する。

さらに、社会人入学枠、社会人特別入学枠で入学した院生については、個々の学歴、職歴、学修の状況、通学環境等に応じて、主指導教員の指示にもとづき、基礎となる学部開講科目の聴講を求める。

また、社会人入学者には、社会調査等の研究方法についての理解を深め、必要な技術を修得するため、博士前期課程ないし修士課程入学者においては社会調査法特殊講義、博士後期課程入学者においては社会福祉調査法特殊研究の履修、または聴講を推奨する。

2. チューター制度

院生が学修計画その他について相談しやすい状況を提供するため、専攻課程ごとにチューター若干名を配置する。チューターには各専攻課程を担当する若手の教員を充て、オフィスアワーを設定し、履修相談、研究テーマの設定、調査票の作成方法、被調査者の選定等研究方法に関する相談その他、院生の相談に応じ、助言、指導等必要に応じた支援を担当する。

3－2 社会福祉学専攻の特色

(1) 社会福祉学専攻の基本理念

社会福祉学専攻においては、研究科の基本理念に基づき、自立生活問題、地域生活問題、多文化共生問題に焦点化しつつ、地域の福祉課題の解決と同時に新たな福祉課題を発見し、あるいは予測して、政策形成につなげる実践研究を重視する。社会福祉の思想・理論、制度・政策、援助技術、研究・調査方法等において高度な知識と技能を体得する。このことを通じて、地域の福祉課題の解決に資するための研究能力を有する高度専門職業人や研究者を育成する。とりわけ、福祉各分野に加え、医療、保健、雇用・就労、住まい等福祉関連分野との関連性を重視し、他専攻の開講科目の履修も含め「分野（領域）横断的」な学修の機会を提供する。

加えて、人権問題や権利擁護にかかわる学修も取り入れ、福祉現場で発生している（または発生しうる）利用者の権利侵害や倫理的ディレンマにアプローチする。また、社会福祉士のキャリアアップに資するため、認定社会福祉士取得のための専門研修科目を開講する。

社会福祉学専攻の第一の特色は、先に述べた自立生活問題、地域生活問題、多文化共生問題に焦点化しつつ推進する「多分野（領域）横断的」な学修である。「地域共生社会」においては福祉にとどまらず幅広い領域との連携・協働が求められることから、関連領域に対する理解を深めるための学修を重視する。ちなみに、厚生労働省の新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによる「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）も、本人のニーズを起点とする新しい包括的支援体制の構築に向けて「分野横断的な知識、専門性」(p. 20)を求めている。また、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日）は、包括的支援体制における社会福祉士の役割に関して、「福祉のみならず、医療、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野の支援関係機関が連携」することが要請されるとしている。

第二の特色は、入学対象者を狭い意味での研究・教育者志望に限定せず、社会福祉

士等の福祉専門職もさることながら、福祉・教育職さらに関連領域の退職者等で地域活動に関与している地域活動従事者に対して広く大学院教育をうける機会を提供することである。地域の福祉課題に対して「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画していく「**地域共生社会**」においては、専門職だけでなく広範な地域住民が福祉実践や地域活動の担い手になりうる（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成29年2月7日）p.2参照）。そのように考えると、専門職にスキルアップの機会を提供するだけでなく、地域活動従事者（例えば「子ども食堂」や居場所づくりなどの地域活動に主体的に関与している者）が自らの活動を振り返る機会として大学院教育を提供していくことも要請されよう。すなわち、研究者」概念の幅を広げて、専門職にとどまらず（専門職ではない）地域活動従事者も研究の担い手となり、自らの研究を地域活動の活性化につなげていくという方向性が追求される必要があろう。

このことに関連して、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」（平成29年9月12日）では、「地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている」（p.4）と述べたうえで、そのためには「具体的に連携する『仕組み』と事例に基づく『対話・協議』をしていく過程が大事」（p.5）と指摘している。この『対話・協議』の環のなかに大学院をまさに「知の拠点」として位置づけ、発展をはかることが求められる。

したがって、社会福祉学専攻においては、研究・教育職や社会福祉士等の専門職従事者を志望する者の育成のみならず、福祉・教育職さらに関連領域の退職者等で地域活動に従事する者に対しても広く門戸を開き、実践や活動に基づく学修・研究の機会を提供することを課題とする。

社会福祉学専攻博士前期課程においては、各自の実践や活動を踏まえて、連携のための「仕組み」と「対話・協議」の際に共通言語となる理論や概念を学ぶとともに、実践や活動の成果を新たな知識や技術として発展させる能力を修得する機会を提供する。前期課程の入学者として想定されるのは、(1)実践研究を目指す社会福祉従事者（実務経験3年以上を目安）、(2)実践研究の総括を目指す者（福祉・教育・看護職等の退職者、地域活動の従事者で実践の言語化・科学化を志向する者）、(3)研究者・教育者を目指す者である。

社会福祉学博士後期課程においては、各自の実践や活動を根拠（エビデンス）に基づく研究として言語化・科学化して社会に発信する能力の修得、開発を目標とする。そのことを通じて、自らの実践や活動、研究をもとにソーシャルアクション、社会変

革に結び付け、既存の政策を批判的に吟味し、その改善を図り、さらには新たな政策を構想・提案することを目標とする。後期課程の入学者として想定されるのは、(1)研究者・教育者を目指す者、(2)高度な実践研究を目指す社会福祉従事者（実務経験10年以上を目安）、(3)実践研究の総括を目指す者（福祉・教育・看護等領域におけるマネジメント職従事者、福祉・教育・看護職の退職者、地域活動の従事者で実践の総括・体系化を志向する者）である。

(2) 社会福祉学専攻の3つのポリシー

1. 社会福祉学専攻博士前期課程

以上を踏まえ、総合福祉学研究科社会福祉学専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）を以下の通り設定する。

表11 総合福祉学研究科社会福祉学専攻の3つのポリシー：前期課程

1) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学専攻博士前期課程（修士課程）においては、それぞれの専門とする領域における研究・教育職従事者ないし自立した専門職従事者として活動することができる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について、修士学位〔修士（社会福祉学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については、別に定める（83ページ）。

1. 学位授与の基本方針

教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者となるうえで必要とされる知識・技術、研究方法を修得し、修士学位論文を作成するにあたっては社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

社会福祉の各領域について教育研究者ないし高度の自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、また修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

3. 学位取得者の特性

社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員、各種社会福祉の専門職、関連行政の担当者、コミュニティ・ソーシャルワーカーなどの地域を基盤として各種組織・団体により展開される社会福祉支援のコーディネーターに資する人材。

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士前期課程では、以下それぞれの領域において、自立した社会福祉ないし隣接分野の専門職従事者、研究・教育職従事者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修：14単位）、展開部門（選択必修：4単位）、プロジェクト部門（選択必修：4単位）、論文指導部門（必修：8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「社会福祉学原論特殊講義」、「社会福祉研究法特殊講義」、「社会福祉学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」、その他の講義科目を通じて、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者ないしに不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を育成する。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と教育研究者で異なる。教育研究職の

場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいてコーディネートや推進するに必要な専門的能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援助（活動）の改善・改良、新たな政策の企画・立案・法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心に指導する。

3) アドミッショング・ポリシー（学生受け入れの方針）

社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉学ないしそれに隣接する分野において社会福祉（学）にかかる基本的、基礎的な知識や技術を修得している者並びにこれと同等の能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

学部レベルの標準的な社会福祉の各領域についての知識と技術に一定の理解を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし高度の専門職従事者として育成する。

2. 受け入れの資質

教育研究者ないし社会福祉の各領域において高度の専門職として仕事を行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持っている。

3. 受け入れの特性

教育研究者ないし社会福祉の各領域において高度の専門職になることをめざす強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて力を惜しまない者であること。また、地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組む志向性と意欲を有する者であること。

4. 受け入れの類型

学部卒業者またはこれに準じる者、もしくは22歳以上で、学部卒業者と同等の学力、あるいは社会福祉の各領域において3年以上の実務経験を有する者。

2. 社会福祉学専攻博士後期課程

総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）を以下の通り設定する。

表12 総合福祉学研究科社会福祉学専攻の3つのポリシー：後期課程

1) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学専攻博士後期課程（博士課程）においては、以下各号それぞれの領域において、研究・教育職従事者ないし自律した創造的専門職従事者として活動することのできる高次の知識・技術、研究能力を修得し、所定の博士学位論文を執筆した者について博士学位〔博士（社会福祉学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、博士学位論文の審査基準については、別に定める（92ページ）。

1. 学位授与の基本方針

教育研究者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされる研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力などに関わる必要な知識・技術、研究方法を修得し、社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれているのみならず、当該分野の学術研究を推進できる独創的な研究成果となる論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

教育研究者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされる研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、研究能力、また社会福祉や関連領域について博士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を構築するとともに、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を発揮していること。

3. 学位取得者の特性

社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した指導的専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種内の指導的管理者、関連する他の職種の専門職を含

む多職種チームのリーダーとして活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

各種社会福祉の管理的専門職、関連行政の企画立案、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の指導的研究員、地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組むコーディネートに関わるリーダー。

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士後期課程では、以下それぞれの領域において、研究・教育職従事者、より高次の自律性をもつ専門職従事者、管理的な職務に従事する専門職従事者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させ、あるいは長期にわたる実践経験や研究業績の体系化、理論化を進めるうえで必要とされる研究能力を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

全体を基盤部門（必修8単位）、展開部門（選択）、コースプロジェクト部門（選択）、論文指導部門（必修12単位）の4部門から構成し、基盤部門では社会福祉の諸理論などを歴史的・理論的に学習するとともに、演習を必修とし1・2年次の主指導教員の専攻する研究領域として学修を進め、特別演習では研究の進め方、論文作成方法を学修する。研究対象に応じて展開部門の講義科目、プロジェクトを選択し学修する。論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされ研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を実践的に修得することができる。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と教育研究者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通しているこ

とは、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいて推進するに必要な能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援助（活動）の改善や改良、新たな政策の企画、立案、法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には自らの研究の課題に関わる独自の視点や枠組の構築に向けた指導を行う。実践志向の受講生には自らの研究や実践の課題に関わって、同僚による第三者評価、自己の研究や実践についての位置づけを客観的に理解し、適切な自己評価ができるよう指導する。

3) アドミッション・ポリシー（学生受け入れの方針）

社会福祉学専攻博士後期課程においては、社会福祉学ないしそれに隣接する分野において修士の学位を取得し、さらに高次の知識や技術、研究能力を修得しようとする者あるいは実践的経験の体系化、理論化をめざそうとする者、並びにこれらと同等の実践経験、研究能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

修士レベルの標準的な社会福祉や関連する領域についての知識と技術に一定の理解と研究能力を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし自立した指導的専門的能力と後進を育成する能力を有する専門職従事者に育成する。

2. 受け入れの資質

社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職として活動するうえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を有していること。

3. 受け入れの特性

社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職になることをめざすだけの強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて努力を惜しまない者。また地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障

という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組む志向性とリーダーを目指す意欲を有する者。

4. 受け入れの類型

修士課程修了者またはこれに準じる者、もしくは24歳以上で、修士課程修了者と同等の学力、あるいは社会福祉ないし関連領域において10年以上の実務経験を有する者。

(3) 社会福祉学専攻のカリキュラム

1. 社会福祉学専攻博士前期課程

社会福祉学専攻博士前期課程のカリキュラムは以下に示す通りである。煩瑣になるが、まず社会福祉学専攻博士前期課程のカリキュラム・ポリシーを再度掲載し、確認しておきたい。

表13 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のカリキュラム・ポリシー：前期課程（再掲）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士前期課程では、以下それぞれの領域において、自立した社会福祉ないし隣接分野の専門職従事者、研究・教育職従事者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修：14単位）、展開部門（選択必修：4単位）、プロジェクト部門（選択必修：4単位）、論文指導部門（必修：8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「社会福祉学原論特殊講

義」、「社会福祉研究法特殊講義」、「社会福祉学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」、その他の講義科目を通じて、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者ないしに不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を育成する。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と教育研究者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいて推進するに必要な専門的能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援助（活動）の改善・改良、新たな政策の企画・立案・法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心に指導する。

上記のカリキュラム・ポリシー及びその前提となる、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、社会福祉学専攻博士前期課程においては、次のように教育課程を編成する。

博士前期課程においては、社会福祉の各領域における教育研究者ないし高度専門職業人の養成を主たる目標とする。学部から進学した者は、学部における学修を踏まえ、教育研究者ないし高度専門職業人に必要となる理論的な知識や高度の技術について学修を積み重ね、修士論文につなげることを目標とする。社会人入学者の場合には、実務経験等を踏まえ、新たに地域の福祉課題の解決に資するための高度な知識・技能を学ぶとともにみずからの実践を言語化・体系化ができる研究能力を修得し、修士論文の作成につなげることを目標とする。

社会福祉学専攻の研究対象を構成するのは前述したように「自立生活の困難・支障」「地域生活の困難・支障」「多文化共生の困難・支障」である。これらの対象は、多様性、複雑性にとみ、また広範囲に及ぶ問題が含まれている。直面する困難

や支障の背景、原因、必要な対応策のありようを探求し、これらの人びとがみずから意志にもとづいて営まれる自律生活を支援する方策について担当教員のそれぞれの専門領域を通じ院生の学修を支援する、新たな知識や技術を改善し、開発する能力を修得する過程を支援する。

各専攻の開講科目は、前述の研究科の教育課程の考え方をもとに、共通して、「基礎部門」「展開部門」、「プロジェクト部門」「論文指導部門」によって構成される。

基盤部門は社会福祉学専攻の共通基盤となる科目群であり、必修科目とし、14単位を必修とする。**展開部門**は領域別の専門科目であって、選択科目とし、各自の専門領域や研究テーマに応じての履修とし、4単位を選択必修とする。**プロジェクト部門**は、基盤部門、展開部門と論文指導部門とを媒介し、接合する部門であり、1、2年次を通じての選択必修科目として位置づけ4単位を選択必修とする。**論文指導部門**は、指導教員による個別指導または演習形式による修士論文指導であり、8単位を必修科目とする。なお、これらの部門以外に、一定の範囲内（合計10単位以内）で、他専攻ないし学部の開講科目の履修を認める。また、社会福祉以外の領域から入学した者については、必要に応じて学部科目の履修を求めることがある。

以下、**表14「社会福祉学専攻博士前期課程教育課程表」**をもとに、社会福祉学専攻博士前期課程におけるそれぞれの部門について若干の説明を付け加えておきたい。

表14 社会福祉学専攻博士前期課程教育課程表（カッコ内の数字は単位数）

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	社会福祉史特殊講義(2)	コースプロジェクト A(4)	修士論文指導(8)
社会福祉援助総論特殊講義(2)	福祉政策論特殊講義(2)	コースプロジェクト B(4)	
社会福祉研究法特殊講義(2)	社会福祉法制特殊講義(2)	コースプロジェクト C(4)	
社会福祉学特別演習Ⅰ(2)	ソーシャルワーク論特殊講義(2)		
社会福祉学特別演習Ⅱ(2)	スーパービジョン論特殊講義(2)		
社会福祉学特別演習Ⅲ(2)	福祉マネジメント論特殊講義(2)		
社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	地域福祉論特殊講義(2)		
	地域包括ケア論特殊講義(2)		
	地域子育て支援特殊講義(2)		
	障害者地域支援特殊講義(2)		
	保健・医療福祉論特殊講義(2)		
	精神保健福祉論特殊講義(2)		
	生活困窮者支援特殊講義(2)		
	司法福祉論特殊講義(2)		
	福祉社会学特殊講義(2)		
	多文化共生論特殊講義(2)		
	社会福祉調査法特殊講義(2)		

【基盤部門】

基盤部門の科目として、「社会福祉学原論特殊講義」「社会福祉援助総論特殊講義」「社会福祉研究法特殊講義」「社会福祉学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開設する。「社会福祉学原論特殊講義」においては、社会福祉の総体を存立させている要件、政策、制度、援助（実践）の体系等に関する諸理論の形成過程やその意義について学修する。「社会福祉援助総論特殊講義」においては、社会福祉における実践、援助の目的、過程、技術等に関する諸理論の形成過程やその意義について学修する。

「社会福祉研究法特殊講義」においては、論文作成に向けての研究方法を修得するとともに、研究倫理について理解する。「社会福祉学特別演習Ⅰ」では担当する教員の専門とする分野における研究を素材としながら、研究の進め方や論文作成の方法を修得する。

特別演習に関しては、社会福祉学のもつ設計科学的、実践科学的な性格に対応し、援助に関わる専門職としての資質を高めるため、講述形式による学修に加え、適宜実務の見学、参与観察、実習、インターンなどの手法を積極的に活用するアクティブラーニングの場として運営する。

【展開部門】

展開部門を構成する科目は、「社会福祉史特殊講義」「福祉政策論特殊講義」「社会福祉法制特殊講義」「ソーシャルワーク論特殊講義」「スーパービジョン論特殊講義」「福祉マネジメント論特殊講義」「地域福祉論特殊講義」「地域包括ケア論特殊講義」「地域子育て支援特殊講義」「障害者地域支援特殊講義」「保健・医療福祉論特殊講義」「精神保健福祉論特殊講義」「生活困窮者支援特殊講義」「司法福祉論特殊講義」「福祉社会学特殊講義」「多文化共生論特殊講義」「社会福祉調査法特殊講義」である。

これらの科目群のうち、「社会福祉史特殊講義」「福祉政策論特殊講義」「社会福祉法制特殊講義」は、社会福祉の形成過程、政策過程、法的枠組に関する講義であり、基盤部門の「社会福祉学原論特殊講義」を展開させた科目である。

同様に、「ソーシャルワーク論特殊講義」「スーパービジョン論特殊講義」「福祉マネジメント論特殊講義」は、基盤部門の「社会福祉援助総論特殊講義」の展開科目である。

「地域福祉論特殊講義」と「地域包括ケア論特殊講義」は社会福祉援助の場所的セッティングに関わる科目である。「地域子育て支援特殊講義」から「司法福祉論特殊講義」までの科目群は、社会福祉の対象ごとにし援助方法ごとに構成される。社会福祉のいわゆる分野各論に相当する。それぞれの科目は、子育て支援、生活困窮者支援、地域支援、地域包括のように近年における対象の捉え方や援助方法の変化を反映した設定になっており、受講者が各分野の先端的な知識や技術を学修し、

研究の動向について理解できるような科目配列とした。社会福祉調査法特殊講義はソーシャルワーカーの専門性の向上が求められるなかで、社会福祉調査の基本的な考え方を身につけ、調査をどのように活用するのかについて学修する。

また研究対象に応じて「自立生活の困難・支障」には「祉政策論特殊講義」「生活困窮者支援特殊講義」など、「地域生活の困難・支障」には「地域福祉論特殊講義」「地域包括ケア論特殊講義」「地域子育て支援特殊講義」「障害者地域支援特殊講義」「保健・医療福祉論特殊講義」「精神保健福祉論特殊講義」など、「多文化共生の困難・支障」には「司法福祉論特殊講義」「福祉社会学特殊講義」「多文化共生論特殊講義」などの学修をすることができる。

【プロジェクト部門】

総合福祉学研究科における教育課程は、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、そして論文指導部門を基本的な枠組、骨格とする。このうち、基盤部門、展開部門を構成する科目群は、例えば、社会福祉学専攻博士前期課程についていえば、オムニバス方式をとる「社会福祉研究法特殊講義」を除いて、いずれも個々の授業担当教員が独立して授業を運営することになっている。しかし、周知のように、近年それぞれの教員の専攻領域（メジャー）は、同じ専門であってもますます細分化し、個別化する傾向にある。そのことは、教員による指導教育にもそのまま反映されており、院生による学修、研究の蛸壺化現象を招いている。加えて、そこには研究の対象領域を限定した方が成果を上げやすいという思惑も反映されている。

この隘路を克服するため、本研究科では、講義科目、演習科目、論文指導とは別に、コースプロジェクトを設定することとした。コースプロジェクトは、複数の教員を担当者とする共同研究プロジェクトを構築し、そこに院生を研究チームの一員として参加させることによって、院生に領域横断的、分野横断的な視点を修得させるとともに、その経験を通じて自己の研究課題を発見し、追究する過程を支援し、促進することを目的とするものである。

コースプロジェクトは、複数の専任教員を核に、適宜福祉・保健・教育等の関連する研究機関の研究者、行政や民間団体機関等の職員、専門職従事者の参加を得て、より実際的、実践的なテーマについて共同研究を実施するプロジェクトとして実施する。さらに、コースプロジェクトのねらいは、共同研究チームに参画されることにより、院生に研究計画の立て方、研究チーム運営の方法、研究費の実務的処理など研究の推進、遂行に必要とされる知識や手法について修得する機会を提供することにある。

コースプロジェクトは、通常の履修時間その他の授業運営の方法、参加者の資格

等に縛られない自由な協働学修・研究の機会・場とするが、基盤部門、展開部門、論文指導部門とともに本研究科の教育課程の重要な一部分であり、社会福祉学専攻博士前期課程（修士課程）においては、選択必修科目（通年2単位、計4単位）として位置づける。

社会福祉学専攻博士前期課程におけるコースプロジェクトは、以下の通りである。

コースプロジェクトA：最低生計費試算調査プロジェクト

長野県内の労働団体等と共同で、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な費用を各年代や世帯類型別に試算する調査を行う。そのうえで、全国各地で行われている最低生計費試算調査との比較分析を行う。

コースプロジェクトB：地域包括支援プロジェクト

高齢者ケア領域における地域包括支援を支える保健医療、福祉の組織や施設の運営について、またそこにおける専門職チームのあり方に焦点化した共同研究を実施する。

コースプロジェクトC：多文化共生支援プロジェクト

すでに人口減少社会が始まり、外国籍住民の増加が予測されるなかで起こりうる多文化コンフリクト状況に対応する生活支援のあり方に焦点化して共同研究を実施する。

【論文指導部門】

修士論文の指導方法及び内容については、「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」（79～81ページ）並びに各論文指導のシラバスにおいて詳述する。以下、ここではあらかじめ学年進行を示しておきたい。

1年次においては、社会福祉学の専門的知識・理解を踏まえた論理的思考力やデータ分析能力を養うことが課題となる。そのため、1年次では基盤部門を中心に社会福祉に関する基礎的・応用的な理論を学修するとともに、展開部門を通じて分野別の施策体系、法制度、実践課題とその支援の方法について理解し、学修する。

加えて、1年次からコースプロジェクトに参加するとともに、研究テーマの設定や主指導教員、副指導教員を選択し、2年間の学修の展開を視野に入れた学修活動を開始する。

2年次においては、必修科目として「社会福祉学特別演習Ⅰ・Ⅱ」に引き続き「社

会福祉学特別演習Ⅲ・Ⅳ」を履修し、研究の進め方や論文作成の方法を学ぶ。また、関心に応じて、展開部門の分野各論についてさらに学修を深める。

論文指導に関しては、各学期末に博士課程院生も含め、院生全員が参加する修士論文中間発表会において修士論文の構想の発表を行い全教員による指導を受ける。あわせて、主指導教員、副指導教員による修士論文指導（個別指導または演習形式による指導）を受け、修士論文を完成させる。

社会福祉学専攻博士前期課程の教育課程は以上の通りであるが、院生は専攻に開設する科目のほか、一定の範囲内（合計 10 単位以内）において、社会福祉学部並びに他専攻の開講科目を履修することができる。また、主指導教員は、必要に応じて、社会福祉学部ないし他専攻の開設する科目の履修を求めることができる。

なお、社会福祉学専攻博士前期課程の教育課程において開講する科目の一部については、認定社会福祉士認証・認定機構による民間認定の「認定社会福祉士」、「認定上級社会福祉士」の資格を取得するために必要とされる研修科目として開設する。ただし、当面は認定社会福祉士研修科目だけを開講する。認定上級社会福祉士研修科目については、将来の開講を視野に入れることとする。

認定社会福祉士研修科目と本学開講科目の対応関係については、**表 1.5 の認定社会福祉士研修科目と本学開講科目の対応表**に示す通りである。

【成績評価】

成績評価は、研究科の基本理念で示した課程教育研究の位置付け、到達レベル、研究科共通の 3 つの方針、そして社会福祉学専攻の 3 つの方針が前提となる。まず、各科目群について評価の着眼点を示しておきたい。特殊講義等の学科目においては、各領域ごとに一定の自律性をもつ教育研究者、専門職従事者となるうえで学修が求められる知識、技術の修得状況を中心に、思考力、分析力等について評価を行なう。演習においては、思考力、分析力、構想力等に加えて、プレゼンテーションなどを通じて構築力、表現力等について評価する。プロジェクトワークにおいては、コースプロジェクトを基盤部門・展開部門で修得した知識や技術を経験的に検証する機会とし、研究課題の設定方法、研究の手順、進め方等について体験を通じて理解、修得することが求められる。基礎科学が異なる教員からの指導受け分野横断的な研究の視点の獲得や枠組の拡大、多角化、学際科学化を踏まえた枠組の構築力、共同研究の成果から新たな研究課題を発見する力、成果を公表する際の構成能力、研究チームのコーディネーション、研究事務、研究経費の獲得と経理処理など共同研究を実践するうえでのコーディネート能力、計画力、実行力等を評価の対象とする。

論文指導部門は、修士論文の作成を指導する部門である。1 年次の入学時に主指導教員を選択し、その主指導教員の指定する副指導教員の指導のもとに、論文の準

備、作成にあたる。論文指導は、主指導教員と副指導教員による指導が原則である。しかし、指導を受ける受講生の人数にもよるが、論文指導は個別指導になりがちであり、研究指導の蛸壺化状況に陥る可能性は否定しがたい。そのリスクを回避するため、院生に対しては、演習科目における院生相互のディスカッションやコースプロジェクトの共同研究活動に積極的に取り組み、院生どうしの意見交換や複数の教員による指導をうける機会を活用するよう指導する。

修士学位論文については、最終的には教育課程を通じた評価となるが、その過程においては、各セメスターごとに中間発表会を開催する。中間発表会は論文準備の進捗状況を確かめる機会であるが、それは同時に院生一人一人の到達の水準と内容を確認し、評価する機会である。中間発表会修了後は、各専攻ごとに院生指導会を開催し、院生一人一人の状況について到達水準を評価し、必要な指導の内容を確認する。毎学期末に院生に期末研究報告書の提出を求め、研究の進捗状況について研究科委員会で評価する。

以上の、評価の手順、内容を確認することを通じて、研究科委員会において、翌セメスターの指導方法の修正、年次的な見直し、さらには3つの方針の見直しを行なう。

表15 認定社会福祉士研修科目と本学開講科目の対応表

	認定社会福祉士研修科目	本学開講科目
社会福祉学専攻 博士前期課程	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	社会福祉援助総論特殊講義
	ソーシャルワーク理論系科目Ⅱ	ソーシャルワーク論特殊講義
	人材育成系科目Ⅰ	スーパービジョン論特殊講義
	サービス管理・経営系科目Ⅰ	福祉マネジメント論特殊講義
	権利擁護・法学系科目Ⅰ	社会福祉法制特殊講義
	地域開発・政策系科目群Ⅰ	福祉政策論特殊講義
	地域開発・政策系科目群Ⅱ	地域福祉論特殊講義
	分野専門「児童・家庭」	地域子育て支援特殊講義
	分野専門「障害」	障害者地域支援特殊講義
	分野専門「医療」	保健・医療福祉論特殊講義
	分野専門「地域社会・多文化」	福祉社会学特殊講義
	分野専門「地域社会・多文化」	司法福祉論特殊講義
	分野専門「地域社会・多文化」	生活困窮者支援特殊講義
	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	地域包括ケア論特殊講義
	実践評価・実践研究系科目Ⅱ	精神保健福祉論特殊講義

2. 社会福祉学専攻博士後期課程

次に、社会福祉学専攻博士後期課程の教育課程について明らかにする。まず前提として、社会福祉学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシーを再掲する。

表16 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のカリキュラム・ポリシー：後期課程（再掲）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学専攻博士後期課程では、以下それぞれの領域において、研究・教育職従事者、より高次の自律性をもつ専門職従事者、管理的な職務に従事する専門職従事者として活動するにあたって必要とされる社会福祉（学）の知識・技術、研究の方法を修得させ、あるいは長期にわたる実践経験や研究業績の体系化、理論化を進めるうえで必要とされる研究能力を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の社会福祉に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、教育研究者ないし自立しかつ指導的な専門職従事者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

全体を基盤部門（必修8単位）、展開部門（選択）、コースプロジェクト部門（選択）、論文指導部門（必修12単位）の4部門から構成し、基盤部門では社会福祉の諸理論などを歴史的・理論的に学習するとともに、演習を必修とし1・2年次の主指導教員の専攻する研究領域として学修を進め、特別演習では研究の進め方、論文作成方法を学修する。研究対象に応じて展開部門の講義科目、プロジェクトを選択し学修する。論文指導により、教育研究者ないし高度の自立しかつ指導的な専門職従事者に不可欠とされ研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、そして研究能力を実践的に修得することができる。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、専門職従事者と教育研究者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において社会福祉に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、所与の業務を自立した専門職従事者としての判断と責任にもとづいて推進するに必要な能力を修得することである。さらに多様な社会福祉の政策と制度、援

助（活動）の改善や改良、新たな政策の企画、立案、法令化に資する能力を修得することである。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には自らの研究の課題に関わる独自の視点や枠組の構築に向けた指導を行う。実践志向の受講生には自らの研究や実践の課題に関わって、同僚による第三者評価、自己の研究や実践についての位置づけを客観的に理解し、適切な自己評価ができるよう指導する。

社会福祉学専攻の後期課程においては、このカリキュラム・ポリシーとその前提となるディプロマ・ポリシー、そしてアドミッション・ポリシーを踏まえ、次のように教育課程を編成した。以下、**表17の社会福祉学専攻博士後期課程教育課程表**により詳述する。

社会福祉学専攻博士後期課程においては、当初2年間について博士前期課程を経て入学する内部進学者が存在しないことから、他大学において社会福祉やこれに関連する領域の修士学位の取得者、修士の学位を有していない者を含む、社会福祉各領域において一定期間以上の実務経験を有し、相当程度の社会福祉にかかる専門的な知識や技術を有する社会人の入学者が中心となることが想定される。特に、別添の「**学生確保の見通し等を記載した書類**」において後述するように、本学卒業生を含め、一定数の社会人入学志願者の入学が想定される。

こうして、社会福祉学専攻博士後期課程の課題は、当初の間、社会福祉各領域において一定期間以上の実務経験や相当程度の社会福祉にかかる専門的な知識や技術を有し地域のなかで活動してきた社会人入学志願者を積極的に受け入れ、そのリカレント教育へのニーズに的確に対応することを通じて、地域の福祉課題の解決に資するとともに、新たな福祉課題を発見し、政策形成につなげることに求められる。すなわち、社会人入学者たちがみずから蓄積してきた相談援助の実践や地域活動の経験を整理し、あるいは施策・制度の企画・立案に取り組み、それをもとに博士論文の作成を目指す過程を支援することが博士後期課程の主要な課題となる。

さて、社会福祉学専攻博士後期課程の教育課程は、博士前期課程と同様に、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門によって構成される。社会福祉学専攻の研究対象は前期課程と同様に「自立生活の困難・支障」「地域生活の困難・支障」「多文化共生の困難・支障」である。これらの対象は、多様性、複雑性にとみ、また広範囲に及ぶ問題が含まれており、院生が社会福祉や関連する専門的職業、教

育研究の場において先導的、開発的、管理的な役割を担う能力を修得することを支援する。

表17 社会福祉学専攻博士後期課程教育課程表（カッコ内の数字は単位数）

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊研究(2)	福祉政策論特殊研究(2)	コースプロジェクト A(4)	博士論文指導(12)
社会福祉援助総論特殊研究(2)	社会福祉法制特殊研究(2)	コースプロジェクト B(4)	
社会福祉学特別演習Ⅰ(2)	ソーシャルワーク論特殊研究(2)	コースプロジェクト C(4)	
社会福祉学特別演習Ⅱ(2)	スーパー・ビジョン論特殊研究(2)		
社会福祉学特別演習Ⅲ(2)	福祉マネジメント論特殊研究(2)		
社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	地域福祉論特殊研究(2)		
	地域包括ケア論特殊研究(2)		
	住環境福祉論特殊研究(2)		
	地域子育て支援特殊研究(2)		
	障害者地域支援特殊研究(2)		
	保健・医療福祉論特殊研究(2)		
	精神保健福祉論特殊研究(2)		
	生活困窮者支援特殊研究(2)		
	司法福祉論特殊研究(2)		
	福祉社会学特殊研究(2)		
	多文化共生論特殊研究(2)		
	社会福祉調査法特殊研究(2)		

【基盤部門】

基盤部門の科目として、「社会福祉学原論特殊研究」「社会福祉援助総論特殊研究」「社会福祉学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開設する。「社会福祉学原論特殊研究」においては、社会福祉の総体を存立させている要件、政策、制度、援助（実践）の体系等に関する諸理論の形成過程やその意義について研究史的、また理論的に学修する。「社会福祉援助総論特殊研究」においては、社会福祉における実践、援助の目的、過程、技術等に関する諸理論の形成過程やその意義について研究史的、また理論的に学修する。「社会福祉調査法特殊研究」では、自らの研究の枠組みを踏まえて、調査をどのように位置づけ、計画、活用するのかについて学習する。「社会福祉学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」においては、担当する教員の専門とする分野における研究を素材としながら、研究の進め方や論文作成の方法を修得する。

特別演習については、講述形式による授業に加え、適宜実務の見学、参与観察、実習、インターンなどの手法を積極的に活用するアクティブラーニングの場として運営する。社会福祉学専攻博士前期課程と同様である。

【展開部門】

展開部門を構成する科目は、「福祉政策論特殊研究」「社会福祉法制特殊研究」「ソーシャルワーク論特殊研究」「スーパービジョン論特殊研究」「福祉マネジメント論特殊研究」「地域福祉論特殊研究」「地域包括ケア論特殊研究」「住環境福祉論特殊研究」「地域子育て支援特殊研究」「障害者地域支援特殊研究」「保健・医療福祉論特殊研究」「精神保健福祉論特殊研究」「生活困窮者支援特殊研究」「司法福祉論特殊研究」「福祉社会学特殊研究」「多文化共生論特殊研究」「社会福祉調査法特殊研究」である。

これらの科目群のうち、「社会福祉史特殊研究」「福祉政策論特殊研究」「社会福祉法制特殊研究」は、社会福祉の形成過程、政策過程、法的枠組に関する講述であり、基盤部門の「社会福祉学原論特殊研究」を展開させた科目である。同様に、「ソーシャルワーク論特殊講義」「スーパービジョン論特殊講義」「福祉マネジメント論特殊講義」は、基盤部門の「社会福祉援助総論特殊研究」の展開科目である。

「地域福祉論特殊研究」「地域包括ケア論特殊研究」「住環境福祉論特殊研究」は、社会福祉援助の場所的セッティングに関わる科目である。「地域子育て支援特殊研究」から「多文化共生論特殊研究」までの科目群は、社会福祉の対象ごとにし援助方法ごとに構成された科目であり、社会福祉のいわゆる分野各論科目に相当する。各科目は、子育ち子育て支援、生活困窮者支援、地域支援、地域包括、災害支援のように、近年における対象の捉え方や援助方法の変化を反映した設定にしており、受講者が各分野の先端的な知識や技術を学修し、研究の動向について理解できるような科目配列とした。社会福祉調査法特殊研究では社会福祉調査・研究法の基本的な考え方を習得していることを前提に、自らの研究テーマに相応しい社会調査の方法を既存研究のレビューを通して精査していく。

また前期課程と同様に、研究対象に応じて「自立生活の困難・支障」には「福祉政策論特殊研究」「生活困窮者支援特殊研究」など、「地域生活の困難・支障」には「地域福祉論特殊研究」「地域包括ケア論特殊研究」「地域子育て支援特殊研究」「障害者地域支援特殊研究」「保健・医療福祉論特殊研究」「精神保健福祉論特殊研究」など、「多文化共生の困難・支障」には「司法福祉論特殊研究」「福祉社会学特殊研究」「多文化共生論特殊研究」などの学修をすることができる。

【プロジェクト部門】

プロジェクト部門を構成するコースプロジェクトの趣旨、目的等については、社会福祉学専攻博士前期課程のところで詳細に述べておいた。ここでは要点部分を再録するにとどめる。

コースプロジェクトは、複数の教員を担当者とする共同研究プロジェクトを構築し、そこに院生を研究チームの一員として参加させることによって、院生に領

域横断的、分野横断的な視点を修得させるとともに、その経験を通じて自己の研究課題を発見し、追究する過程を支援し、促進することを目的とする。

コースプロジェクトは、複数の専任教員を核に、適宜福祉・保健・教育等の関連する研究機関の研究者、行政や民間団体機関等の職員、専門職従事者の参加を得て、より実際的、実践的なテーマについて共同研究を実施する共同研究プロジェクトとして実施する。そのねらいは、院生を共同研究チームに参画させることにより、院生に研究計画の立て方、研究チーム運営の方法、研究費の実務的処理など研究の推進、遂行に必要とされる知識や手法について修得する機会を提供することにある。

コースプロジェクトは、社会福祉学専攻博士後期課程においては選択科目とし、通年2単位、計6単位として設定する。ただし、後期課程の院生には前期、後期の枠を超えた共同研究への参加を促し、前期（修士）課程の院生に対するチューター的な役割を経験する場として位置づける。

社会福祉学専攻博士後期課程におけるコースプロジェクトは、同博士前期課程のプロジェクトを継承するものとし、以下の通りとする。

コースプロジェクトA：最低生計費試算調査プロジェクト

長野県内の労働団体等と共同で、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な費用を各年代や世帯類型別に試算する調査を行う。そのうえで、全国各地で行われている最低生計費試算調査との比較分析を行う。

コースプロジェクトB：地域包括支援プロジェクト

高齢者ケア領域における地域包括支援を支える保健医療、福祉の組織や施設の運営について、またそこにおける専門職チームのあり方に焦点化した共同研究を実施する。

コースプロジェクトC：多文化共生支援プロジェクト

すでに人口減少社会が始まり、外国籍住民の増加が予測されるなかで起こりうる多文化コンフリクト状況に対応する生活支援のあり方に焦点化して共同研究を実施する。

【論文指導部門】

博士論文の指導の方法及び内容については、「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」(88~91ページ)並びに各論文指導のシラバスにおいて詳述する。

【学年進行】

学年別では、**1年次**には、前期課程での研究あるいはこれまでの実践や活動の経験をステップアップして論文執筆に取り組み、学会報告や学会誌等査読付き論文の投稿をめざす。前期課程と同様に、社会福祉学の専門的知識・理解を踏まえ、論理的思考力やデータ分析能力を高める。必修科目として「社会福祉学特別演習Ⅰ・Ⅱ」を履修する。担当する教員の専攻する領域を研究領域として学修を進め、その過程において2、3年次生の博士論文構想発表を聴講し、自らの研究計画や論文構想につなげる。同時に、博士論文指導（個別指導または演習形式による指導）を受講し、かつ期末ごとの博士論文中間発表会に参加する。

なお、博士後期課程を通じて、合計6単位以内で、博士前期課程（社会福祉学専攻）開講科目的履修を認める。

2年次には、「社会福祉学特別演習Ⅲ・Ⅳ」を履修し、博士論文の構想発表を行う。これとは別に、院生は2年次においても、1年次に引き続き主指導教員による博士論文指導（個別指導または演習形式による指導）を受け、博士学位論文に向けた準備を推進する。

なお、2年次末に博士論文予備審査を行う。博士後期課程2年次以上で学会発表2本以上、査読付き論文1本以上の業績を有する者について、論文構想について審査を行い、合格した者に対して博士論文作成、提出の資格を付与する。

3年次においては、中間報告発表会を経て博士論文を完成させ、博士論文審査会、公開発表会、最終試験を受け、学位の授与を受けることになる。

なお、社会福祉学専攻博士後期課程の教育課程は以上の通りであるが、院生は専攻に開設する科目のほか、一定の範囲内（合計10単位以内）において、社会福祉学部ないし社会福祉学専攻博士前期課程、発達支援学専攻修士課程に開設されている科目を履修することができる。また、主指導教員は、必要に応じて、社会福祉学部ないし社会福祉学専攻博士前期課程、発達支援学専攻修士課程の開設する科目の履修を求めることができる。

【成績評価】

成績評価は、研究科の基本理念で示した課程教育研究の位置付け、到達レベル、研究科共通の3つの方針、そして社会福祉学専攻の3つの方針が前提となる。まず、各科目群について評価の着眼点を示しておきたい。特殊講義等の科目においては、各領域ごとに一定の自律性をもつ教育研究者、専門職従事者となるうえで学修が求められる知識、技術の修得状況を中心に、思考力、分析力等について評価を行なう。演習においては、思考力、分析力、構想力等に加えて、プレゼンテーションなどを通じて構築力、表現力等について評価する。とくに博士後期課程にあっては、研究者もしくは高度な専門的職業人としての卓越した専門

的知識、オリジナリティのある高度な研究活動の遂行力、高度な分析力、研究方法、調査技法を修得し、独創性のある結論を導き出す能力、研究成果を広く社会に伝える発信力などが評価される。プロジェクトワークにおいては、コースプロジェクトを基盤部門・展開部門で修得した知識や技術を経験的に検証する機会とし、研究課題の設定方法、研究の手順、進め方等について体験を通じて理解、修得することにある。基礎科学が異なる教員からの指導受け分野横断的な研究の視点の獲得や枠組の拡大、多角化、学際科学化を踏まえた枠組の構築力、共同研究の成果から新たな研究課題を発見する力、成果を公表する際の構成能力、研究チームのコーディネーション、研究事務、研究経費の獲得と経理処理など共同研究を実践するうえでのコーディネート能力、計画力、実行力等を評価の対象とする。

論文指導部門は、博士論文の作成を指導する部門である。1年次の入学時に主指導教員を選択し、その主指導教員の指定する副指導教員の指導のもとに、論文の準備、作成にあたる。論文指導は、主指導教員と副指導教員による指導が原則である。しかし、指導を受ける受講生の人数にもよるが、論文指導は個別指導になりがちであり、研究指導の蛸壺化状況に陥る可能性は否定しがたい。そのリスクを回避するため、院生に対しては、演習科目における院生相互のディスカッションやコースプロジェクトの共同研究活動に積極的に取り組み、院生どうしの意見交換や複数の教員による指導をうける機会を活用するよう指導する。

博士学位論文については、最終的には教育課程を通じた評価となるが、その過程においては、1・2年次には各セメスターごとに中間発表会を開催する。中間発表会は論文準備の進捗状況を確かめる機会であるが、それは同時に院生一人一人の到達の水準と内容を確認し、評価する機会である。2年次秋の中間発表会は予備審査会を兼ねる。3年次の春には2回の中間発表会を行う。博士論文の提出後には公開発表会・最終試験が実施される。発表会修了後は、各専攻ごとに院生指導会を開催し、院生一人一人の状況について到達水準を評価し、必要な指導の内容を確認する。毎学期末に院生に期末研究報告書の提出を求め、研究の進捗状況について研究科委員会で評価する。

以上の、評価の手順、内容を確認することを通じて、研究科委員会において、翌セメスターの指導方法の修正、年次的な見直し、さらには3つの方針の見直しを行なう。

3－3 発達支援学専攻の特色

(1) 発達支援学専攻の基本理念

発達支援学専攻においては、総合福祉学研究科の共通理念に基づき、発達支援に関連した地域の福祉的課題、特に、児童・家庭福祉や学校教育、さらには近隣社会における心理社会的な課題を発見し、これを解決するための優れた支援方法を探求する実証的な研究を積極的に推進する。

そのなかで特に重視するのは、複数の領域にわたる知識と技能の修得を目指す「領域（分野）横断的」な学修である。つまり、福祉、教育、心理のそれぞれの専門領域の知識を深めつつ、関連する学問領域の知識を領域横断的に学修することで、発達支援の専門職としての知識と技能を高めることができる教育課程である。発達支援学専攻においては、児童福祉を基盤としながらも、学校教育学、発達心理学、臨床心理学、保健医療学などを含めた領域横断的な学修を通じて、多領域の学術的知見や研究技法を援用しながら、地域社会における発達支援の課題の解決に向けて研究、ならびに実践活動を遂行する能力を有する高度専門職業人や研究者を育成する。

この教育課程では、例えば、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの実務者としての専門的知識を学ぶだけでなく、実践的な研究指導と修士論文作成を通じて、学校などの発達支援の現場における問題の実態を調査・分析する能力を高めることで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職としての高度な問題解決能力を修得し、後進の指導ならびに育成や、関連する他の職種へのコンサルテーション（指導・助言）にも寄与しうる人材を育成することを目指す。

このような領域横断的な学修による現職者の資質向上ができれば、現職の保育士や幼稚園教諭、児童福祉施設の職員などが、児童虐待や発達障害についての専門的知識を持って、現場で指導的な役割を果たすことや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの現職者が、「チーム学校」における多職種連携のあり方についての理解を深めることで、学校内の他の職種との良好な協働関係を築きやすくするなどの重要な専門職教育の機会を提供できるだろう。

さらに、本専攻では、研究・教育職を志望する者や保育士、社会福祉士、スクールカウンセラー等の専門職従事者だけでなく、生涯教育の観点から、福祉・教育職の退職者等で地域活動に関与する者に対しても門戸を開き、地域での実践活動に基づく学修・研究の機会を提供する。

本専攻では、上述のような教育指導を行うことを目的として、発達支援に関連した社会的課題とその解決方法を学ぶために、「社会福祉学」、「心理学」、「教育学」、ならびに「医療保健学」、「福祉工学」などの学問領域に関連した専門科目を含めた教育カリキュラムを設定する。それぞれの側面から各発達段階への支援について教授とともに、問題の実態について調査・分析するための社会調査法、学校や福祉の現場に

関連した法制度を扱う社会保障法学などを学修する機会をうるため、社会福祉学専攻の関連科目を聽講するなど、個々の院生が複数の学問領域の知識を吸収し、複眼的な思考能力を高めながら、新たな発達支援のためのアプローチを探求する。

発達支援学専攻の主な入学者として想定されるのは、①学部からの進学者、②研究者・教育者を目指す者、③実践研究を目指す発達支援に関連した専門職従事者（保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、実務経験3年以上を目安）、④実践研究の総括を目指す者（福祉・教育・心理職等の退職者、地域活動の従事者で実践の言語化・科学化を志向する者）である。

以上を踏まえ、発達支援学専攻のアドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を以下の通り設定する。

（2）発達支援学専攻修士課程の3つのポリシー

発達支援学専攻修士課程のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）を以下の通り設定する。

1) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

それぞれの分野における発達支援の自立した専門職従事者ないし研究・教育職従事者として活動することのできる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について修士学位〔修士（発達支援学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については別に定める（101ページ）。

1. 学位授与の基本方針

研究・教育職従事者あるいは総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者がそれぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法、修士学位論文を作成するに必要な知識・技術、研究方法を修得し、発達支援の各領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

発達支援の各領域について修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果

を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

3. 学位取得者の特性

発達支援の各領域の自立した専門職従事者や教育研究者に期待される能力と倫理規範を修得し、利用者や学生の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

児童相談所における発達支援の専門職、保育所などの子どもの発達支援の専門職、関連行政の担当者の育成者、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員

2) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

発達支援学専攻においては、児童福祉を中心とした多様な領域横断的領域において、子どもの発達問題の総合的、学際的な分析と理解、それを基盤とする総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者、あるいは研究・教育職従事者に対して、それぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の発達支援に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、自立しつつ指導的な専門職従事者ないし教育研究者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修12単位）、展開部門（選択必修6単位）、プロジェクト部門（選択必修4単位）、論文指導部門（必修8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」、「発達支援学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」その他の講義科目を通じて、高度の自律的な専門職従

事者ないし教育研究者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を育成する。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、教育研究者と専門職従事者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において発達支援に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自分自身の判断と責任にもとづいて推進する専門的能力を修得することである。さらに学校などの発達支援の現場での問題の実態を調査・分析する能力を高め、専門職としての高度な問題解決能力を修得する。また後進の指導・育成、関連する他の職種へのコンサルテーション（指導・助言）の能力を修得する。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心指導する。

3) アドミッション・ポリシー（学生受け入れの方針）

大学の学部、学科等において児童福祉学、心理学、教育学、看護学、保健学等にかかる学士の学位を取得、子どもの発達問題やその総合的、領域横断的な支援の知識や技術の修得に関心を有する者並びにこれと同等の能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

学部レベルの標準的な発達支援の各領域についての知識と技術に一定の理解を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし高度の専門職従事者として育成する。

2. 受け入れの資質

発達支援の各領域において教育研究者ないし高度の専門職として仕事を

行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持ってい
る。

3. 受け入れの特性

発達支援の各領域において高度の教育研究者ないし専門職になることを
めざす強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて力を惜しまない者であ
ること。

4. 受け入れの類型

学部卒業者またはこれに準じる者、もしくは22歳以上で、学部卒業者と同
等の学力、あるいは発達支援の各領域において3年以上の実務経験を有する
者

(3) 発達支援学専攻のカリキュラム

発達支援学専攻修士課程のカリキュラム・ポリシーについては前述したところである。発達支援学専攻は、そのカリキュラム・ポリシーを踏まえ、広く発達支援の関連領域における高度専門職業人の養成を主たる目標とする。発達支援の領域における理論的な知識や技術を学修することに加え、共同研究への参加、実習やインターンによる実務経験を踏まえ、広く地域の子育ち子育て支援に関わる福祉課題の解決に資するための高度な知識・技能を修得するとともに、院生みずからが新しい知識や技術の創出につながる研究開発能力を獲得する過程を支援し、助長することが発達支援学専攻の課題である。

発達支援学専攻の教育課程は、社会福祉学専攻の場合と同様に、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、そして論文指導部門の4部門から構成される。

以下、**表20 発達支援学専攻修士課程教育課程表**によりながら発達支援学専攻の教育課程について説明する。

発達支援学専攻修士課程のカリキュラム・ポリシーを再掲する。

表19 総合福祉学研究科発達支援学専攻のカリキュラム・ポリシー：修士課程（再掲）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

発達支援学専攻においては、児童福祉を中心とした多様な領域横断的領域において、子どもの発達問題の総合的、学際的な分析と理解、それを基盤とする総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者、あるいは研究・教育職従事者に対して、それぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の発達支援に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、自立しつつ指導的な専門職従事者ないし教育研究者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修12単位）、展開部門（選択必修6単位）、プロジェクト部門（選択必修4単位）、論文指導部門（必修8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」、「発達支援学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」その他の講義科目を通じて、高度の自律的な専門職従事者ないし教育研究者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を育成する。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、教育研究者と専門職従事者で異なる。教育研究職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において発達支援に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自分自身の判断と責任にもとづいて推進する専門的能力を修得することである。さらに学校などの発達支援の現場での問題の実態を調査・分析する能力を高め、専門職としての高度な問題

解決能力を修得する。また後進の指導・育成、関連する他の職種へのコンサルテーション（指導・助言）の能力を修得する。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等とともに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心に指導する。

表20 発達支援学専攻修士課程教育課程表（カッコ内の数字は単位数）

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクト A(4)	修士論文指導(8)
発達支援研究法特殊講義(2)	福祉政策論特殊講義(2)	コースプロジェクト B(4)	
発達支援学特別演習 I (2)	福祉行政論特殊講義(2)	コースプロジェクト C(4)	
発達支援学特別演習 II (2)	人間行動発達論特殊講義 A(2)		
発達支援学特別演習 III (2)	人間行動発達論特殊講義 B(2)		
発達支援学特別演習 IV (2)	スクールソーシャルワーク論特殊講義(2)		
	学校心理学特殊講義(2)		
	障害児心理学特殊講義(2)		
	医療心理学特殊講義(2)		
	学校カウンセリング演習(2)		
	発達支援アセスメント演習(2)		
	学校教育学特殊講義 A(2)		
	学校教育学特殊講義 B(2)		
	学校教育学特殊講義 C(2)		
	特別支援教育学特殊講義 A(2)		
	特別支援教育学特殊講義 B(2)		
	保健学特殊講義(2)		
	福祉支援工学特殊講義(2)		
	福祉野外活動論特殊講義(2)		

【基盤部門】

基盤部門においては、「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」及び「発達支援学特別演習 I・II・III・IV」を開設する。

発達支援学専攻の核になるのは、社会福祉の一領域としての児童福祉である。本研究科に共通する理念のところで述べたように、社会福祉そのもの、したがってその一領域としての児童福祉それ自体として学際的、領域横断的なアプローチを必要とする。加えて、その射程をさらに広げて発達支援という領域を考える場合、学際的、領域横断的アプローチはなお一層重要な意味をもつことになる。

そのことを踏まえて、「発達支援学原論特殊講義」においては、発達支援とは何か、それを研究の対象とする発達支援学のありようについて、児童福祉、医療保健、心理学、教育学の立場から、基本的かつ入門的に論じる。ついで、「発達支援研究法特殊講義」においては、そのことを踏まえつつ、それぞれの立場から発達支援を研究するにあたってとるべき方法について論じる。「発達支援学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」においては、担当する教員それぞれの専門とする領域、研究の方法論を媒体とする双方向的な議論を通じて、院生それぞれが自己の研究の対象と方法を修得し、修士論文の完成に結びつける場とする。

とりわけ、「発達支援学特別演習」については、発達支援学のもつ設計科学的、実践科学的な性格に対応し、援助に関わる専門職としての資質を高めるため、社会福祉学専攻以上に、講述形態による学修に加え、適宜実務の見学、参与観察、実習、インターンなどの手法を重視し、積極的に活用するアクティブラーニングの場として運営することをねらいとする。

【展開部門】

展開部門は、基盤部門を踏まえ、児童福祉、心理学、教育学、保健学、福祉工学というそれぞれの立場、視点と枠組から発達支援問題に多角的に接近することを目指す科目群であり、「児童福祉原理特殊講義」「福祉政策論特殊講義」「福祉行政論特殊講義」「人間行動発達論特殊講義A」(生物学的基盤を踏まえた心理・行動的発達の理解)「人間行動発達論特殊講義B」(対人・発達支援の行動科学)「学校心理学特殊講義」「障害児心理学特殊講義」「医療心理学特殊講義」「スクールソーシャルワーク論特殊講義」「学校カウンセリング演習」「発達支援アセスメント演習」「学校教育学特殊講義A」(戦後の教育改革の動向)「学校教育学特殊講義B」(生涯学習の理念からの学校教育の再検討)「学校教育学特殊講義C」(子ども・学校・教育をめぐる課題への対応)「特別支援教育学特殊講義A」(個別支援プログラムと移行支援)「特別支援教育学特殊講義B」(自立活動を中心とした子どもの成長をデザインする)「保健学特殊講義」「福祉支援工学特殊講義」「福祉野外活動論特殊講義」から構成されている。

このうち、「児童福祉原理特殊講義」「福祉政策論特殊講義」「福祉行政論特殊講義」は、児童福祉の原理的理解を起点に、政策、行政というそれぞれの側面から発達支援にアプローチする科目である。

「人間行動発達論特殊講義A」「人間行動発達論特殊講義B」「学校心理学特殊講義」「障害児心理学特殊講義」「医療心理学特殊講義」「学校カウンセリング演習」

「発達支援アセスメント演習」は、いずれも心理学を基盤とするものであり、発達支援の中心となる子どもの発達とその支援という課題を人間の生涯発達、生涯にわたる(ライフスパンの)発達の一時期として捉える視点を機軸に、さまざまの対象、

課題、場面、支援の手法などの違いに応じて科目ごとに専門的な議論を展開する。

「学校教育学特殊講義A」「学校教育学特殊講義B」「学校教育学特殊講義C」「特別支援教育学特殊講義A」「特別支援教育学特殊講義B」「スクールソーシャルワーク論特殊講義」においては、学齢期の子どもによって日常生活の中心となる学校、教室において起こる問題状況とそれに対応する支援のあり方について、戦後の教育における改革理念の変遷、地域と学校、学習指導、生活指導に始まり多様な機能を求める教員、障害児・者の地域移行、自立活動の支援などのさまざまな視点からアプローチする。

「保健学特殊講義」と「福祉支援工学特殊講義」は、児童生徒の保健指導、障害のある子どもに対するユニバーサルデザインの視点に立つ支援という観点から発達支援の問題にアプローチする科目である。

また研究対象に応じて基盤部門ではそれぞれの対象に応じた「発達支援学特別演習I～IV」を配置し、展開部門では「生活の困難・支障」には「児童福祉原理特殊講義」「福祉政策論特殊講義」「福祉行政論特殊講義」「学校教育学特殊講義C」(子ども・学校・教育をめぐる課題への対応)など、「発達の困難・支障」には「学校心理学特殊講義」「障害児心理学特殊講義」「医療心理学特殊講義」「学校カウンセリング演習」「人間行動発達論特殊講義A」(生物学的基盤を踏まえた心理・行動的発達の理解)「人間行動発達論特殊講義B」(対人・発達支援の行動科学)など、「ライフキャリア形成の困難・支障」には「福祉支援工学特殊講義」「発達支援アセスメント演習」「人間行動発達論特殊講義A」「人間行動発達論特殊講義B」「学校教育学特殊講義B」(生涯学習の理念からの学校教育の再検討)「特別支援教育学特殊講義B」(自立活動を中心とした子どもの成長をデザインする)などを、またユニバーサルデザインの視点に立つ支援の観点から「保健学特殊講義」と「福祉支援工学特殊講義」などの学修をすることができる。

最後に、「福祉野外活動論特殊講義」においては、以上のような多角的、多面的なアプローチを踏まえつつ、発達支援の諸課題に対して、生物学的存在として誕生しての子どもが社会的人間として成長発達する過程に子どもの社会的活動の支援という観点からアプローチしようとするものである。

【プロジェクト部門】

プロジェクト部門を構成するコースプロジェクトの趣旨、目的等については、社会福祉学専攻博士前期課程のところで詳細に述べておいた。ここでは要点の一部を再録するにとどめる。

コースプロジェクトは、複数の教員を担当者とする共同研究プロジェクトを構築し、そこに院生を研究チームの一員として参加させることによって、院生に領域横断的、分野横断的な視点を修得させるとともに、その経験を通じて院生自身

がみずから自発的に自己の研究課題を発見し、追究する過程を側面から支援し、促進することを目的とする。

コースプロジェクトは、複数の専任教員を核に、適宜児童福祉・保健・教育等の関連する研究機関の研究者、行政や民間団体機関等の職員、専門職従事者の参加を得て、より実際的、実践的なテーマについて共同研究を実施する共同研究プロジェクトとして実施する。そのねらいは、院生を共同研究チームに参画させることにより、院生に研究計画の立て方、研究チーム運営の方法、研究費の実務的処理など研究の推進、遂行に必要とされる知識や手法について修得する機会を提供することにある。

発達支援学専攻において設定するコースプロジェクトは、以下の3つである。

コースプロジェクトA：地域子ども支援プロジェクト

1990年代以降、児童人口が減少し、家族の形態も大きく変化するなかで子どもをめぐる問題状況は深刻化する一方である。上田市などの自治体とも協働し、地域社会における子育ち、子育て支援のあり方に焦点化した共同研究を実施する。

コースプロジェクトB：障害児支援プロジェクト

小・中学校就学の時期に限定せず、地域で生活する幼少期から将来の地域社会における自立生活を見通すなかで、特別支援教育とリハビリテーション・UD活動の視点から、支援のあり方について共同研究を実施する。

コースプロジェクトC：心の健康の保持増進と精神疾患支援プロジェクト

近年社会が多様化し、複雑化するなかで心の健康に問題を持つ人びとが増加するという状況のなかで臨床心理学の立場からどのような支援が可能なのか、そのために必要とされる専門的な知識や技術のあり方について共同研究を実施する。

【論文指導部門】

修士論文の指導方法及び内容については、「5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」(97～100ページ)並びに各論文指導のシラバスにおいて詳述する。

【学年進行】

1年次においては、支援に関する基礎的・応用的理論を学ぶとともに分野別の法制度、福祉課題とその支援方法を学ぶ。発達支援学の専門的知識・理解を踏まえ、

論理的思考力やデータ分析能力を養う。必修科目として「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」、「発達支援学特別演習Ⅰ」を履修する。「発達支援研究法特殊講義」では、論文作成に向けての研究方法を身に付けるとともに研究倫理について理解する。「発達支援学特別演習Ⅰ」では、2年次生の修士論文構想発表を聴講し、研究の進め方や論文作成の方法を学ぶ。

2年次では、「発達支援学特別演習Ⅱ」を履修し、修士論文の構想発表を行い全教員による指導を受ける。あわせて、指導教員による修士論文指導（個別指導または演習）を受け、修士論文を仕上げる。

発達支援学専攻の教育課程は以上の通りであるが、専攻に開設する科目のほか、一定の範囲内（合計10単位以内）において、社会福祉学部並びに社会福祉学専攻博士前期課程の開講科目を履修することができる。また、主指導教員は、必要に応じて、社会福祉学部ないし他専攻の開設する科目の履修を求めることができる。

【成績評価】

成績評価は、研究科の基本理念で示した課程教育研究の位置付け、到達レベル、研究科共通の3つの方針、そして発達支援学専攻の3つの方針が前提となる。まず、各科目群について評価の着眼点を示しておきたい。特殊講義等の学科目においては、各領域ごとに一定の自律性をもつ教育研究者、専門職従事者となるうえで学修が求められる知識、技術の修得状況を中心に、思考力、分析力等について評価を行なう。演習においては、思考力、分析力、構想力等に加えて、プレゼンテーションなどを通じて構築力、表現力等について評価する。プロジェクトワークにおいては、コースプロジェクトを基盤部門・展開部門で修得した知識や技術を経験的に検証する機会とし、研究課題の設定方法、研究の手順、進め方等について体験を通じて理解、修得することにある。基礎科学が異なる教員からの指導受け分野横断的な研究の視点の獲得や枠組の拡大、多角化、学際科学化を踏まえた枠組の構築力、共同研究の成果から新たな研究課題を発見する力、成果を公表する際の構成能力、研究チームのコーディネーション、研究事務、研究経費の獲得と経理処理など共同研究を実践するうえでのコーディネート能力、計画力、実行力等を評価の対象とする。

論文指導部門は、修士論文の作成を指導する部門である。1年次の入学時に主指導教員を選択し、その主指導教員の指定する副指導教員の指導のもとに、論文の準備、作成にあたる。論文指導は、主指導教員と副指導教員による指導が原則である。しかし、指導を受ける受講生の人数にもよるが、論文指導は個別指導になりがちであり、研究指導の蛸壺化状況に陥る可能性は否定しがたい。そのリスクを回避するため、院生に対しては、演習科目における院生相互のディスカッションやコー

スプロジェクトの共同研究活動に積極的に取り組み、院生どうしの意見交換や複数の教員による指導をうける機会を活用するよう指導する。

修士学位論文については、最終的には教育課程を通じた評価となるが、その過程においては、各セメスターごとに中間発表会を開催する。中間発表会は論文準備の進捗状況を確かめる機会であるが、それは同時に院生一人一人の到達の水準と内容を確認し、評価する機会である。中間発表会修了後は、各専攻ごとに院生指導会を開催し、院生一人一人の状況について到達水準を評価し、必要な指導の内容を確認する。毎学期末に院生に期末研究報告書の提出を求め、研究の進捗状況について研究科委員会で評価する。

以上の、評価の手順、内容を確認することを通じて、研究科委員会において、翌セメスターの指導方法の修正、年次的な見直し、さらには3つの方針の見直しを行なう。

以上の事柄をまとめると「**3つのポリシーと学位の関係：前期（修士）課程**」（資料14）、「**3つのポリシーと学位の関係：後期課程**」（資料15）のようになる。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

4－1 基本的な考え方

研究科・専攻の趣旨を踏まえ、設定した開講科目については、その科目を適切に担当しうる資質と研究業績もつことが認められる専任の教員をもって充てることを原則にする。なかでも特に重要性の高い科目については、博士学位ないし単著ないし複数の共著による研究書を有する教員をもって充てることとした。

大学院を担当する教員の資格については、**長野大学教員任用選考規程等（資料16）**の関連規程を前提に、他の大学院の状況を参考に、設置準備委員会（ワーキンググループ）において候補者を選任した。

なお、社会福祉学専攻博士前期課程を構成する学科目について専任教員が担当するのは当然であるが、専任教員によって対応しえない一部の科目については兼担あるいは兼任講師の委嘱によって対応する。

また、一部の講義科目や演習科目においては、社会福祉団体や施設に勤務する職員（法人理事、施設長、管理的専門職）をゲストスピーカー（時間単位の非常勤講師）として組み込み、専任教員との協働による授業運営を実施する。社会福祉学研究のもつ実践的側面を重視した研究教育を実施するための措置である。ゲストスピーカーは、当該科目を担当する教員の推薦にもとづき、研究科委員会による審議を経て委嘱する。

(1) 社会福祉学専攻博士前期課程

社会福祉学専攻の基盤部門を構成する開講科目群のうち、「社会福祉学原論特殊講義」「社会福祉援助総論特殊講義」「社会福祉研究法特殊講義」は、社会福祉学研究の共通基盤となるため、歴史、思想、理論、援助の方法（ソーシャルワーク）にかかる原理論的な研究や社会調査法を専攻領域（メジャー）とする専任教員をもって充てる。

社会福祉の領域別の専門科目に加えて関連する領域の学修を担う展開部門を構成する科目群については、認定社会福祉士の研修分野をカバーしうることも念頭に、それぞれの領域を専門とする専任教員を充てるとともに、一部の科目については兼任講師、兼任講師を充てる。

基盤部門のうち「社会福祉学特別演習」と論文指導部門については、社会福祉学のそれぞれの領域において相応の業績を有し、研究の方法と進め方について一定の見識と経験をもつ教員を充てることとした。

コースプロジェクト部門については、科学研究費や外部資金による共同研究等に関与した経験と実績をもつ教員を充てることにした。

(2) 社会福祉学専攻博士後期課程

社会福祉学専攻博士後期課程についても、基盤部門、展開部門を構成する科目群、コースプロジェクト部門、論文部門を担当する教員についての考え方は、基本的に社会福祉学専攻博士前期課程と同様である。

ただし、長野大学としては大学院、なかでも後期課程の運営はもとより初めてのことであり、経験不足の懸念は避けられない。このため、後期課程を担当する教員については、これまで大学院の後期課程における教育の経験を有し、長年博士学位論文の作成指導、学位審査に携わってきた専任教員を配置することによって、博士学位論文の作成指導、博士学位の審査を適切に実施できる体制を構築することとした。

後期課程の基盤部門、論文指導部門を中心的に担当する予定の教員は、いずれも後期課程教育の経験者である。より具体的には、担当予定教員のうち古川孝順教授は東洋大学ならびに西九州大学、黒木保博教授は同志社大学、三本松政之教授と小長井賀與教授は立教大学において、それぞれ長年にわたって博士後期課程の教育に携わってきた。ちなみに、博士学位授与件数についていえば以下の通りである。古川教授は主指導教員として21件、副指導教員として36件の博士学位論文の作成指導、学位審査に関与してきた。黒木教授は主指導教員として14件、副指導教員として11件、三本松教授は主指導教員として6件、副指導教員として8件、小長井教授は副指導教員として4件の博士学位論文作成の指導を行い、学位審査に関与してきた。

なお、博士後期課程においても、博士前期課程と同様に、講義科目や演習科目にお

いては、社会福祉団体や施設に勤務する職員（法人理事、施設長、管理的専門職）をゲストスピーカー（時間単位の非常勤講師）として組み込み、専任教員との協働による授業運営を実施し、社会福祉ないし社会福祉学研究のもつ実践的側面を重視した研究教育を推進する。

(3) 発達支援学専攻

発達支援学専攻の開講科目のうち基盤部門の科目は専攻全体の共通基盤となる科目である。「発達支援学原論特殊講義」は、児童福祉研究を専攻領域とする専任教員を中心に、心理学、教育学、福祉支援工学などの関連する領域を専門とする専任教員が担当する。「発達支援研究法特殊講義」は、論文作成に向けての研究方法を学ぶという趣旨から、関連する領域において業績を持ち学会誌等の査読経験のある専任教員を中心に担当する。

加えて、繰り返し言及してきたように、近年子どもの成長にかかわって重大な問題状況が形成され、適切かつ妥当な発達の支援が求められている。これらの状況に対応するには、実際に問題が起こっている具体的な状況を的確に把握することがまずもって肝要である。このため、基盤部門の科目を担当する教員についても、理論志向の研究者とともに、問題の起こっている場面、状況、経緯、予後を知悉する児童福祉施設や学校などにおいて豊かな実務経験をもつ教員を配置する。

展開部門は、発達支援に関連した主要な専門科目に加えて、関連領域の学修を行う科目群である。児童福祉に関連して、学校教育や障害児教育などにおける支援のニーズなどを幅広くカバーすることを念頭に、一部兼任の教員を含め、児童福祉、社会福祉行政、実験心理学、社会心理学、教育心理学、臨床心理学、学校教育学、特別支援教育学、医療保健学、福祉工学といった多角的、領域横断的に関連する諸領域を専門とする教員を配置する。

4－2 実務家教員による教育の充実

すでに言及したことであるが、大学院総合福祉学研究科においては、各専攻の性格に応じて、理論研究志向の教員群と実務経験教員群とを車の両輪とする教育研究を推進する体制を構築する。なかでも児童福祉を起点としつつも保健医療、心理、教育、支援工学など相互に関連する領域横断的かつ総合的なアプローチを必要とする発達支援学専攻においては、領域のもつ実務的、実践的な性格を重視し、理論研究志向の教員群と実務経験教員群とを車の両輪とする体制の構築を志向する。

ちなみに、総合福祉学研究科の科目を担当する教員には豊富な実務経験を有する教員が含まれている。そのなかには、中村英三教授、川島良雄教授、小長井賀與教授のように、高齢者福祉施設、児童福祉の行政・施設、保護観察の領域における実務経験

を基礎に、大学・大学院レベルでの教育研究を推進してきている。なかでも、中村教授と小長井教授は、実務経験を踏まえ、それぞれ博士（社会福祉学）、博士（社会学）の学位を取得している。また、山浦和彦教授、赤塚正一教授、片岡通有教授のように、いわゆる著書論文、学会報告という形態の業績は限られているとはいっても、小中学校教育、支援教育、課程や地域社会支援など、発達にかかる多様な課題の形成される現場の状況を知悉する教員が含まれている。そのうち、赤塚正一教授は、支援教育の現場にありながら通信教育課程において研究に取組み、博士（教育学）の学位を取得している。

これらの実務経験を有する教員は、それぞれにバックグラウンドを異にするとはいえ、総合福祉学研究科における研究教育を精力的に推進する有為の人材として、重要な役割を果たすことが期待される。

4－3 専任教員の年齢構成

総合福祉学研究科を担当する専任教員の年齢構成は30代から70代である。年齢構成として中間層が手薄であり、高年齢層に比重があることは否めない（資料17）。

本学における専任教員の定年は65歳である。ただし、満60歳以上で採用された教員は採用の日から雇用期間5年間（上限70歳）である（資料18）。また、専門分野において特に優れた業績を有する者や各界において特に優れた経験および知識を有する者を専任教員として採用することができる（雇用期間3か年。必要な場合は更新可）（資料19）。研究科担当の教員は、いずれもこれらの規程内に納まっている。ただし、前述のように、教員構成として高齢者層に比重がかかっていることは否めない。高年齢教員の状況と定年以後の措置については、別添の資料に示している（資料20）。

総合福祉学研究科を構成する2専攻のうち、特に社会福祉学専攻において、高年齢層の構成比が高いという状況は、博士学位論文作成の指導を行うにあたって、それに見合う研究教育能力、研究業績が必要とされるという事情による。このため、研究科発足後完成年度へ向けて以下の方向において対応し、年齢構成の偏りを克服し、バランスのとれた教員組織を構築する。

- (1) 大学院発足後、大学院レベルの教員に焦点化したFD活動を実施し、総合福祉学研究科の近未来を担うことになる50歳代初頭から40歳代の教員による研究活動の活性化を図り、所属学会の査読付き機関誌等への投稿を促進する。
- (2) 大学院発足後、若手現職教員について、大学院入学を奨励し、将来において大学院を担当することのできる課程博士学位取得者の拡大を図る。また、大学院博士前期課程、修士課程を担当している教員には、教育研究活動の活性化を図り、その成果を乙論博士学位の取得に結びつける。
- (3) 大学院の開設以後、定年退職、辞職等により後任教員の採用が必要になった場

合には、大学院各専攻、課程、なかでも社会福祉学専攻博士後期課程の授業を担当することのできる経験、業績、学位を有している50歳代後から60歳前半の優秀な人材を優先的に採用する。

- (4) 大学院完成年度以降に退職が予定されている70歳代の教員（古川孝順、中村英三、太田貞司、黒木保博、小長井賀與）の後任は、社会福祉学専攻に属する教員のM字型構造を早急に是正し、かつ大学院における教育研究の水準を維持するため、それぞれ社会福祉原理論、社会福祉援助理論、社会福祉行財政等の領域において優秀な経験と業績をもつ人材を確保する。
- (5) 本学では教員の募集、採用は公開募集を原則としており、本学ホームページにその旨を公示するほか、国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC=IN）のサイトに掲載している。ただし、基幹的科目の担当者等学部等の教育研究の推進を担う教員については、関連する学会、他大学大学院、研究機関等において顕著な教育研究上の実績をもつ関係者に適切な候補者の推薦を依頼し、選考してきた経緯がある。大学院において基幹的科目を担当する教員については、これら公募、推薦依頼双方の方法を駆使して、適切な後任者を選考する。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

5-1 社会福祉学専攻博士前期課程

(1) 教育方法

総合福祉学研究科においては、前述したように、社会福祉学博士前期課程、同後期課程、発達支援学専攻を通じて、教育課程を、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、そして論文指導部門の4部門から構成している。これら4部門の役割、内容については、各専攻に即して説明してきたところである。以下、そのことを前提に、まず、社会福祉学専攻博士前期課程の教育の方法及び内容について記載する。

- 1) 入学にいたる経験の如何を問わず、自律的な専門職従事者、教育研究者としてのキャリアを形成するためには、経験主義に頼らず、理論的な視点や枠組をもち、先行研究の成果に学び、新たな知識や技術を積み重ねることが求められる。
- 2) そのことを可能にするためには、まずもって、基盤部門を構成する講義科目、展開部門を構成する分野論にかかる講義科目のうち、それぞれの関心をもつ領域において、一定の妥当性、信頼性をもつことが認められている先行研究の成果を的確に学修することが求められる。
- 3) 次いで、そのような先行研究の実践現場あるいは研究課題への適用可能性、信

頼性、妥当性などについて、検討することが求められる。その際には、実際的、実践的な授業形態を包摂する基盤部門の特別演習やプロジェクト部門のコースプロジェクトの活用が期待される。

- 4) その過程を経て、一人ひとりの院生に、自己の立ち位置（立脚点）、研究の視点、視角、そして枠組を明確化し、構築することが期待される。
- 5) 社会人入学者で一定の経験をもつ者については、以上の課題に加え、一度過去の経験を離れ、自己の立ち位置（立脚点）、研究の視点と視角、枠組を客観化し、相対化するとともに、改めてそれらを再構築することが求められる。

なお、授業の開講の日時については、当面社会人（専門職従事者）を主な入学対象とするため、所要の配慮を行う。具体的には、開講時間は月～木曜日の4時限目（14:30～16:00）、5時限目（16:10～17:40）、6時限目（17:50～19:20）および金、土曜日の1時限（08:50～10:20）から6時限目（17:50～19:20）の中で設定する（資料21）。

（2）履修指導

履修指導に関しては、学生の意思を尊重して、年度当初に履修科目を決定する。その際、社会福祉学専攻の担当教員及び事務職員による教育課程、教務事務等についてのオリエンテーションを行うほか、必要に応じて指導教員に個別に相談・助言を受ける時間を設ける。

加えて、オリエンテーションの一環として、研究者として護るべき倫理について学修する時間を設定する。具体的には、日本学術振興会編集の「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、2015年）をテキストに、責任ある研究活動、研究計画の立て方、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など科学者として心得ておくべき事柄について学修する機会とする。

（3）研究指導

研究指導においても、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門から構成される教育課程に踏まえた学修が基本となる。そのことを前提に、研究指導の骨格を示しておきたい。

まず、院生は入学当初に、後述の履修モデルを参考に、各自の研究分野・テーマを設定し、社会福祉学専攻の教員の中からそれに対応可能な教員を主指導教員として選択し、個別面接の後、承諾をうける。指導を受けた主指導教員は、院生の研究分野・テーマとその意向を考慮して、副指導教員を指名することができる。

院生は主指導教員・副指導教員の指導のもとに、設定した分野・テーマに関わる文献、先行研究その他の資料の収集、調査、分析等の研究活動を行う。指導教員は、学

生の研究の進捗状況に応じ、研究に関わる個別指導または集団指導を実施する。

なお、研究指導という観点からいえば、プロジェクト部門が重要な意味をもつことになる。前述のように、プロジェクト部門は、講義形態を中心とする基盤部門や展開部門と論文指導部門を媒介するものとして位置づけられるが、院生がそこに参加することによって研究課題を発見し、あるいは確立する機会をとなることが期待される。ただし、主として研究指導を担当する教員とプロジェクトを担当する教員は、多くの場合重なり合うことが予想されるが、組織的にはそれぞれ別教員となる。論文指導の教員とプロジェクトの教員が別の場合には、院生は別の教員が主催するコースプロジェクトに参加しつつ、主指導教員の指導を受けることになる。

ちなみに、研究科には専攻ごとに院生研究室を設け、デスク、ロッカー等院生専用の研究活動スペースを確保するとともに、教員と同様に任意にオンラインジャーナルのアクセスを行えるような研究環境を整える。

(4) 修了要件

院生は、社会福祉学専攻博士前期課程を修了するためには、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について30単位以上を修得するとともに、学長に学位論文を提出し、かつ、最終試験並びに外国語試験に合格しなければならない。

修士論文および学位申請書の提出期限は2年次の1月とする。学長に提出された修士論文および学位申請書は研究科長に回付され、研究科長は研究科委員会に審査を付託する。研究科委員会は専任教員のなかから選任される主査、副査2名、及び学外の大学・研究機関の教員・研究員等から専任した委員を含む委員から構成される審査委員会を設置し、修士論文の審査および最終試験並びに外国語試験を行う。ただし、最終試験並びに外国語試験は口述試験並びに公開発表会における口答発表をもって代えができる

社会福祉学専攻博士前期課程のディプロマ・ポリシー(再掲)にもとづき修士学位論文審査基準を設定する。

表21 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のディプロマ・ポリシー：前期課程（再掲）

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学専攻博士前期課程（修士課程）においては、それぞれの専門とする領域における研究・教育職従事者ないし自立した専門職従事者として活動することのできる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について、修士学位〔修士（社会福祉学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については、別に定める（83ページ）。

1. 学位授与の基本方針

教育研究者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者となるうえで必要とされる知識・技術、研究方法を修得し、修士学位論文を作成するにあたっては社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

社会福祉の各領域について教育研究者ないし高度の自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、また修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

3. 学位取得者の特性

社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員、各種社会福祉の専門職、関連行政の担当者、コミュニティ・ソーシャルワーカーなどの地域を基盤として各種組織・団体により展開される社会福祉支援のコーディネートに資する人材。

2. 修士学位論文審査の方法と基準

修士学位論文の授与は、以下の①～③の要件を充足していることを前提に、公開の修士学位論文発表会による論文の報告（論文概要＜8000字＞を作成配布し、口頭による報告＜40分＞、質疑＜20分＞）及びそれぞれの専攻を構成する教員による口述試験を実施し、専攻会議、研究科委員会の審議を経て実施する。要件①～③のうち、①は修士学位論文の提出にかかる手続き的要件である。②は修士学位論文を執筆するうえで必要とされる研究能力を修得しているかどうかの確認である。③は修士学位論文の水準に関する要件である。

- ① 大学院博士前期課程において2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について30単位以上を修得し、さらに学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- ② 修士論文および同審査においては、社会福祉学及び隣接諸分野における広い視野に立った知識及び技術、社会福祉にかかわる実践の概念化・理論化に資する研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要とされる高度の能力を有することが証明されなければならない。
- ③ 修士学位論文を構成する考察、結論には、社会福祉学及び隣接領域における既存の研究に加えるべき新しい知見が含まれていなければならない。

修士学位論文の審査においては、以下の項目ごとに評価を行う。

1から12までの項目は、学術的論文について一般的に充足していることが要請される要件、すなわち研究目的の設定、研究の手続きと手順、使用されている概念やその使用法の的確性、論理並びに記述方法の一貫性、単位・図表の適切性、倫理的配慮等を示している。提出された論文の審査は、各項目についての評価をもとにして、総合的に実施する。

1. 研究目的が明確である。
2. 研究目的に照らして研究方法が適切である。
3. 先行研究を的確に踏まえている。
4. 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けが明確である。
5. 使用されている概念・用語は適切である。
6. 調査の方法・分析は適切で、結果が明確である。
7. 論理の展開に一貫性がある。
8. 表題は内容を適切に表現している。
9. 省略語・単位・数値は適切に表記されている。
10. 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っている。

11. 図表は本文の説明と適合している。
12. 研究倫理上の問題がない。

(5) 修了までのスケジュール

下図は、社会福祉学専攻博士前期課程における教育・学修にかかる指導・履修の過程をタイムテーブルとして示したものである。2年間にわたる指導・履修の過程において重要な契機になる事項は、1年次4月の履修登録、修士学位論文に集約される主旨導教員と副主旨導教員の選択と決定、数次にわたる修士論文（学修・研究経過）の中間発表会、修士論文の提出、最終試験（口述試験）、そして修了判定である。

指導・履修の過程においては、基本は院生の主体性、自主性に依拠する取り組みであるが、院生の主体性、自主性を基軸に、それを尊重しつつ、修士学位取得者として一定の水準を担保しうるような助言指導を実施する。

表22. 博士前期課程 修了までのスケジュール表

博士前期課程 修了までのスケジュール表	
1年次	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 履修登録 • 4月 指導教員決定、修士論文指導開始 • 4月～「社会福祉研究法特殊講義」、「社会福祉学特別演習I」の受講 • 7月 第1回中間発表会 • 2月 第2回中間発表会
2年次	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 履修登録 • 4月～「社会福祉学特別演習II」の受講 • 7月 第3回中間発表会 • 10月 第4回中間発表会 • 1月 修士論文および学位申請書の提出 • 2月 修士論文審査、最終試験（口頭試問） • 2月 修了判定（研究科委員会）

(6) 中間発表会等

中間発表会は、大学院の学事として位置づけ、原則として各セメスターにつき1回以上実施する。中間発表会は専攻ごとに実施するものとするが、社会福祉学専攻においては前期課程、後期課程の合同により実施する。中間発表会は各専攻を構成する教員及び院生全員の出席によって開催するが、企画・運営は院生の責任において実施することとし、司会及びコメンテーターも院生の役割とする。

中間発表会に企画運営を院生の責任に委ねるのは、第一には院生に自主的、主体的

に課題を設定し、積極的にそれに取り組む姿勢と能力、すなわち研究や専門職活動に不可欠な姿勢と能力を身につけさせるためである。加えて、院生のなかには将来大学その他の教育機関や研究機関において教育的な職種に従事する者が含まれていることから、中間発表会の自主的な企画・運営なかでも司会やコメンテーターの役割を遂行することは、文科省中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」（平成31年1月）にいう「プレFD」としての意味をもたせようとするものである。

(7) 履修モデル

社会福祉学専攻博士前期課程においては、院生による教育課程の履修を円滑かつ効果的に推進するため、履修モデルを設定する。履修モデルは、院生のキャリア形成を軸にする3つのキャリア志向モデルと2つのサブジェクト（関心領域）を軸とするサブジェクト志向モデルから構成される。キャリア志向モデルは、以下に示す、モデル①：実践研究の総括モデル、モデル②：実践研究モデル、モデル③：研究者・教育者養成モデルである。サブジェクト志向モデルは、モデル④：地域包括ケアモデルとモデル、⑤：多文化共生モデルである。

これらキャリア志向モデルとサブジェクト志向モデルを交錯させれば、社会福祉学専攻博士前期課程においては、6通りの履修モデルを提示することになる。指摘するまでもないことであるが、これらの履修モデルは院生にどれかのモデルを選択させ、登録するというものではない。履修モデルを設定する理由は、モデルを提示することにより、院生それぞれに修士課程における学修の目的とそれを実現するための科目選択を自主的主体的に行わせ、院生の学修効果を高めることを目的とするものである。

【モデル①：実践研究の総括モデル】

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等（主に福祉・教育職の退職者、地域活動の従事者等を想定）。博士前期課程では、自らの実践経験の省察を行うための基礎的知識・理論の理解や研究方法の習得に重点を置き、指導・助言を行う。

表23. 履修モデル①の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	(各自の専門に応じて 4単位以上選択)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	修士論文指導(8)
社会福祉援助総論特殊講義(2)			
社会福祉研究法特殊講義(2)			
社会福祉学特別演習I(2)			
社会福祉学特別演習II(2)			
社会福祉学特別演習III(2)			
社会福祉学特別演習IV(2)			
14単位	4単位	4単位	8単位
合計 30 単位			

【モデル②：実践研究モデル】

所属組織を中心とした分野における福祉課題に対し、高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他の職種との連携および地域福祉の増進を行うことができる能力を身に付けたい者（認定社会福祉士のレベルを想定）。博士前期課程では、自らの実践の言語化・科学化を図るために必要な知識・理論の理解、研究方法の習得に重点を置き、指導・助言を行う。認定社会福祉士の資格取得を奨励する。

表24. 履修モデル②の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	ソーシャルワーク論特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導(8)
社会福祉援助総論特殊講義(2)	スーパービジョン論特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
社会福祉研究法特殊講義(2)	社会福祉調査法特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	
社会福祉学特別演習I(2)		(1科目選択必修)	
社会福祉学特別演習II(2)			
社会福祉学特別演習III(2)			
社会福祉学特別演習IV(2)			
14単位	6単位	4単位	8単位
合計 32 単位			

【モデル③：研究者・教育者養成モデル】

大学等において研究者・教育者として社会福祉の研究・教育に携わることを目指す者。博士前期課程では、研究者・教育者として求められる基礎的知識・理論の理解、研究方法の習得に重点を置き、指導・助言を行う。また、履修科目とは別に、希望する者には学部の授業でティーチング・アシスタント（T A）として学生教育に携わる機会を設け、将来大学等の教員として就職した際に求められる教育上の能力も身に付けられるようとする。

表25. 履修モデル③の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	福祉政策論特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	
社会福祉援助総論特殊講義(2)	福祉社会学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	修士論文指導 (8)
社会福祉研究法特殊講義(2)	社会福祉調査法特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	
社会福祉学特別演習 I (2)			
社会福祉学特別演習 II (2)			
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
14 単位	6 単位	4 单位	8 单位
			合計 32 単位

【モデル④：地域包括ケアモデル】

地域包括ケアシステム、多職種連携に关心を持つ者を対象とする。当該領域を研究する教員の担当科目を履修するとともに、当該領域を研究する教員を中心とするコースプロジェクト（詳細は後述）に参加する。

表26. 履修モデル④の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	保健・医療福祉論特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
社会福祉援助総論特殊講義(2)	地域包括ケア論特殊講義(2)		修士論文指導 (8)
社会福祉研究法特殊講義(2)			
社会福祉学特別演習 I (2)			
社会福祉学特別演習 II (2)			
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
14 単位	4 单位	4 单位	8 单位
			合計 30 単位

【モデル⑤：多文化共生モデル】

多文化共生にかかる福祉的支援に関心を持つ者を対象とする。当該領域を研究する教員の担当科目を履修するとともに、当該領域を研究する教員を中心とするコースプロジェクト（詳細は後述）に参加する。

表27. 履修モデル⑤の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2)	福祉社会学特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	修士論文指導 (8)
社会福祉援助総論特殊講義(2)	多文化共生論特殊講義(2)		
社会福祉研究法特殊講義(2)	司法福祉論特殊講義(2)		
社会福祉学特別演習 I (2)			
社会福祉学特別演習 II (2)			
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
14 単位	6 単位	4 单位	8 单位
			合計 32 単位

以上の事柄をまとめると「社会福祉学専攻博士前期課程の概要」（資料22）、履修モデルについては（資料23-①～⑤）のとおりとなる。

5－2 社会福祉学専攻博士後期課程

(1) 教育方法

社会福祉学専攻博士後期課程における教育課程についても、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、そして論文指導部門の4部門から構成される。そのことは、博士前期期課程と同様である。

博士後期課程における目標は、何といっても博士学位論文を完成、提出し、博士の学位を取得することである。博士論文の内容、なかでも質的水準の確保という観点からいえば、博士論文には、まず社会福祉学及び隣接領域における既存の研究の蓄積に対して何がしかのつけ加えるべき新しい知見が含まれていなければならない。そこまでは修士論文と同様である。加えて、博士学位論文においては、新しい知見は、当該分野の学術研究を前進させる、独創的な研究成果であることが求められる。

以下、そのことを前提に、まず、社会福祉学専攻博士後期課程の教育の目標及び内容について記載する。

1) 入学にいたる経歴の如何を問わず、博士課程修了後、自立的かつ自律的な専門

職従事者、教育研究者として活動するためには、自己の立ち位置（立脚点）を明らかにし、研究の視点や視角、枠組を確立することが求められる。

- 2) 社会人入学者については、過去の経験や実績を問わず、一度そこから離れ、自己の立ち位置（立脚点）、視点、視角、枠組を相対化し、改めて再構築することが求められる。
- 3) そのことを可能にするためには、基盤部門を構成する講義科目、展開部門を構成する分野論にかかる講義科目のうち、それぞれの関心をもつ領域において、先行研究の成果を的確に学修することのみならず、それらを批判的に吟味することが求められる。
- 4) 加えて、実際的、実践的な授業形態を包摂する基盤部門の特別演習やプロジェクト部門のコースプロジェクトを活用し、院生一人ひとりが独自の研究の方法、資料分析の方法、見いだされた知見を体系化し、理論化する手法を修得することを期待する。

さらに、院生は、講義・演習科目、コースプロジェクトの履修と並行して、指導教員の指導を受け、前期課程での研究あるいは入学までの実践や活動経験をステップアップさせ、博士学位論文提出の要件として設定されている学会報告や論文執筆に取り組むことを求められる。

なお、授業の開講の日時については、当面社会人（専門職従事者）を主な入学対象とするため、所要の配慮を行う。具体的には、開講時間は月～木曜日の4時限目（14:30～16:00）、5時限目（16:10～17:40）、6時限目（17:50～19:20）および金、土曜日の1時限（08:50～10:20）から6時限目（17:50～19:20）の中で設定する（**資料21**）。

（2）履修指導

履修指導の枠組については、基本的には前期課程と同様である。以下、骨子を再掲する。

履修指導に関しては、学生の意思を尊重して、年度当初に履修科目を決定する。その際、社会福祉学専攻の担当教員及び事務職員による教育課程、教務事務についてのオリエンテーションを行うほか、必要に応じて指導教員に個別に相談・助言を受ける時間を設ける。

加えて、オリエンテーションの一環として、研究者として護るべき倫理について学修する時間を設定する。具体的には、日本学術振興会編集の「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、2015年）をテキストに、責任ある研究活動、研究計画の立て方、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など科学者として心得ておくべき事柄について学修する機会とする。

(3) 研究指導

博士後期課程の研究指導においても、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門から構成される教育課程の学修が前提となる。基本的には博士前期課程の場合と同様である。以下、そのことを踏まえ、博士前期課程の項で示した研究指導の骨格を再掲する。

まず、院生は入学当初に、後述の履修モデルを参考に、各自の研究分野・テーマを設定し、社会福祉学専攻の教員の中からそれに対応可能な教員を主指導教員として選択し、個別面接の後、承諾をうける。指導を受けた主指導教員は、院生の研究分野・テーマとその意向を考慮して、副指導教員を指名することができる。

院生は主指導教員・副指導教員の指導のもとに、基盤部門、展開部門における学修を踏まえ、設定した分野・テーマに関わる文献、先行研究その他の資料の収集、調査、分析等の研究活動を行う。指導教員は、学生の研究の進捗状況に応じ、研究に関わる個別指導または集団指導を実施する。

博士課程における院生の指導の目標は、最終的には、院生に課程修了後、自立的かつ自律的な専門職従事者、教育研究者として活動するための素地を修得させることにある。その限りにおいては、博士後期課程においては教員と院生は、研究者ということでは基本的に対等な立場であり、違いは経験の質量や熟練度である。博士課程における指導はそのことの認識が前提となる。

その意味で、研究指導のなかでプロジェクト部門のもつ意味が重要なものとなる。前述のように、プロジェクト部門は、講義形態を中心とする基盤部門や展開部門と論文指導部門を媒介するものとして位置づけられる。院生には、そこに参加することによって研究課題を発見し、あるいは確立する機会を最大限活用することが期待される。

研究指導を担当する教員とプロジェクトを担当する教員は、重なり合うことが予想される。しかし、組織的にはそれぞれ別教員となる。論文指導の教員とプロジェクトの教員が別の場合には、院生は別の教員が主催する共同研究プロジェクトに参加しつつ、主指導教員・副指導教員の指導を受けることになる。

(4) 修了要件

3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課程専攻所定の授業科目について20単位以上を修得し、さらに学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

博士論文提出を希望する者は、2年次の10月に博士論文予備審査会による審査（博士論文執筆資格試験）を受ける。予備審査を受ける要件は、博士後期課程2年次以上で学会発表2本に査読付き論文1本以上の業績を有する者である。予備審査では、博士論文構想の発表を行う。審査に合格した者には博士論文提出資格が与えられる。予備審査において不合格となったものについては、当該者にたいして主指導教

員がその理由を明確に伝達するとともに改善の方向性、可能性について指導し、その経過と成果によって3年次の4月に再審査会を実施する。再審査の不合格者は改めて10月の審査会において審査を受けることになる。そこでも不合格となった者については博士学位論文の構想について再考を求めることになる。

博士論文および学位申請書の提出期限は3年次の10月末とする。提出された博士論文および学位申請書は速やかに研究科長に回付され、研究科長は研究科委員会に審査を付託する。研究科委員会は審査委員会（主査（指導教員）、副査（指導教員以外の研究科教員2名）を設置し、博士論文の審査および最終試験を行う。研究科委員会において、審査のために必要があると認めた場合、研究科に所属しない本学教員もしくは他大学等の教員等を副査として加えることができる。

博士論文の最終試験は公開発表会を兼ねて開催される。博士論文の概要報告を行い、参加者からの質疑応答を受ける。発表会は一般公開とし、学外者も参加することができる。

社会福祉学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー（再掲）および博士学位論文審査基準は以下の通りである。

1. 社会福祉学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

先述のように、社会福祉学専攻博士後期課程においては、概ね以下の4つの要素を充足することをもって博士学位授与の基礎的な要件とすることを提示してきたところである。ディプロマ・ポリシーを再掲する。

表28 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のディプロマ・ポリシー：後期課程（再掲）

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学専攻博士後期課程（博士課程）においては、以下各号それぞれの領域において、研究・教育職従事者ないし自律した創造的専門職従事者として活動することのできる高次の知識・技術、研究能力を修得し、所定の博士学位論文を執筆した者について博士学位〔博士（社会福祉学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、博士学位論文の審査基準については、別に定める（92ページ）。

1. 学位授与の基本方針

教育研究者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされる研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力などに関わる必要な知識・技術、研究方法を修得し、社会福祉や関連する領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれているのみならず、当該分野の学術研究を推進できる独創的な研究成果となる論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

教育研究者ないし高度の自立的かつ指導的な専門職従事者に不可欠とされる研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力、研究能力、また社会福祉や関連領域について博士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を構築するとともに、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を発揮していること。

3. 学位取得者の特性

社会福祉や関連領域の教育研究者や自立した指導的専門職従事者に期待される能力と倫理規範を修得し、学生や利用者の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種内の指導的管理者、関連する他の職種の専門職を含む多職種チームのリーダーとして活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

各種社会福祉の管理的専門職、関連行政の企画立案、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の指導的研究員、地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組むコディネートに関わるリーダー。

2. 博士学位論文審査の方法と基準

博士学位論文は、本文・図表・注・引用文献を含めて 80,000 字以上とする。

博士学位論文の審査と学位の授与は、以下の①～③の要件を充足していることを前提に、公開の博士学位論文発表会による論文の報告（論文概要<8000字>を作成配布し、口頭による報告<40分>、質疑<20分>）及び専攻を構成する教員による口述試験を実施し、専攻会議、研究科委員会の審議を経て行う。要件①～③のうち、①は博士学位論文の提出にかかる手続き的要件である。②は博士学位論文を執筆するうえで必要とされる研究能力を修得しているかどうかの確認である。③は博士学位論文の水準に関する要件である。

- ① 大学院博士後期課程において 3 年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課程専攻所定の授業科目について 20 単位以上を修得し、さらに学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- ② 博士論文および同審査においては、社会福祉学及び隣接諸分野における広い視野に立った高次の知識及び技術、社会福祉にかかわる実践の理論化・体系化に資する研究能力または専門職活動の高度化において指導的役割を果たしうる能

力を有することが証明されなければならない。

③ 博士学位論文を構成する考察、結論には、まず、社会福祉学及び隣接領域における既存の研究に加えるべき新しい知見が含まれていなければならない。そのことにおいては修士論文と同様である。加えて、博士学位論文においては、新しい知見は、当該分野の学術研究を進展させる、独創的な研究成果であることが求められる。

博士学位論文の審査においては、以上の要件を満たしていることを前提に、つきの基準にもとづいて評価を行う。

1から12までの項目は、学術的論文において一般的に充足していることが要請されている要件、すなわち研究目的の設定、研究の手続きと手順、使用されている概念やその使用法の的確性、論理並びに記述方法の一貫性、単位・図表の適切性、倫理的配慮等を示している。提出された博士学位論文の審査は、各項目についての評価をもとに、総合的に実施する。

1. 研究目的が明確である。
2. 研究目的に照らして研究方法が適切である。
3. 先行研究を的確に踏まえている。
4. 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けが明確である。
5. 使用されている概念・用語は適切である。
6. 調査の方法・分析は適切で、結果が明確である。
7. 論理の展開に一貫性がある。
8. 表題は内容を適切に表現している。
9. 省略語・単位・数値は適切に表記されている。
10. 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っている。
11. 図表は本文の説明と適合している。
12. 研究倫理上の問題がない。

（5）修了までのスケジュール表

下図は、社会福祉学専攻博士後期課程における教育・学修にかかる指導・履修の過程をタイムテーブルとして示したものである。3年間にわたる指導・履修の過程において重要な契機になる事項は、1年次4月の履修登録、博士学位論文に集約される主指導教員と副指導教員の選択と決定、数次にわたる博士論文（学修・研究経過）の中間発表会、博士論文予備審査会（博士学位論文執筆資格試験）、博士論文の提出、公開において実施する最終試験（口述試験）、そして修了判定である。

指導・履修の過程においては、基本は、修士課程におけると同様に、院生の主体性、

自主性に依拠する取り組みであるが、院生の主体性、自主性を基軸に、それを尊重しつつ、博士学位取得者として一定の水準を担保しうるような助言指導を実施する。

表29. 博士後期課程 修了までのスケジュール表

博士後期課程 修了までのスケジュール表

1年次	<ul style="list-style-type: none">・4月 履修登録・4月 指導教員決定、博士論文指導開始・4月～「社会福祉学特別演習Ⅰ」の受講・7月 第1回中間発表会・2月 第2回中間発表会
2年次	<ul style="list-style-type: none">・4月 履修登録・4月～「社会福祉学特別演習Ⅱ」の受講・5月 博士論文第3回中間発表会・10月 博士論文予備審査(第4回中間発表会を兼ねる)
3年次	<ul style="list-style-type: none">・4月 履修登録・5月 第5回中間発表会・7月 第6回中間発表会・10月 博士論文および学位申請書の提出・12月 博士論文審査・1月 公開発表会・最終試験・1月 修了判定(研究科委員会)

(6) 中間発表会等

社会福祉学専攻博士後期課程における中間発表会の方法や内容は同前期課程と同様であり、博士後期課程の院生に対する指導(後述)の意味もあって、合同で実施する。

中間発表会は、大学院の学事として位置づけ、原則として各セメスターにつき1回以上実施する。中間発表会は専攻ごとに実施するものとするが、社会福祉学専攻においては前期課程、後期課程の合同により実施する。中間発表会は各専攻を構成する教員及び院生全員の出席によって開催するが、企画・運営は院生の責任において実施することとし、司会及びコメンテーターも院生の役割とする。

中間発表会に企画運営を院生の責任に委ねるのは、第一には院生に自主的、主体的に課題を設定し、積極的にそれに取り組む姿勢と能力、すなわち研究や専門職活動に不可欠な姿勢と能力を身につけさせるためである。加えて、院生のなかには将来大学その他の教育機関や研究機関において教育的な職種に従事する者が含まれていることから、中間発表会の自主的な企画・運営なかでも司会やコメンテーターの役割を遂行することは、文科省中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(平成31年1月)にいう「プレFD」としての意味をもたせようとするものである。

(7) 履修モデル

社会福祉学専攻博士後期課程においても、前期課程における教育と学修の一貫性、継続性を確保し、院生による教育課程の履修を円滑かつ効果的に推進するため、履修モデルを設定する。履修モデルは、前期課程におけると同様、院生のキャリア形成を軸にする3つのキャリア志向モデルと2つのサブジェクト（関心領域）を軸とするサブジェクト志向モデルから構成される。キャリア志向モデルは、モデル①：実践研究の総括モデル、モデル②：高度な実践研究モデル、モデル③：研究者・教育者養成モデルである。サブジェクト志向モデルは、モデル④：地域包括モデル⑤：多文化共生モデルである。

これらキャリア志向モデルとサブジェクト志向モデルを交錯させれば、前期課程おけると同様に、6通りの履修モデルを提示することになる。これらの履修モデルは、院生にどれかのモデルを選択させ、登録させるというものではない。モデルを提示することにより、博士課程における学修の目的とそれを実現するための科目選択を自主的主体的に行わせ、院生の学修効果を高めることを目的とするものである。

【モデル①：実践研究の総括モデル】

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等（主に福祉・教育職の退職者、地域活動の従事者等を想定）。博士後期課程では、自らの実践・活動の省察、総括を行い、博士論文をまとめ。博士論文は著書（単行本等）として出版を目標とし、そのための指導・助言も行う。

表30. 履修モデル①の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習Ⅰ(2)	(専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4)	博士論文指導(12)
社会福祉学特別演習Ⅱ(2)		コースプロジェクトB(4)	
社会福祉学特別演習Ⅲ(2)		コースプロジェクトC(4)	
社会福祉学特別演習Ⅳ(2)		(専門に応じて履修)	
8単位			12単位
			合計 20単位

【モデル②：高度な実践研究モデル】

福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整および地域福祉の増進等に関する質の高い業務を実践するとともに人材育成において指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を身に付ける。博士後期課程では、自らの実務に関連する客観的データを収集し、根拠（エビデンス）に基づく研究発表をまとめることを目指す。あわせて、自らの研究に基づき、従事者等を対象とする研修を企画し実施することを目標とし、そのための指導・助言も行う。

表3 1. 履修モデル②の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習 I (2)	福祉マネジメント論特殊研究(2) (その他専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (専門に応じて履修)	博士論文指導 (12)
社会福祉学特別演習 II (2)			
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
8 単位	2 単位		12 単位
			合計 22 単位

【モデル③：研究者・教育者養成モデル】

大学等において研究者・教育者として社会福祉の研究・教育に携わることを目指す者。博士後期課程では、自立した研究者として自らの研究計画を策定、遂行し成果発表に結び付けることを目標とする。あわせて、科研費等の競争的資金や日本学術振興会特別研究員等の応募を奨励し、申請書類作成のための指導・助言を行う。

表3 2. 履修モデル③の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊研究(2)	(その他専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (専門に応じて履修)	博士論文指導 (12)
社会福祉学特別演習 I (2)			
社会福祉学特別演習 II (2)			
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
10 単位			12 単位
			合計 22 単位

【モデル④：地域包括ケアモデル】

地域包括ケアシステム、多職種連携に関心を持つ者を対象とする。当該領域を研究する教員の担当科目を履修するとともに、当該領域を研究する教員を中心とするコースプロジェクト（詳細は後述）に参加する。

表3.3. 履修モデル④の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習Ⅰ(2)	保健・医療福祉論特殊研究(2)	コースプロジェクトB(4)	博士論文指導(12)
社会福祉学特別演習Ⅱ(2)	地域包括ケア論特殊研究(2)		
社会福祉学特別演習Ⅲ(2)			
社会福祉学特別演習Ⅳ(2)			
8単位	4単位	4単位	12単位

合計 28 単位

モデル⑤：多文化共生モデル

多文化共生にかかわる福祉的支援に関心を持つ者を対象とする。当該領域を研究する教員の担当科目を履修するとともに、当該領域を研究する教員を中心とするコースプロジェクト（詳細は後述）に参加する。

表3.4. 履修モデル⑤の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉特別演習Ⅰ(2)	多文化共生論特殊研究(2)	コースプロジェクトC(4)	博士論文指導(12)
社会福祉特別演習Ⅱ(2)	福祉社会学特殊研究(2)		
社会福祉特別演習Ⅲ(2)	司法福祉論特殊研究(2)		
社会福祉特別演習Ⅳ(2)			
8単位	6単位	4単位	12単位

合計 30 単位

以上の事柄をまとめると「社会福祉学専攻博士後期課程の概要」（資料 24）、履修モデルについては（資料 25-①～⑤）のとおりとなる。

5－3 発達支援学専攻修士課程

(1) 教育方法

総合福祉学研究科においては、前述してきたように、社会福祉学博士前期課程、同後期課程、発達支援学専攻を通じて、教育課程を、基盤部門、展開部門、プロジェク

ト部門、そして論文指導部門の4部門から構成している。発達支援学専攻修士課程の教育方法については、基本的には社会福祉学専攻博士前期課程の場合と同様である。以下、そのことを前提に、発達支援学専攻修士課程における教育の方法及び内容について記載する。

- 1) 入学にいたる経歴の如何を問わず、自律的な専門職従事者、教育研究者としてのキャリアを形成するためには、経験主義に頼らず、理論的な視点や枠組をもち、先行研究の成果に学び、新たな知識や技術を積み重ねることが求められる。
- 2) そのことを可能にするためには、まずもって、基盤部門を構成する講義科目、展開部門を構成する分野論にかかる講義科目のうち、それぞれの関心をもつ領域において、一定の妥当性、信頼性をもつことが認められている先行研究の成果を的確に学修することが求められる。
- 3) 次いで、そのような先行研究の実践現場あるいは研究課題への適用可能性、信頼性、妥当性などについて、検討することが求められる。その際には、実際的、実践的な授業形態を包摂する基盤部門の特別演習やプロジェクト部門のコースプロジェクトの活用が期待される。
- 4) その過程を経て、一人ひとりの院生に、自己の立ち位置（立脚点）、研究の視点、視角、そして枠組を明確化し、構築することが期待される。
- 5) 社会人入学者で一定の経験をもつ者については、以上の課題に加え、一度過去の経験を離れ、自己の立ち位置（立脚点）、研究の視点と視角、枠組を客観化し、相対化するとともに、改めてそれらを再構築することが求められる。

以上は社会福祉学専攻博士前期課程と発達支援学修士課程に共通する教育方法であるが、発達支援学専攻に固有な課題として2点追加しておきたい。第1点は発達支援の領域において活動するには、カウンセリングや心理アセスメントについて一定の理論的な理解と技能の実施経験、修得が必要となる。そのため、それに関連する科目については、技能の実習を含む、演習形態において指導を行うこととする。第2点は、発達支援の領域はそれぞれ隣接する領域による連携と協働が必要となり、そのため自己の立脚する領域に関する理解のみならず、それに加えて隣接する領域の理論や技術についての一定の理解が必要とされる。発達支援学専攻においては、領域横断的、学際的な学修を重視することになる。

なお、授業の開講の日時については、当面社会人（専門職従事者）を主な入学対象とするため、所要の配慮を行う。具体的には、開講時間を月～木曜日の4時限目（14:30～16:00）、5時限目（16:10～17:40）、6時限目（17:50～19:20）及び金、土曜日の1時限（08:50～10:20）から6時限目（17:50～19:20）の中で設定する（**資料21**）。

(2) 履修指導

履修指導については、基本的には社会福祉学専攻博士前期課程における履修指導の進め方、内容と同様である。

発達支援学の履修指導においても、学生の意思を尊重して、年度当初に履修科目を決定する。その際、社会福祉学専攻の担当教員及び事務職員による教育課程、教務事務等についてのオリエンテーションを行うほか、必要に応じて指導教員に個別に相談・助言を受ける時間を設ける。

加えて、オリエンテーションの一環として、研究者として護るべき倫理について学修する時間を設定する。具体的には、日本学術振興会編集の「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、2015年）をテキストに、責任ある研究活動、研究計画の立て方、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など科学者として心得ておくべき事柄について学修する機会とする。

(3) 研究指導

発達支援学専攻修士課程の研究指導についても、社会福祉学専攻博士前期課程と同様、基盤部門、展開部門、プロジェクト部門、論文指導部門から構成される教育課程を踏まえた指導が基本となる。そのことを前提に、以下、発達支援学専攻修士課程における研究指導の骨格を示しておきたい。

まず、院生は入学当初に、後述の履修モデルを参考に、各自の研究分野・テーマを設定し、発達支援学専攻の教員の中からそれに対応可能な教員を主指導教員として選択し、個別面接の後、承諾をうける。指導を受けた主指導教員は、院生の研究分野・テーマとその意向を考慮して、副指導教員を指名することができる。

院生は主指導教員・副指導教員の指導のもとに、設定した分野・テーマに関わる文献、先行研究その他の資料の収集、調査、分析等の研究活動を行う。指導教員は、学生の研究の進捗状況に応じ、研究に関わる個別指導または集団指導を実施する。

なお、研究指導という観点からいえば、プロジェクト部門が重要な意味をもつことになる。前述のように、プロジェクト部門は、講義形態を中心とする基盤部門や展開部門と論文指導部門を媒介するものとして位置づけられるが、院生がそこに参加することによって研究課題を発見し、あるいは確立する機会となることが期待される。

ただし、主として研究指導を担当する教員とプロジェクトを担当する教員は、多くの場合重なり合うことが予想されるが、組織的にはそれぞれ別教員となる。論文指導の教員とプロジェクトの教員が別の場合には、院生は別の教員が主催するコースプロジェクトに参加しつつ、主指導教員の指導を受けることになる。

ちなみに、研究科には専攻ごとに院生研究室を設け、デスク、ロッカー等院生専用の研究活動スペースを確保するとともに、教員と同様に任意にオンラインジャーナル

のアクセスを行えるような研究環境を整える。

(4) 修了要件

修了要件として、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、本専攻修士課程所定の授業科目について30単位以上を修得し、さらに学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

修士論文および学位申請書の提出期限は2年次の1月とする。提出された修士論文および学位申請書は速やかに研究科長に回付され、研究科長は研究科委員会に審査を付託する。研究科委員会は審査委員会（主査（主指導教員）、副査（指導教員以外の研究科教員2名）を設置し、修士論文の審査および最終試験（口頭試問）を行う。研究科委員会において、審査のために必要があると認めた場合、研究科に所属しない本学教員もしくは他大学等の教員を副査とすることができる。

発達支援学専攻修士課程のディプロマ・ポリシー（再掲）および修士学位論文審査基準は以下の通りである。

表3.5 総合福祉学研究科発達支援学専攻のディプロマ・ポリシー：修士課程（再掲）

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

それぞれの分野における発達支援の自立した専門職従事者ないし研究・教育職従事者として活動することのできる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について修士学位〔修士（発達支援学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については別に定める（101ページ）。

① 学位授与の基本方針

研究・教育職従事者あるいは総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者がそれぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法、修士学位論文を作成するに必要な知識・技術、研究方法を修得し、発達支援の各領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

② 学位取得者の資質

発達支援の各領域について修士学位論文を作成するに必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

③ 学位取得者の特性

発達支援の各領域の自立した専門職従事者や教育研究者に期待される能力と倫理規範を修得し、利用者や学生の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

④ 学位取得者の類型

児童相談所における発達支援の専門職、保育所などの子どもの発達支援の専門職、関連行政の担当者の育成者、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員

2. 修士学位論文審査基準（発達支援学専攻）

修士学位論文の審査と学位の授与は、以下の①～③の要件を充足していることを前提に、公開の修士学位論文発表会による論文の報告（論文概要<4000字>を作成配布し、口頭による報告<40分>、質疑<20分>）及び各専攻を構成する教員による口述試験を実施し、専攻会議、研究科委員会の審議を経て行う。要件①～③のうち、①は修士学位論文の提出にかかる手続き的要件である。②は修士学位論文を執筆するうえで必要とされる研究能力を修得しているかどうかの確認である。③は修士学位論文の水準に関する要件である。

- ① 大学院修士前期課程において2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について30単位以上を修得し、さらに学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- ② 修士論文および同審査においては、発達支援学及び隣接諸分野における広い視野に立った知識及び技術、発達支援にかかわる実践の概念化・理論化に資する研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要とされる高度の能力を有することが証明されなければならない。
- ③ 修士学位論文を構成する考察、結論には、発達支援学及び隣接領域における既存の研究に加えるべき新しい知見が含まれていなければならない。

修士学位論文の審査においては、以上の項目を満たしていることを前提に、つぎの基準にもとづいて評価を行う。

それぞれの項目は、学術的論文として一般的に要請される要件、すなわち研究目的の設定、研究の手続きと手順、使用されている概念やその使用法の的確性、論理並びに記述方法の一貫性、単位・図表の適切性、倫理的配慮等を示している。提出さ

れた論文の審査は、それぞれの項目についての評価をもとに、総合的に実施する。

1. 研究目的が明確である。
2. 研究目的に照らして研究方法が適切である。
3. 先行研究を的確に踏まえている。
4. 発達支援に関連した具体的な問題意識に立脚し、地域における実践との関連付
けが明確である。
5. 使用されている概念・用語は適切である。
6. 調査の方法・分析は適切で、結果が明確である。
7. 論理の展開に一貫性がある。
8. 表題は内容を適切に表現している。
9. 省略語・単位・数値は適切に表記されている。
10. 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っている。
11. 図表は本文の説明と適合している。
12. 研究倫理上の問題がない。

(5) 中間発表会等

中間発表会の方法や内容については、社会福祉学専攻と同様であり、以下に再掲する。

中間発表会は、大学院の学事として位置づけ、原則として各セメスターにつき1回以上実施する。中間発表会は専攻ごとに実施するものとするが、発達支援学専攻においては社会福祉学専攻博士前期課程、後期課程の合同により実施する。中間発表会は各専攻を構成する教員及び院生全員の出席によって開催するが、企画・運営は院生の責任において実施することとし、司会及びコメンテーターも院生の役割とする。

中間発表会に企画運営を院生の責任に委ねるのは、第一には院生に自主的、主体的に課題を設定し、積極的にそれに取り組む姿勢と能力、すなわち研究や専門職活動に不可欠な姿勢と能力を身につけさせるためである。加えて、院生のなかには将来大学その他の教育機関や研究機関において教育的な職種に従事する者が含まれていることから、中間発表会の自主的な企画・運営なかでも司会やコメンテーターの役割を遂行することは、文科省中央教育審議会大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」（平成31年1月）にいう「プレFD」としての意味をもたせようとするものである。

(6) 修了までのスケジュール表（発達支援学専攻修士課程）

下図は、発達支援学専攻前期課程における教育・学修にかかる指導・履修の過程を

タイムテーブルとして示したものである。2年間にわたる指導・履修の過程において重要な契機になる事項は、1年次4月の履修登録、修士学位論文に集約される主指導教員と副指導教員の選択と決定、数次にわたる修士論文（学修・研究経過）の中間発表会、修士論文の提出、最終試験（口述試験）、そして修了判定である。

指導・履修の過程においては、基本は院生の主体性、自主性に依拠する取り組みであるが、院生の主体性、自主性を基軸に、それを尊重しつつ、修士学位取得者として一定の水準を担保しうるような助言指導を実施する。

表3.6. 発達支援学専攻修士課程 修了までのスケジュール表

1年次	■ 4月 履修登録 ■ 4月 指導教員決定、修士論文指導開始 ■ 4月～「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」、「発達支援学特別演習Ⅰ」の受講 ■ 7月 第1回中間発表会 ■ 2月 第2回中間発表会
2年次	■ 4月 履修登録 ■ 4月～「発達支援学特別演習Ⅱ」の受講 ■ 5月 第3回中間発表会 ■ 7月 第4回中間発表会 ■ 10月 第5回中間発表会 ■ 1月 修士論文および学位申請書の提出 ■ 2月 修士論文審査、最終試験（口頭試問） ■ 2月 修了判定（研究科委員会）

(7) 履修モデル

発達支援学専攻修士課程においては、院生による教育課程の履修を円滑かつ効果的に推進するため、履修モデルを設定する。5つの履修モデルは、院生のサブジェクト（関心領域）を中心とするサブジェクト志向モデルによって構成される。具体的には、以下に示す、モデル①：児童・家庭支援研究モデル、モデル②：「チーム学校」支援研究モデル、モデル③：障害児支援研究モデル、モデル④：実践研究の総括モデル、モデル⑤：研究者・教育者養成モデルである。

こうして、発達支援学専攻修士課程においては、5通りの履修モデルを提示することになる。ただし、指摘するまでもないことであるが、これらの履修モデルは院生にどれかのモデルを選択させ、登録を求めるというものではない。履修モデルを設定する理由は、モデルを提示することにより、院生それぞれに修士課程における学修の目的、それを実現するための科目選択を自主的、主体的に行わせ、院生の学修効果を高めることを目的とするものである。

【モデル①：児童・家庭支援研究モデル】

保育や児童福祉の現場における児童や家庭に関連した心理社会的問題（児童虐待や発達障害など）を研究し、児童や保護者を支援する高度な知識と技法を修得しようと

する者（公務員の福祉職、その他の相談援助職志望者等）。児童福祉、臨床心理学、保健医療学、発達心理学の基礎理論を学びながら、発達を評価するためのアセスメントの技法も修得する。さらに、児童福祉関連の専門職に必要な知識として、社会福祉に関連した行政の仕組みや法制度についても学習する。

表37. 履修モデル①の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導 (8)
発達支援研究法特殊講義(2)	社会福祉行政学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習 I (2)	障害児心理学特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習 II (2)	保健学特殊講義(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習 III (2)	発達支援アセスメント演習(2)		
発達支援学特別演習 IV (2)			
12 単位	10 単位	4 単位	8 単位
合計 34 単位			

【モデル②：「チーム学校」支援研究モデル】

学校教育の現場における心理社会的な問題に強い関心を持ち、カウンセリング等の技法を用いて児童・生徒を支援するための高度な知識と技法の習得を目指す者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの現任者向け）。学校教育に関連した心理・教育の基礎理論（学校心理学、学校教育学）を学ぶとともに、演習科目（学校カウンセリング演習、発達支援アセスメント演習）の履修を通じて、学校教育場面における発達支援のための実践的なスキルを修得する。

表38. 履修モデル②の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	スクールソーシャルワーク論特 殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導 (8)
発達支援研究法特殊講義(2)	学校心理学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習 I (2)	学校教育学特殊講義 A(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習 II (2)	学校教育学特殊講義 B(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習 III (2)	学校教育学特殊講義 C(2)		
発達支援学特別演習 IV (2)	学校カウンセリング演習(2)		
	発達支援アセスメント演習(2)		
12 単位	14 单位	4 単位	8 単位
合計 38 単位			

【モデル③：障害児支援研究モデル】

保健医療や福祉、学校教育の現場等で、障害児に関連した心理社会的な問題に关心を持ち、障害児の支援のための高度な知識と技法の習得を目指す者（児童相談所等の発達相談部門や障害児施設職員、ならびに保育士等の現任者向け）。障害児の支援に向けた福祉・教育・心理の基礎理論（児童福祉学、障害児心理学、特別支援教育学）を学びながら、障害児に対する工学的な支援（福祉支援工学）や、障害児・者の福祉を含む国の社会福祉の行政制度も同時に学習することで、障害児の支援に向けた領域横断的な学修を奨励し、複眼的思考を養う。

表39. 履修モデル③の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導 (8)
発達支援研究法特殊講義(2)	社会福祉行政学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習 I (2)	福祉支援工学特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習 II (2)	障害児心理学特殊講義(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習 III (2)	特別支援教育学特殊講義 A(2)		
発達支援学特別演習 IV (2)	特別支援教育学特殊講義 B(2)		
12 単位	12 単位	4 単位	8 单位
			合計 36 単位

【モデル④：実践研究の総括モデル】

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等（主に福祉・教育職の退職者、地域活動の従事者等を想定）。自らの実践経験を振り返り、合理的な根拠に基づいて客観的な分析と批判的検討を行うための基礎的知識・理論の理解や研究方法の習得に重点を置き、研究活動に向けた指導・助言を行う。

表40. 履修モデル④の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	(専門性に応じて 6 単位)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導 (8)
発達支援研究法特殊講義(2)		コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習 I (2)		コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習 II (2)		(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習 III (2)			
発達支援学特別演習 IV (2)			
12 単位	6 単位	4 単位	8 单位
			合計 30 単位

【モデル⑤ 研究者・教育者養成モデル】

大学等における児童福祉ならびに発達支援の研究者・教育者を志望し、他大学における児童福祉学や心理学等に関連した博士後期課程への進学を目指す者。児童福祉学、臨床心理学、発達心理学、保健医療学における発達支援に関する基礎理論を学びながら、調査等の研究活動を行うために必要な統計学の知識についても学ぶ。また、履修科目とは別に、希望する者には学部の授業でティーチング・アシスタント（T A）として学生教育に携わる機会を設け、将来大学等の教員として就職した際に求められる教育上の能力も身に付けられるように配慮する。

表4.1. 履修モデル⑤の構成

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導(8)
発達支援研究法特殊講義(2)	保健学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習 I (2)	(その他専門に応じて2単位)	コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	
発達支援学特別演習 II (2)			
発達支援学特別演習 III (2)			
発達支援学特別演習 IV (2)			
12 単位	6 単位	4 単位	8 単位
			合計 30 単位

以上の事柄をまとめると「**発達支援学専攻修士課程の概要**」（資料26）、履修モデルについては（資料27-①～⑤）のとおりとなる。

5－4 研究の倫理審査体制（各専攻共通）

人を対象とする研究（人を対象とし、個人からその人の環境、心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究）をおこなう際には、対象者の人権および尊厳を重んじ、個人情報の保護に留意する必要がある。本研究科にかかる領域における研究活動において、ここでの「人を対象とする研究」に該当する研究に取り組むケースが少なくない。

そこで、本学では研究対象者の保護と大学における研究の公正と信頼性を確保するため、「長野大学における人を対象とする研究に関する倫理指針」および「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会取扱要綱」を平成29年4月に施行し、本学の研究者が人を対象とする研究を行う際に、倫理審査委員会による倫理審査を実施できるよう体制を整備した。

本学では、「**長野大学における人を対象とする研究に関する倫理要綱**」（資料28）にお

いて、人を対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めている。また、この要綱に基づき、研究の実施計画等の適否その他の事項について審査を行うことを目的として**人を対象とする研究に関する倫理審査委員会**が設けられている（資料29）。

6 施設、設備等の整備計画

6-1 施設の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は長野県上田市下之郷にキャンパスを置く。大学はJR上田駅より上田電鉄別所線に乗り換え、大学前駅より徒歩約10分の場所に位置する。校地等敷地は135,294.35m²、うち運動場用地27,738m²、校舎敷地28,852m²であり、校舎面積は17,113.17m²である。大学院の校地と運動場は、既存の長野大学と共に用することとする。

(2) 校舎等施設の整備計画

大学院の施設・設備は、基本的に既存の施設・設備を共用する。大学院生専用のスペースは、7号館を改修して整備する計画である。あわせて本改修では、社会福祉学部で現在おこなっている公認心理師養成にかかる施設・設備を整備する予定である。

① 教員研究室

大学院の専任教員27名全員に個人研究室を割り当て、ゼミ机等を設置し研究室における研究指導が行えるように整備する。

加えて、大学院で院生の論文指導等を主として担当する教員が使用する研究室を7号館の改修の際に5室設ける予定としている。

② 講義室・演習室

既存の校舎1号館～6号館には、講義室が23室、演習室が10室あり、これを全学部共用で利用している。大学院では主に演習室の一部を大学と共に用いる。

加えて、7号館には演習室を3室整備する計画であり、大学院の講義及びミーティングルーム等として使用する予定である。講義室、演習室には机、椅子、ホワイトボード、プロジェクター等の設備を用意する。

なお、当該演習室は、大学の講義等でも使用できるものとする。

③ 大学院生室

7号館に大学院生室を2部屋設け、大学院生用の机、椅子を人数分用意する（予備を含む）。また、ネットワーク環境を整えるほか、共用のロッカー、書籍保管庫等を設置する。

④ 図書館

キャンパス内に長野大学附属図書館を設けている。延床面積2,746 m²、うち1階には閲覧室・地域資料室・AVコーナー、2階にはAVホール・自習室・グループ学習室がある。蔵書は、図書145,293冊（資料31）、学術雑誌14,497種、視聴覚資料5,158点であり、座席数は、229席を設けている。専攻にかかる図書等の内訳は（資料31）のとおりである。

開設準備にあたり、開設の前年度（令和2年度）に大学院開設のため500千円の図書購入費を計上し、さらに、開設後は毎年度4,500千円の図書購入費を計上する計画である（基本計画書に記載のとおり）。予算は、専攻課程別に計上していないが、分野別の蔵書数から見て手薄な発達支援学専攻を中心に充実をはかる。開設年度以降、継続して関係図書等の整備を図るため、総合福祉学研究科各専攻課程の教員が委員となる図書館運営委員会が各専攻課程の教育研究に必要な図書の選定を行い、購入する仕組みで運営する。

開館時間は月曜日～金曜日8:30～20:00、土曜日8:30～15:00であり、試験期間前及び試験期間中は、それぞれ1時間延長している。

大学院設置後の開館時間は、授業開講時間にあわせて、月曜日～金曜日8:30～20:00、土曜日8:30～18:15までとする予定である。

休館日は日曜日、国民の祝日、開学記念日（11月1日）、年末年始の休業日、臨時休校日である。

7 基礎となる学部との関係

7-1 学部の教育体制

冒頭に述べたように、本学は1974年度に産業社会学部社会福祉学科を設置した。社会福祉学科は設置後およそ45年間においては、わが国における社会福祉の拡大、それにともなう社会福祉専門職に対する社会的需要の拡大を反映するかたちで毎年多数の志願者を獲得し、社会福祉領域のみならず教育、心理に関わる分野に有為の卒業生を数多く送り出し、上田市、長野県下、さらには隣接近県の地域社会の発展に貢献してきた。

この間、わが国の社会福祉の世界においては、専門職資格の制度化が進展し、社会福

祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士が国家資格として制度化され、それらに対応する専門職養成教育の発展がみられた。他方、志願者、入学者の関心やニーズも多様化する傾向がみられ、本学ではこれに対応するため、教育学分野、心理学分野にかかる教育研究を強化することになった。

これらの社会福祉学にかかる学外、学内の状況の変化を踏まえ、かつそのような状況の変化に積極的に対応するため、社会福祉学部社会福祉学科の教育研究をまず大きく3通りの分野、すなわち社会福祉分野、教育福祉分野、福祉心理分野に分け、さらに社会福祉分野については社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭福祉コースを設定することとした。こうして、本学は、1学部1学科の社会福祉学科を、社会福祉分野の専門職化、入学者のニーズの変化に積極的に対応するため、社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭福祉コースからなる社会福祉分野、これに教育福祉分野、福祉心理分野をそれぞれ独立したコースとみなすことによって、3分野5コースの体制に発展させてきたのである

3分野5コースの内、社会福祉分野の社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭福祉コースにおいては、社会福祉の基礎的な科目、共通に学修すべき科目に加え、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士として活動するうえで必要とされる専門教育、演習・実習にかかる科目を提供している。

① 社会福祉学部の教育目標

複雑化する福祉課題に対応するための知識と技術を身につけ、人びとの福祉の向上に寄与できる職業人を育成する。

② 社会福祉学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学部におけるディプロマポリシーは、次の通りである。

1. 現代社会におけるさまざまな生活問題に関心を抱き、人びとの支援に必要な技術を学ぶ意欲と姿勢をもっている。（関心・意欲・態度）
2. 人間と社会について幅広い視野をもち、人びとの福祉を向上させるための知識を有している。（知識・理解）
3. 複雑化する福祉課題を身近なものとしてとらえ、専門的な観点から多角的に分析し、解明することができる。（思考・判断）
4. さまざまな立場の人の思いや考えを受けとめるとともに、自ら考えたことを言葉や行動で示すことができる。（技能・表現）

③ 社会福祉学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

社会福祉学部ではカリキュラム・ポリシーを次のように設定して教育課程を編

成している。

1. 人と福祉について基礎的な知識を身につける人間と社会について幅広い視野が形成されるよう、バイオ（身体）・サイコ（心理）・ソーシャル（社会）の視点から分析・解明する能力を育成する。
2. 福祉の担い手に必要な専門的な知識技術を身につける人びとの地域生活を支えるために、ミクロ（個人、家族）・メゾ（組織、施設）・マクロ（制度・政策）レベルの専門的な知識や技術、価値を学び、専門的な知識及び技術力を育成する。
3. 福祉の担い手に必要な実践力を身につける福祉課題を身近なものとしてとらえることができるよう、演習・実習、インターンシップなどのより実践的な学びを保障することによって、実践力を育成する。
4. 地域の実情や課題を把握し地域福祉に貢献できる力を身につける地域の実情に応じた地域包括ケアシステムづくりをめざし、長野県の特性を生かした独自性のある科目を配置し、地域福祉に貢献できる力を育成する。

④ 社会福祉学部のアドミッション・ポリシー（学生受け入れの方針）

社会福祉学部のドミッション・ポリシーは以下の通りである。

1. 福祉に対する熱い想いを持ち、地域社会における生活や福祉に貢献したいと考えている人を受け入れる。

さて、社会福祉学部社会福祉学科の中心は、社会福祉の領域で活躍する専門職の従事者であるが、教育福祉コースにおいては、社会福祉の基礎的な科目、共通に学修すべき福祉科目に加え、福祉マインドを持った教員として活動するうえで必要とされる専門教育、演習・実習科目を提供してきている。同様に、福祉心理コースにおいては、社会福祉の基礎的な学科目、共通に学修すべき福祉学科に加え、将来認定心理士（心理調査）および公認心理師として活動するうえで必要とされる専門教育、演習・実習科目を提供してきている。

卒業生についていえば、本学は、社会福祉士、精神保健福祉士については、全国の公立大学の合格率に引けを取らない成果をあげている。保育士についても、学内に養成課程をもたず、科目ごとの試験に合格する必要があるにもかかわらず、果敢に挑戦し、保育士として活動している卒業生多数をうみだしてきている。

また、教員資格を活用する卒業生も、特別支援教育の分野を中心に、すでに中堅レベルに達している。認定心理士、公認心理師については制度も発足したばかりであるが、卒業生のなかには心理学的な知見や技術を必要とする職場で活躍している者が多数含まれている。

本学は2017年度に公立大学に衣替えしたところであるが、以後社会福祉学部は定員の6倍を越える志願者を集めるようになっており、質的にも近隣の国立大学、公立大学の類似学部

や近接領域学部に引けを取らない水準に達している。偏差値的にいえば、かつての水準に比べ20前後上昇するという状況にある。学生の学修意欲は飛躍的に上昇し、なかでも教員志望者、心理専門職志望者の増加がみられる。

本学における大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻並びに発達支援学専攻の設置は、このような状況に対応するために、教育研究能力の一層の拡充、質的な向上を意図するものである。図3にみるように、本学が設置を構想している大学院総合福祉研究科社会福祉学専攻博士（前・後期）課程は、制度的には、社会福祉学部社会福祉学科の社会福祉コース、精神保健福祉コースに対応するものであり、発達支援学専攻修士課程子ども家庭福祉コース、教育福祉コース、福祉心理コースに対応するものである。

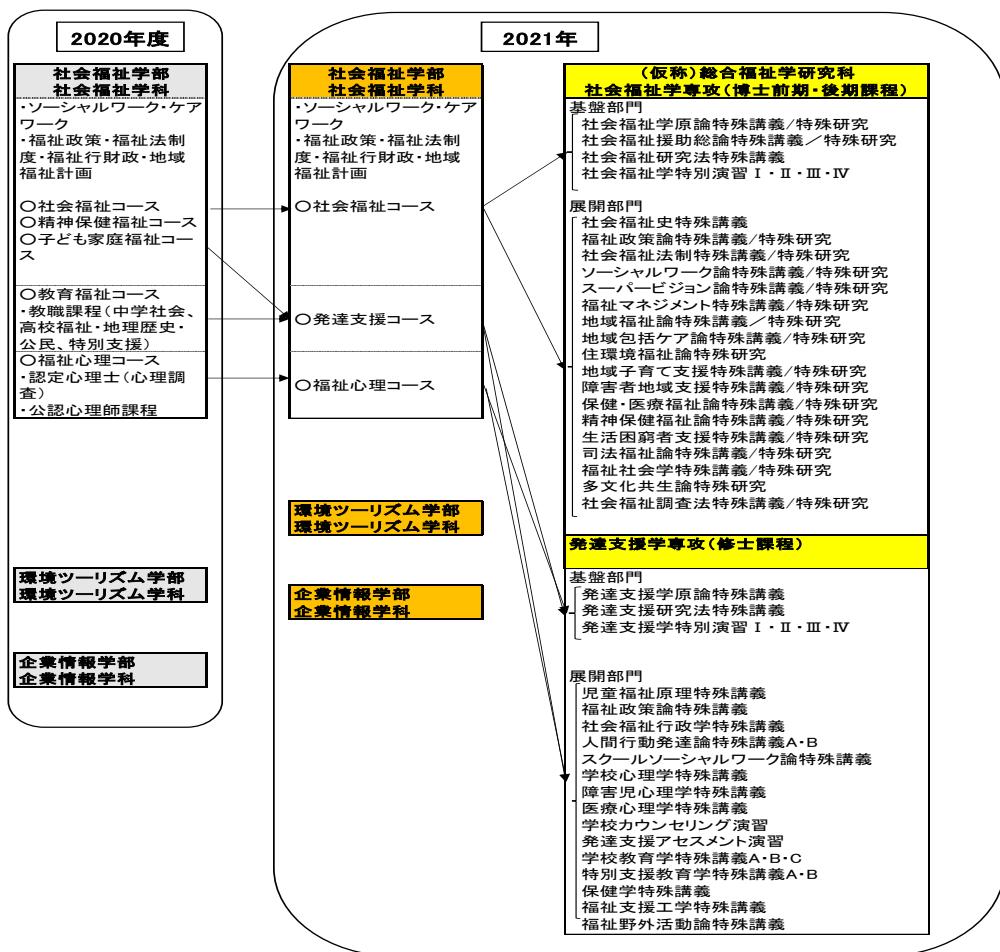
総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程と発達支援学専攻修士課程は、公立大学法人としての長野大学の第1期学部入学者を受け入れるとともに、長野大学の卒業生を中心として社会人として社会福祉や発達支援の領域、さらには関連分野において活躍する志の高い専門職従事者に広く門戸を開こうとするものである。社会福祉学専攻博士後期課程においては、他大学において修士の学位を取得した卒業生、さらには関連分野を含め長く専門職に従事してきた志高い人びとに門戸を開こうとするものである。

7－2 専攻との関係

以上のように、社会福祉学部は、その40年余の伝統と社会福祉にかかわる社会的な要請の変化に適切に対応するという観点から、社会福祉の領域を社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭福祉コースに分かち、さらに教育福祉コース、福祉心理コースを加え、3分野5コースにわたる体制を構築してきた。この度の大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻、発達支援学専攻という構想は、社会福祉分野のうち社会福祉コース、精神保健福祉コースを社会福祉学専攻に接続させ、社会福祉分野を構成するコースの一つである子ども家庭福祉コースと教育福祉コース、福祉心理コースを総合して発達支援学専攻とするという組み立てで準備してきたものである。

以下、**図3の学部と大学院との関係**によりながら、社会福祉学部と総合福祉学研究科を構成する社会福祉学専攻博士（前・後期）課程、発達支援学専攻修士課程との関係について改めて言及しておきたい。

<図4 学部と大学院との関係>



(1) 社会福祉学専攻との関係

これまで本学の社会福祉学部社会福祉学科のうち社会福祉分野における教育は、端的にいえば、国家試験対応を中心とする教育であった。履修モデル的に整理すれば、社会福祉分野においては、「社会福祉士国家試験」対応モデル（＝社会福祉コース）、「精神保健福祉士国家試験」対応モデル（＝精神保健福祉コース）、「保育士国家試験」と社会福祉士国家試験に対応する併行モデル（＝子ども家庭福祉コース）を核にして教育研究を組み立ててきた。このいわば国家資格対応を核にする教育、換言すれば国家資格の取得を目指して入学する学生のニーズに対応する教育の重視は、社会福祉系の私立大学としては避けて通れない課題であるとともに、これまでも応分の成果をあげてきたところである。

教育内容という観点からいえば、「社会福祉士国家試験」対応モデルにおいては、社会福祉の総合的援助者として活動するために必要とされる専門的知識と技術、価値や倫理について学修し、社会福祉士の資格を獲得し、自治体行政機関、地域包括支援セン

ター、医療機関、社会福祉協議会および福祉・介護サービス提供事業所（施設を含む）等で幅広く活躍できるような人材の育成を目指してきた。

「精神保健福祉士国家試験」対応モデルにおいては、精神疾患および障害のある人や家族などが持つ、医療・保健・福祉・就労等に関する課題に応じた地域生活や社会参加の支援を行う専門職として活動するために必要とされる専門的知識と技術、価値や倫理について学修し、精神保健福祉士の資格を獲得し、医療機関、精神保健福祉サービス事業所、自治体行政機関等で幅広く活躍できる人材の育成を目指してきた。

「保育士国家試験と社会福祉士国家試験」に対応する併行モデルにおいては、虐待やいじめなどで苦しんでいる子どもたち、子育てに悩みや不安を持つ家庭、働きながら子育てをしている家庭などに対して、相談援助を行う福祉の専門職となるために必要な知識と技術、価値や倫理を修得し、社会福祉士と保育士の資格を取得することのできる人材の育成を目指してきた。

ちなみに、3-1で示した学士レベル、修士レベル、博士レベルの到達水準を参照しつつ、会福祉などの援助専門職の知識や技術などの専門性について考えてみると概ね以下のようなレベルが考えられる。

第1のレベル：専門的職業活動を支える知識や技術について、一定の妥当性、有効性、信頼性をもつことが確認されている既存の標準的な知識や技術を的確に理解、修得し、現実の課題状況に適切に適用し、成果をあげることが可能なレベル。

第2のレベル：専門職業活動における経験の蓄積を踏まえ、既存の標準的とされる知識や技術のみならず、いくつかの知識と技術の適用の可能性について批判的に検証し、その手続きと結果にもとづき、自立的かつ自律的に適用すべき知識と技術を選択し、あるいはそれらに改善を加えて適用し、成果をあげることが可能なレベル。また、このレベルにおいては、みずからの依拠する社会福祉学ないし関連する科学を機軸に、隣接する多様な専門職従事者と連携し、協働して所与の課題に取り組み、成果をあげることのできる知識や技術を持つことが期待される。

第3のレベル：専門職業活動における経験の蓄積を踏まえ、あるいは先行する研究や海外における研究との理論的な比較考量などを通じて、専門職業活動における知識や技術を新たに開発、体系化し、あるいはそのための指針となる社会福祉学それ自体の発展につながる歴史的、理論的な事実の発見、視点や枠組の開発、理論体系の精緻化などを通じて、社会福祉や介護福祉、これらと密接に関連する領域における専門職業活動、そしてその基盤、機軸となる社会福祉学の創造的な発展に寄与することが可能なレベル。

これら3通りのレベルは、それぞれ学部レベルの教育、大学院修士課程（博士前期課程）レベルの教育、博士課程（博士後期課程）レベルの教育に対応するレベルとして想定している。

総合福祉学研究科の構想に即していえば、社会福祉学専攻博士前期課程は第2のレ

ベルに、同後期課程は第3のレベルに相応する過程として設定している。かつ、そのような大学院研究科の開設が、逆に第2のレベルに相応する社会福祉学部社会福祉学科の教育内容の見直し、拡充につながるという構想である。

これまでの社会福祉学部社会福祉学科の教育は、社会福祉及び関連領域の専門職の養成、しかも専門職資格の取得に焦点化してきたくらいがある。むろん、それはそれで必要なことであり、それなりの成果をあげてきた。しかし、資格を取得して専門職に従事した卒業生が、自立的かつ自立的な専門職の従事者として成長し続けるためには、マニュアル化され知識や技術をそれぞれの職務経験を通じて批判的に考察する姿勢、視点と方法が必要となる。学部レベルの専門職教育においてもことを前提にした教育がなされなければならない。また、教育をなす教員自身が、マニュアル化された知識や技術の内容について批判的に吟味し、改善する姿勢、視点と方法を身につけ、向上させ続ける必要がある。大学院の設置がそのための妥当かつ有効な方策になりうるものと考える。

(2) 発達支援学専攻との関係

このような基礎となる社会福祉学部と総合福祉学研究科社会福祉学専攻の関係についての考え方は、そのまま発達支援学専攻にもあてはまる。以下、そのことを前提に、発達支援学専攻との関係において特記すべきことに言及する。

社会福祉学部社会福祉学科の教育福祉コースにおいては、中学校「社会」、高等学校「公民」「地理歴史」「福祉」の各教科の教員免許を取得できるほか、これらの教科を基礎免許とする特別支援学校教員養成課程を開設している。教育福祉コースでは、社会福祉の基本を学びながら、または学んで、教員免許の取得を目指すことになる。また、福祉心理コースでは、大学院進学や民間企業への就職に向けて、福祉分野で求められるカウンセリングや心理テスト等の心理学的知識や技術を修得するとともに、アンケート調査やデータ分析にも精通するための専門科目を開設している。さらに、社会福祉学科においては心理学関係の科目を重視し、2019年度より公認心理師養成課程を設置している。

これらの措置を背景にして、発達支援学専攻では、社会福祉、教育分野、心理分野で学ぶ学生のなかで、特に乳幼児期、児童期、青年期の発達支援に関心を持つ者を主要な入学対象者として想定している。社会福祉学科においてこれまで展開してきた福祉・心理・教育の3分野にわたる教育内容の発展・延長として、発達支援に関連する知識と技法を学ぶための授業科目を開設する。学部で学習してきた福祉・心理・教育の3分野にかかる領域横断的、学際的な知識を基礎として、発達支援に関連した理論的知識を拡充し、実践的な支援の技法を修得するとともに、研究能力の向上を目指し、現場における発達支援課題を見出して、これに合理的かつ客観的な分析を行う思考能力を養うことがねらいである。同時に、自立的かつ自律的な専門職をめざし、自らの

意見とその根拠となる客観的事実を明瞭な文章で正確に表現し、自己の課題研究の成果について口頭ならびに論文形式で発表する技術を身につけられるように指導する。

（3）学部との連携プログラム

社会福祉学部卒業後に研究者の途に進みたい、海外の大学院に行きたいなど、学部卒業後さらに大学院での学修を考えている者に、本学大学院への進学するための社会福祉学部生に向けて、学部科目として「社会福祉学研究入門」および「英語文献講読」を設置、また学部に在籍しながら大学院の授業を聴講できる仕組みを予定している。

1. 「社会福祉学研究入門」および「英語文献講読」

「社会福祉学研究入門」は、将来大学院に進学し、高度な社会福祉や関連領域の専門職や研究教育職につきたいという希望を持つ学生に対して社会福祉学の研究とはどのようなものか、どのように研究が進められているのか、どのような研究が行われているのか、また社会福祉学という観点からみてわが国の社会福祉にはどのような問題があるか、といったこと観点からの科目である。

「英語文献講読」は、大学院入試において英語の読解などを課す大学院が多くあるため、大学院進学希望者のために英語の文献を教材にしながら、英文読解力を養うことを目的に、英文の精読、または多読のための授業を設置している。

2. 大学院特別受講生制度

大学院での学びを早期に進めるために大学院特別受講生制度を設ける。本制度を利用することで、大学院進学後の負担を減らし、研究に注力することが可能となり、また大学院入学前の時間を有効に活用し、さらに大学院で学ぶことに伴う機会費用（失われる所得など）を最小にことができる。

本制度は、学内者を対象とし、入学前に受講した科目を大学院入学後に本人の申請に基づいて認定する制度である。本制度では、学部3年次の後学期に志願者の中から選考された学生が、学部4年次に社会福祉学部に在籍したままで社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期課程または発達支援学専攻（修士課程・博士課程前期課程）の科目を履修することができる。

なお、学部4年次に修得した大学院科の単位は、学部卒業要件単位に含まない。
総合福祉学研究科社会福祉学専攻（博士課程前期課程）および発達支援学専攻（修士課程・博士課程前期課程）入学試験の受験にあたり、総合福祉学部を卒業見込みの者が条件を満たした場合には、筆記試験の免除を申請することができる。

①出願資格

下記の(1)～(6)の条件をすべて満たす者

- (1) 社会福祉学部 3 年次生。ただし、3 年次編入および 3 年次学内転部（転科は除く）による入学者は対象としない。
- (2) 長野大学大学院総合福祉学研究科への進学を希望する者。
- (3) 3 年次前学期までに、卒業要件の修得単位数が、100 単位以上である者。
- (4) 3 年次前学期までの通算 GPA が、3.0 以上であること。
- (5) 3 年次に演習科目を履修している者。
- (6) 大学院での指導を希望する教員の推薦を得ている者。

②募集の方法

募集人員：人員若干名

募集要項の配付：4 月頃～

申請期間：10 月（上旬）頃

選考日程：10 月（下旬）頃

選考方法：書類審査・口頭試問

③本制度の周知

本制度は、学部 3 年次の秋学期に志願者の中から選考するものであり、制度については学部の履修要項に掲載し、前述の「社会福祉学研究入門」、「英語文献講読」や 3 年次の専門ゼミナール受講生などにも周知を図る。

3. 大学院総合福祉学研究科入学試験筆記試験免除

大学院進学への強い熱意を有し、かつ、学業成績及び人物ともに優れている進学希望者に対して入学試験筆記試験免除制度を用意している。

筆記試験の免除は、当該年度に実施する総合福祉学研究科社会福祉学専攻（博士課程前期課程）および発達支援学（修士課程・博士課程前期課程）入学試験のうち、秋季実施分（10 月頃）または春季実施分（2 月頃）のいずれかに 1 回のみ適用される。なお、適用にあたっては、アドミッション・ポリシーの「2. 受け入れの資質」に掲げた「教育研究者ないし社会福祉の各領域において高度の専門職として仕事を行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持っている」点を重視する。

①筆記試験免除申請者の資格

次の 1 ~ 5 のすべてに該当する者。

1. 本学社会福祉学部卒業見込みの者で、「一般入学試験」区分で受験予定の者。
2. 本学大学院総合福祉学研究科への進学を強く希望する者。
3. 次の「学業成績基準」を満たしている者。
 - 1) 出願の前年度までに、卒業必要要件となる修得単位数が、100 単位以上であるこ

と。

- 2) 出願の前年度までの通算 GPA が、3.0 以上であること。
4. 社会福祉学部の「卒業論文」を履修登録の上で作成中であり、提出を予定している者。
5. 大学院での指導を希望する教員の推薦を得ている者。

②募集について

募集人員：若干名
申請要項の配付：4月頃～
申請期間：7月（上旬）頃
選考期日：7月（下旬）頃
選考方法：書類審査

③本制度の周知

本制度は、学部3年次の春学期に志願者の中から選考するものであり、制度については学部の履修要項に掲載し、前述の「社会福祉学研究入門」、「英語文献講読」や3年次の「専門ゼミナール」に受講生などにも周知を図る。

8 入学者選抜の概要

以下、社会福祉学専攻前期課程、同後期課程、発達支援学専攻の入学者選抜の概要を明らかにする。

8-1 社会福祉学専攻博士前期課程

(1) アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

社会福祉学専攻前期課程における入学者選抜の方式について明らかにするにあたり、まず、社会福祉学専攻前期課程のアドミッション・ポリシーを振り返っておきたい。
社会福祉学専攻前期課程においては、以下の各項のいずれかに相当する志願者を入学させ、その教育・学修を推進する。

表4.2 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のアドミッション・ポリシー：前期課程（再掲）

アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

社会福祉学専攻博士前期課程では、社会福祉学ないしそれに隣接する分野において社会福祉（学）にかかる基本的、基礎的な知識や技術を修得してい

る者並びにこれと同等の能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

学部レベルの標準的な社会福祉の各領域についての知識と技術に一定の理解を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし高度の専門職従事者として育成する。

2. 受け入れの資質

教育研究者ないし社会福祉の各領域において高度の専門職として仕事を行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持っている。

3. 受け入れの特性

教育研究者ないし社会福祉の各領域において高度の専門職になることをめざす強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて力を惜しまない者であること。また地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組む志向性と意欲を有する者であること。

4. 受け入れの類型

学部卒業者またはこれに準じる者、もしくは 22 歳以上で、学部卒業者と同等の学力、あるいは社会福祉ないし関連領域において 3 年以上の実務経験を有する者。

(2) 入学者選抜の方法

社会福祉学専攻前期課程においては、学士の学位を有する者またはこれに準じる者を対象とする一般入学試験と社会人経験 3 年以上等の要件を充たす者を対象とする社会人特別入学試験を実施する。試験科目は以下の通りである。

①一般入学試験：英語、小論文、面接

②社会人特別入学試験：小論文、面接

(3) 出願資格

社会福祉学専攻博士前期課程に出願できるのは、以下の各号に該当する者である。

1. 日本の大学を卒業した者または年度末までに卒業見込の者
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者または年度末までに

授与される見込の者

3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または年度末までに修了見込の者
4. 外国の学校が行う通信教育を日本において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者または年度末までに修了見込の者
5. 日本において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者または年度末までに修了見込の者
6. 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
7. 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者または年度末までに修了見込の者
8. 旧制学校等を修了した者
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者または年度末までに修了見込の者
10. 研究科において個別の志願資格審査により認めた 22 歳以上の者

(4) 志願資格審査

1. 一般入学試験

上記出願資格第 10 号に該当する者については、以下の要領で一般入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：短期大学、専門学校またはこれに準ずる学校を卒業した者

審査方法：履歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

2. 社会人特別入学試験

学士の学位の有無にかかわらず、社会人特別入学試験による志願を希望する者については、以下の要領で社会人特別入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：出願資格第 1 号から第 10 号に該当し、3 年以上の実務経験を有する者

審査方法：履歴書、実務経歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

なお、社会人特別入学者選抜の詳細については、入試要項において定める。

8－2 社会福祉学専攻博士後期課程

(1) アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

社会福祉学専攻博士後期課程における入学者選抜の方式について明らかにするにあたり、まず、社会福祉学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシーを再掲する。社会福祉学専攻博士後期課程においては、以下の各項のいずれかに相当する志願者を入学させてその教育・学修を推進することとした。

表4.3 総合福祉学研究科社会福祉学専攻のアドミッション・ポリシー：後期課程（再掲）

アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

社会福祉学専攻博士後期課程においては、社会福祉学ないしそれに隣接する分野において修士の学位を取得し、さらに高次の知識や技術、研究能力を修得しようとする者あるいは実践的経験の体系化、理論化をめざそうとする者、並びにこれらと同等の実践経験、研究能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

修士レベルの標準的な社会福祉や関連する領域についての知識と技術に一定の理解と研究能力を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし自立した指導的専門的能力と後進を育成する能力を有する専門職従事者に育成する。

2. 受け入れの資質

社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職として活動するうえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を有していること。

3. 受け入れの特性

社会福祉や関連する領域において教育研究者ないし自立した高度の専門職になることをめざすだけの強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて努力を惜しまない者。また、地域を基盤として自立生活、地域生活、多文化共生の困難・支障という新しい福祉の課題に行政や従来の社会福祉組織・機関などと協働して課題解決に取り組む志向性とリーダーを目指す意欲を有する者。

4. 受け入れの類型

修士課程修了者またはこれに準じる者、もしくは24歳以上で、修士課程修了者と同等の学力、あるいは社会福祉ないし関連領域において10年以上の実務経験を有する者。

(2) 入学者選抜の方法

社会福祉学専攻博士後期課程においては、修士の学位を有する者またはこれに準じる者を対象とする一般入学試験と実務経験 10 年以上等の要件を充たす者を対象とする社会人特別入学試験を実施する。試験科目は以下の通りである。

- ① 一般入学試験：英語、小論文、面接
- ② 社会人特別入学試験：小論文、面接

(3) 出願資格

社会福祉学専攻博士後期課程に出願できるのは、以下の各号に該当する者である。

1. 修士の学位や専門職学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
2. 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
3. 外国の学校が行う通信教育を日本において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
4. 日本において、文部科学大臣が外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
6. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、研究科において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
7. 研究科において個別の志願資格審査により認めた 24 歳以上の者

(4) 志願資格審査

1. 一般入学試験

上記出願資格第 7 号に該当する者については、以下の要領で一般入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：短期大学、専門学校、大学またはこれに準ずる学校を卒業した者

審査方法：履歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

2. 社会人特別入学試験

修士の学位の有無にかかわらず、社会人特別入学試験による志願を希望する者については、以下の要領で社会人特別入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：出願資格第1号から第7号に該当し、10年以上の実務経験を有する者

審査方法：履歴書、実務経歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

なお、志願資格の審査に出願するにあたって、実務経歴を証明することのできる資料（例：著書、論文、事例研究、調査もしくは事業報告、学会・研究会での報告、講演・講義資料など、応募者が担当した内容および貢献度が分かる資料）の提出を求め、志願資格審査における評価の対象とする。

8－3 発達支援学専攻修士課程

(1) アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

発達支援学専攻修士課程における入学者選抜の方式について明らかにするにあたり、まず、発達支援学専攻修士課程のアドミッション・ポリシーを再掲する。発達支援学専攻修士課程においては、以下の各項のいずれかに相当する志願者を入学させてその教育・学修を推進することとした。

表4.4 総合福祉学研究科発達支援学専攻のアドミッション・ポリシー：修士課程（再掲）

アドミッション・ポリシー（学生受入れの方針）

大学の学部、学科等において児童福祉学、心理学、教育学、看護学、保健学等にかかる学士の学位を取得、子どもの発達問題やその総合的、領域横断的な支援の知識や技術の修得に関心を有する者並びにこれと同等の能力を修得していると認められる者であって、以下各号のいずれかに該当するものを受け入れる。

1. 受け入れの基本方針

学部レベルの標準的な発達支援の各領域についての知識と技術に一定の理解を持つ者を受け入れ、教育研究者ないし高度の専門職従事者として育成する。

2. 受け入れの資質

発達支援の各領域において教育研究者ないし高度の専門職として仕事を行ううえで必要とされる一定の理解力、分析力、批判力、創造力を持っている。

3. 受け入れの特性

発達支援の各領域において高度の教育研究者ないし専門職になることをめざす強い意志、意欲をもち、目標の達成に向けて力を惜しまない者であること。

4. 受け入れの類型

学部卒業者またはこれに準じる者、もしくは 22 歳以上で、学部卒業者と同等の学力、あるいは発達支援の各領域において 3 年以上の実務経験を有する者。

(2) 入学者選抜の方法

社会福祉学専攻博士前期課程においては、学士の学位を有する者またはこれに準じる者を対象とする一般入学試験と社会人経験 3 年以上等の要件を充たす者を対象とする社会人特別入学試験を実施する。試験科目は以下の通りである。

- ① 一般入学試験：英語、小論文、面接
- ② 社会人特別入学試験：小論文、面接

(3) 出願資格

発達支援学専攻修士課程に出願できるのは、以下の各号に該当する者である。

1. 日本の大学を卒業した者または年度末までに卒業見込の者
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または年度末までに修了見込の者
4. 外国の学校が行う通信教育を日本において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者または年度末までに修了見込の者
5. 日本において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者または年度末までに修了見込の者
6. 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者または年度末までに授与される見込の者
7. 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者または年度末までに修了見込の者
8. 旧制学校等を修了した者
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者または

年度末までに修了見込の者

10. 研究科において個別の志願資格審査により認めた 22 歳以上の者

(4) 志願資格審査

1. 一般入学試験

上記出願資格第 10 号に該当する者については、以下の要領で一般入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：短期大学、専門学校またはこれに準ずる学校を卒業した者

審査方法：履歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

2. 社会人特別入学試験

学士の学位の有無にかかわらず、社会人特別入学試験による志願を希望する者については、以下の要領で社会人特別入学試験の志願資格審査を行う。

対象者：出願資格第 1 号から第 10 号に該当し、3 年以上の実務経験を有する者

審査方法：履歴書、実務経歴書、志望理由書の提出を求め、書類審査を行う

9 取得可能な資格

9-1 社会福祉学専攻

開講科目の一部は認定社会福祉士認証・認定機構に対し、認定社会福祉士の研修認証の申請を行う予定である。これにより、社会福祉士で所定の要件をみたした者が、研修として認証された科目を履修し単位を取得することにより、認定社会福祉士研修の修了単位が付与される。本学としては、社会福祉士のキャリアアップを図ることを重視し、大学院生が認定社会福祉士および認定上級社会福祉士の認定を受けることを支援する。

9-2 発達支援学専攻

本専攻では、保育士、社会福祉士の有資格者などを受け入れ、キャリアアップを図ることを想定しており、本専攻に在学することで新たに取得できる資格は設定していない。

10 「大学院設置基準」第2条の2

又は第14条による教育方法の実施

10-1 設置の趣旨

本専攻においては、社会人を中心として職業を有する学生の入学が多く想定されることから、職業生活と学業の両立を支援するため下記の要領で大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

10-2 修業年限

この特例の適用を受ける者は、博士前期課程においては修業年限2年間、博士後期課程においては修業年限3年間にわたり、夜間その他特定の時間または時期における履修を認める。

10-3 履修指導及び研究指導の方法

- ① 特例により履修しようとする者は、課程修了において最小限必要な単位数（博士前期 課程30単位、博士後期課程20単位）を夜間の授業時間その他特定の時間または時期において履修し、単位を取得することができる。
- ② 講義は、昼間、夜間その他特定の時間または時期に開講する。
- ③ このため、学生には年度初めに2年間（博士前期課程）または3年間（博士後期課程）にわたる開講計画を予告し、指導教員の指導のもとに履修計画を立てさせる。
- ④ 特例による授業時間帯は、夜間（6時限 17:50～19:20、7時限 19:30～21:00）および夏季・冬季休業期間とし、必要に応じて特定の曜日にも授業を行う。

10-4 教員の負担の程度

現在の社会福祉学部の教員が大学院の授業を担当した場合、さらなる担当コマ数の増加が見込まれるため、大学院の設置申請にあたり、主として大学院の授業を担当する教員を4名新規に採用した。また、科目によって兼任の非常勤講師を委嘱し、あるいは教育内容に応じてゲストスピーカーを組み込む等の措置をとることにより、大学院開設による教員の担当コマ数増の軽減と平準化を図った。

10－5 教育施設等

(1) 図書館

長野大学図書館の開館時間（授業期間中）は月曜日～金曜日 8:30～20:00、土曜日 8:30～15:00 である。なお、大学院生の便宜を図るための開館時間の延長を逐次行う。

(2) 保健管理

キャンパス内に保健室があり、保健師 1 名が勤務している。夜間の時間帯では、事務職員が対応し、必要に応じて学校医または近隣の医療機関等に連絡する体制をとる。

10－6 職員の配置

職員の配置については、交代制による夜間勤務体制を実施する。

11 管理運営

長野大学大学院学則（案）にもとづき、総合福祉学研究科に研究科長および研究科委員会を設置する。研究科委員会は大学院を担当する専任教員をもって組織する。研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。審議する事項は、次の事項である。

- （1）研究科の学生の入学、課程の修了及び学位の授与
- （2）研究科の教育課程の編成に関する事項
- （3）研究科に所属する教員の選考、業務内容等に関する事項
- （4）研究科長の選考に関する事項
- （5）その他、研究科の教育研究に関する重要な事項

12 自己点検・評価

12－1 実施体制

本学の自己点検・評価については、公立大学法人長野大学組織規程に基づき、自己点検・評価委員会を置くとともに、教学の各部局を担当する副学長 3 名を配置し、定期的な自己点検・評価を実施している。また、副学長は法人の理事を兼ねているため、機関別認証評価や公立大学法人評価等の多様な外部評価に対して、全学的な連携の下で対応できる体制を構築している。

12－2 実施方法等

公立大学法人化した平成29年度よりスタートしている第1期中期計画達成の達成に向け、年度ごとの進捗状況を確認し、次年度の年度計画に向けた課題整理を行っている。

年度ごとの各部局の業務実施状況は、担当副学長がヒアリング等により確認した上で自己評価を行っており、理事会等の確認を経て、上田市公立大学評価委員会に報告している。また、業務運営の高度化を図るため、この自己評価に基づき予算配分を行うなどの仕組みを構築し、より実効性のあるP D C Aサイクルの確立に取り組んでいる。

機関別認証評価については、平成27年度に受審しており、次回は令和4年度を予定している。

12－3 結果の活用・公表

公立大学法人評価の評価において課題として指摘された事項については、理事会等で共有するとともに、各部局で対応案を検討し、改善に取り組んでいる。

また、平成27年度に受審した機関別認証評価の際に指摘された事項（全学的な避難訓練の実施）についても、毎年度試行を重ね、改善に取り組んでいる。

なお、認証評価および公立大学法人評価の報告書及び評価結果は本学ウェブサイトにおいて公表している。

13 情報の公表

公立大学法人として地域と社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動や地域貢献活動等に関する情報を、ホームページ等を通じて積極的に公表している。大学院においても同様の扱いとし、設置後速やかに大学院ページを整備し、公開する予定としている。

現在、長野大学ホームページ（URL: <https://www.nagano.ac.jp/>）では以下の情報を公表している。

【教育情報の公表】 (<https://www.nagano.ac.jp/outline/information/>)

1 教育研究上の目的

- ・学部・学科の名称 　・教育研究上の目的

2 教育研究上の基本組織

- ・組織図

3 教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績

- ・学部、学科ごとの教員の数
- ・学部、学科ごとの教員の年齢別の構成
- ・教員一人あたりの学生数、専任教員と非常勤教員の比率
- ・各教員が有する学位及び業績

4 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員、在学生の数、卒業者の数、進路状況

- ・入学者に関する受入方針(アドミッション・ポリシー)　・入学者数　・収容定員
- ・在学者数　・卒業者数　・学者数　・就職者数　・主な就職先・進学先

5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画

- ・教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー　・web シラバス)

6 学修の評価に係る評価及び卒業の認定あたっての基準

- ・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)　・各学部履修体系表・科目表
- ・取得可能な学位　・成績評価基準

7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

- ・校地・校舎等の施設　・交通手段　・課外活動

8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

- ・授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用

9 学生の修学、進路選択及び新進の健康等に係る支援

- ・学生生活の支援　・心身の健康に係る支援　・障害のある学生への支援
- ・進路選択の支援

10 大学評価

- ・認証評価結果

11 私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ

12 高等教育の修学支援新制度

- ・制度の概要　・高等教育の修学支援新制度特設ページ　・確認大学（対象大学）のホ

1 4 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学ではF D委員会を設置し、教員の教育活動に対する自己点検と相互研鑽の場として「教育実践交流広場」および「F D研修会」を定期的に実施するなどF D活動を促進し、P D C Aマネジメントサイクルによる授業内容改善を図っている(資料30)。

学生による授業評価については、授業評価アンケートを年2回実施し、アンケート結果を学生・教職員に公開するとともに、授業内容の改善に努めている。

学生生活支援の面では、学生に対する心身の健康保持支援に資するため、職員の研修会への派遣と、学内教職員を対象に研修会を開催し、学生を取り巻く環境と対応について研修を行っている。

研究面では、研究における自己点検と教員同志の相互研鑽の場として「研究交流広場」を定期的に実施している。加えて、「科学研究費補助金」等競争的外部資金の新規申請率を向上させるため、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施している。

以上

資料目次

- 資料 1 : 長野大学の公立大学法人化に関する要望書
- 資料 2 : 長野大学公立大学法人化検討委員会報告書（抜粋）
- 資料 3 : 公立大学法人長野大学中期目標及び公立大学法人長野大学中期計画（抜粋）
- 資料 4 : 地域共生福祉研究所の主な研究成果
- 資料 5 : 長野大学改革検討委員会報告書
- 資料 6 : 長野大学改革推進計画基本構想（抜粋）
- 資料 7 : 長野大学ビジョン
- 資料 8 : 社会福祉学部から総合福祉学研究科へ
- 資料 9 : 公立大学としての「この地に生きる教養ある職業人の育成」概念図
- 資料 10 : 設置要望機関・団体・施設等からの要望書
- 資料 11 : 公益社団法人長野県社会福祉士会主催「福祉まるごと学会」関連資料
- 資料 12 : 総合福祉学研究科教育課程の基本構造：前期（修士）課程
- 資料 13 : 総合福祉学研究科教育課程の基本構造：後期課程
- 資料 14 : 3つのポリシーと学位の関係：前期（修士）課程
- 資料 15 : 3つのポリシーと学位の関係：後期課程
- 資料 16 : 長野大学教員任用選考規程等
- 資料 17 : 完成年度における専任教員の年齢構成
- 資料 18 : 公立大学法人長野大学定年規程
- 資料 19 : 長野大学特任教員規程
- 資料 20 : 完成年度次に定年年齢を超える専任教員の対応状況
- 資料 21 : 授業時間割表（案）
- 資料 22 : 社会福祉学専攻博士前期課程の概要
- 資料 23 : 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル①～⑤
- 資料 24 : 社会福祉学専攻博士後期課程の概要
- 資料 25 : 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル①～⑤
- 資料 26 : 発達支援学専攻修士課程の概要
- 資料 27 : 発達支援学専攻修士課程の履修モデル①～⑤
- 資料 28 : 長野大学における人を対象とする研究に関する倫理要綱
- 資料 29 : 人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程
- 資料 30 : 長野大学FD実施状況
- 資料 31 : 長野大学附属図書館の蔵書数と設置する専攻課程にかかる図書等

平成26年3月6日

上田市長 母袋 創一 殿

学校法人長野学園

理事長 嶋田 力夫

長野大学の公立大学法人化に関する要望書

長野大学は、人口16,000人余りの旧塩田町による、7,000万円の出資と10万坪の土地の提供を受けて、自治体の100%出資による全国でも先駆的な「公設民営」方式による4年制私立大学として、1966年（昭和41年）に設立されました。物的な豊かさを追求する高度経済成長のさなかに、小さな町が地域住民の熱い願いを踏まえて、「信州の学海」の伝統を受け継ぎ、知的的人材の形成を以て、地域社会の振興を図らんとする、まさに先見性に満ちた企画を実現したことは、この地域社会の誇りです。

1974年（昭和49年）には大学名を「本州大学」から「長野大学」に変更し、2007年（平成19年）より社会福祉学部、環境ツーリズム学部および企業情報学部の3学部体制に至りました。この間地域で活躍できる人材育成に取り組み、これまでに12,000名を超える卒業生が社会で活躍しています。2016年（平成28年）に大学設立50周年を迎えるに至り、全教職員は、ここであらためて本学設立の初心に返り、時代にふさわしい有為な地域人材を送り出すべく、決意を新たにしております。

本学は「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす」ことを建学の理念として、上田市を初めとした地域社会に支えられ、かつこの地域社会を活動の舞台として、教育研究活動を行ってまいりました。その結果、日本経済新聞社産業地域研究所による「地域貢献度」調査では、私学部門4年連続全国第1位となり、また地域内就職率も近年大幅に向上するなど着実に成果を上げております。

今日、日本社会の少子化と若者の大都市集中傾向によって、地方は過疎化、社会・経済の担い手不足、就業機会不足に悩まされています。こうした傾向を放置しておくならば、国土は荒廃し、加えて日本社会そのものに取り返しのつかないひずみが刻印されてしまうことが懸念されます。この懸念を地域住民と共有し、本学では、地域を支える若者育成の新たなモデルを全国に発信すべく、現在、本格的な教育改革を遂行しております。そこではグローバル化した世界を見据えながら、しかしあくまで「地域社会」に焦点を定めて、この地域の課題に取り組み続ける市民の育成を目標としています。地域住民及び自治体と手を携えて、このような地域社会に貢献できる若者育成の拠点を構築したい、これがグローバリゼイションの時代に、50周年を迎える本学の願いであり、決意です。

かねてより上田市は、「誕生から義務教育までの一貫したひとづくり」に注力し、今後もなお一層の展開を図るとお聞きしております。我々もいまこそ高等教育を含めたひとづくりの大切さの認識を共有し、地方都市社会の活性化にとってどうしても必要なものだと深く共感いたします。今までの本学の取り組みとこれから目指すところは、このひとづくり政策をまさに高等教育という持ち場で担うものであると考えています。

2004年（平成16年）に「地方独立行政法人法」に基づく「公立大学法人」制度が施行され、地域振興に貢献できる人材の育成等、教育・研究活動の展開が可能となりました。上田市の掲げる上記のビジョンと本学の教育改革を踏まえたとき、本学の設立当時にはなかった「公立大学法人」制度こそ、地域住民と地域の自治体と本学との共通の願いを実現し、本学がその使命を全うしていくために最適な運営形態であると、我々は考えるに至りました。

つきましては、「誕生から高等教育までの一貫したひとづくり」の実現の一翼を担うものとして、本学の「公立大学法人化」を実現していただくことを、切にお願い申し上げます。

2015年6月

長野大学公立大学法人化検討委員会報告書（抜粋）

7 長野大学の公立大学法人化の是非に関する検討結果

本委員会は、学校法人長野学園から要望を受けた上田市が、長野大学の公立大学法人化の是非について検討をするため、設置したものである。地方私立大学を取り巻く状況、長野大学の現状、長野大学が算出した経営シミュレーション、長野大学が地域に果たしてきた役割、上田市が長野大学を公立大学法人化することのメリット・デメリット等の資料を中心にして、上田市が長野大学を公立大学法人化することの是非について総合的な検討を重ねた結果、以下のような結論を得た。

(長野大学が果たしてきた役割)

長野大学がこれまで地域社会で果たしてきた役割としては、福祉分野をはじめ地域を支える人材育成を担い社会に輩出してきたこと、大学として積極的に地域の課題にかかわり、市民とも協働しつつ、その課題解決などの対応を図ってきたことなどがあげられる。具体的には、各自治体と、まちづくりや地域活性化、人材育成に寄与することを目的として地域貢献に関する協定を締結しているほか、高校－大学間の相互交流と教育内容の一層の充実を図ることを目的として県内9つの高校と協定を締結するとともに、産学連携プロジェクトとして地域の企業と連携した事業を行ってきた。日本経済新聞社産業地域研究所が行った「大学の地域貢献度ランキング」において、平成22年から5年連続私立大学部門第1位となっていることも、そのあらわれのひとつであり、ここに大学が目指してきた姿勢と努力をうかがうことができる。

このような点で、長野大学の存続は地域社会にとっても重要な意味をもっているが、その公立大学法人化によってさらに地域社会との密接な関係を構築し、地域貢献に資するものと評価できる。

(公立大学法人化の効果)

公立大学法人化は、私立大学から公立大学法人へ移行した大学の状況からもうかがえるように、高校生など大学進学に関心を寄せる者にとって相当のインパクトがあることから、長野大学が公立大学法人化した場合にも、志願者が格段に増え、入試の競争倍率が上がることが予想される。その結果、学力の高い、意欲的な入学者の獲得とともに、教育や研究の質の向上が期待される。

また、その志願者増は、県外からの志願者と入学者の増加をも意味し、卒業後の就職等を通じて、長野大学を設置している上田市そのものを知る機会が増えるはずである。そのことは、上田市の知名度を高め、転入者又はその後の定住人口の増加につながるものと考えられる。

そして、公立大学法人化された大学の多くは国立大学並みの授業料を設定しており、長野大学の公立大学法人化に際しても、同様の取扱いが想定されている。その点で、受験生や保護者の立場にたてば、学費等の負担感が軽減され、経済的にも安心感が生まれ、上田市にとって子育てし易いまちづくりにもつながるものと考えられる。

さらに、大学が存在することによってもたらされる経済効果としては、学生・教職員の消費支出、大学の運営・施設の維持管理にかかる支出、それらの消費にともなう経済波及効果などが想定され、地域に大学が存続する意義は大きい。

(地方創生と大学)

長野大学が公立大学法人化して存続していくことは、昨今、声高に提唱されている「地方創生」としても、大きな意味をもつように思われる。すなわち、我が国における急速な少子高齢化に的確に対応し人口減少に歯止めをかけるため、東京圏への一極集中を是正するとともに、各地域が住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが求められているが、国の掲げるそのような地方創生においては、地方への新しい人の流れをつくる施策として地方大学の活性化があげられている。

具体的には、地方の若い世代が大学等の入学時及びその卒業時に東京圏へ流出している現状を踏まえ、大学は、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材育成、地方自治体との連携による雇用創出・若者定着に向けた取り組みを推進することなどである。

上田市においてもその例外ではなく、市として活力ある持続的発展を図っていくためには、定住人口の維持・増加や地域の活性化を喫緊の最重要課題と捉え、地方創生の取り組みを推進することが求められている。

長野大学の公立大学法人化は、大学と上田市や地域企業との連携、県外からの志願者の増加など、地方創生を推進するにあたっての効果的な施策の一つであり、上田市内に公立大学法人として大学が存続することは、地方創生の大きな一翼を担うものと考えられる。

(長野大学に望まれる改革)

長野大学の公立大学法人化には、以上のようなメリットが想定されるが、そのためには高等教育機関として質の高い教育・研究がなされ、その結果として、社会的な評価が高い、魅力的な大学であり続けることが大前提である。その意味では、単に公立大学法人化することにとどまらず、大学が主体的な意識をもって、抜本的な改革に取り組むことが必要である。また、改革では、学校運営の透明化と外的視点の導入も欠かせない。

18歳人口の減少、地方大学の存続の厳しさに鑑みれば、公立大学法人化後の志願者数の増加、これにともなう入学定員の充足、さらには入学者のレベルアップを持続的に図るため、大学としてあくまでも主体的に、将来を見込んだ改革に早急に取り組む必要はきわめて大きい。

したがって、今後の社会の変化、地域社会のニーズを踏まえながら、大学進学予定者は

もとより、企業や官庁など社会の各界各層から評価され支持されるよう、大学の魅力をより一層高めるための方策が必要とされる。たとえば、高等教育機関として求められる新たな学問領域の立ち上げ（世界に通用する分野を究めるなど、市民の誇りとなるような特色ある分野の大学院設置を目指すこともありうる）及び望ましい学部・学科編成などの検討に早急に着手すべきである。

また、収支の状況が厳しくなる中で、人件費を含めた経費の節減など収支構造の改善による経営の安定化も不可欠である。

（上田市が公立大学法人化に踏み切る場合の課題）

長野大学が公立大学法人化した場合、上田市はその最終的な経営責任を負うこととなる。その意味で、上田市は、長野大学の公立大学法人化後は恒常的に、その管理・運営や施設維持・向上に関与し続けなければならず、そのための財政的・人的資源の提供が当然に要請される。また、長野大学に求められる諸改革にも、それ相応の見識をもって意見・要望等を提起するなど、適宜、必要な対応が求められることになる。

また、大学の収支状況が悪化した場合には、市として追加補填を行い、経営改善にあたるなど財政的支援も求められることになる。このように、大学の管理・運営にかかわることを決定するにあたっては、相当の覚悟をもって臨むことが必要になる。上田市に求められる覚悟は、同時にまた、公立大学法人化しようとする長野大学側の覚悟をどう引き出すことができるかにもかかっている。

なお、私立大学にも私学のよさがあり、市が支援するとしても私学に対する種々の助成の範囲にとどめ、自治体としてはまずは義務教育に力を入れ、長野大学の公立大学法人化については慎重に考えるべきであるとの意見もみられた。

（まとめ）

これらを踏まえ検討委員会としては、次の5点を課題としていることで、長野大学の公立大学法人化については是とすることとする。

[長野大学に対する課題]

- ① 大学進学予定者や地域社会で評価されるような大学となるべく、究めるべき学問領域、望ましい学部・学科編成、大学院の設置などの改革を進めるとともに、学生の就職率の向上に努めること
- ② 志願者の増加と入学定員の確保を通じて収入の増加を図るとともに、人件費を含めた経費節減など収支構造の改善に努めること
- ③ 授業料は国立大学と同程度に設定し、上田地域定住自立圏構成市町村出身者の入学に配慮するため、入学定員の地域枠創設について検討すること

[上田市に対する課題]

- ① 長野大学の公立大学法人化にあたっては、上田市として施策の中に明確に位置づけるとともに、大学の最終的な経営責任を果たすうえで財政的にも人的にも負担があることから、相当な覚悟をもって臨む必要があることを十分に認識し、取り組むこと
- ② 上田市から長野大学への運営費交付金については、公立大学法人を設置している場合の地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額を超えない支援とすること

公立大学法人長野大学中期目標及び公立大学法人長野大学中期計画（抜粋）

○公立大学法人長野大学中期目標（抜粋）

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 (省略)
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標

地域社会から評価される大学となるべく、地域特性や受験生のニーズ及び地域からの意見・要望を踏まえ、時代や社会に求められる学問領域、学部・学科編成を検討する。

併せて、大学院の設置について検討する。

○公立大学法人長野大学中期計画（抜粋）

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 (省略)
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- (1) 学部・学科編成の見直し

開学後、速やかに学内委員に学外有識者委員を加えた検討組織を置き、地域社会から評価される大学となるべく、受験生のニーズ及び地域企業などからの意見・要望などを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・コース編成の改編を検討する。なお、改編にあたっては、文理融合の観点から、現行の「社会科学系」領域に加え、「理工系領域」など新たな学問領域の設置を検討する。

<公立化検討委員会 課題①>

- (2) 大学院設置の検討

地域づくりを担い、地元企業や組織で必要とされる高度な人材を育成するとともに、専門的な資格の取得を促進し、地域課題の解決に寄与する「大学院」の設置を開学後、速やかに学内委員に学外有識者委員を加えた検討組織を置き、検討する。 <公立化検討委員会 課題①>

地域共生福祉研究所の主な研究成果

○2005年度

- ・伊藤英一・小島哲也ほか「RFID を内蔵した絵カードによる重度言語障害者用補助コミュニケーションエイド」(第21回リハ工学カンファレンス講演論文集, p327-328, 2006)

○2006年度

(研究活動)

- ・共生型地域福祉理論の立論
- ・長野モデル（健康・長寿、低老人医療費の要因分析）に関する研究
- ・福祉コミュニティづくりにおける「地域通貨」の意義と役割に関する調査研究（科学研究費補助金事業）
- ・循環型社会における福祉用具の開発と供給
- ・市町村合併前後の福祉サービスに関する住民意識の変化
- ・中華人民共和国（上海地域）における社会福祉に関する研究
- ・住民参加型地域福祉の実践理論・技法の確立－周辺自治体を事例として

○2007年度

(研究活動)

- ・共生型地域福祉理論の立論
- ・長野モデル（健康・長寿・低老人医療費）に関する研究
- ・福祉コミュニティづくりにおける「地域通貨」の意義と役割に関する研究（科学研究費補助金事業）
- ・循環型社会における福祉用具の開発と供給
- ・市町村合併前後の福祉サービスに関する住民意識の変化
- ・中華人民共和国（上海地域）における社会福祉に関する研究
- ・住民参加型地域福祉の実践理論・技法の確立

○2008年度

- ・合津 文雄「高齢者福祉制度・住民福祉活動とこれからの地域福祉—「共生型地域福祉」概念構築の必要性に関する小論—」『週刊社会保障』No.2486 2008年6月23日
- ・野口友紀子・越田 明子・佐藤 園美・清水 貞夫・海野 恵美子・高遠 三和「『共生福祉』概念の構築とまちづくりにみる『共生福祉』の実証的研究」(2007年度長野大学地域研究・一般研究助成による研究報告)『長野大学紀要』第30巻第2号(通巻第114号) 2008年9月
- ・合津 文雄「高齢者を取り巻く制度および福祉活動の現状・課題と地域福祉—『共生型地

- 域福祉』概念構築の視点からー」『長野大学地域共生福祉論集』第3号 2009年3月
- ・母袋 創一・諏訪 元久・岸田 公子・清水 貞夫・合津 文雄「『共に生きる』地域福祉の実現をめざして—共生型地域福祉の実践と理論—」『長野大学地域共生福祉論集』第3号 2009年3月
 - ・禹 在勇「デザインと社会福祉」『長野大学地域共生福祉論集』第4号 2010年3月
 - ・中島 豊・井口 真一・山田千代子・「高雄医学大学ならびに福祉施設等訪問に関する報告」『長野大学地域共生福祉研究所報』第5号 2010年2月
 - ・中島 豊・山田 修・川根 教嘉「能登半島地震調査報告—災害支援ボランティア活動と仮設住宅を中心に—」『長野大学地域共生福祉研究所報』第5号 2010年2月

○2009年度

- ・野口 友紀子「共生の多様なかたち：ベテルの家の場合」、佐藤 園美・越田 明子「『共生福祉（福祉）』の実証的研究 第2報」『長野大学紀要』第31巻第2号（通巻第118号）2009年11月
- ・中島 豊・山田 修「応急仮設住宅にかかる法令」『長野大学地域共生福祉研究所報』第4号 2010年3月31日発行

○2010年度

- ・『傾聴ボランティア養成研修資料集』、平成23(2011)年3月、稻木康一郎・樋澤吉彦・宮崎まさ江・中島 豊が執筆
- ・『傾聴ボランティア養成研修資料集』平成23(2011)年3月
- ・陳 政智（中島 豊訳）「台湾における社会福祉の現状と今後の課題」『長野大学地域共生福祉論集』第5号、平成23(2011)年3月31日
- ・中島 豊「長野大学における福祉科教員の養成」(社)日本社会福祉教育学校連盟主催「第12回福祉教育研修講座」第3分科会、平成23(2011)年1月9日

○2011年度

- ・『「地域包括ケア」システムを考えるシンポジウム－「地域包括ケア推進事業」の実践報告と「上田市第5期介護保険事業計画」』平成24(2012)年3月、中島 豊が担当
- ・『2004(平成16)年度新潟県中越地震被災者支援ボランティア派遣報告書』、平成23(2011)年7月、山田 修・中島 豊・端田 篤人が執筆・編集・校正
- ・山田 修・中島 豊「H村における傾聴ボランティアの現状と課題」『長野大学地域共生福祉研究所報』第7号、平成23(2011)年11月10日
- ・中島 豊(講演録作成)、上野容子「ソーシャルファームの理念と取組み－働く場の創出－」『長野大学地域共生福祉論集』第6号、平成24(2012)年3月31日
- ・山田 修・中島 豊「食品トレーリサイクルシステム『新庄方式』に係わる現地調査報告」

『長野大学地域共生福祉研究所報』第7号、平成23(2011)年11月10日

○2012年度

- ・合津文雄「浅析現代社会福利服务供給系統及存在的諸課題」『長野大学地域共生福祉論集』第7号、平成25(2013)年3月31日発行
- ・中島 豊「震災復興支援研究－東日本大震災に遭遇した人々へのインタビュー(1)－」『長野大学地域共生福祉論集』第8号、平成25(2013)年3月31日発行
- ・中島 豊「長野県北部地震の被災状況とボランティア等の支援ニーズに関する調査－長野県栄村調査－」『長野大学地域共生福祉研究所報』第8号、平成25(2013)年2月1日発行
- ・中島 豊・原田圭祐「傾聴ボランティア養成講座における参加者のふりかえりから」『長野大学地域共生福祉研究所報』第8号、平成25(2013)2月1日発行
- ・『「知的障害者の地域生活移行に関する地域生活実態調査・検証事業」報告書』野村健一郎・旭 洋一郎・高木潤野が担当、社会福祉法人長野県社会福祉事業団との共同発行、平成25(2013)年3月31日発行
- ・遠藤 忠・中島 豊「阿智村浪合地区における要介護認定と住民健康診査などとの関連についての研究 第1回インタビュー調査」『長野大学地域共生福祉研究所報』第8号、平成25(2013)年2月1日発行
- ・中川裕輝・中島 豊「高等学校福祉科『社会福祉実習』における授業実践－実習指導における描画の活用と成果－」『長野大学地域共生福祉論集』第7号、平成25(2013)年3月31日発行
- ・受託研究報告書『リサイクルによる障害者の就労・工賃アップと雇用の創出の可能性－ソーシャル・ファームをふまえて－』中島 豊が担当、平成25(2013)年2月28日

○2013年度

- ・中島 豊「震災復興支援研究－東日本大震災に遭遇した人々へのインタビュー(2)－」『長野大学地域共生福祉論集』第8号、平成26(2014)年3月31日発行
- ・神戸 信行「東日本大震災と社会的養護－原発災害の下にある児童養護施設の経験を中心にして」『長野大学地域共生福祉研究所報』第9号、平成26(2014)年1月20日発行
- ・中島 豊(いずれも翻訳)「台湾・高雄市障害者の家の案内」「高雄県女性青少年会館の案内」『長野大学地域共生福祉研究所報』第9号、平成26(2014)年1月20日発行

○2014年度

- ・中島 豊「災害復興支援研究－東日本大震災に遭遇した人々へのインタビュー(3)－」『長野大学地域共生福祉論集』第9号、平成27(2015)年3月31日発行
- ・中島 豊「東日本大震災後の社会的養護と子どもの養育の課題－福島県の児童養護施設長

からの聞き取りー」『長野大学地域共生福祉研究所報』第 10 号、平成 26(2014) 年 12 月 25 日発行

○2015 年度

- ・中島 豊「災害復興支援研究－東日本大震災に遭遇した人々へのインタビュー(4)－」『長野大学地域共生福祉論集』第 10 号、平成 28(2016) 年 3 月 31 日発行
- ・《翻訳》高雄医学大学 陳 政智 助理教授「高雄医学大学社会サービス室報告」(中島 豊・藤森 空美) 『長野大学地域共生福祉研究所報』第 11 号、平成 27(2015) 年 12 月 10 日発行

○2016 年度

- ・合田 盛人「地域福祉計画策定過程においてファシリテーションを活用した住民懇談会」『長野大学地域共生福祉論集』第 11 号、平成 29(2017) 年 3 月 31 日発行
- ・中島 豊「災害復興支援研究－東日本大震災に遭遇した人々へのインタビュー(5)－」『長野大学地域共生福祉論集』第 11 号、平成 29(2017) 年 3 月 31 日発行
- ・川島 良雄・土屋 ゆか・長峰 光代「児童養護施設における発達障害児の理解と支援児童養護施設職員の意識調査結果について－」『長野大学地域共生福祉論集』第 11 号、平成 29(2017) 年 3 月 31 日発行

○2017 年度

- ・中島 豊(シンポジウム記録)「教科『福祉』の課題と今後のあり方を考える」『長野大学地域共生福祉論集』第 12 号、平成 30(2018) 年 3 月 31 日発行

○2018 年度

- ・丹野 傑史「成人脳性まひ者のキャリア継続に向けた意思表明支援の可能性—職務困難場面および援助要請行動に着目して－」『長野大学地域共生福祉論集』第 13 号、平成 31(2019) 年 3 月 31 日発行
- ・早坂 淳・丹野 傑史「大学と地域の小・中学校による協働の在り方とその課題—X 中学校区における授業のユニバーサルデザイン化研修の実践を事例として－」『長野大学地域共生福祉論集』第 13 号、平成 31(2019) 年 3 月 31 日発行
- ・山浦 和彦・丹野 傑史「サービス・ラーニングを通じた学生の学びと変容およびその課題～長野大学での取り組み～」『長野大学地域共生福祉論集』第 13 号、平成 31(2019) 年 3 月 31 日発行
- ・山田 修「安曇野市社会福祉協議会豊科支所における地区社会福祉協議会での福祉教育実践—福祉教育実践の成果とその背景、今後の課題—」『長野大学地域共生福祉論集』第 13 号、平成 31(2019) 年 3 月 31 日発行
- ・合田 盛人「多機関の活動が融合し限界集落の問題解決をめざす農福連携—伝統野菜

を守り新たなつながりをつくる「鈴ヶ沢モデル」－』『長野大学地域共生福祉論集』第13号、平成31(2019)年3月31日発行

- ・今井 和代「「生活支援技術」における授業の組み立てと展開」『長野大学地域共生福祉論集』第13号、平成31(2019)年3月31日発行
- ・桐木 智穂・中島 豊「国際福祉機器展を活用した「介護福祉基礎」を中心とする授業実践」『長野大学地域共生福祉論集』第13号、平成31(2019)年3月31日発行
- ・北野 健太・雨宮 賢一・知久 朱美・矢幅 清司・中島 豊(パネルディスカッション記録)「チームで教える職場と一人で教える職場の現状と課題」『長野大学地域共生福祉論集』第13号、平成31(2019)年3月31日発行

長野大学改革検討委員会報告書

平成 28 年 11 月 24 日

長野大学改革検討委員会

◆ 目 次

I. はじめに P1

II. 検討結果 P2～P4

【公立大学法人化後の大学像について】

1. 長野大学が育成する「人材像」
2. 長野大学が目指す「教育・研究の水準」
3. 長野大学が重点を置く「教育・研究の分野」

【公立大学法人化後の中長期的な改革に向けて】

1. 教育・研究の促進を目的とした、新たな教員業績評価制度の構築について
2. 教員業績評価制度の検討
3. 産業界との連携強化による地域人材の育成と輩出について

III. 検討にあたっての前提 P5～P8

1 長野大学が示した「長野大学が考える公立大学法人化後の大学像」と、

上田市が示した「公立大学法人長野大学の方針」

【長野大学が考える公立大学法人化後の大学像】

- (1) 公立大学法人長野大学の理念
- (2) 大学改革～学部・学科の改組・改編構想～
- (3) 研究の推進と教育改革

【上田市が示した「公立大学長野大学」の方針】

- (1) 「学園都市」としての特色を打ち出し、都市間競争の中で生き残りをかけ、若者の都市部への流出をくい止める
- (2) 公立大学法人化するにあたって長野大学に求める事項
- (3) 学部学科の再編と教育・研究水準の向上のための上田市の基本的考え方

IV. 検討・議論の論点 P8

- (1) 上田市が考える、長野大学の公立大学法人化の方針について
- (2) 平成31年4月（目途）に設置・再編する学部・学科編成について
- (3) 大学院の設置について
- (4) 平成32年以降の大学像（学部・学科編成）について

V. 改革検討委員会で出された主な意見 P9～10

VI. 長野大学改革検討委員会規程 P11

VII. 長野大学改革検討委員会 開催日・主な議題 P12

VIII. 長野大学 改革検討委員会 委員名簿 P13

I. はじめに

長野大学は、平成 26 年 3 月 6 日、上田市に「長野大学の公立大学法人化に関する要望書」を提出した。上田市はこれを受け、平成 26 年 11 月 7 日、市に「長野大学公立大学法人化検討委員会」を設置、平成 27 年 5 月までの 7か月、計 8 回にわたり開催し、同年 6 月 3 日、大学側に 3 つの課題が提示されたうえで「長野大学の公立大学法人化を是とする」報告書を市長に提出した。

長野大学公立大学法人化検討委員会報告書「長野大学への 3 つの課題」

- ① 大学進学予定者や地域社会で評価されるような大学となるべく、究めるべき学問領域、望ましい学部・学科編成、大学院の設置などの改革を進めるとともに、学生の就職率の向上に努めること
- ② 志願者の増加と入学定員の確保を通じて収入の増加を図るとともに、人件費を含めた経費節減など収支構造の改善に努めること
- ③ 授業料は国立大学と同程度に設定し、上田地域定住自立圏構成市町村出身者の入学に配慮するため、入学定員の地域枠創設について検討すること

その後、上田市議会との懇談会が平成 27 年 7 月から計 3 回開催され、そのなかでも公立化すれば長野大学は何が変わらのかなど、「公立大学法人化後の大学像」を求められた。

このため、学校法人長野学園は、平成 28 年 2 月 18 日、上田市や教育関係者などの学外委員と学内委員で構成する「長野大学改革検討委員会」(以下「本委員会」という。)を設置し、同年 10 月までの 9 か月、計 8 回にわたり開催し、長野大学の公立大学法人化に向けた改革の基本構想を検討してきた。

この報告書は、これまで開催された本委員会での検討結果を報告書として取りまとめたものである。

II. 検討結果

本委員会は、公立化すれば長野大学は何が変わるのかなど、「公立大学法人化後の大学像」と「公立大学法人化後の中長期的な改革」について、議論を重ねた結果、以下の結論を得た。

【公立大学法人化後の大学像について】

1 長野大学が育成する「人材像」

長野大学は、地域が抱える地域課題、政策課題の解決に応えるため、以下のとおり、その課題に取り組み続けられる人材を育成する。

- (1) 地域をフィールドとする学修活動を通じて、地域で活動している人々の経験知を肌で学び、それを大学の科学的知識と融合させ、「**地域の未来を創造できる人材**」を育成する。
- (2) 能動的な学修活動を展開することにより、「**自らの力で課題を発見し解決できる人材**」を育成する。
- (3) 「**地域人材の循環システム**」と「**地域課題の解決システム**」を通して、「**この地に生きる教養ある職業人**」を育成する。

2 長野大学が目指す「教育・研究の水準」

長野大学は、これまで以上に、**学術研究の質を高め、高いレベルでの知的貢献が可能となるよう**、以下のとおり、教員同士の相互研鑽を継続的に図るとともに、**教育・研究の促進を目的とした教員の研究業績を評価する体制を構築し、研究水準の向上を図る**。

- (1) 教育内容や研究成果など教員のレベルアップに向けた取組み
 - ✧ 教員の資質(教育内容や研究成果など)の開発を、研究における自己点検と教員同志の相互研鑽の場として「研究交流広場」を実施するなど継続的に図り、教育・研究のレベルアップを図る。
 - ✧ 一定期間内での博士号取得をめざすなど学術研究を促進する。
 - ✧ 教員業績評価が、インセンティブ制度(研究費の増額、サバティカル制度の活用など)に反映されるなど教育・研究の促進を目的とした、新たな教員業績評価制度を構築する。
- (2) 地域から求められる人材に育成するなど学生のレベルアップに向けた取組み
 - ✧ 対話的討論により、自身で考え、自らの力で判断できる能力を養成する「**教養教育**」、職業人として必要な知識・能力・姿勢を養成する「**専門教育**」、地域と協働しながら、企業や組織において必要とされる課題発見・問題解決能力を養成する「**地域協働型教育**」を教育の柱にして、学生を育てる。
 - ✧ 地元企業・組織との連携を強化するとともに、多くの学生が大学卒業後の進路の方向性を自覚的・主体的に考えられるよう、低学年からキャリア教育を充実させ、「就職決定率」とともに、「**地域内就職率**」を高める。

3 長野大学が重点を置く「教育・研究の分野」（別紙資料）

長野大学は、文理融合や上田市の課題および地域産業の振興などの視点から、現行の「社会科学系」領域に加え、「**理工系**」の学問領域を設置する。

- (1) 市の政策を促進させるため、「**福祉推進のまちづくり人材の育成**」と「**地域づくり人材の育成**」を可能とす

る社会科学系の学問領域を置く。

- (2) 地域産業(ICT産業、環境エネルギー関連産業、先端ものづくり産業など)の振興を図るために、「**地域産業の振興・発展に寄与する人材の育成**」を可能とする**理工系の学問領域**を置く。
- (3) 学部・学科構成の変更および大学院の設置時期を平成31年4月(目途)とする。
- (4) 入学定員数を地元の入学者に配慮するため、現行の300名から380名に増員する。

なお、**学部・学科の再編（理工系学部設置）**にあたっては、公立大学法人長野大学に以下の点に留意する旨申し伝える。

- ① 理工系学部設置の時期（学部改編のタイミング）
 - ② 財政の健全性（シミュレーション）と理工系学部設置経費負担の確認
 - ③ 新学部の入学者、就職先の見通しの確認（入口出口に関するエビデンス）
 - ④ 理工系学部のカリキュラム※編成と教員確保の見込みの確認
- ※ 新学部の学部学科、コース構成、カリキュラム編成にあたっては、地域ニーズを確認すること。

【公立大学法人化の中長期的な改革に向けて】

1 教育・研究の促進を目的とした、新たな教員業績評価制度の構築について

現在、長野大学で運用されている「教員業績評価」は、以下のとおり採用時、昇任時およびテニュアトランク制度による業績審査時において実施されている。

- ① 教員採用時に、教育・研究業績のほか、教育計画、研究計画に加え、担当科目の授業概要などの確認とともに、模擬授業を行うなど教育・研究の資質を総合的に評価している。
- ② 長野大学では、任期制を導入しており、採用時に5年という任期を定め、採用されて3年半が経過した時点でそれまでの研究業績や教育業績を審査し、合格すればその任期の満了後も引き続き雇用される（テニュアトランク制度）。
- ③ 昇任時に審査基準を設け、教育・研究業績および地域貢献の実績を総合的に評価している。

長野大学は、これらの業績評価・審査に加え、**教育・研究の促進を目的とした、新たな教員業績評価制度を構築する。**

- (1) 第1期中期目標期間内に、教育・研究をこれまで以上に促進・推進するための新たな「教員業績評価制度」を構築し、本格的な運用ができるよう検討を進める。
- (2) 評価基準および評価指針策定にあたって
 - ◆ 評価基準及び評価内容の具体的検討は、教員組織を活性化させる必要性があることから、教員が中心となって行うこととし、そのための検討組織を公立大学法人化後速やかに設ける。
 - ◆ 評価基準の策定においては、研究業績だけでなく教育活動の評価を取り入れる。
 - ◆ 具体的検討にあたっては、制度を導入している国公立大学の制度運用等情報を収集するが、公立大学法人長野大学の特性を踏まえ行う。

2 教員業績評価制度の検討

(1) 教員業績評価検討委員会(仮称)の設置

教員業績評価の実施に関する方針の検討、評価の実施に係る学部等からの意見聴取と調整、教員業績評価に伴うインセンティブの仕組み(研究費の増額やサバティカル制度の活用)等、業績評価の検討をおこなう委員会を公立大学法人化後速やかに法人の下に設置する。

(2) 教員業績データベースの構築

教員評価の実施にあたっては、教員の教育・研究、地域貢献、大学運営に関する活動状況を正確に把握する必要がある。

このため、教員の教育活動等状況を収集、蓄積し、これらに基づく評価の実施とともに、地域社会に対する情報発信に資する「教員業績データベース」を構築する。

3 産業界との連携強化による地域人材の育成と輩出について

(1) 地域が求める人材の育成に向けた取組み

- ① 企業や組織にヒアリング調査を行うなど、地元企業・組織が求める人材像(能力・資質)を確認する。またその結果を可能な限り教育内容に反映する。
- ② 地元企業・組織との連携による教育(インターンシップ・実習の受入れ)を充実させ、地元企業・組織と共に学生を育成するシステムを構築する。
- ③ 地元企業や組織(社会福祉法人等)の魅力を伝えるため、大学独自の「合同企業説明会(業界・仕事研究セミナー)」、「福祉の職場説明会」や懇談会を開催する。

(2) 教育・研究の促進・向上と地域社会への還元

教員業績データベースによる教員の教育・研究活動等状況に関する情報の発信と共同研究の促進を図る。(大学のシーズと地元企業・組織のニーズとのマッチング)

- ① 大学のシーズ(教員の教育・研究活動などの取組み)を発信することにより、地元企業や組織(自治体、社会福祉法人等)のニーズとのマッチングを図り、共同研究や人材育成(職員研修)、新規事業の展開・商品開発等に結びつける。
- ② 教育・研究活動等など報告会を定期的に開催し、そこに多くの地元企業・組織の方に参加いただくことにより、長野大学の教育・研究の促進と研究結果の地域社会への還元に貢献する。

(3) 繼続した産業界との取り組みに向けて

地域企業や組織との連携や取組みが継続できるよう、「地域づくり総合センター(产学官連携会議)」にその機能を充実させる。

なお、委員会として本報告書は、以下のように取り扱いいただくようお願いをしたい。

- (1) 学校法人長野学園は、公立大学法人化後の大学像・改革案として、公立大学法人長野大学に責任をもって引き継ぐこと。
- (2) 公立大学法人長野大学は、長野大学改革検討委員会がまとめた報告書を尊重し、各検討事項を確認して改革を推進すること。

III. 検討にあたっての前提

1 長野大学が示した「長野大学が考える公立大学法人化後の大学像」と、上田市が示した「公立大学法人長野大学の方針」

本委員会には、大学から「長野大学が考える公立大学法人化後の大学像」と、市から「公立大学法人長野大学の方針」が提示され、これを基にして議論を進めてきた。以下は、「長野大学が考える公立大学法人化後の大学像」と、上田市が示した「公立大学長野大学」の方針を纏めたものである。

【長野大学が考える公立大学法人化後の大学像】

(1) 公立大学法人長野大学の理念

- ① 公立大学法人長野大学は、地域に根ざした大学として教育・研究の推進に努め、豊かな人間性、高い専門性及び国際性を備え、新たな地域の創造に寄与し実践力のある人材を育成するとともに、上田市における知の拠点として地域の産業及び社会の発展に貢献する。
- ② 上田地域の持続的な社会していくために、また、市の政策を実現していくために、若者を地元で育て、地元で活躍してもらい、地元に定着してもらう「地域人材の循環システム」と、市の総合計画など地域課題を解決する「地域課題解決システム」を構築し、この地域の人口減を食い止め、定住人口を維持・増加させながら地域力の向上に寄与する。
- ③ 上田地域と連携して、「新たな知の創造」をめざすとともに、主体的に学び、他者と共に感的につながる瑞々しい感性を持つ人間を育成する。さらに、教育機関、行政、企業等と連携し、本学の学びを、生涯学習、総合学習支援等様々な形で地域に提供し、地域と一体となって人を育てるとともに、教育・研究活動の成果を地域へ還元することをつうじて、大学を推進軸として持続可能な共生社会を創造する、地域発展の全国的モデルとなることをめざす。

(2) 大学改革～学部・学科の改組・改編構想～

学部・学科の改組・改編構想の前提

長野大学は、地元の若者を受け入れて、しっかり育成して地域に輩出していくこと。また、長野大学が持つ教育・研究や地域貢献など、上田市の総合計画など政策の実現のために寄与していく。そのため、「地域人材循環システム」と「地域課題解決システム」の構築が重要だと考えている。

そのうえで、新たな地域の創造に寄与できる学部学科と、この地域の福祉の総合的な課題解決に寄与できる学部学科を構成し、上田地域を持続的な社会にするために欠かせない大学として発展していく。

学部・学科の改組・改編構想方針

- ① 学部・学科等構成の変更時期(目標)を平成31年4月とする。
- ② 入学定員数を現行の300名から380名以上に増員する。
※ 「地域社会を担う人材」を育成していくために、学ぶ意欲の高い地元の入学者に配慮し、地域枠を拡大する。
- ③ 学部・学科構成の検討は、人件費を考慮した基準教員数を設定する。
※ その際、長野大学がもつ「学問領域」はすべて維持する。また、迅速性を重視し、近接領域は除

き、新たな学問領域は含めない。

※ 新たな学問領域(大規模な施設・設備投資を伴うものを含める)および大学院等構想は、公立大学法人化後(第1期中期目標期間内)、長野大学に設置する長野大学改革検討委員会において検討する。

【各学部の改編構想】

① 環境ツーリズム学部および企業情報学部

環境ツーリズム学部(学問領域:環境・観光・まちづくり)および企業情報学部(学問領域:経営・情報・デザイン)の改組・改編構想にあたって、地域の未来を創造する人材を育成するために、以下の諸計画、ビジョンをふまえた学部・学科の改組・再編を検討した。

◆ 第2次上田市総合計画(上田市)、上田地域定住自立圏共生ビジョン(上田市)

② 社会福祉学部

社会福祉学部(学問領域:福祉・教育・心理)の改組・改編構想にあたって、今後の地域社会における新しい生活ニーズに対応するために、以下の諸計画、ビジョンをふまえた学部・学科の改組・改編を検討した。

◆ 第2次上田市総合計画(上田市)、長野県の施策および福祉諸計画(長野県)、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(厚生労働省)

(名称等は全て仮称)

学部	学科	コース	入学定員	
総合政策学部	地域創造学科	地域デザインコース	95	
		環境科学コース		
		国際・観光ビジネスコース		
	ビジネスデザイン学科	ビジネスマネジメントコース	95	
		情報工学コース		
		情報デザインコース		
計			190	
社会福祉学部	社会福祉学科	高齢福祉コース	120	
		障がい福祉コース		
		児童・家庭福祉コース		
		地域福祉政策コース		
	人間科学科	教育コース	70	
		心理コース		
		健康スポーツコース		
計			190	
合計			380	

(3) 研究の推進と教育改革

以下の方針を持って、研究に基づく教育を推進し、教育・研究の質を向上させる。

- ① 現代の地域社会に資するため、「地域を研究の主題とする第一級の研究大学」となることをめざす。
- ② 研究に基づく教育を推進するとともに、ゼミナールを中心とした対話型教育を核とした教育改革を実施し、国際的、革新的な視野を持った「新たな地域を創造できる人材」の育成をめざす。
- ③ テニュアトラック制度による業績審査とともに、研究に基づく教育が展開されているか確認するために、自己点検に基づく業績の公表を行う。

※ 研究に基づく教育を推進するために、委員会組織や運営方法等を見直し、学内業務負担軽減を図る。

- ④ 教員に一定期間内での博士号取得を促す。博士号取得希望者に対しては、サバティカル制度の活用や学内業務(授業負担、学内業務負担)を軽減するなど優遇措置を行う。
- ⑤ 科学研究費補助金を申請する等、研究に積極的な教員には、更に研究促進が図れるよう学内研究費を増額するなどインセンティブ制度を導入する。

【上田市が示した「公立大学長野大学」の方針】

(1) 「学園都市」としての特色を打ち出し、都市間競争の中で生き残りをかけ、若者の都市部への流出をくい止める

- ① 長野大学を公立大学法人化し、教育・研究の質を向上させ、長野大学及び大学を設置する上田市の全国的な知名度を向上させる
- ② 長野大学による教育・研究と地域貢献活動を積極的に産業振興・地域活動・市政経営に活用する
- ③ 高等教育機関の集積がある上田市の強みを活かし、更なる高等教育機関の受入により「学園都市」として市内外にアピールする
- ④ 長野大学をはじめ市内にある大学等を市民に開かれた大学とするため、まちなかキャンパス運営事業を実施する
- ⑤ 公立大学を設置し授業料を低額にすることで、受験生や保護者の大学進学時の負担を軽減する

(2) 公立大学法人化するにあたって長野大学に求める事項

- ① 教育・研究の質を向上させる

1. 教育・研究の水準を上げる
 - ア 入学者選抜における偏差値を上げる
 - イ 教育・研究を推進させるため、教員の資質の向上を図るとともに、大学院の設置を検討する

2. 地域協働型教育の実践

- ② 長野大学に求める事項

1. 地域人材の循環と圏域外からの学生の流入の促進
2. 教育・研究と地域貢献活動による成果を地域に還元
3. 地域社会と上田市の知の拠点としての役割

4. 社会人の再教育の場
5. 高大連携の推進

(3) 学部学科の再編と教育・研究水準の向上のための上田市の基本的考え方

- ① 学部・学科編成
“福祉推進のまちづくり人材の育成”と“地域づくり人材の育成”を掲げた学部・学科編成とする
- ② 学生のレベルアップ
推薦入試における募集定員枠を減少するなど、入試制度を改革
- ③ 教員のレベルアップ
大学院の設置、博士号取得、市に対する政策提言の実施、科学研究費の獲得など

IV. 検討・議論の論点

上田市の政策を推進するにあたり、長野大学がどういった役割を果たしていくのか、また、上田市は長野大学に何を期待するのかを明確にし、上田地域における「公立大学法人長野大学」の存在価値が示せる抜本的な改革を議論するため、以下のとおり論点を整理した。

(1) 上田市が考える、長野大学の公立大学法人化の方針について

- ① この地域にとって、「長野大学」が必要不可欠であり、また、市の政策に位置づけ長野大学の公立大学法人化を進めるために、市の政策と公立大学法人化後の大学像(学部・学科構成、教育・研究の推進、入試改革)との関連性を明確にする。
- ② 改革検討委員会では、市から提示された方針をふまえ、議論を進める。

(2) 平成31年4月（目途）に設置・再編する学部・学科編成について

- ① 大学から提示した2学部4学科への再編案と、市の施策に基づき提示された学部・学科編成をベースに議論を進める。
- ② 市から提示された再編案に対し、改革検討委員から出された意見を踏まえ、大学側で学部・学科編成を示す。
- ③ 文理融合や上田市の課題や地域産業の振興などの必要性などの視点から、現行の「社会科学系」領域に加え、「理系領域」など新たな学問領域の設置を検討する。

(3) 大学院の設置について

- ① 地域や企業・組織で必要とされる人材や資格、また社会人の再教育などを調査し、地域課題の解決に寄与する「大学院」の設置を検討する。

(4) 平成32年以降の大学像（学部・学科編成）について

- ① 平成32年以降の大学像（学部・学科編成）については、幅広い視点から、長野大学改革検討委員会の中で議論を深めていく。

V. 改革検討委員会で出された主な意見

本委員会における委員から出された主な意見は以下のとおり。

【学部・学科編成について】

- ① 公立化 2 年後の学部再編は、現在の学問領域を維持する構想となっているが、これでは単純に看板のかけかえで、定員の増加と公立化のブランドだけで終わってしまう。理念を持った改革が求められる。
- ② 学部編成に関して、3 学部から 2 学部に減らすということは、大学が縮小するイメージが強い。学部というのは増やしていく方が大学の発展していく姿が見えやすい。
- ③ 学部編成を福祉中心に据えていくことは理解できるが、定員 150 名は適切なのか(多すぎないか)。また福祉はどうしても実践的な印象があるので、学問的な要素を押し出して欲しい。
- ④ これまでの学生募集状況から、企業情報学部が長野大学に非常に貢献していることが分かる。単純に学部をまとめてしまうと、これまで受験生が来ていることに対して、今後もその受験生の受け皿になるとは言い難い。こうした、過去の実績も踏まえながら学部形成や定員設定を検討する必要がある。
- ⑤ 今までの定員 380 名の改革案は文系の学部を念頭においているが、理系に関して検討した方がいいのではないか。大学が変わっていくという方向性があるということであれば、一つ理系の学科をつくり、将来に向けた準備が必要。
- ⑥ 理系学部をつくるのであれば、前提として大学のためではなく、地域のために必要であるというストーリーが必要。地域のためにどうするかという視点を出発点にして議論すべき。
- ⑦ 情報系の理系分野は今大切な話題となっている。上田市にもコンピューター制御で野菜を生産している企業がある。これは農業と情報の融合であり、恐らくこれらの農業はこういった形になるのではないかと思うし新たな分野になる。農業の地域振興策を検討していく上で、この分野はこの地域に必要。
- ⑧ 理系を使って福祉と融合しながら、高齢者の安心した生活対応と農業政策に取り組み活性化できれば、我々にとって長野大学は貴重な財産になる。

【教育・研究の充実と大学院の設置について】

- ① 研究の質の向上と活性化するためには、大学院の設置が必要と考える。
- ② スタッフの質というのは、基本的に大学の質となる。長野大学も、人事に関わる人事システムの導入や、国立大学では既に導入されている業績評価システムを整備し進めていくべき。
- ③ 大学がレベルアップすることが必要。レベルアップするための方策は単純に学部を再編するだけでなく、教員の努力がもっとも重要ではないか。
- ④ 公立大学法人化後は、中期目標をたてて大学としての研究をやっていかなければならない。かつては個人で頑張っていればよかったですのがあったが、学部とかあるいはグループさらに大学としてやっていかないと成果が見える形として出てこない。このあたりが現在の大学教員に課せられている事だと思う。
- ⑤ 教員の資質向上は学内外に示してもいいのではないか。こういったことは世の中的には当たり前のこと。
- ⑥ 国立大学では教育の目標を立てる際に、教員の資質向上についても業績や論文の数など細かく設定している。そして、教員の活動を評価するシステムを設けて公にしている。

【その他】

- ① 地元だけではなく、全国から優秀な人材を集めてこの地域に定着させていく視点が必要ではないか。
- ② 大学が示した改革案は、市民や議会が求めている改革とは少し違うのではないか。公立化後の大学の経営のことについても議論が必要。
- ③ 長野大学の公立大学法人化を市民のみなさんに理解してもらうためには、先生方もさらに努力していくという姿、形にしていかないといけない。
- ④ 上田市が政策推進を進めるにあたり、長野大学がどういった役割を果たしていくことになるのか。上田市が今後、総合計画にある政策を進めていくにあたり、長野大学に何を期待するのかを明確にしてもらう必要がある。
- ⑤ 長野大学があるから上田市や上小地域が存続する。大学なくしこの地域なしというくらいの存在価値がなければ公立大学法人化する意味はない。「地方創生」の分野で公立大学法人化後は全国的なモデルとなるようなトップレベルの教育と研究を開拓して、この大学があるからこの地域が存続できるというような存在価値を示せるように、抜本的な改革の議論が必要。
- ⑥ 公立大学として大学に蓄積された知を市政や地域活動に活かすこと、あるいは地域協働型教育の実践や地域社会と上田市のシンクタンク的な役割などについて記載がされている。是非こういった方向でさらに膨らませて欲しい。
- ⑦ 地方大学は地域に受け入れてもらわないとだめ。それは地域や企業に必要な人材を輩出できるかにある。

VI. 長野大学改革検討委員会規程

(設置)

第1条 長野大学の公立大学法人化に向けた改革の基本構想を検討するため、理事会のもとに長野大学改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）学長

（2）学長が指名する教職員若干名

（3）教育・研究に関し識見を有する者のうちから学長が指名する学外者若干名

2 委員会に委員長を置き、委員長は学長をもってあてる。

3 委員長は、委員会を統括し、代表する。

4 委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

（1）公立大学法人化に向けた大学改革に関する事項

（2）公立大学法人化に向けた大学の財政運営に関する事項

（3）その他前各号に関連する事項で、委員会が必要であると認める事項

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、専門的な事項について必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(議事録)

第5条 委員会は、議事録を作成し、保管しなければならない。

(報告)

第6条 委員長は、検討経過および結果を理事会および全学教授会において報告するものとする

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長野大学公立大学法人化準備室が所掌する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成27年11月18日から施行する。

2 「大学改革委員会に関する規程」（平成22年11月17日評議会決定）は廃止する。

VII. 長野大学改革検討委員会 開催日・主な議題

	日 時	主な議題
第1回	2月18日	長野大学が考える公立大学法人化後の大学像について
第2回	3月17日	長野大学が考える公立大学法人化後の大学像について - 各学部で展開する教育・研究内容
第3回	4月18日	長野大学の抜本的改革に向けた検討 - 長野大学の公立大学法人化に向け、上田市や市民は何を期待しているのか - 長野大学の公立大学法人化の方針(案)の提示
第4回	5月23日	長野大学の公立大学法人化の方針(案)について - 学部学科の再編と教育・研究水準の向上のための上田市の基本的考え方 3つの明確化について - 公立大学法人化後、長野大学が育成する人材像 - 公立大学法人化後、長野大学が目指す教育・研究の水準 - 公立大学法人化後、長野大学が重点を置く教育・研究の分野
第5回	6月20日	長野大学改革検討委員会の検討結果について【第一次答申(案)】
第6回	7月25日	長野大学改革検討委員会の検討結果について【第一次答申(案)】
第7回	9月26日	教員業績評価について 産業界との連携強化による地域人材の育成と輩出について
第8回	10月31日	長野大学改革検討委員会の検討結果について【報告書】

VIII. 長野大学 改革検討委員会 委員名簿

氏名	所属	役職等	備考
井上 晴樹	上田市	副市長	長野大学公立大学法人化 検討委員会 委員
赤羽 貞幸		信州大学 名誉教授	長野大学公立大学法人化 検討委員会 委員
深町 共榮		埼玉工業大学 名誉教授	
窪田 善雄	長野俊英高等学校 校長	長野県高等学校長会 第2通学区 前会長	長野大学公立大学法人化 検討委員会 委員
増沢 延男	株式会社 みすゞ綜合コンサルタント	代表取締役	上田市総合計画審議会 会長
橋詰 邦男	恵愛学園 施設長	元 厚生労働省	
中村 英三	長野大学	学長	
中島 豊	長野大学	社会福祉学部教授	
田中 法博	長野大学	企業情報学部教授	
久保木 匡介	長野大学	環境ツーリズム学部教授	
田口 和利	長野大学	事務局長	

オブザーバー

氏名	所属	役職等	備考
青木 淳	長野県県民文化部	私学・高等教育課 課長	
小出 俊	長野大学	常任理事	
稻木 康一郎	長野大学	副学長	
森 俊也	長野大学	副学長	
川島 良雄	長野大学	社会福祉学部学部長	
古田 瞳美	長野大学	環境ツーリズム学部学部 長	

学部・学科の再編および大学院の設置（別紙資料）

【学部・学科】 ※ 名称はすべて仮称

学部	学科	コース	主な学び・育成する人材像	上田市が示した政策課題	入学定員		
地域創造学部	地域創造学科	地域活性化コース	地域社会を活性化する政策や事業を学び、地域社会の持続可能性を高める新たな取り組みを実践し、地方自治体をはじめとする公共機関や各種団体、市民活動で地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。	・6次産業の創出 ・荒廃地の減少・限界集落の解消 ・中心市街地活性化 ・農家の後継者育成	75		
		観光まちづくりコース	信州の歴史・文化・自然環境などの地域資源を活用した観光のあり方を学び、グローバルな視野を持ちながら地域の価値を活かす新しい観光を創造できる人材を育成する。	・インバウンド推進 ・観光地づくり・観光DMOづくり ・里山再生			
	経営情報学科	ビジネスマネジメントコース	革新的な事業・商品・サービス・仕組みの立案やベンチャービジネス、組織・戦略・マーケティングのマネジメントを学び、企業のリーダーや起業家となる人材を育成する	・次世代育成 ・産業集積 ・創業・起業家育成	75		
		情報・デザインコース	経営資源や地域資源を活かし、思いを形にするデザイン技術・手法を学び、新たなモノ・コトがデザインできる人材を育成する				
					計 150		
理工系学部	理工系学科	情報工学コース	社会に必要とされるソフトウェアやシステム(オープンソース、組み込み、ネットワーク、画像工学、人工知能、バイオインフォマティクスなど)を学び、システムエンジニアや起業家となる人材を育成する。	・人工知能の研究 ・ICT(情報通信技術)産業の振興 ・水産資源の保全・活用 ・豊かな自然環境の保全・整備	80		
		環境工学コース (または環境科学コース)	環境の現状を評価する技法や環境負荷を低減するための知識や技術に加え、地域の農業を発展させるために科学的な理論と根拠に基づいて、地域の自然環境と農業のために新たな価値の創出に貢献できる人材を育成する。				
					計 80		
社会福祉学部 (総合福祉学部)	社会福祉学科	福祉政策コース	地域福祉と福祉政策を学び、ソーシャルワーカーたる市町村や都道府県の福祉職、社会福祉協議会の地域活動専門員などを育成する	・要介護者増加に向けた対応 ・障がい者の社会参加促進 ・独居老人世帯などへの対応 ・地域包括ケアシステムの対応 ・子育て支援対応・子どもの貧困への対応 ・高齢化社会を迎へ、健康長寿社会の実現 ・福祉施設職員の資質向上への支援 ・地域福祉を担う市民の育成支援 ・幼保小中高大の連携推進 ・市内小中学校の教員への支援	95		
		福祉援助コース (または福祉臨床コース)	高齢者や障害者への介護や子どもへの保育などの個別支援の基礎を学び、高齢者、障害者、児童、医療、学校、住環境などの現場で活躍できるソーシャルワーカーなどを育成する。				
		教育福祉コース	子どもの問題行動の背景にある貧困などの生活問題や虐待などの家庭問題等を理解して、スクールカウンセラーなどの専門職と共同しつつ「生きる力」と「確かな学力」を育てられる中学校や高校の教員を育成する。				
	人間福祉学科	福祉心理コース	こころの科学と生涯発達を学び、社会的養護などの福祉施設や学校、医療機関において、心理相談や指導のできる人材を育成する	・発達障がいへの対応 ・いじめの対応 ・不登校の対応 ・高齢者や子どもへのスポーツやレクリエーションなどの提供	55		
		健康福祉コース	ケアワークのみならず健康やレクリエーション、スポーツの指導などを学び、高齢者や障害者などの福祉施設などで支援や介護、相談のできる人材を育成する				
					計 150		
					中計 380		
					合計		

【大学院】

研究科	専攻	入学定員
福祉科学研究科	社会福祉専攻	9
	福祉心理専攻	9
地域創造学研究科	地域創造専攻	9
	経営情報専攻	9
工学研究科	環境情報工学専攻	9

2018年7月19日

長野大学改革推進計画基本構想（抜粋）

〔5〕大学院設置の基本構想

1. 大学院の設置の必要性と意義

1) 研究教育ニーズの高度化

わが国の高等教育のありようは、有力な国公立大学、私立大学が大学院大学に移行していること、あるいは学部過程を有しない大学院大学が多数存在することからも理解されるように、大学院教育を標準とし、学部教育をその準備段階として位置づけようとする状況にある。学部教育についても、医系大学は別にするとしても、薬科大学にみられるように、6年制学部教育を志向する状況にある。また、一部の理工系の大学や教育系の大学においては、学部教育と大学院修士教育をセットにし、事実上の6年制教育が実施されている。

国家資格や民間団体による資格をともなう臨床系の専門職においては、基本は学部教育に置きながらも、修士課程の終了を資格取得試験受験の条件にし、あるいは専門職集団や学界認定の上乗せ資格取得の条件にしようとする傾向も拡大してきている。

長野大学は創設以来50年の歴史を持ちつつ、大学院を設置していない。公立大学はもとより、同程度の歴史をもつ私学と比較しても、大学院を有しない希有な大学になっているといって過言ではない。公立化を準備する段階から志願する学生が増加し、入学者の学力が上昇していることへの対応の必要性については重ねて指摘してきたところであるが、ただ入学者ニーズへの対応として必要であるというだけではない。今後とも大学院を有しないという状況が続けば、長野大学は、近年のわが国の大学レベルにおける高等教育の趨勢から取り残されかねない状況にあることを認識しなければならない。

同時に、長野大学が大学院設置を先のばしすることになれば、ここ数年公立化効果、公立化利得として獲得してきた入学者増も時間の経過とともに減退し、定員割れに逆戻りするようなことにもなりかねない。

さらに、大学院を設置しているかどうかは、力量の高い教員の獲得、転出の防止という側面からみても、必要不可欠の条件となっている。また、大学院の設置は大学等において高度の研究教育に従事する後継者養成、確保の側面においても不可欠の要件となっている。大学院を設置していない大学は、その事実だけで就職先として敬遠されるという状況にある。

加えて、大学院の教育を担当すること、院生の研究、博士・修士学位論文の指導に関与することは、院生の資質向上に寄与することはもとより、教員自身の研究教育者としての力量、資質を高めることになる。大学院の設置は、優秀な教員を長野大学に引きとめる要因となり、長野大学全体の研究教育水準を大幅に引き上げることになる。

2) 地域社会ニーズへの対応

公立大学法人長野大学の設置者である上田市と長野大学との間で、大学院の設置が長野大学の公立大学法人化の条件となっていることは再三言及してきたところである。上田市の「中間計画」において大学院の設置開設が予定されているのは2019年4月である。現状においてこの条件を充足することは事実上不可能である。公立化協議の意義と過程を省みれば、長野大学、可及的速やかに大学院設置の準備作業に着手し、上田市の政策策定、専門的分野の充実、市民サービスの質的向上等に寄与する姿勢を示さなければならない。

加えて、上田市のみならず、長野県や近隣都県において活躍している卒業生の大学院設置に対する期待には大きいものがある。例えば、長野県下その他地域で社会福祉士として活躍している卒業生、社会福祉関係の施設や機関、行政、NPO等において管理的業務に従事している卒業生のなかには修士課程に加えて博士課程の設置を希望する者も数多い。さらに、他大学卒業者、短期大学、専門学校などの卒業生であって長期にわたって専門職に従事してきた人びとのなかにも、長野大学の大学院に入学することで、自らの専門的知識や技術のプラッシュアップ、上位資格の取得などキャリアアップの端緒にすることを希望する者も少なくない。

もとより、このような大学院教育のニーズは、社会福祉の領域に限られたことではない。環境ツーリズム学部、企業情報学部の卒業生やそれぞれに関連する領域においても企業、行政、NPO等に勤務しつつキャリアアップの機会として大学院の設置を待望する社会人が多数存在している。

長野大学の設置する大学院には、学部新卒者のみならず、卒業生、一般の社会人などのリカレント教育の機会を求める多様なニーズに対応することが求められている。志願の要件についても、入学資格、受験資格について一定の水準を維持する措置を講じるとともに、思い切って門戸を広げ、社会人を中心に多数の人びとに就学の機会を提供するなど、後発大学院であることによって実現することのできる大学院の設置を追究しなければならない。

2. 研究科の名称／学位の種類

新設する大学院研究科の名称と学位の種類は、以下の通りとする。

長野大学大学院高度創造デザイン社会研究科

社会福祉学専攻博士(前期・後期)課程

発達支援学専攻修士課程

福祉心理学専攻修士課程

環境イノベーション専攻修士課程

企業情報イノベーション専攻修士課程

学位の種類と名称

- 博士（社会福祉学）
- 修士（社会福祉学）
- 修士（発達支援学）
- 修士（福祉心理学）
- 修士（環境イノベーション）
- 修士（企業情報イノベーション）

3. 研究科の基本理念

長野大学は、「高度創造デザイン社会」の創出という長野大学ビジョンのもとに、それを可能にする多様な施策、活動、技術を研究開発し、教育することを目的とし、社会福祉、環境ツーリズム、企業情報の各領域において、高度に専門的な活動に従事する専門職業人を養成することを目標とする。

すでに繰返し指摘してきたように、今後わが国の社会は徐々に持続可能社会、定常社会に移行することになろうが、持続可能社会にしても定常社会にしても、従来の施策、活動、技術の縮小するかたちでの再生産によって実現されるわけではない。予想される持続可能かつ定常的であって、しかもそこに生きる人びとの安全、安心、健康、安寧、幸福、人権を確保し、保障することのできる社会を実現するためには、高度に創造的で、最適な施策、活動、技術のありようを描き出し、実現するデザイン（設計）志向の社会を建設しなければならない。持続可能社会、定常社会はすなわち「高度創造デザイン社会」でなければならぬ。

長野大学は、50年の歴史と教育研究の蓄積を傾注して、地球と人類の未来を託す持続可能社会、定常社会、その内実となる「高度創造デザイン社会」の創出を可能にする施策、活動、技術を研究開発し、来るべき社会の担い手となるべき高次の専門職従事者を教育養成することを目標とする。

4. 研究教育の基本的な視点と枠組一多元性と融合性

長野大学の改組転換・発展計画の起点が、長野大学ビジョンの実現に向けて改題解決志向、ミッション志向の設計（デザイン）科学を構築し、地域社会から世界を展望する視点の立脚にあることはすでに明らかにしてきたところである。ここで大学院「高度創造デザイン研究科」の設置を志すにあたって、共有すべき視点と枠組の特徴について追加しておきたい。それは一言にしていえば、視点と枠組の基礎とし、活用する科学（学問）の多元性と融合性ということである。

われわれが研究教育の対象領域として設定する地域社会は、それ自体として多層的、多次元的に構成されている。第一次層は、平地、山、川、海、生物、鉱物などの自然的環境である。第二次層は、生活や産業のための水、電気、ガスなどのライフライン、道路、交

通機関、港湾設備などの産業インフラストラクチャーなどの人工的環境である。住宅や情報ネットワークもここに含まれよう。第三次層は、生活の基層としての共同体、人間、家族、集落、まち等である。第四次層は、人びとの生活を支え、また逆に規整するために形成された広義の社会システム、すなわち経済（産業）システム、政治システム、文化システムである。第五次層は、人びとの生活の安全、安心、健康、安寧、福祉、人権の確保、保障することを目標に設定される保健・医療・福祉のネットワークである。そして、これら各層は、相互に規定的であり、いづれの層を取りあげるにしても、全体を構成する一部分として、また全体に影響を及ぼす一部分として把握し、理解されなければならない。

このような地域社会のになう諸課題をあらかじめ設定し、適切に対応するためには既成の分科的な諸科学、哲学、経済学、政治学、社会学、心理学、物理学、化学、地理学、農学等のいづれかに依拠するだけでは不十分である。仮にそのいづれかを基軸にするにしても、課題の内容によって関連する複数の科学を動員し、活用しなければならない。いわゆる学際科学としての視点や枠組の設定が必要になるが、ただ関連する科学を加算するというだけでは不十分である。学際科学的アプローチから複合科学的アプローチ、そして総合科学的アプローチへ、さらには融合科学的アプローチへの発展が求められる。こんにち、先端的な研究教育の領域においては、いわば文文融合、理理融合、そして文理融合への展開が求められているのである。

以上が大学院高度創造デザイン社会研究科の設置をめざす理由と目的であり、各専攻に共通する基本的な研究と教育の視点と枠組である。

5. 研究科の構成

新設を予定している長野大学大学院高度創造デザイン社会は、大学のビジョンである高度創造デザイン社会の創出、実現する研究と教育を推進することを共通の目標として設定し、そのアンブレラのもとに、既存の社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部を基礎学部とする修士ならびに博士課程を設置する。

設置を予定（構想）している専攻の名称ならびに基礎となる学部は、以下の通りである。

- (1) 社会福祉学専攻博士課程・修士課程／社会福祉学部
- (2) 発達支援学専攻修士課程／社会福祉学部
- (3) 福祉心理学専攻修士課程／社会福祉学部
- (4) 環境イノベーション専攻修士課程／環境ツーリズム学部
- (5) 企業情報イノベーション専攻修士課程／企業情報学部

VISION

公立大学法人 長野大学ビジョン

地域の未来を創造・デザインし世界につなぐ





長野大学は、信州の学海と呼ばれる塩田の地に開学以来50年の歴史を経て、2017年(平成29年)4月上田市を設置者とし、公立大学法人長野大学が設置・運営する、公立大学として新たなスタートをきりました。

公立大学としての新たな目標を定めるため、公設民営大学としての50年の伝統の基盤である「建学の理念」と、21世紀の地域社会の発展を牽引する人材の育成を担うための指針を定めた「長野大学憲章」を踏まえ、地域の未来を構想し、創造する「高度創造・デザイン社会」の創出を目指す「長野大学ビジョン」を策定しました。

大学ビジョンは、「教育」「研究」「地域貢献」「国際交流」「大学運営」の5つの柱で構成されており、各柱のビジョン実現に向けた方針を「グランドデザイン」、具体的な取り組みを「アクションプラン」として設定しています。

長野大学は、この大学ビジョンのもと、古代から現代までの深い歴史と進取の気性をもち、世界ともつながってきた信州上田の地で、豊かな自然環境と多様な人々の資源を生かした、世界につながる教育・研究を創造・デザインし、実践力をもつ若い力が躍動する地域の「知の拠点」を創ります。

2018年4月

公立大学法人 長野大学 大学ビジョン

教育 VISION 1

長野大学は、高き教養と人格をもち、地域および国際社会の未来を創造・デザインし、地域とともに世界で躍動する人材を育成します。

研究 VISION 2

長野大学は、自由な発想と高い倫理性をもって、長期的展望に立ち、地域から地球規模に至る様々な独創的かつ世界につながる研究を推進します。

地域貢献 VISION 3

長野大学は、学生の若い力が躍動し市民力と融合する活気ある地域づくりとバリアフリーの共生社会の実現を推進します。

国際交流 VISION 4

長野大学は、世界の多様な文化・思想を理解・尊重し合い、地域と世界をつなぐ教育・研究を展開し地域社会と地域産業のグローバル化に応える国際交流を推進します。

大学運営 VISION 5

長野大学は、公立大学としての使命を果たすため、教職員・学生と上田地域の人々が一丸となって、自立・進取の活力あふれる持続可能な大学づくりを進めます。

VISION

1

長野大学は、高き教養と人格をもち、
地域とともに世界で躍動する人材を育成します。

I. 教育

『未来を創造・デザインする地域人材の育成』

長野大学は、豊かな自然環境の信州上田の深い歴史と進取の気性をもつ多様な人びとに学び、高き教養と人格を備え、社会でリーダーシップを発揮できる高いレベルの専門性と社会的な課題解決能力、実践力と応用力をもつ人材の育成をめざしています。そのため、大学ビジョンにもとづき、教職員の多様で豊かな教育力と地域社会をフィールドとする地域の人びとの協働による教育を開きます。

グランドデザイン

1. 恵まれた地域の自然・歴史・文化に学び、新たな文化・芸術・産業や社会システムを構想し創造する活力と創造性ある地域人・国際人を育成する
2. 広い教養教育と深い専門教育によって「豊かな人間性」「高い専門性」「国際的視座」をもち、実践力を身につけた地域および国際社会の未来を構想し創造する活力と創造性ある人材を地域協働型教育により育成する

アクションプラン

1. 地域社会に貢献できる人材育成の拠点構築 とそれに基づく教育の実践

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)教養教育の実践 | (2)専門教育の実践 | (3)地域協働型教育の実践 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・他者の意見や考えを傾聴する素直な気持ちと、物事を「本当にそうだろうか」と疑ってみる批判的思考の醸成 ・直面する課題を多面的かつ新たな視点で自ら考え、判断することのできる能力の涵養 ・地域に学び、新たな地域を展望する「信州上田学」の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップを発揮できる高度で確かな専門性と問題解決能力の育成 ・時代の変化に対応する新たな学問領域を開拓する学部・学科・コースの新設と再編成 ・より高度な専門教育を実践する大学院の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会をフィールドとし、地域住民や企業、行政、教育機関、NPO等と協働し、地域課題を発見・解決する力を養成する教育の実践 |

2. 地域の未来を創造できる人材の育成 ー「地域人材の循環システム」の構築ー

2-1 地域社会・産業界から求められる人材教育 の実践

- | | |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1)一人ひとりの価値観、ライフスタイルに対応した生き方を学び実践するための教育 | (3)高齢者、子ども、障害者、社会的弱者、海外や他地域からの移住者などさまざまな人々が安心して暮らせる共生社会の実現に貢献する人材の育成 |
| (2)社会および産業構造の変化や成長分野のビジネスなど 地方産業につながる人材育成 | |

2-2 「地域を担う若者」の受け入れー地域で活躍する人材を育成し地域の企業・組織に輩出する仕組みを構築

- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)地域を担う若者の受け入れ ー学生の受け入れー | (2)地域で活躍する人材の育成 ー教育の実施体制ー | (3)充実したキャンパスライフの実現 ー学生支援体制の充実ー |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への関心と課題解決への志向などをアドミッションポリシーに沿った学生の受け入れ ・生涯学習およびリカレント教育としての社会人の受け入れ ・長野大学の価値と魅力を伝え社会の評価を高める戦略的な広報活動 ・受験生を多面的、総合的に評価する入試制度の改革 | <ul style="list-style-type: none"> ① 教育の「質」の保証 <ul style="list-style-type: none"> ・FD活動の推進とPDCAマネジメントサイクルによる授業内容改善 ・成績評価システム及び履修体系の整備 ・優秀な教員の確保と教員業績評価制度の導入 ② 地域の企業・組織と連携した課題解決型プロジェクトの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・学修支援体制の充実 ・学生生活支援体制の充実 ・経済支援制度・奨学金制度の充実 ・スポーツ・文化など多様な課外活動の促進 ・キャリアディベロップメントプログラムによる就職支援の充実 |

VISION

2

長野大学は自由な発想と高い倫理性をもつて、
長期的展望に立ち、地域から地球規模に至る様々な
独創的かつ世界につながる研究を推進します。

II. 研究

『長期的展望に立ち地域から世界につながる多様な独創的研究を推進』

長野大学は、地域から地球規模に至る多様な独創的研究と、地域の課題を素材とした研究を開拓し、その成果を教育と地域活動と地域ならびに世界の平和のために活かします。

グランドデザイン

1. 地域を主題とした世界につながる総合的な研究を開拓する
2. 教員の自由な発想に基づく長期的視野に立った研究の推進と蓄積により、世界水準の研究をめざす
3. 研究基盤を確立し、研究水準の向上を図る

アクションプラン

1. 地域を主題とする研究の深化と教育・地域活動への活用

- ・少子高齢・人口減少社会における社会福祉制度や、社会的インフラ整備などの課題に対応して、人々が未来にわたくち安心して暮らし活躍できる社会の構築に向けた研究を促進し、教育や地域活動に活かす
- ・地球温暖化、エネルギー問題などに対応する循環型社会の形成や、環境・食・防災など安全安心な社会づくりに向け、住民の意識にも訴える研究を深化させ、教育・地域活動に活かす
- ・グローバル化、高度情報化、成熟化の進展に対応する産業・雇用・地域社会構造の変革に対する研究を深化させ、教育・地域活動に活かす
- ・地域産業の振興や新たな産業の創出に寄与する
- ・研究水準の高度化に向けて、大学院・研究所を設置する
- ・「信州上田学」を創出し、確立する
- ・教員の研究成果の管理体制を整備し、研究シーズを社会に効果的に発信することにより、地域社会と地域産業の振興に結びつける

2. 多様な研究の蓄積による研究水準の向上

- ・世界の研究を吸収して先端的な地域課題解決型研究を推進し、地域から世界に成果を発信する
- ・日本の中央に立地する利を生かし、日本各地の大学・研究機関との連携、上田市内や長野県内の高等教育機関との連携により、地域から世界につながる研究教育の拠点をめざす

3. 研究環境の整備と研究支援体制の強化

- ・サバティカルなどの研修制度の充実と特色ある研究への助成制度の充実などによる研究支援体制を強化する
- ・研究資金の自立的獲得を支援し、競争的外部資金の獲得率を向上させる
- ・教員が研究意欲を高め互いに切磋琢磨する環境と風土を醸成する

4. コンプライアンスの徹底

- ・公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底を図る

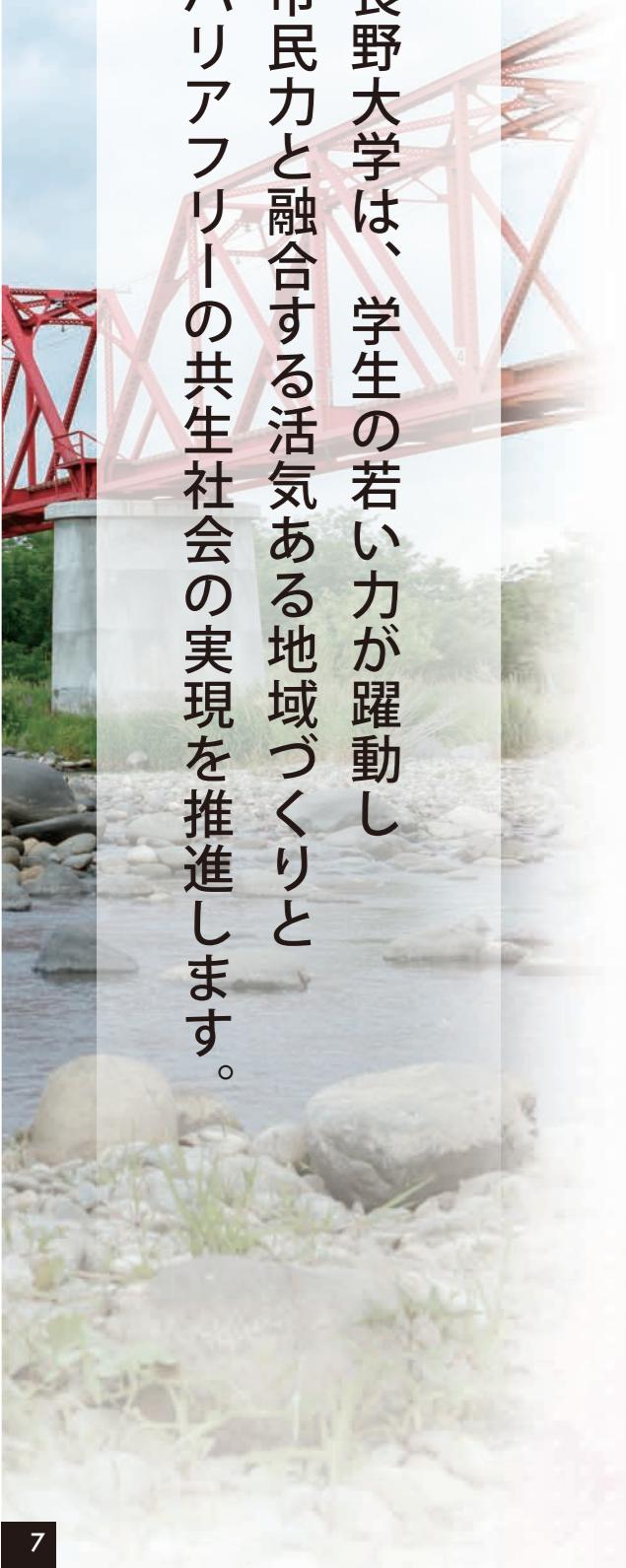
5. 知的財産の重視

- ・知的財産（著作権・特許・実用新案・意匠デザイン・商標）を重視するとともに「知的創造サイクル」のシステムを構築する
- ・知的財産に関する規程を整備する

VISION

3

長野大学は、学生の若い力が躍動し
市民力と融合する活気ある地域づくりと
バリアフリーの共生社会の実現を推進します。



III. 地域貢献

『学生の若い力が躍動し、市民の力と融合する 活気ある地域づくりと、バリアフリーの共生社会を実現』

長野大学は、その研究成果と学生の若い力を活かし率先して 地域が抱える課題に取り組み、
子どもからお年寄りまで元気で暮らす安全・安心な社会と人 づくりに、積極的に参画していきます。

グランドデザイン

1. 自立・自律した地域社会を形成するための地域自治の在り方を、
すことができる社会と人づくりを提案し、障害者、社会的弱者、移住者などさまざまな人々が共生する社会の実現に参画します
2. 大学がもつ資源を活かし地域と協働することにより、雇用創出や若者定着など地域が抱える課題解決に率先して取り組み地力の向上に貢献する
3. 市民のリカレント教育や生涯学習を積極的に支援し地域の教育

アクションプラン

1. 大学の教育と研究を活かした地域づくりの拠点として「地域づくり総合センター」を設置し「地域課題の解決システム」を構築する
2. 自治体等の政策や課題に関する解決策の提言
3. 社会人や高校生等を対象とした地域人材育成プログラムの構築と地域教育力向上への貢献

1-1 地域づくり総合センターの設置

- (1)大学の地域貢献活動の総合窓口としての体制を確立する
- (2)地域ニーズの掘り起こし、大学シーズとのマッチングを図る
- (3)「産学官金連携」により、次の事業を推進する
 - ・地域の総合的課題の解決に向けたプロジェクトの推進
 - ・学生による地域活動やボランティア活動の推進
 - ・「起業」を目指す人材の育成と支援の推進
 - ・「まちなかキャンパスうえだ」を活用した他大学や商店街との連携の推進

1-2 産業の振興と人材育成の推進

- (1)各団体と連携し、産業振興や社会人教育など人材育成の共同事業に積極的に取り組む
- (2)地域産業の振興や創業支援により仕事と雇用を創出し、若者の定着を推進する

VISION

4

長野大学は、世界の多様な文化・思想を理解・尊重し合い、地域と世界をつなぐ教育・研究を展開し地域社会と地域産業のグローバル化に応える国際交流を推進します。

IV. 国際交流

『世界の多様な文化・思想 を理解・尊重し合い、地域と世界をつなぐ教育・研究の展開と地域産業の グローバル化に応える国際交流の推進』

長野大学は、グローバル社会で活躍できる人材を育成し、地域社会の国際化に貢献します。

グランドデザイン

1. グローバル化社会に求められる人材 育成と、地域社会と地域産業の国際化に寄与する

アクションプラン

1. 國際教養教育の強化に向けた語学教育、異文化理解・国際理解教育の充実
2. 世界をめざす特色ある教育研究分野 をもち、地域社会と地域産業の国際化に寄与する海外の大学・研究機関の調査と新たな学術交流協定の締結
3. 学生の海外研修・留学を推進するとともに、留学生に対する支援体制の充実
4. 海外の人材ニーズを把握し、世界で 活躍する活気ある若者を地域企業・組織に輩出するシステムの構築

VISION

5

長野大学は、公立大学としての使命を果たすため、教職員・学生と上田地域の人々が一丸となつて、自立・進取の活力あふれる持続可能な大学づくりを進めます。

V. 大学運営

『教職員・学生・上田地域の人々と行政が一丸となった自立・進取の活力あふれる持続可能な大学づくり』

グローバル化、少子高齢化、産業の成熟化など社会の急激な変化の中で公立大学は地域の課題に応えていく責務を負っています。そのために、教職員・学生及び設置主体である上田市が大学ビジョンの達成に向けて社会の変化に柔軟に対応する自立・進取の大学運営を推進します。

グランドデザイン

1. 公立大学の使命を果たすためのガバナンス強化などにより、大学運営体制を確立する
2. 経営基盤の強化により、安定した活力あふれる持続可能な弾力的大学運営を行う
3. 時代や社会の未来を見据えた新たな学部や研究所・大学院の設置等により、先進的教育研究機関をめざして取り組む
4. 大学の価値・魅力・社会的評価（ブランド力）の向上をめざして、戦略的な広報活動を展開する

アクションプラン

1. 公立大学としての大学運営体制の確立

- ・教職員・学生及び行政が大学ビジョンを共有し、常に意識改革に努め活力あふれる持続可能な大学づくりを推進する
- ・理事長、学長のリーダーシップによる戦略的組織運営を行う
- ・大学経営の基盤となる情報を収集し調査分析するIR機能の強化による迅速かつ多面的な角度から意思決定ができる経営体制を構築する
- ・非公務員型による弾力的人事システムを構築する
- ・学生・保護者・市民など幅広い層からの提言・要望を聴取し大学運営に反映させる

2. 経営基盤の強化による安定した大学運営の実施

- ・学生の確保、外部資金の獲得などにより財源を確保し、経営基盤の安定化に取り組む
- ・市民や学生に説明責任を果たせる支出構造の改革をめざす
- ・教職員の資質向上のため、教職協働のSD活動を活性化し、相互研鑽と自己啓発により自ら成長する教職員の育成に取り組む
- ・長野大学基金「長野大学未来創造基金」を設立し広く寄付を募り、安定した大学運営に活かす

3. 時代や社会の未来を見据えた教育研究組織の見直し

- ・現行の「社会科学系」領域に加え、「理工系領域」「文理融合」など魅力ある学部、学科および研究所、大学院の設置について検討し実現をめざす

4. 活力ある「知の拠点」にふさわしい大学環境の実現

- ・アメニティーの向上とユニバーサルデザインにもとづくキャンパスづくりを行う
- ・学部、学科の改編および研究所、大学院の設置等将来構想を視野に入れたキャンスマスタートープランを策定し実行する
- ・防災、防犯を考慮した安全なキャンパスの整備に努める
- ・環境・エネルギーに配慮したエコキャンパスを構築する
- ・地域に開放し、連携・交流の場として活用できるキャンパスとして整備する

5. UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）戦略の展開

- ・大学ビジョンを可視化するために、シンボルマーク等を策定する
- ・HP、大学パンフレット等の多様な広報媒体を活用し、様々な関係者に向けた積極的かつ戦略的な広報活動を展開する
- ・説明責任を果たし、透明性を確保するための情報公開を積極的に行う
- ・教育・研究情報の発信等のため、情報基盤の整備を行う
- ・本学に関わる多くの団体、企業、個人等、大学サポーターの輪を広げる活動を行う



シンボルマークについて

「長野大学」の「長」を、信州の大自然から伸び伸びと飛び立つ鳥としてイメージし、本学がめざす「地域の未来を創造・デザインする人材の育成」を表現しています。青は上田の青空、緑は大学を囲む豊かな自然、そして真田の赤備えを意識した赤は、学生・教職員の情熱を意味しています。

【制作：馬場雄二氏（ヴィジュアルデザイナー、上田市出身）】

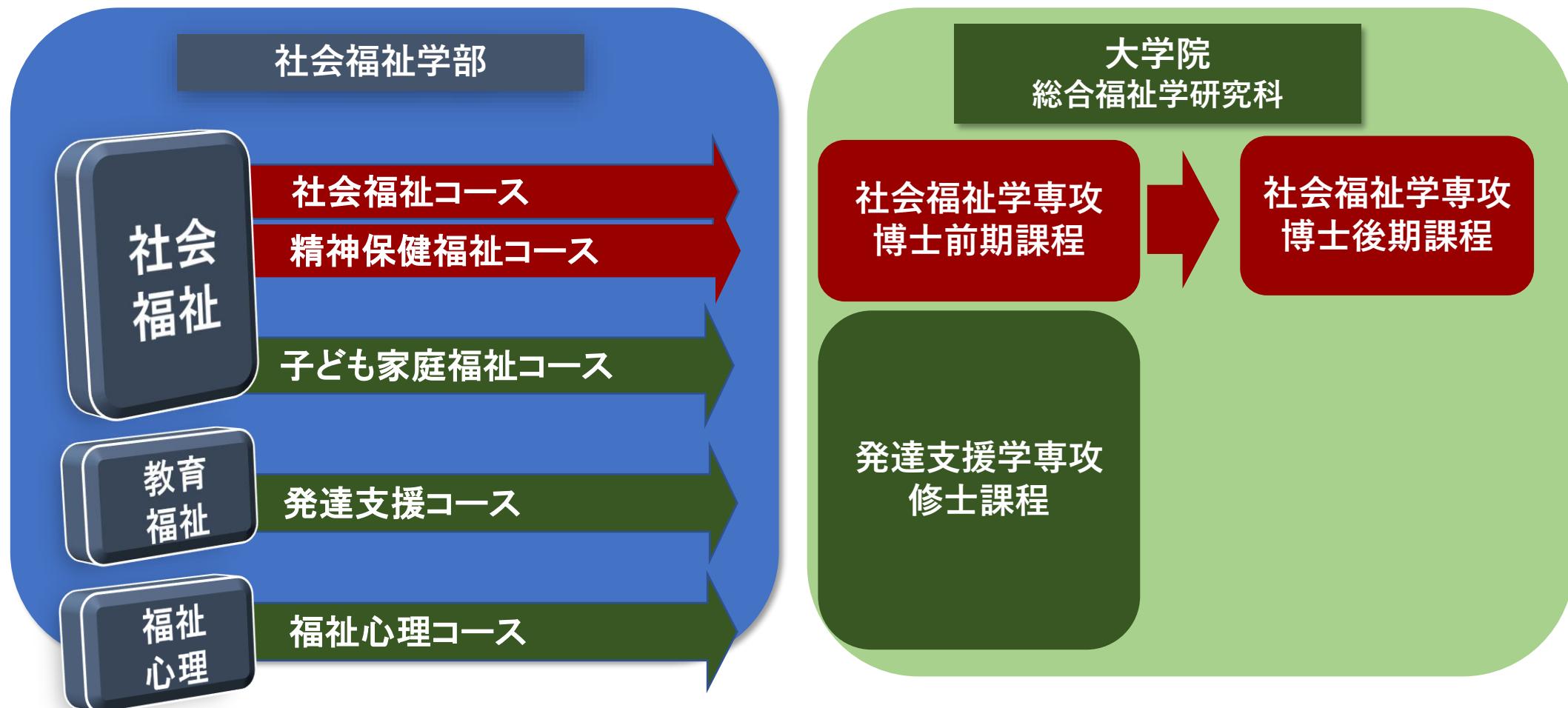
アクセス MAP



長野大学までのアクセス

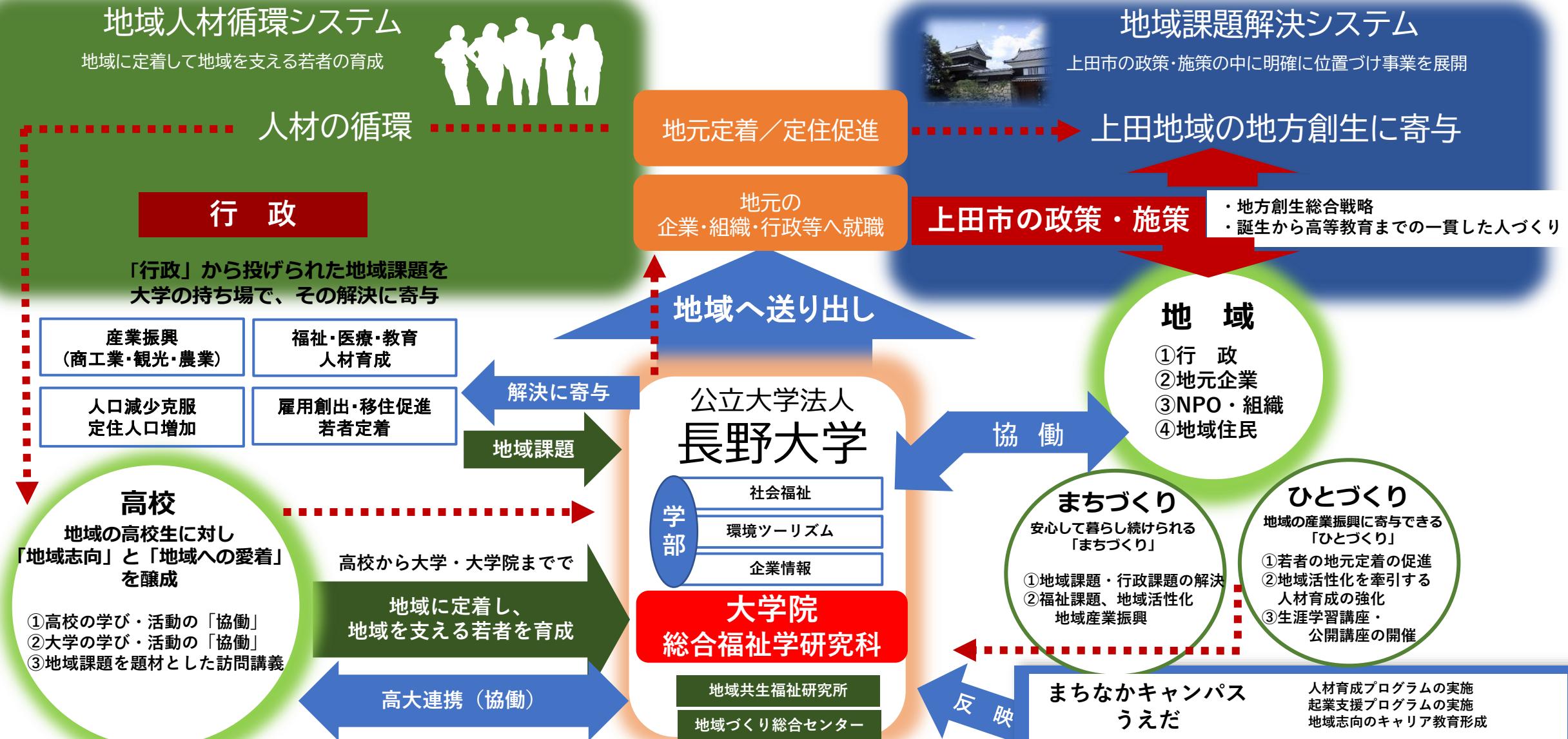


- ・学部教育の発展・深化
- ・我が国社会福祉が直面する喫緊の課題（超高齢化・少子化、人口減少）に対応



資料9 公立大学としての「この地に生きる教養ある職業人の育成」概念図

「地域人材の循環システム」と「地域課題の解決システム」の構築による地域力の向上



要 望 書

令和元年 5月 16 日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿

学長 中村英三 殿

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

会長 藤原忠



本会の社会福祉事業の推進につきましては、かねがね格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常的に上がってきてています。

県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。

つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻(博士課程前期・後期課程)、発達支援学専攻(修士課程))を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

上社協總第20号
令和元年5月22日

公立大学法人 長野大学
理事長 白井 汪芳 様
学 長 中村 英三 様

社会福祉法人

上田市社会福祉協議会

会長 丸山 正明



「長野大学大学院設置」に関する要望書について

平素は、上田市社会福祉協議会の事業活動全般にわたり、格段の御支援と御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では「あったかい 心あふれる 協働のまち」を行動指針に定め、住民参加を基本としながら、地域福祉を推進する中核的な団体として様々な事業を行っております。

その中で、上田市の福祉向上に向けた事業推進のため、人材育成については、通常業務を通じてのスキルアップの他、内部研修や外部研修の受講をすることで、日々行っておりますが、昨今の多様化する福祉課題への対応や目まぐるしく変わる福祉諸制度を理解し、質の高いサービスの提供や新たな事業の創出のためには、より専門性の高い教育機関の必要性を感じております。

しかし、県内には、社会福祉関連に関わる大学院が無い現状であります。仕事を持ちながら、県外の大学院へ通い、学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材の育成や上記のようなニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に多く人材を輩出している長野大学において、早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻（博士課程前期・後期課程）、発達支援学専攻（修士課程））を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要　　望　　書

東御社協第25号
令和元年5月27日

公立大学法人 長野大学
理事長 白井汪芳 殿
学 長 中村英三 殿

社会福祉法人

東御市社会福祉協議会
会長 小林峯雄


新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東御市社会福祉協議会では、少子高齢化・人口減社会の到来に加え、孤立死や生活困窮、虐待、育児放棄、引きこもりなど、多様化する地域課題に対応するために、住民や福祉関係者と連携・協働し、中核的な機関としての役割を担い、地域福祉を推進しております。

近年、益々複雑・深刻化する地域課題は、福祉の諸制度に頼るだけでは解決が困難であり、地域の中で多様な生活課題を抱える住民へのコミュニケーションアプローチから信頼関係を構築し、エンパワメントを図るなど、職員個々の福祉専門職としての総合的なスキルが試される状況にあります。

こうした福祉専門職としての総合力を高めるための養成教育は、職場におけるOJTだけでは不十分であり、通常業務を離れて人材養成を試みるリカレント教育やステップアップ教育が必要ですが、県内においては、社会福祉関連の大学院がありません。また、勤務しながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況でもあります。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設・機関等に多くの人材を輩出している長野大学における大学院設置が必要な状況にあり、つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉)を設置していただきたく、要望書を提出いたします。



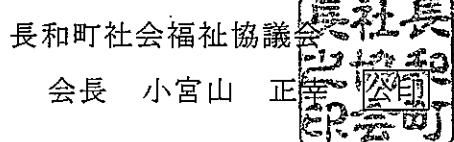
要　　望　　書

2019年 5月 8日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿

学長 中村英三 殿



本会の社会福祉事業の推進につきましては、かねがね格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を日々行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常的に上がってきてています。

県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉)を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要　　望　　書

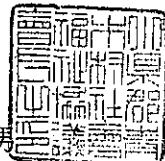
令和元年5月24日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿
学長 中村英三 殿

青木村社会福祉協議会

会長 三澤二男



本会の社会福祉事業の推進につきましては、かねがね格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を日々行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常的に上がってきています。

県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉)を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

2019年5月15日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿

学長 中村英三 殿

社会福祉法人

軽井沢町社会福祉協議会

会長 矢内 英男

本会の社会福祉事業の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を日々行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常的に上がってきています。

県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻（博士課程前期・後期課程）、発達支援学専攻（修士課程））を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

令和元年 5月 15 日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿

学長 中村英三 殿

社会福祉法人敬老園

理事長 斎藤俊明



当法人の社会福祉事業の推進につきましては、かねがね格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップをさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成を日々行っています。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカルデント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常的に上がってきています。

県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては、長野大学に早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻＜博士課程前期・後期課程＞、発達支援学専攻＜修士課程＞）を設置していただきたく、要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要　望　書

2019年 5月10日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井 汪芳 殿
学 長 中村 英三 殿

社会福祉法人 大樹会

理事長 丸山和敏



日頃、本会の社会福祉事業の推進につきましては格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では様々な社会福祉事業を運営・発展させるにあたり、通常業務を通じて職員にスキルアップさせたり、通常業務を離れて研修を受講させる中で、人材養成に積極的に取り組んでいます。しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もいます。その中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉関係従事者から恒常に上がってきています。

県内には社会福祉関連にかかる大学院がありません。したがって仕事をもちながら、県外の大学院に通い学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

人材養成や上記のような教育ニーズに対応するためには、すでに県内の社会福祉施設等に多くの人材を輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。是非早期に長野大学において社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉)を設置していただきたく、要望として提出いたしますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要　望　書

2019(令和元)年8月21日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 殿

学長 中村英三 殿

上田市長瀬2885番地3

社会福祉法人 まるこ福祉会

理事長 柳澤 正敏



我が法人の社会福祉事業の推進におきましては、日頃より格別のご支援とご理解を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

多彩にわたる社会福祉事業を推進し、その運営と発展をさせるにあたり、通常業務を通じて職員に技能の向上と、通常業務を離れて研修を受講させる中で、日々、人材養成と職員の資質向上を図っているところであります。

しかしながら、このような方法だけでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には充実感と成就感の不足を嘆く者もあります。

そのような中で、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常に上がってきている昨今でございます。

特に長野県内におきましては、社会福祉関連にかかる大学院の設置が未だにございません。せっかくの仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な状況であることは間違ひありません。

とりわけ、人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。

つきましては、貴長野大学におきまして、一日も早く社会福祉関連の大学院(社会福祉学専攻(博士課程前期・後期課程)と、発達支援学専攻(修士課程))を設置していただきたく、ここに要望として提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



要　望　書

2019年7月12日

公立大学法人 長野大学
理事長 白井汪芳 様
学長 中村英三 様

社会福祉法人 長野市社会事業協会
理 事 長 横 地 克 史


当法人の社会福祉事業の推進につきまして、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、様々な社会福祉事業を運営し、更に充実させるためには職員の人材育成は重要な課題と捉えて、当法人においても通常業務を通じて研修を実施したり、通常業務を離れて専門研修に参加するなど、日々積極的に職員のスキルアップに取り組んでおります。

しかし、このやり方のみでは大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者の中には物足りなさを感じている者もあり、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常に上がってきています。

そのような状況の中、県内において、社会福祉関連について学べる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にもきわめて困難な状況であることは間違ひありません。

人材育成、それから上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している貴大学での大学院設置が必要であると考えます。つきましては、貴大学に早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉）を設置していただきたく、要望書を提出いたしますので、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

令和元年 7 年 2 3 日

公立大学法人 長野大学

理事長 白井汪芳 様

学長 中村英三 様

社会福祉法人中信社会福祉協会

理事長 渡辺 明



梅雨明け間近の候、貴大学におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申しあげます。日頃は当法人のために格別なるご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、社会福祉法人は、その特性を活かして自主性・自律性のある経営とともに、社会の期待に応えられるよう地域福祉の充実・発展に寄与していくことが求められています。

当法人は、障がい者の支援を目的に設立し、地域福祉に貢献するための事業運営に努めてまいりました。業務を通じてのスキルアップに加え、業務を離れての研修の受講により人材の育成を行っています。その中で、職員からリカレント教育やステップアップ教育にかかる要望が上がってきています。

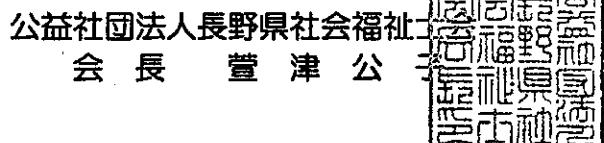
県内において、社会福祉関連にかかる大学院がありません。仕事をもちながら、県外の大学院で学び続けることは時間的にも経済的にも極めて困難な実情があります。

人材育成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を数多く輩出している貴大学における大学院設置を強く望むものです。

つきましては長野大学に早期に社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻（博士課程前期・後期課程）、発達支援学専攻（修士課程））を設置いただきたく、要望書を提出しますので、格段のご配慮を賜りますようお願ひ申しあげます。

長社福士第 28号
2019年 5月7日

公立大学法人 長野大学
理事長 白井 汪芳様
学長 中村 英三様



公立大学法人長野大学における大学院設置等に関する要望について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、本会の事業推進にもご理解ご協力を賜っていることに深謝申し上げます。

さて、本会は、権利の擁護、福祉の普及・啓発、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽等の事業を行い、県民の生活の向上に寄与することを目的に公益事業を展開しております。

そして、福祉専門職として会員のスキルアップを目指す体制も構築していきたいと考えております。

このような状況の中で、県民の生活の向上のために福祉専門職のさらなる人材育成を目指して、下記のとおり要望いたしますので、格別のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 長野県内のソーシャルワーカー養成大学として、歴史と実績のある貴大学において、福祉専門職を養成する大学院の設置をお願いします。

2018年3月27日に、厚生労働省の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より出された「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」の報告書概要の総論においても、より多様化し、複雑化した地域課題に取り組むためには、総合的に判断し行動できるソーシャルワーカーが求められています。

特に、福祉施設の中間管理職や管理者、及び福祉行政、地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、教育行政等の現場には、高度で専門的知識やスキルをもった職員が欠かせません。

また、本会では、長野県弁護士会との協定に基づき、高齢者・障がい者虐待対応専門職チームの派遣事業を展開しておりますし、成年後見制度利用促進法施行に伴い、長野県、長野家庭裁判所、長野県弁護士会、長野県司法書士会（リーガルサポートながの）等と連携・協議しながら成年後見制度利用促進の取り組みを行っております。

以上のことから、専門職社会人の学ぶ機会が必要と考えます。

2 貴大学において、社会人向けの通信制の社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程の開講をお願いします。

本会会員の中には、近年、医療・介護・司法等の多分野から社会福祉士資格を取得し、入会してくる会員が一定数おります。現在の業務の次のステップアップとして、資格取得を希望する社会人が、一定程度存在していると考えられます。しかし、県内には、通信制の養成大学や機関がないことから、他都道府県の通信制の養成機関で資格取得を目指す以外に方法がありません。

以上のことから、長野県内において通信課程で学ぶことが可能になることによって、福祉の専門職化が図られるものと考えます。

3 貴大学で大学院を設置した場合には、専門研修等の開講をお願いします。

現在、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する、社会福祉士のキャリアアップを支援する仕組みとして、実践力を認定する「認定制度」が制定され、分野別の認定社会福祉士と、さらに上位資格としての認定上級社会福祉士資格が位置づけられました。

認定社会福祉士資格を取得するには、共通専門、分野専門、スーパービジョン研修合せて30単位の研修を受講し、認定社会福祉士・認証機構の審査を受けなければなりません。認定社会福祉士・認証機構から認められた研修が、本会においてすべて開講することは困難であり、他都道府県では、大学院において専門研修等が開講されています。

以上のことから、専門研修の開講により、長野県内の福祉職員の資質は飛躍的に向上するものと考えます。

公益社団法人長野県社会福祉士会

事務局長 小池正志

〒380-0836 長野市南県町 685 - 2 長野県食糧会館 6 F

TEL : 026-217-0510 FAX : 026-266-0339 E-mail : info@nacsw.jp

長野大学大学院総合福祉学研究科の設置に対する要望書

少子・高齢社会の時代の到来により、社会福祉に対する人々の関心と期待が非常に高まっております。こうした社会的要請に応えるためにも、より高度な知識と技術、さらに価値観を持ち備えた専門家の養成機関が必要に迫られています。長野大学には半世紀以上に亘り長野県の福祉の大学として君臨してきた実績をもとに、さらなる飛躍として、早期の社会福祉系大学院の設置を期待するところです。

さて、長野大学同窓会は、同大と共に歩みを続け現在では、13,830人を超える卒業生を輩出することができました。同会活動のなかには、社会福祉を卒業した者が集い「長野大学福祉の集い」を開催し、県外では静岡県、山梨県、新潟県、県内では松本市などで人材の交流を始めとした情報交換の場を設けています。そこには、複雑化する社会福祉の分野をさらに極めるため、大学院への進学する者もあり、社会人になり現場でのギャップに対応すべく学び直しのため、長野大学に大学院があればとの言葉が聞かれることもあります。その真意は、社会福祉事業を運営・発展させることにあり、通常業務を通じて自身のスキルアップを望むところにあります。一方で、大学の学部を卒業後、一定のキャリアを積み、現場業務に従事している者のなかには、物足りなさを感じている者がいることも事実です。このような状況からも、リカレント教育やステップアップ教育にかかる要望の声が社会福祉の従事者から恒常に上がってきています。

のことからも、人材養成や上記のような教育ニーズに対応するために、すでに県内の社会福祉施設等に人材を多く輩出している長野大学での大学院設置が必要な状況にあります。つきましては、長野大学に早期の社会福祉関連の大学院（社会福祉学専攻〈博士課程前期・後期課程〉、発達支援学専攻〈修士課程〉）を設置するにあたり、以下の事項にご配慮いただき要望書として提出をいたします。

1 高度な専門性と実践力を身に着けるために、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職資格を有する人材を受け入れ、より高次の専門的な知識や技術を備えた、認定社会福祉士レベルの高度専門職業者を育成すること

2 長野大学卒業生にかかる現職者の学び直しの機会を与えるため、卒業生を中心に、専門職に従事した経験をもつ人材を受け入れ、職務上の経験を踏まえてより高次の専門的な知識や技術を修得することと、社会福祉現場を取り巻く課題を自ら発見、解決に向けた取組を提案・実行する資質・能力を高める人材の輩出のために、リカレント教育の場を設けること。

3 社会福祉に関連する看護職、リハビリテーション職、教育職、保育職等の職務経歴をもつ人材を受け入れ、社会福祉にかかる高度な専門的な知識や技術を修得することにより、地域の社会福祉の価値を認識できる社会人の育成及び地域人材の育成に応えること。

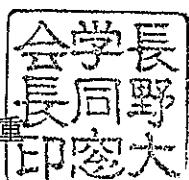
4 教育・研究職従事者の育成のため、社会福祉に関する専門的な知識や技術、さらには教育研究の方法や技術を備え整えることで、社会福祉にかかる大学・研究機関、専門職組織、行政や団体において教育、研修、調査、政策策定などに従事する人材の育成にかかるカリキュラム構成を工夫すること。

2019年4月1日

公立大学法人長野大学理事長 白井汪芳 殿

公立大学法人長野大学学長 中村英三 殿

長野大学同窓会会长 山邊正重



公益社団法人長野県社会福祉士会主催「福祉まるごと学会」関連資料

○公益社団法人長野県社会福祉士会主催「研究発表・まとめ方講座」開催概要

日時：2018年3月24日（土）10時00分～12時00分

場所：長野大学

講師：鈴木忠義（長野大学社会福祉学部准教授）

内容：「平成30年度 福祉まるごと学会」実践研究発表に向けた「研究発表・まとめ方」
講座

○公益社団法人長野県社会福祉士会主催「平成30年度 福祉まるごと学会」開催概要

日時：2018年6月9日（土）13時30分～16時40分

会場：長野市更北公民館

内容：

13:00～受付

13:30～実践研究発表

- ①権利擁護（実践と課題、多職種連携、虐待対応、権利擁護への住民参加など）
- ②相談援助（援助困難事例、専門職のジレンマ、アウトリーチの実際など）
- ③地域支援（地域のサポート体制、多職種ネットワーク、社会資源創設活動など）
- ④福祉経営（法人の現状と課題、人事考課、リスクマネジメント、経営実践など）
- ⑤実践研究（実践活動と評価、災害ボランティア、累犯障がい者支援など）

15:10～シンポジウム

テーマ 地域共生社会に向けて社会福祉士に求められる実践力とは～包括的相談支援

体制づくりと地域支援に必要な専門性～

シンポジスト 端田篤人（長野大学社会福祉学部准教授）

萱津公子（長野大学社会福祉学部特任教授）

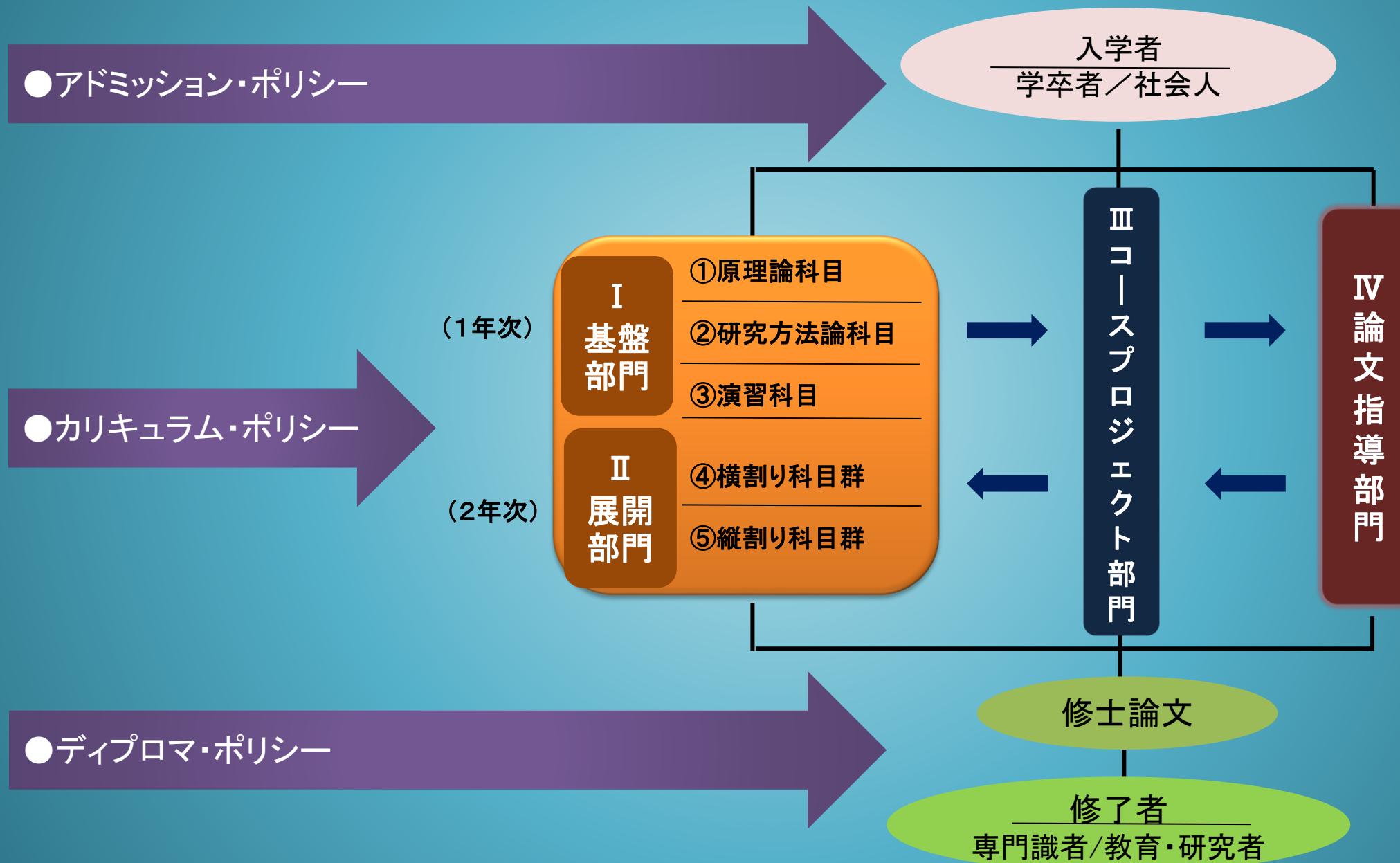
鈴木忠義（長野大学社会福祉学部教授）

熊本圭吾（長野保健医療大学教授）

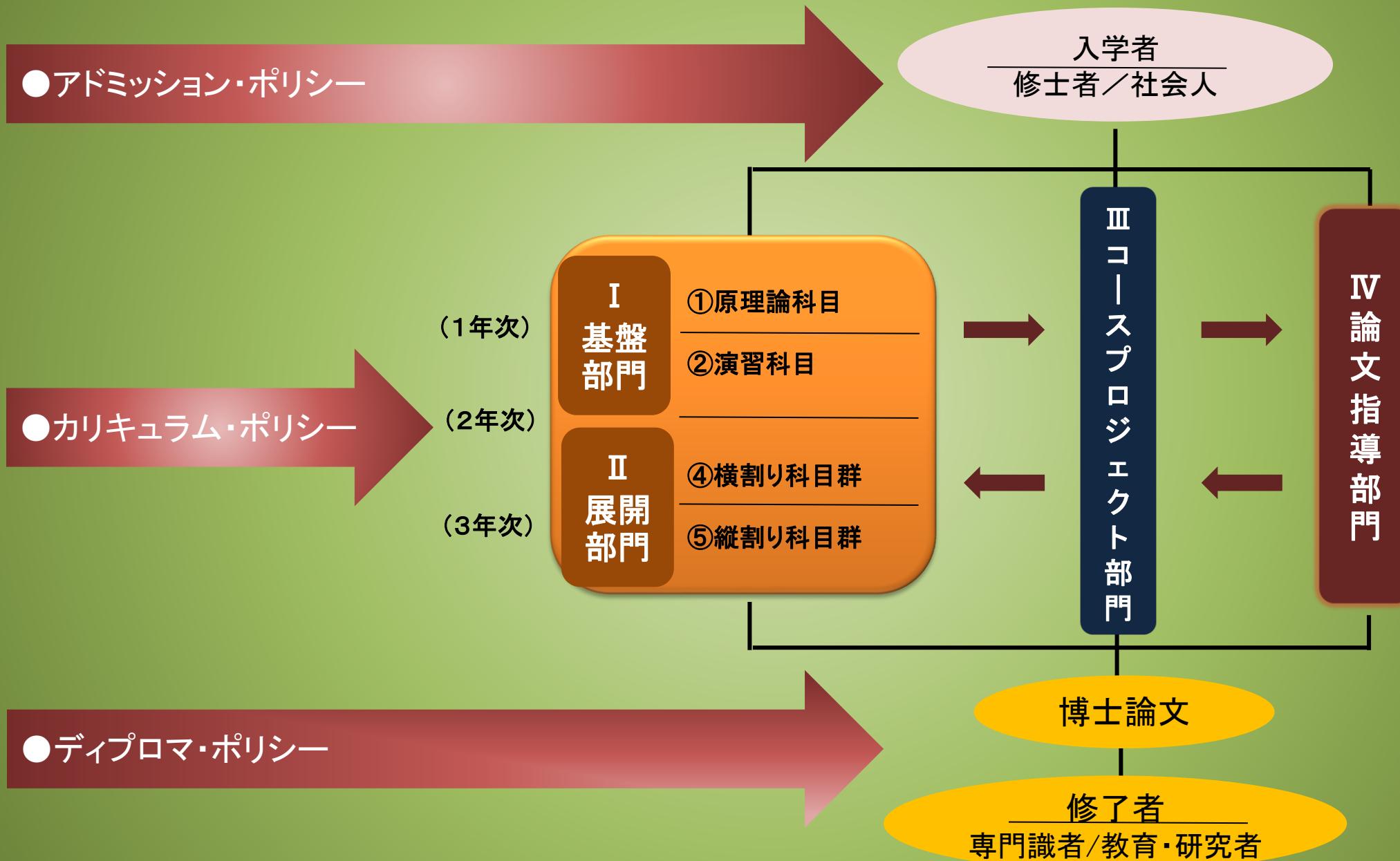
コーディネーター 川島良雄（長野大学社会福祉学部長・教授）

16:40 閉会

資料12 総合福祉学研究科教育課程の基本構造・前期(修士)課程

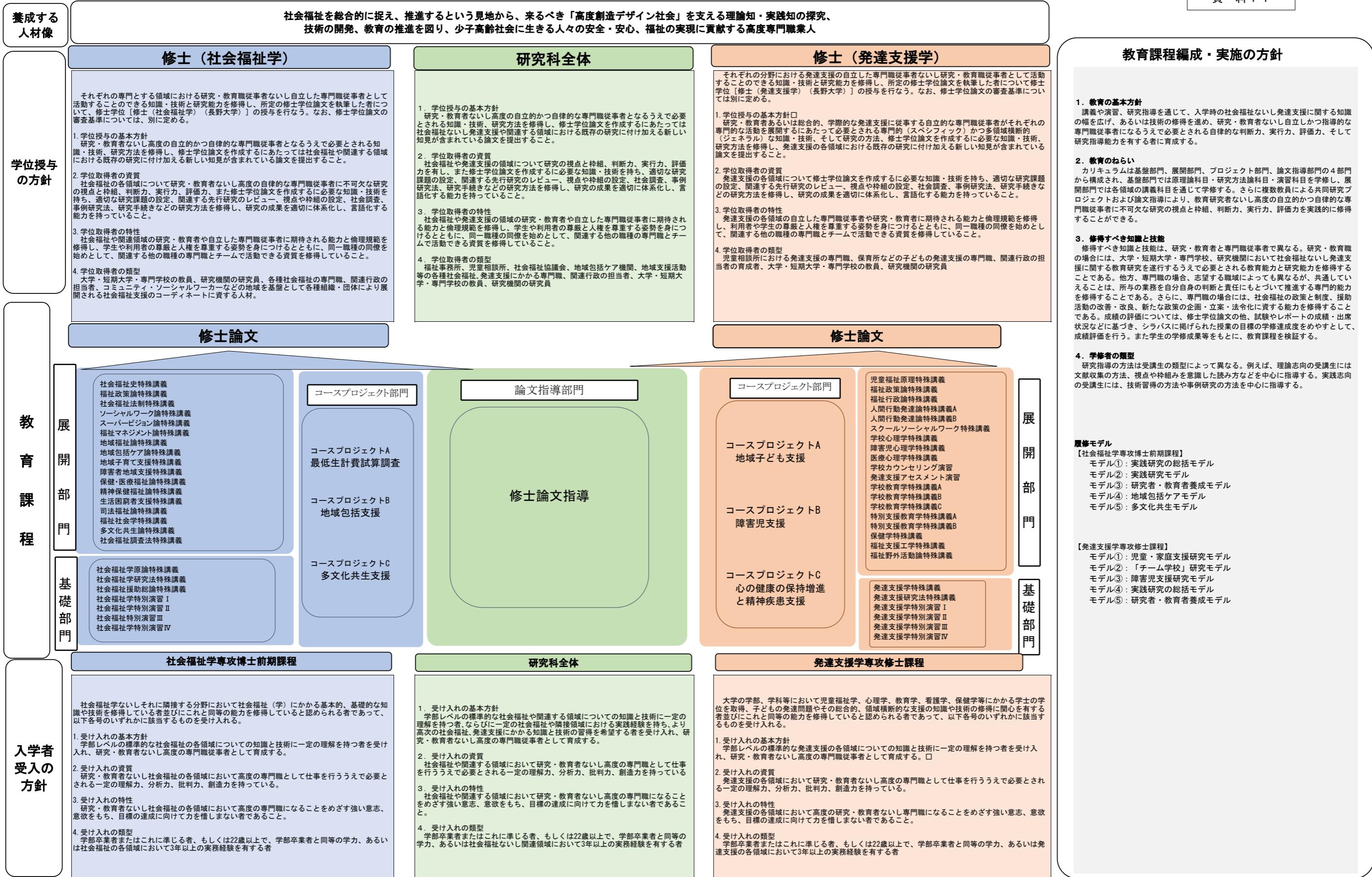


資料13 総合福祉学研究科教育課程の基本構造・後期課程



3つのポリシーと学位の関係：前期（修士）課程

資料 14



3つのポリシーと学位の関係：後期課程



長野大学教員任用選考規程

平成29年程第20号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学就業規則第2条第2項に規定する教員及び公立大学法人長野大学有期雇用職員就業規則第2条第1項に規定する特任教員ならびに特例採用教員の任用に関する選考の基準及び手続きに関し、必要な事項を定める。

(人事委員会)

第2条 教員の任用について、これを円滑かつ公正に行うため人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する事項は、別に定める。

(公募)

第3条 教員を採用する場合は、学長は教授会の意見を聴き、原則としてこれを公募するものとする。

2 特任教員については、前項の規定によらず任用することができる。

(採用計画)

第4条 前条の公募は、教員人事の基本方針に基づきおこなう。

2 前項の教員人事の基本方針は、全学教授会の意見を聴き、年度当初に学長が定める。

(選考)

第5条 採用候補者を選考する場合は、人事委員長は、人事委員会に諮り、専任教員のなかから選考委員3名を委嘱するものとする。

2 選考委員会は人事委員会の監督のもとに、候補者の研究業績、資格及び適格性等を審査し、その結果を取りまとめ、人事委員会に報告するものとする。この場合、選考の基準については、第9条から第11条の規定を準用する。

3 人事委員長は、選考委員会の報告を人事委員会に諮り、人事委員会の選考を経て、これを教授会に提案するものとする。

(選考の公開性)

第6条 前条第2項の選考にあたっては、公開性と透明性を確保しなければならない。

(決定)

第7条 教授会は、人事委員長の提案に基づき、候補者を決定する。

2 前項の決定は、教員の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の同意を得なけれ

ばならない。

3 教授会の議長は、前項の決定内容を学長に報告しなければならない。

(昇任)

第8条 学部長は、毎年1回以上昇任候補の適格者について、人事委員会に諮らなければならぬ。

2 人事委員会は、昇任候補について第9条から第11条に規定する昇任基準等に基づき適格性を審査し、その結果を学部長に報告するものとする。

3 学部長は、人事委員会の報告をもとに候補者を教授会に提案するものとする。

4 昇任の決定の手続きは、前条の規定を準用しておこなう。

(教授)

第9条 教授は、次の各号の一に該当する者を選考の基準とする。

- (1) 博士の学位（外国の学位を含む。）を有し、かつ、教育上の経験または識見があると認められる者
- (2) 他の大学において、教授または准教授の経験のある者
- (3) 著書、論文等による顕著な業績があり、かつ、教育上の経験または識見があると認められる者
- (4) 本学において原則として7年ないし10年以上の准教授歴があり、かつ、研究、教育等における業績と識見があると認められる者
- (5) 前各号に規定する者と同等以上の学識経験があると認められる者

(准教授)

第10条 准教授は、次の各号の一に該当する者を選考の基準とする。

- (1) 前条の規定により、教授となることができる者
- (2) 他の大学において、准教授、専任講師または助教の経験のある者
- (3) 本学において原則として3年ないし5年以上の助教歴があり、かつ、相当の業績があると認められる者
- (4) 前各号に規定する者と同等以上の学識経験があると認められる者

(助教)

第11条 助教は、次の各号の一に該当する者を選考の基準とする。

- (1) 前二条の規定により、教授または准教授となることができる者
- (2) 修士の学位を有する者または大学院博士課程を終了した者で、かつ、相当の業績があると認められる者
- (3) 前二号に規定する者と同等以上の学識経験があると認められる者

(読み換え)

第12条 全学の教育に関する教員の任用にあたっては、第3条、第5条及び第7条中の「教授会」を「全学教授会」と読み換えるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

教授、准教授、昇任審査基準に関する細則

平成29年細第1号

1. 経験年数・年齢について

- (1) 「長野大学教員任用選考規程」では、本学における経験年数を、教授は7～10年以上上の准教授歴（第9条第4号）、准教授は3～5年の助教歴（第10条第3号）としている。
- (2) 昇任時期については、上記の基準のほかに、准教授については40歳を超えている場合は本学における助教歴2年、教授については45歳を超えている場合は本学における准教授歴3年を目処に昇任候補者として検討する。

2. 教育歴・研究歴について

- (1) 審査対象の研究業績を、本学赴任以降からではなく全業績とする。
- (2) 教育歴・研究歴の評価点を別表のように定める。

3. 准教授から教授への昇任

- (1) 准教授から教授への昇任のためには、別表に定める教育歴と研究歴の評価点の合計が、45点であることを最低基準とする。
- (2) 上記の両評価点の合計が90点以上である場合には、「1. 経験年数・年齢について」の規定にかかわらず昇任候補者とすることができます。

4. 助教から准教授への昇任

- (1) 助教から准教授への昇任のためには、別表に定める教育歴と研究歴の評価点の合計が15点であることを最低基準とする。
- (2) 上記の両評価点の合計が30点以上である場合には、「1. 経験年数・年齢について」の規定にかかわらず昇任候補者とすることができます。
- (3) 助教（実習）は昇任審査の対象とはならない。

5. 助教（実習）の再任用

- (1) 助教（実習）の再任用のためには、別表に定める教育歴と研究歴の評価点の合計が5点であることを最低基準とする。

6. 「教育・研究、社会的活動等に関する書類」の提出について

昇任候補者は以下の内容を記した「教育・研究、社会的活動等に関する書類」を人事委員長に提出しなければならない。

- (1) 研究の経過と今後の研究計画

①主著・主論文を中心としたこれまでの研究の経過と特徴（当該分野の研究にとってもつ意味を記すこと。）（1000字程度）

②今後の研究計画（1000字程度）

(2) 教育活動の実績

①過去3年間の教育活動の自己評価（授業評価アンケート結果を参考にすること。

ゼミナール論集の発行、ゼミナール大会での報告作成指導、卒業論文指導などの実績についても記載すること。）（1000字程度）

②今後の教育計画（1000字程度）

(3) 学内の管理運営にかかる業務の実績（委員会活動など）

(4) 公開講座・総合科目・連続講座での講義の実績

(5) 地域での講演等の実績

(6) 社会的活動の実績

所属する学会の委員、国や自治体、あるいはその他の団体の委員、地域での研究会活動など。

7. その他

①最近3年間に研究業績のない者は、昇任候補者としない。

②人事委員会の審議を経て、教育歴・研究歴の評価点を加点することができる。

③昇任審査にあたっては、研究業績の審査を基本とするが、6の(1)から(6)も評価の対象として、総合的に判断する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 教育歴・研究歴の評価点

A. 教育歴

1. 修士課程修了を起点とする。
2. 博士課程 1年=1点（3年を限度とする）
3. 本学勤務 1年=1点
4. 本学勤務以前（大学・短大・専門学校・研究所等、現在の教育・研究に寄与しているとみなされる経験を対象とする。）
 - (1) 専任 1年=1点
 - (2) 非常勤 1年=0.5点

なお、現在の教育・研究に寄与しているとみなされる教育・研究機関以外における経験については、専任の場合、1年=0.5点と評価する。
5. 現在の教育・研究に寄与しているとみなされる資格については、加点の対象とする。

B. 研究歴

- 1 学術書
 - a. 学術書 8点
 - b. 入門書・教科書・啓蒙書 4点
 - c. 上記 a の分担執筆 2~3点
 - d. 上記 b の分担執筆 1~2点

註 海外で出版した場合は、それぞれ1.5倍に換算する。

- 2 学術論文

- (1) 日本国内で発表された学術論文
 - a. 査読制のある全国規模の学会機関誌所載論文 4点
 - b. 査読制のない全国規模の学会機関誌所載論文 3点
 - c. 大学（学部）紀要 2点
 - d. 地方規模の学会機関誌所載論文 1点
 - e. 市販の啓蒙誌等所載論文 1点

註 c、d、eについて査読制のある場合は1点加点する。

- (2) 海外で発表された学術論文

- a. 海外の学会機関誌または学術雑誌所載論文 6点
- b. 国際的な学会に提出された論文 3点

- 3 調査報告、資料、研究ノート、書評など

- a. 調査報告、資料、研究ノート 1点
- b. 学会機関誌または大学紀要に掲載された書評 0. 5点

4 翻訳

- a. 学術書 3点
- b. 入門書・教科書・啓蒙書 2点
- c. 論文 0. 5～1点

5 学会発表など

- a. 國際的規模の学会が主催する大会 1点
- b. 全国的規模の学会が主催する大会 0. 5点
- c. 地方的規模の学会が主催する大会、
および学会が主催する研究会など 0. 3点

6 体育・芸術等については、実技・作品発表・受賞等を評価する。

- a. 全国規模の大会 4点
- b. 地方規模の大会 2点

7 学位（博士号）

- a. 学位論文の出版を伴う場合 5点
- b. 学位論文の出版を伴わない場合 8点

註1 共著・共同執筆・共同報告の場合は、それぞれ該当する項目の点数を執筆者、報告者の人数で割る。ただし、筆頭執筆者の場合には、その割られた点数の1.5倍の点数とする。

註2 上記の点数で幅のあるものについては、執筆量・貢献度に応じて評価する。

註3 自然科学系など執筆者、報告者が3名以上になる場合は、執筆量・貢献度に応じて評価する。

完成年度における専任教員の年齢構成

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士前期課程

職 位	29 歳 以 下	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	人	人	1 人	人	人	2 人	3 人	6 人	
准 教 授	人	人	3 人	2 人	人	人	人	5 人	
合 計	人	人	4 人	2 人	人	2 人	3 人	11 人	

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士後期課程

職 位	29 歳 以 下	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	人	人	1 人	人	人	2 人	5 人	8 人	
准 教 授	人	人	2 人	1 人	人	人	人	3 人	
合 計	人	人	3 人	1 人	人	2 人	5 人	11 人	

総合福祉学研究科 発達支援学専攻修士課程

職 位	29 歳 以 下	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	人	人	人	1 人	1 人	5 人	1 人	8 人	
准 教 授	人	1 人	4 人	人	2 人	人	人	7 人	
合 計	人	1 人	4 人	1 人	3 人	5 人	1 人	15 人	

公立大学法人長野大学定年規程

平成29年程第9号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学就業規則第19条の規定に基づき、職員の定年に関するることを定める。

(定年)

第2条 職員の定年は次のとおりとする。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 事務職員 満60歳

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(退職者の再雇用)

第3条 第2条または第4条の規定により退職する教員のうち、法人が必要と認める者については、その者を常勤または非常勤として再雇用することができる。

2 第2条第1項第2号の規定により定年に達し退職する事務職員のうち、定年後の再雇用を希望する者については、退職の日の翌日から中断することなく65歳まで再雇用することができる。なお、この場合の契約期間は、1年毎に更新するものとする。

3 前二項の再雇用について必要な事項は、別に定める。

(定年の特例)

第4条 理事長は、相当の事由がある場合には、定年年齢またはそれに近い年齢の者を新規採用することができる。この場合、その者の雇用期間は次の期間または年齢を超えないものとする。

- (1) 満60歳以上の教員 採用の日から5年間ただし、満70歳を超えないものとする
- (2) 第2条第2号の事務職員 満65歳

(定年または再雇用の延長)

第5条 第2条の規定により定年となる者又は第4条の規定により雇用期間満了となる者について、特別な事情があり、その者の退職により大学運営に著しい支障が生じる場合には、理事会の議決を経たうえで、理事長は、定年または雇用期間の延長を決定することが

できる。

- 2 前項の適用者が、第3条の再雇用もあわせて適用する場合には、延長期間と再雇用期間の通算が5年を超えることはできないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

長野大学特任教員規程

平成 29 年程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野大学有期雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条に規定する特任教員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において特任教員とは、学生指導上または教育・研究上特に必要とする者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 専門分野において特に優れた業績を有する者
- (2) 各界において特に優れた経験および知識を有する者

(身分)

第 3 条 特任教員の身分は、専任の教員とし、職位は教授または准教授とする。

(勤務)

第 4 条 特任教員の勤務日、勤務時間、休日および休暇等（以下「勤務日等」という。）については、就業規則の定めるところによる。

2 勤務に特殊性がある場合または学生指導上必要な場合には、前項にかかわらず勤務日等について特別の措置を講ずることができる。

(勤務の特例)

第 5 条 特任教員は、次に掲げる職務を免除することができる。

- (1) 学部長、学科長およびこれに準ずる管理職
- (2) 大学の意思決定のために設置された委員会等の構成員

2 前項 2 号の規定にかかわらず、所属長が特段の理由により重要な委員会等の構成員となることの必要性を認め、かつ本人の同意を得たときはこの限りではない。

(任用)

第 6 条 特任教員の任用は学長が発議し、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 前項の任用にあたり、業績等の審査は人事委員会がこれを行う。

(雇用期間)

第 7 条 特任教員の雇用期間は、3 カ年以内とする。ただし、必要な場合は更新すること

ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、年齢が 65 歳に達する年度を超える契約は行わない。ただし、理事長が特に求めた場合はこの限りではない。

(報酬)

第 8 条 特任教員の報酬は年俸制とし、年俸額は別に定める。なお、毎月の支給は、年俸額を賞与月数も含めた年間支給月数で除した額とする。

- 2 諸手当として、通勤手当を支給する。
3 退職手当は支給しない。

(雇用契約)

第 9 条 特任教員の雇用条件ならびに業務内容については、別に雇用契約書を作成し、本人の同意を得たうえで、雇用契約を締結する。

(契約の解除)

第 10 条 特任教員が、本学の規則若しくは職務上の義務に違反した場合、または本学の信用を著しく傷つける行為におよんだ場合には、契約期間中であっても、これを解除することができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

完成年度時に定年年齢を超える専任教員の対応状況

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士前期課程

調書番号	専任教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	採用根拠	備考
1	専	教授	ナカムラ エイゾウ 中村 英三 (令和3年4月)	74 (高)	※長野大学特任教員規程第6条 理事会 (R 2. 2. 26開催) にて承認	※現学長（令和3年3月まで）であり、令和2年度に予定している学長選考で再任（任期2年）しなかつた場合の対応。
3	専	教授	クロキ ヤスヒロ 黒木 保博 (令和3年4月)	74 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 1. 9. 25開催) にて承認	
4	専	教授	コナガイ カヨ 小長井 賀與 (令和3年4月)	69 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 1. 9. 25開催) にて承認	
①	専	教授	サンボンマツ マサユキ 三本松 政之 (令和3年4月)	68 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第4条 理事会 (R 1. 9. 25) にて承認	
②	専	教授	オオタ テイジ 太田 貞司 (令和3年4月)	76 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 2. 8. 21開催) にて承認	

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻博士後期課程

調書番号	専任教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	採用根拠	備考
1	専	教授	ナカムラ エイゾウ 中村 英三 (令和3年4月)	75 (高)	※長野大学特任教員規程第6条 理事会 (R 2. 2. 26開催) にて承認	※現学長（令和3年3月まで）であり、令和2年度に予定している学長選考で再任（任期2年）しなかつた場合の対応。再任した場合は令和3、4年度は学長となり、令和5年度は左記規程により対応する。
2	専	教授	フルカワ タカヨシ 古川 孝順 (令和3年4月)	82 (高)	長野大学特任教員規程第7条 理事会 (R 2. 2. 26開催) にて承認	
3	専	教授	コナガイ カヨ 小長井 賀與 (令和3年4月)	70 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 1. 9. 25開催) にて承認	
4	専	教授	クロキ ヤスヒロ 黒木 保博 (令和3年4月)	75 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 1. 9. 25開催) にて承認	
①	専	教授	オオタ テイジ 太田 貞司 (令和3年4月)	77 (高)	長野大学特任教員規程第6条、第7条 理事会 (R 2. 8. 21開催) にて承認	
6	専	教授	シケナリ タケシ 繁成 剛 (令和3年4月)	69 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第4条 理事会 (R 2. 2. 26開催) にて承認	
②	専	教授	サンボンマツ マサユキ 三本松 政之 (令和3年4月)	69 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第4条 理事会 (R 2. 2. 26開催) にて承認	

総合福祉学研究科発達支援学専攻修士課程

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	採用根拠	備考
1	専	教授	フルカワ タカヨシ 古川 孝順 (令和3年4月)	81 (高)	長野大学特任教員規程第7条 理事会（R2.2.26開催）にて承認	
2	専	教授	カワシマ ヨシオ 川島 良雄 (令和3年4月)	69 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第3条 理事会（R2.2.26開催）にて承認	
3	専	教授	ミヤモト ヒデキ 宮本 秀樹 (令和3年4月)	66 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第4条 理事会（H29.11.29）にて承認	
6	専	教授	ヤマウラ カズヒコ 山浦 和彦 (令和3年4月)	67 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第3条 理事会（R2.2.26開催）にて承認	
9	専	教授	シケナリ タケシ 繁成 剛 (令和3年4月)	68 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第4条 理事会（R2.2.26開催）にて承認	
10	専	教授	ナカジマ ユタカ 中島 豊 (令和3年4月)	66 (高)	公立大学法人長野大学定年規程第3条 理事会（R2.2.26開催）にて承認	

授業時間割表（案）

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程

	月	火	水	木	金	土		
1					前 後 地域包括ケア論特殊講義 地域子育て支援特殊講義	前 後 社会福祉研究法特殊講義 社会福祉史特殊講義		
2					前 後 精神保健福祉論特殊講義 保健・医療福祉論特殊講義	前 後 社会福祉学原論特殊講義 スーパービジョン論特殊講義 社会福祉援助総論特殊講義		
3					前 後 多文化共生論論特殊講義 障害者地域支援特殊講義	前 後 ソーシャルワーク論特殊講義 福祉マネジメント論特殊講義		
4					前 後 地域福祉論特殊講義 司法福祉論特殊講義	前 前 社会福祉学特別演習 I 社会福祉学特別演習 III 社会福祉学特別演習 II 社会福祉学特別演習 IV	後 後	
5		社会福祉学専攻博士前期課程の授業の開講時間は、この時間割を基本として、月～木曜日の4～6时限および金・土曜日の1～6时限の中で設定する。				前 後 福祉政策論特殊講義 福祉社会学特殊講義	前 前 社会福祉学特別演習 I 社会福祉学特別演習 III 社会福祉学特別演習 II 社会福祉学特別演習 IV	後 後
6					前 後 社会福祉調査法特殊講義 生活困窮者支援特殊講義	通 修士論文指導		

集中講義	
後	社会福祉法制特殊講義

コースプロジェクト	
通	コースプロジェクトA
通	コースプロジェクトB
通	コースプロジェクトC

※コースプロジェクトの開講時間
はプロジェクトごとに設定する。

〈凡例〉
 「前」… 前学期開講
 「後」… 後学期開講
 「通」… 通年開講

総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程

	月	火	水	木	金	土
1					前 後 地域子育て支援特殊研究 地域包括ケア論特殊研究	後 後 住環境福祉論特殊研究 多文化共生論特殊研究
2					前 後 保健・医療福祉論特殊研究 精神保健福祉論特殊研究	前 後 社会福祉援助総論特殊研究 社会福祉学原論特殊研究
3					前 後 障害者地域支援特殊研究 スーパービジョン論特殊研究	前 後 福祉マネジメント論特殊研究 ソーシャルワーク論特殊研究
4		社会福祉学専攻博士後期課程の授業の開講時間は、この時間割を基 本として、月～木曜日の4～6時限および金・土曜日の1～6時限の 中で設定する。				前 後 司法福祉論特殊研究 地域福祉論特殊研究
5					前 後 福祉社会学特殊研究 福祉政策論特殊研究	前 前 後 後 社会福祉学特別演習Ⅰ 社会福祉学特別演習Ⅲ 社会福祉学特別演習Ⅱ 社会福祉学特別演習Ⅳ
6					前 後 生活困窮者支援特殊研究 社会福祉調査法特殊研究	通 博士論文指導

集中講義	
後	社会福祉法制特殊研究

コースプロジェクト	
通	コースプロジェクトA
通	コースプロジェクトB
通	コースプロジェクトC

※コースプロジェクトの開講時間
はプロジェクトごとに設定する。

〈凡例〉
 「前」… 前学期開講
 「後」… 後学期開講
 「通」… 通年開講

総合福祉学研究科 発達支援学専攻 修士課程

	月	火	水	木	金	土
1						前 後 福祉支援工学特殊講義 福祉野外活動論特殊講義
2						前 後 発達支援学原論特殊講義 児童福祉原理特殊講義
3						前 後 発達支援研究法特殊講義 福祉政策論特殊講義
4		発達支援学専攻修士課程の授業の開講時間は、この時間割を基本として、月～木曜日の4～6時限および金・土曜日の1～6時限の中で設定する。				前 前 医療心理学特殊講義 前 後 社会福祉学特別演習Ⅰ 後 社会福祉学特別演習Ⅲ 後 社会福祉学特別演習Ⅱ 後 社会福祉学特別演習Ⅳ
5					前 後 人間行動発達論特殊講義B 後 人間行動発達論特殊講義A 後 スクールソーシャルワーク論 特殊講義	前 前 社会福祉学特別演習Ⅰ 後 社会福祉学特別演習Ⅲ 後 社会福祉学特別演習Ⅱ 後 社会福祉学特別演習Ⅳ
6	前 後 特別支援教育学特殊講義B 特別支援教育学特殊講義 A	前 後 学校教育学特殊講義 B 学校教育学特殊講義C	前 後 福祉行政論特殊講義 学校教育学特殊講義 A	前 後 障害児心理学特殊講義 後 発達支援アセスメント演習	前 後 学校心理学特殊講義 後 学校カウンセリング演習	通 修士論文指導

集中講義
後 保健学特殊講義

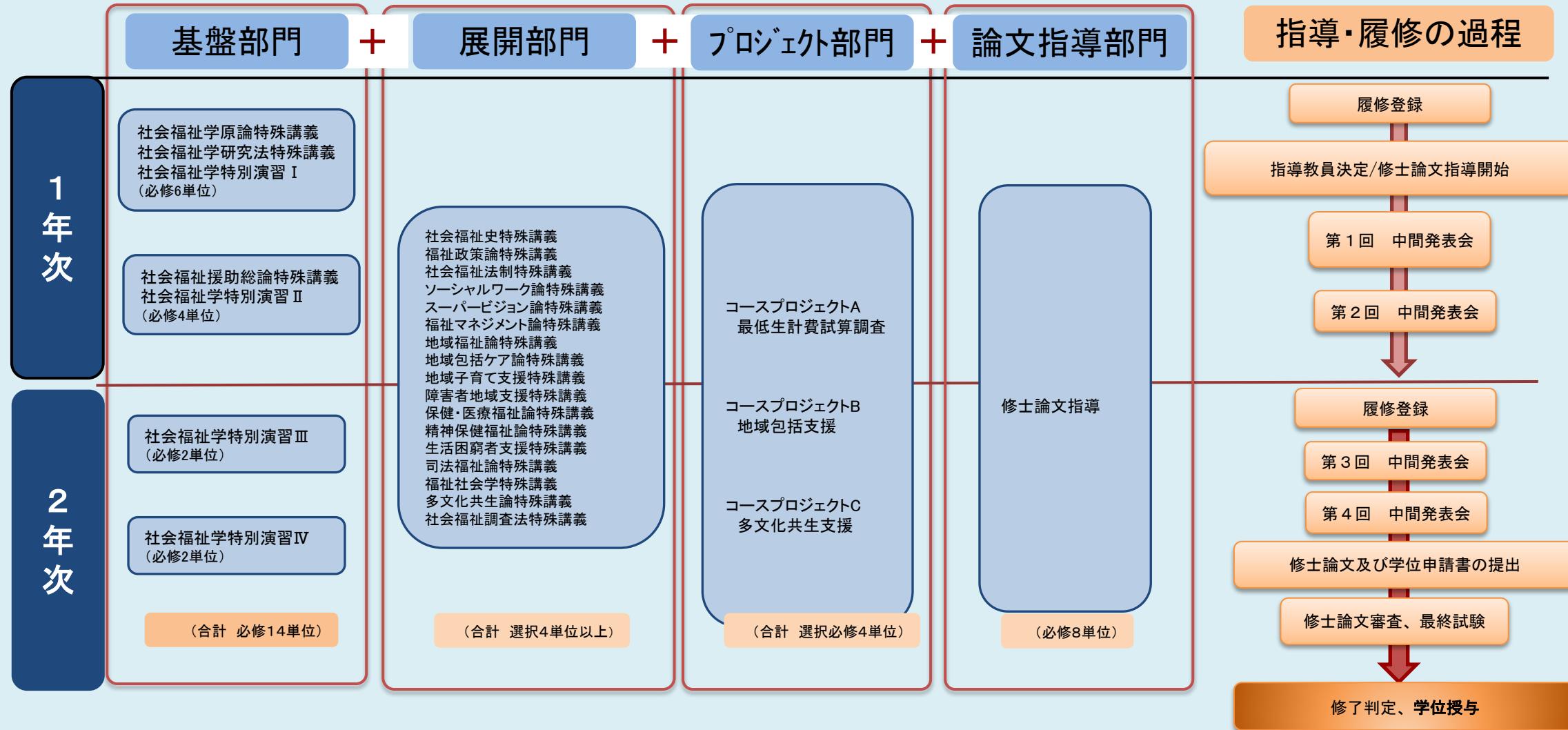
コースプロジェクト	
通	コースプロジェクトA
通	コースプロジェクトB
通	コースプロジェクトC

※コースプロジェクトの開講時間
はプロジェクトごとに設定する。

〈凡例〉
 「前」… 前学期開講
 「後」… 後学期開講
 「通」… 通年開講

資料22 社会福祉学専攻博士前期課程の概要

(修了要件:30単位以上)



資料23-① 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル①

モデル①: 実践研究の総括モデル

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等
(福祉職、教育職、地域活動の従事者)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2) 社会福祉援助総論特殊講義(2) 社会福祉研究法特殊講義(2) 社会福祉学特別演習 I (2) 社会福祉学特別演習 II (2) 社会福祉学特別演習 III (2) 社会福祉学特別演習 IV (2)	(各自の専門に応じて 4単位以上選択)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	修士論文指導 (8)
14単位	4単位	4単位	8単位

合計30単位

博士後期課程へ進学
研究を活かして地域活動に従事

資料23-② 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル②

モデル②: 実践研究モデル

所属組織を中心とした分野における福祉課題に対し、高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他の職種との連携および地域福祉の増進を行うことができる能力を身に付けたい者（社会福祉施設・機関や行政機関において専門職（社会福祉士等）として従事する者）

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2) 社会福祉援助総論特殊講義(2) 社会福祉研究法特殊講義(2) 社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	ソーシャルワーク論特殊講義(2) スーパービジョン論特殊講義(2) 社会福祉調査法特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	修士論文指導(8)
14単位	6単位	4単位	8単位

合計32単位

博士後期課程へ進学

認定社会福祉士の取得、引き続き、社会福祉施設・機関や行政機関において専門職（社会福祉士等）として従事

資料23-③ 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル③

モデル③: 研究者・教育者養成モデル

大学等において研究者・教育者として社会福祉の研究・教育に携わることを目指す者(研究者・教育者を目指す者(学部卒業生、社会福祉施設・機関に従事する者等))

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2) 社会福祉援助総論特殊講義(2) 社会福祉研究法特殊講義(2) 社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	福祉政策論特殊講義(2) 福祉社会学特殊講義(2) 社会福祉調査法特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	修士論文指導(8)
14単位	6単位	4単位	8単位

合計32単位

博士後期課程へ進学
専門学校等教員(常勤または非常勤)

資料23-④ 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル④

モデル④: 地域包括ケアモデル

地域包括ケアシステム、多職種連携に关心を持つ者

(社会福祉施設・機関(地域包括支援センター、社会福祉協議会等)や医療機関(病院等)、行政機関において専門職(社会福祉士等)として従事する者)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2) 社会福祉援助総論特殊講義(2) 社会福祉研究法特殊講義(2) 社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	保健・医療福祉論特殊講義(2) 地域包括ケア論特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	修士論文指導(8)
14単位	4単位	4単位	8単位

合計30単位

博士後期課程へ進学

引き続き、社会福祉施設・機関や医療機関、行政機関において
専門職(社会福祉士等)として従事

資料23-⑤ 社会福祉学専攻博士前期課程の履修モデル⑤

モデル⑤: 多文化共生モデル

多文化共生にかかる福祉的支援に関する心を持つ者
(司法福祉、マイノリティや滞日外国人への支援に携わる者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊講義(2) 社会福祉援助総論特殊講義(2) 社会福祉研究法特殊講義(2) 社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	福祉社会学特殊講義(2) 多文化共生論特殊講義(2) 司法福祉論特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	修士論文指導(8)
14単位	6単位	4単位	8単位

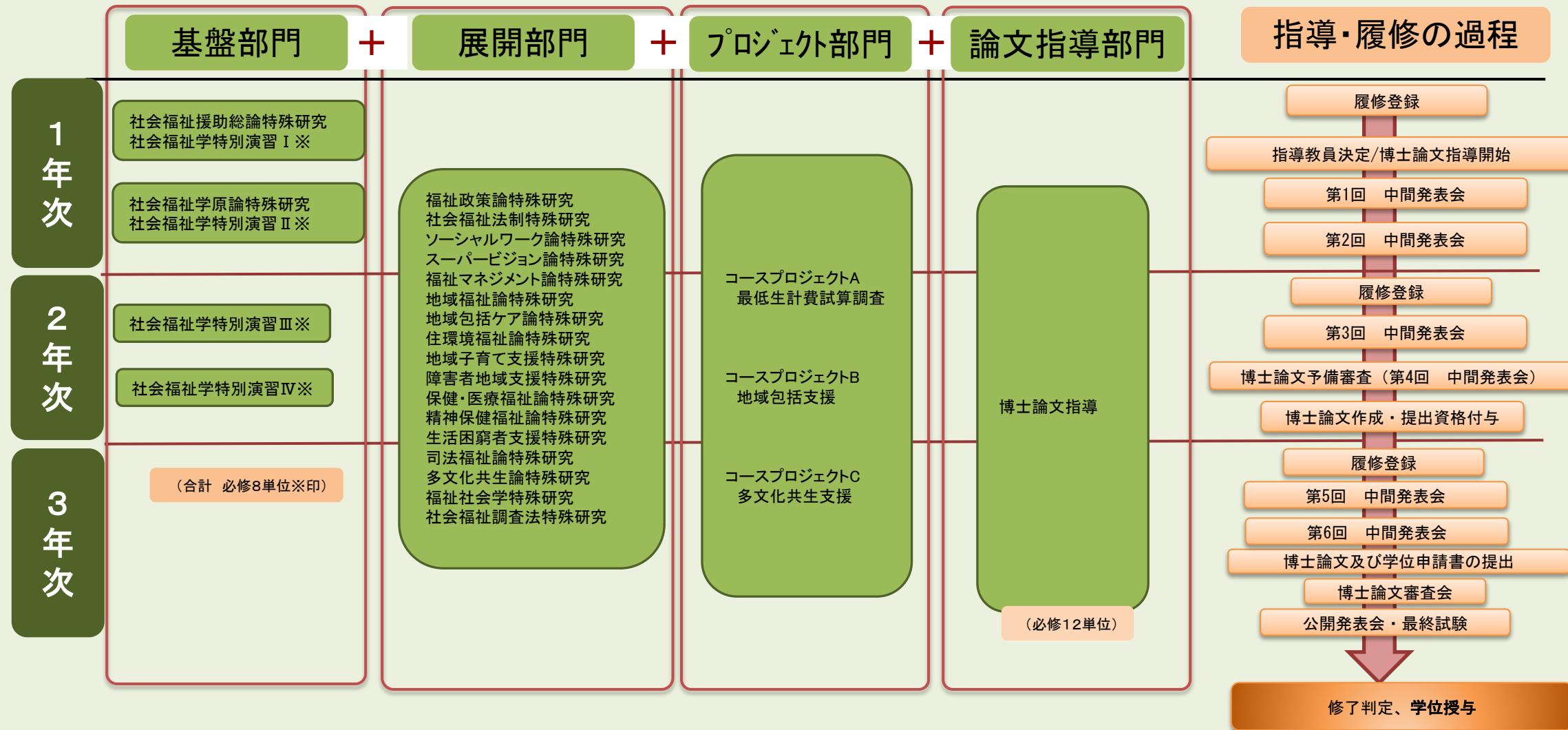
合計32単位

博士後期課程へ進学

多文化共生にかかる福祉的支援(司法福祉、マイノリティ
や滞日外国人への支援等)に従事

資料24 社会福祉学専攻博士後期課程の概要

(修了要件:20単位以上)



資料25-① 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル①

モデル①: 実践研究の総括モデル

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等(主に福祉・教育職の退職者、地域活動の従事者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習Ⅰ(2)	(専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4)	
社会福祉学特別演習Ⅱ(2)		コースプロジェクトB(4)	博士論文指導(12)
社会福祉学特別演習Ⅲ(2)		コースプロジェクトC(4)	
社会福祉学特別演習Ⅳ(2)		(専門に応じて履修)	
8単位			12単位

合計20単位

研究を活かして地域活動において主導的な役割を果たす

資料25-② 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル②

モデル②:高度な実践研究モデル

福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整および地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに人材育成において指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる者(主としてスーパーバイザー、管理職従事者)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	福祉マネジメント論特殊研究(2) (その他専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (専門に応じて履修)	博士論文指導(12)
8単位	2単位		12単位

合計22単位

社会福祉施設・機関において管理・運営に従事
大学・専門学校等の教員

資料25-③ 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル③

モデル③: 研究者・教育者養成モデル

大学等において研究者・教育者として社会福祉の研究・教育に携わることを目指す者(研究者・教育者を目指す者(博士前期(修士)課程修了者、社会福祉施設・機関に従事する者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学原論特殊研究(2) 社会福祉学特別演習Ⅰ(2) 社会福祉学特別演習Ⅱ(2) 社会福祉学特別演習Ⅲ(2) 社会福祉学特別演習Ⅳ(2)	(その他専門に応じて履修)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (専門に応じて履修)	博士論文指導(12)
10単位			12単位

合計22単位

大学・専門学校等の教員
研究所・シンクタンク等の研究員

資料25-④ 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル④

モデル④: 地域包括ケアモデル

地域包括ケアシステム、他の職種との連携に关心を持つ者
社会福祉施設・機関(地域包括支援センター、社会福祉協議会等)や医療機関(病院等)、行政機関において専門職(社会福祉士等)として従事する者(主としてスーパーバイザー、管理職従事者)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉学特別演習 I (2)	保健・医療福祉論特殊研究(2)	コースプロジェクトB(4)	博士論文指導 (12)
社会福祉学特別演習 II (2)	地域包括ケア論特殊研究(2)		
社会福祉学特別演習 III (2)			
社会福祉学特別演習 IV (2)			
8単位	4単位	4単位	12単位

合計28単位

引き続き、社会福祉施設・機関や医療機関、
行政機関において管理・運営に従事
大学・専門学校等の教員

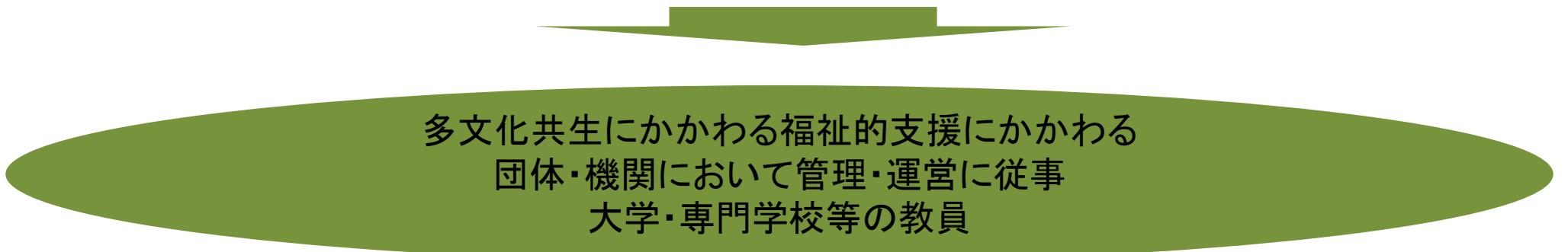
資料25-⑤ 社会福祉学専攻博士後期課程の履修モデル⑤

モデル⑤: 多文化共生モデル

多文化共生にかかる福祉的支援に关心を持つ者
(司法福祉、マイノリティや滞日外国人への支援に携わる者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
社会福祉特別演習Ⅰ(2)	福祉社会学特殊研究(2)	コースプロジェクトC(4)	博士論文指導(12)
社会福祉特別演習Ⅱ(2)	多文化共生論特殊研究(2)		
社会福祉特別演習Ⅲ(2)	司法福祉論特殊研究(2)		
社会福祉特別演習Ⅳ(2)			
8単位	6単位	4単位	12単位

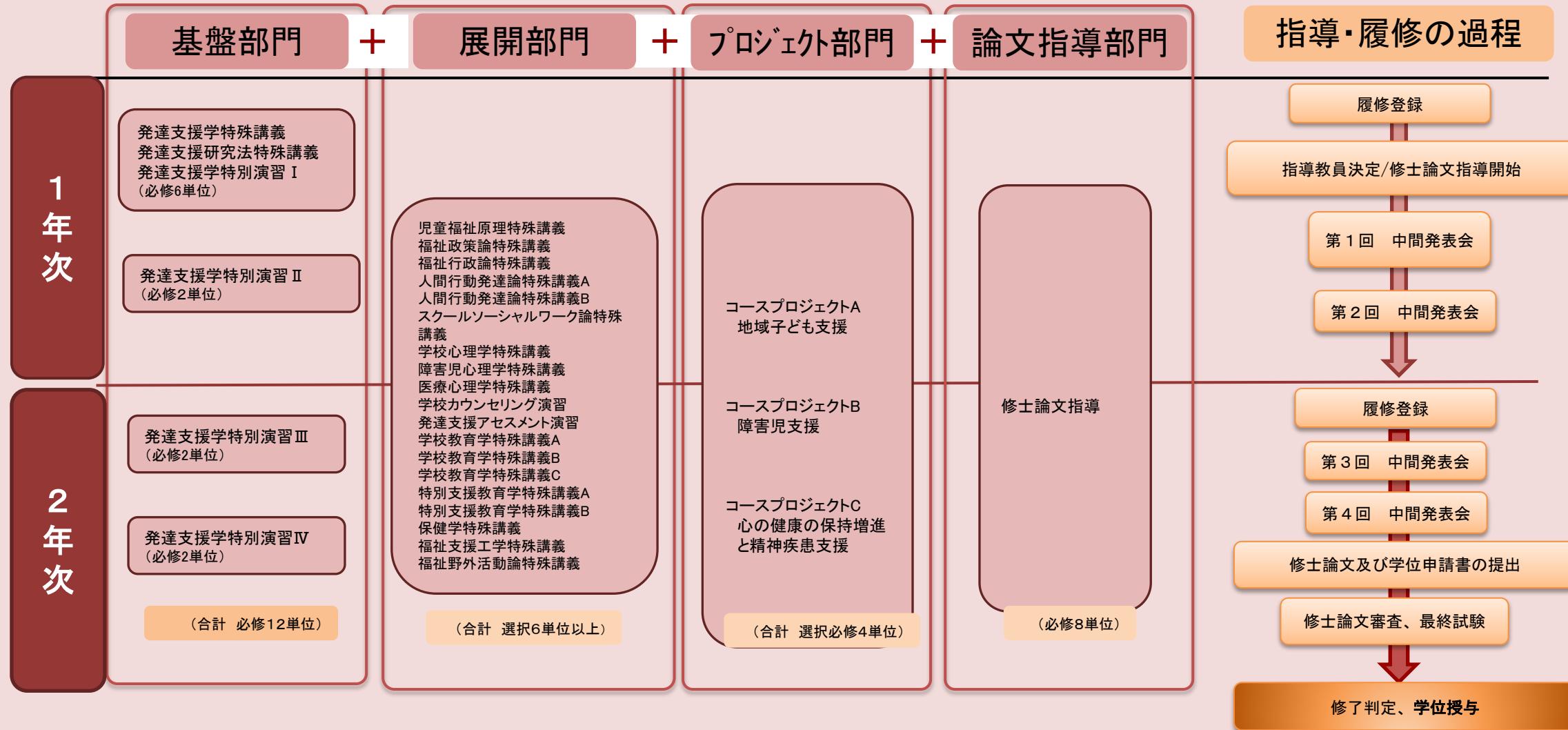
合計30単位



多文化共生にかかる福祉的支援にかかる
団体・機関において管理・運営に従事
大学・専門学校等の教員

資料26 発達支援学専攻修士課程の概要

(修了要件:30単位以上)



資料27-① 発達支援学専攻修士課程の履修モデル①

モデル①:児童・家庭支援研究モデル

保育や児童福祉の現場における児童や家庭に関連した心理社会的問題(児童虐待や発達障害など)を研究し、児童や保護者を支援する高度な知識と技法を修得しようとする者(主に保育や児童福祉にかかわる公務員の福祉職、その他の相談援助職志望者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	
発達支援研究法特殊講義(2)	社会福祉行政学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	修士論文指導(8)
発達支援学特別演習Ⅰ(2)	障害児心理学特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習Ⅱ(2)	医療保健学特殊講義(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習Ⅲ(2)	発達支援アセスメント演習(2)		
発達支援学特別演習Ⅳ(2)			
12単位	10単位	4単位	8単位

合計34単位

保育や児童福祉にかかわる公務員の福祉職、相談援助職として從事

資料27-② 発達支援学専攻修士課程の履修モデル②

モデル②:「チーム学校」研究モデル

学校教育の現場における心理社会的な問題に強い関心を持ち、カウンセリング等の技法を用いて児童・生徒を支援するための高度な知識と技法の習得を目指す者(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの現任者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	スクールソーシャルワーク論特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	
発達支援研究法特殊講義(2)	学校心理学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	修士論文指導(8)
発達支援学特別演習Ⅰ(2)	学校教育学特殊講義A(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習Ⅱ(2)	学校教育学特殊講義B(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習Ⅲ(2)	学校教育学特殊講義C(2)		
発達支援学特別演習Ⅳ(2)	学校カウンセリング演習(2)		
12単位	12単位	4単位	8単位

合計36単位

引き続き、スクールカウンセラーや
スクールソーシャルワーカーとして従事
博士後期課程(他専攻)へ進学



資料27-③ 発達支援学専攻修士課程の履修モデル③

モデル③: 障害児支援研究モデル

保健医療や福祉、学校教育の現場等で、障害児に関する心理社会的な問題に关心を持ち、障害児の支援のための高度な知識と技法の習得を目指す者（児童相談所等の発達相談部門や障害児施設職員、ならびに保育士等の現任者）

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	
発達支援研究法特殊講義(2)	社会福祉行政学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	修士論文指導 (8)
発達支援学特別演習Ⅰ(2)	福祉支援工学特殊講義(2)	コースプロジェクトC(4)	
発達支援学特別演習Ⅱ(2)	障害児心理学特殊講義(2)	(1科目選択必修)	
発達支援学特別演習Ⅲ(2)	障害児心理学特殊講義(2)		
発達支援学特別演習Ⅳ(2)	特別支援教育学特殊講義A(2)		
	特別支援教育学特殊講義B(2)		
12単位	14単位	4単位	8単位

合計36単位

引き続き、児童相談所等の発達相談部門や障害児施設職員、
保育士等の現任者として従事



資料27-④ 発達支援学専攻修士課程の履修モデル④

モデル④: 実践研究の総括モデル

長年にわたり社会福祉実践や地域活動に従事してきた経験を踏まえ、これまでの実践の体系化を図ることを目指す者等(福祉・教育職の退職者、地域活動の従事者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2) 発達支援研究法特殊講義(2) 発達支援学特別演習Ⅰ(2) 発達支援学特別演習Ⅱ(2) 発達支援学特別演習Ⅲ(2) 発達支援学特別演習Ⅳ(2)	(専門性に応じて6単位)	コースプロジェクトA(4) コースプロジェクトB(4) コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	修士論文指導(8)
12単位	6単位	4単位	8単位

合計30単位



研究を活かして地域活動に従事



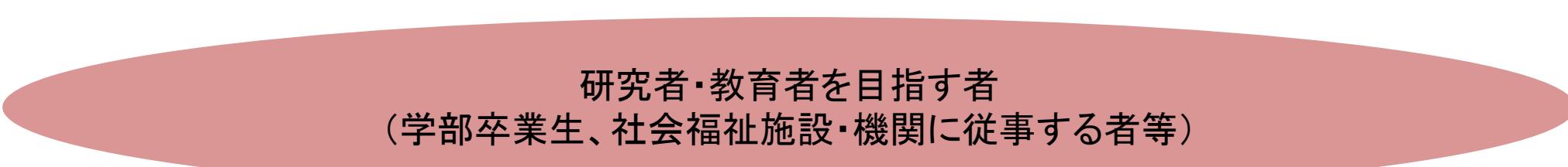
資料27-⑤ 発達支援学専攻修士課程の履修モデル⑤

モデル⑤: 研究者・教育者養成モデル

大学等における児童福祉ならびに発達支援の研究者・教育者を志望し、他大学における児童福祉学や心理学等に関連した博士後期課程への進学を目指す者(研究者・教育者を目指す者(学部卒業生、社会福祉施設・機関に従事する者等)

基盤部門	展開部門	プロジェクト部門	論文指導部門
発達支援学原論特殊講義(2)			
発達支援研究法特殊講義(2)	児童福祉原理特殊講義(2)	コースプロジェクトA(4)	修士論文指導(8)
発達支援学特別演習Ⅰ(2)	保健学特殊講義(2)	コースプロジェクトB(4)	
発達支援学特別演習Ⅱ(2)	(その他専門に応じて2単位)	コースプロジェクトC(4) (1科目選択必修)	
発達支援学特別演習Ⅲ(2)			
発達支援学特別演習Ⅳ(2)			
12単位	6単位	4単位	8単位

合計30単位



研究者・教育者を目指す者
(学部卒業生、社会福祉施設・機関に従事する者等)

長野大学における人を対象とする研究に関する倫理要綱

平成29年綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、長野大学（以下「本学」という。）において、人を対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等」（以下「個人の情報・データ等」という。）とは、個人の思想、行動、個人環境、身体等に係る情報、データをいうものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学の教員および本学で研究活動に従事する学部学生ならびに本学で研究活動を行う受託研究員、客員研究員その他研究に関わる者をいうものとする。
- (3) 「研究責任者」とは、当該研究を代表し、総括する者をいうものとする。
- (4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供し、研究の対象となる者をいうものとする。

(研究の基本)

第3条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳、基本的人権及び個人情報の保護を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- 2 人を対象とする研究のうち、個人若しくは集団を対象に、その行動や心身等に関する情報及び環境についての情報を収集する作業を含む臨床・臨地人文社会科学の調査並びに実験研究については、法令に従うとともに、所属する学会・団体の倫理基準等を遵守しなければならない。
- 3 研究者が、個人の情報・データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報・データ等を収集・採取するときは、研究者は、予め研究

対象者に対して研究結果に影響を及ぼさない範囲で、研究目的、研究成果の発表方法等、研究計画について分りやすく説明しなければならない。

- 2 研究者は、個人の情報・データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報・データ等を収集・採取するときは、予め研究対象者に対して、研究の趣旨、目的等について文書等を用いて十分な説明を行った上で、研究対象者の自由意思に基づいた同意を得ることを原則とする。

- 2 研究対象者の同意には、個人の情報・データ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報・データ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。
- 4 研究者は、研究対象者から当該個人の情報・データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 5 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 6 研究者は、研究対象者が未成年で、かつ15歳以上の場合には、本人と親権者の同意を得ることを原則とする。ただし、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の適用外の研究で、本学の学生を対象とする場合は、親権者の同意は不要とする。
- 7 研究者は、研究対象者が14歳以下の場合は、親権者の同意をもって本人の同意とみなすが、本人にも理解力に応じた説明を行い、承諾を得る努力を行わなければならない。
- 8 研究対象者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。研究対象者が同意を撤回したときは、その情報・データ等を廃棄しなければならない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、予め研究の趣旨、目的等を明らかにすることができない場合は、この限りではない。
- 10 前項の場合、当該研究者は、事後に本人、親権者または本人に代わる者に当該研究の趣旨、目的等を説明し、同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託して、個人の情報・データ等を収集・採取する場合は、この要綱の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、必要に応じて研究目的等を研究対象者に直接説明しなければならない。

(学生の研究活動)

第7条 本学の学生が、人を対象とする研究を行う場合は、指導教員の指導の下に、本要綱を遵守するものとする。

(授業等における収集・採取)

第8条 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報・データ等の提供を求めるときは、予め学生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報・データ等の提供の有無により、学生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(研究計画等の審査)

第9条 本学は、人を対象とする研究を行う研究責任者からの申請に基づき、研究の実施計画および出版公表計画等の審査を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、本学に、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置する。
3 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(庶務)

第10条 この要綱に関する庶務は、学務グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程

平成29年程第67号

(目的)

第1条 この規程は、長野大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究に関する倫理要綱に基づき、研究の実施計画等（以下「研究計画等」という。）の適否その他の事項について審査を行うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、本学に人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査基準)

第2条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、人を対象とする研究に関する倫理指針及び関連法令、所轄庁の指針等によるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究推進室長
- (2) 学長が指名する教員 3名
- (3) 学務グループ地域づくり総合センター担当事務長
- (4) その他、必要に応じ学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員が欠けた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、研究推進室長をもって充てる。

2 委員長に事故等あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員が審査を申請した場合は、当該研究計画等に係る議事に加わることができない。ただし、委員会の承認を得て、出席し、発言することができる。

(審査の申請)

第7条 研究計画等の審査を希望する研究責任者（以下「申請者」という。）は、別に定める倫理審査申請書を、原則として研究開始1ヶ月前までに、委員長に申請する。

2 卒業論文に係る研究については、指導教員の指導の下に、学生もしくは指導教員が申請を行う。

(審査方法)

第8条 審査の方法は、書面審査および合議審査とする。

2 委員長は、必要に応じて申請者を当該研究計画等の審査に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 委員長は、審査の経過を勘案して、申請者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。

4 委員会は、本学教職員または教職員以外で、専門知識を有する者に意見を求めることができる。

5 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 不承認

(書面審査)

第9条 委員会は、倫理審査申請書について書面により審査を行う。

2 書面審査の判定結果が、前条第4項に規定する「承認」が委員の過半数であれば確定とする。

(合議審査)

第10条 書面審査において、前条第2項に定める判定結果の承認が得られなかつた場合、委員長は、当該申請を合議審査に付し、判定を行うものとする。

2 合議審査の委員会の議事は、第6条の規定により行う。

(審査の結果)

第11条 委員長は、研究計画等の審査の結果を、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に報告する。

2 審査の経過及び結果は、委員長が必要と認めたときは公表することができる。

(迅速審査)

第12条 申請者が迅速審査を依頼する場合には、次の各号に掲げる事項について、委員長が予め指名した委員による迅速審査に付することができるものとする。

(1) 承認した研究計画等の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において承認された研究計画等に準じて類型化されている場合の審査

- (3) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関における倫理審査委員会の承認を受けた研究計画等を、分担研究機関として実施する場合の審査
 - (4) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画等の審査
- 2 委員長は、前項の審査を行った場合、審査結果を全委員に報告するものとする。
- 3 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、当該事項について委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるとときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について合議審査に付すものとする。

(専門分科会の設置)

第13条 委員会は、必要に応じて専門分科会を設けることができる。

(実施状況の報告及び実地調査)

- 第14条 委員会は、承認を受けた研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。
- 2 委員会は、承認を受けた研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを隨時実地調査することができる。

(研究計画等の変更)

- 第15条 申請者が、第8条第4項第1号及び第2号の判定を受けた研究計画等において、人を対象とする研究に関する倫理指針に定める研究の基本事項を変更しようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。
- 2 前項の「委員会の承認」の方法については、第8条の規定を準用する。

(再審査)

- 第16条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。
- 2 再審査の申請の手続については第7条の規定を、審査の方法については第8条の規定をそれぞれ準用するものとする。

(事務)

第17条 委員会の事務は、学務グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

長野大学 FD 実施状況

2017 年度

日程	場所	概要
4月 27 日	1-107 会議室	平成 29 年度 第 1 回 FD 委員会
6月 7 日	4-304 会議室	第 40 回 教育実践交流広場
6月 22 日	1-107 会議室	第 2 回 FD 委員会
7月 5 日	4-304 会議室	第 41 回 教育実践交流広場
7月	教育支援課	前学期授業アンケートの実施
7月 26 日	2-205 教室	学生との懇談会
7月	八王子	八王子 FD フォーラムへの参加
9月 6 日	4-304 会議室	第 42 回 教育実践交流広場
9月 26 日	1-107 会議室	第 3 回 FD 委員会
10月	4-304 会議室	授業アンケートの実施結果報告
12月 22 日	1-107 会議室	第 4 回 FD 委員会
1月 19 日	4-102 教室	学生との懇談会
2月 7 日	4-304 会議室	FD 研修会
3月 1 日	6-401 会議室	第 5 回 FD 委員会
3月 3~4 日	京都産業大学	第 23 回 FD フォーラムへの参加
3月 7 日	4-304 会議室	第 43 回 教育実践交流広場

2018 年度

日程	場所	概要
4月	ポータルサイト	後学期授業アンケート実施結果報告書の閲覧
4月 24 日	1-103 会議室	平成 30 年度 第 1 回 FD 委員会
5月 9 日	4-304 会議室	第 44 回 教育実践交流広場
6月 26 日	1-103 会議室	第 2 回 FD 委員会
7月 25 日	4-102 教室	学生との懇談会
7月	教育支援課	前学期授業アンケートの実施
10月 23 日	1-103 会議室	第 3 回 FD 委員会
12月	4-304 会議室	第 45 回 教育実践交流広場
1月	4-304 会議室	第 46 回 教育実践交流広場
2月	4-304 会議室	FD 研修会
3月 26 日	1-103 会議室	第 4 回 FD 委員会
3月	立命館大学	第 24 回 FD フォーラムへの参加
3月	4-304 会議室	後学期授業アンケート実施結果報告

2019 年度

日程	場所	概要
4月	ポータルサイト	後学期授業アンケート実施結果報告書の閲覧
5月 17 日	6-401 会議室	第 1 回 FD 委員会
6月 14 日	6-401 会議室	第 2 回 FD 委員会
7月	教育支援課	前学期授業アンケートの実施
7月 12 日	6-401 会議室	第 3 回 FD 委員会
7月 24 日	9-301・302 会議室	学生との懇談会
9月 18 日	4-304 会議室	2019 年度 FD 研修会
9月 20 日	6-401 会議室	第 4 回 FD 委員会
10月 9 日	各学部教授会	授業改善検討会
10月 25 日	6-401 会議室	第 5 回 FD 委員会
11月 6 日	4-302 会議室	教育実践交流広場
11月 22 日	6-401 会議室	第 6 回 FD 委員会
12月	教育支援課	後学期授業アンケートの実施
12月 20 日	6-401 会議室	第 7 回 FD 委員会
1月 8 日	4-304 会議室	後学期教育実践交流広場
1月 24 日	6-401 会議室	第 8 回 FD 委員会
1月 29 日	2-201 教室	後学期学生との懇談会
2月 26 日	各学部教授会	後学期授業改善検討会
2月 29 日～3月 1 日	龍谷大学 深草キャンパス	第 5 回 FD フォーラム

長野大学附属図書館の蔵書数と設置する専攻課程にかかる図書等

(1)蔵書数

区分	図書(冊)			視聴覚資料(点)		
	和書	洋書	合計	和書	洋書	合計
0 : 総記	8,356	1,452	9,808	1,726	13	1,739
1 : 哲学	5,781	751	6,532	51	0	51
2 : 歴史	8,821	617	9,438	422	2	424
3 : 社会科学	57,702	8,600	66,302	803	45	848
4 : 自然科学	7,748	517	8,265	271	5	276
5 : 工業・技術	5,566	594	6,160	147	0	147
6 : 産業	6,164	671	6,835	62	0	62
7 : 芸術	2,399	96	2,495	558	736	1,294
8 : 語学	4,132	797	4,929	190	65	255
9 : 文学	6,683	1,682	8,365	60	2	62
製本雑誌	9,544	756	10,300	0	0	0
その他 (岩波ブックレット等)	5,864	0	5,864	0	0	0
合計	128,760	16,533	145,293	4,290	868	5,158

(2)設置する専攻課程にかかる図書等

【社会福祉学専攻関係】

分類	分類番号	図書 (冊)	学術雑誌 (種)	視聴覚資料 (点)	洋雑誌 (電子ジャーナル)
社会福祉学 (児童福祉学を除く)	369 (369.4*)	8,023	192	219	56
社会学	360-368	14,304	279	119	175
経済学	330-333	8,232	942	2	772
政治学	310-319	4,858	343	39	330
合計		35,417	1,756	379	1,333

【発達支援学専攻関係】

分類	分類番号	図書 (冊)	学術雑誌 (種)	視聴覚資料 (点)	洋雑誌 (電子ジャーナル)
児童福祉学	369.4	996			
保育学	369.42				
幼児教育(保育)	376.1	571			
育児	599	55			
教育学	370-379 (376.1*)	9,170	514	126	460
心理学	140-149	2,184			
哲学	110-119	483	296	49	99
合計		13,459	925	188	837

両専攻に係る主な学術雑誌と洋雑誌(電子ジャーナル)を次頁以降に一覧で示す。

主な学術雑誌、洋雑誌（電子ジャーナル）一覧

①－1 社会福祉学専攻関係の主な学術雑誌（111種）

No.	書誌_書名
1	21世紀ヒューマンケア研究機構研究年報 / 21世紀ヒューマンケア研究機構 [編]
2	Community care
3	International journal of social psychiatry
4	Journal of personality
5	Policy & practice of Public Human Services
6	Social problems
7	Social work : journal of the National Association of Social Workers
8	The British journal of social work
9	The Gerontologist / Gerontological Society
10	The social service review : a quarterly devoted to the scientific and professional interests of social work
11	ケアマネジャー：保健・医療・福祉のクロスオーバーマガジン = Care manager : a magazine providing a bridge between health, medicine, and welfare ケアマネジャー：ホ ken i ryō u fukushin no kuroso o bārā magazin
12	コミュニティ福祉学部紀要 / 立教大学 [編]
13	ソーシャルワーク研究：社会福祉実践の総合研究誌 / ソーシャルワーク研究所編
14	ノーマライゼーション：障害者の福祉 / 日本障害者リハビリテーション協会 [編]
15	ふれあいケア：介護のプロへの応援誌 / 全国社会福祉協議会 [編]
16	医療と福祉 / 日本医療社会事業協会
17	医療社会福祉研究 / 日本医療社会福祉学会「医療社会福祉研究」編集委員会//編
18	岡山県立大学保健福祉学部紀要 / 岡山県立大学保健福祉学部 [編]
19	花園大学社会福祉学部研究紀要 / 花園大学社会福祉学部 [編集]
20	介護支援専門員：ケアマネジャー必携の専門誌
21	介護福祉学 / 日本介護福祉学会 [編]
22	海外社会保障研究 / 国立社会保障・人口問題研究所 [編]
23	関西福祉科学大学紀要 / 玉手山学園関西福祉科学大学 [編]
24	関西福祉大学研究紀要 / 関西福祉大学 [編]
25	関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 = The journal of the department of social welfare, Kansai University of Social Welfare / 関西福祉大学社会福祉学部研究会 [編]
26	岩手県立大学社会福祉学部紀要 / 岩手県立大学社会福祉学部 [編]
27	季刊社会保障研究 / 社会保障研究所 [編集]
28	季刊障害者問題研究 / 障害者問題研究編集委員会
29	久留米大学文学部紀要. 社会福祉学科編 = Bulletin of Faculty of Literature, Kurume University. Social welfare
30	近畿福祉大学紀要 / 近畿福祉大学 [編] = Journal of Kinki Welfare University / Kinki Welfare University
31	九州看護福祉大学紀要 = The journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare / 九州看護福祉大学 [編]
32	九州社会福祉研究 / 西九州大学社会福祉学科
33	九州保健福祉大学研究紀要 = Journal of Kyushu University of Health and Welfare / 九州保健福祉大学 [編]
34	総合リハビリテーション / 医学書院
35	月刊介護保険
36	月刊切抜き保健. , 新聞切抜き福祉情報 / 日本福祉施設士会 [編集協力]
37	月刊総合ケア = The Japanese journal of total care / 医歯薬出版株式会社 [編]

No.	書誌_書名
38	月刊福祉 / 全国社会福祉協議会 [編]
39	研究紀要. 第1分冊, 福祉領域 / 日本福祉大学
40	現代福祉研究 / 法政大学現代福祉学部 [編]
41	公衆衛生
42	厚生福祉
43	弘前学院大学社会福祉学部研究紀要 / 弘前学院大学社会福祉学部 [編]
44	皇學館大学社会福祉学部紀要 / 皇學館大学社会福祉学部
45	皇學館大学社会福祉論集 / 皇學館大学社会福祉学会 [編]
46	高知女子大学紀要. 社会福祉学部編 = Bulletin of Kochi Women's University. Series of Faculty of Social Welfare / 高知女子大学 [編]
47	高齢社会ジャーナル
48	国際医療福祉大学紀要 / 国際医療福祉大学 [編]
49	山口県立大学社会福祉学部紀要 / 山口県立大学社会福祉学部//編
50	私学研修 / 私學研修福祉會 [編]
51	社会事業研究 = The Study of social work / 日本社会事業大学社会福祉学会
52	社会事業史研究 / 社会事業史研究会 [編集]
53	社会福祉 / 日本女子大学社会福祉学科
54	社会福祉学 / 日本社会福祉学会
55	社会福祉学 / 明治学院大学大学院社会学研究科・社会福祉学専攻 [編]
56	社会福祉学研究 / 神戸女子大学社会福祉学会 [編集] = Journal of social welfare / the Society for the Study of Social Welfare, Kobe Women's University
57	社会福祉学部論集 / 佛教大学社会福祉学部 [編]
58	社会福祉研究 / 鉄道弘済会福祉センター弘済会館 [編集]
59	社会福祉研究室報 / 東北福祉大学社会福祉研究室
60	社会福祉研究所報 / 熊本短期大学付属社会福祉研究所 [編]
61	淑徳大学総合福祉学部研究紀要 = College of Integrated Human and Social Welfare Studies
62	淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要 / [淑徳大学大学院]総合福祉研究科 [編]
63	純心現代福祉研究 = Junshin journal of human services / 長崎純心大学現代福祉研究所 [編]
64	上智大学社会福祉研究 / 上智大学文学部社会福祉学科 [編]
65	心身障害学研究 / 筑波大学心身障害学系 [編]
66	人間福祉研究 / 北海道女子大学 [編]
67	厚生の指標 / 厚生統計協会
68	生活と福祉 : life and welfare / 社会福祉調査会 [編]
69	聖カタリナ女子大学研究紀要 / [聖カタリナ女子大学]社会福祉学部 [編]
70	西南女学院大学紀要 = Bulletin of Seinan Jo Gakuin University / 西南女学院大学保健福祉学部 [編]
71	青森県立保健大学紀要 = Journal of Aomori University of Health and Welfare / 青森県立保健大学紀要編集委員会 [編集]
72	月刊保団連 / 全国保険医団体連合会
73	静岡福祉情報短期大学紀要 / 静岡福祉情報短期大学 [編]
74	川崎医療福祉学会誌 = Kawasaki medical welfare journal / 川崎医療福祉学会
75	総合社会福祉研究 / 総合社会福祉研究所
76	総合福祉研究 / 淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究室 [編集]
77	総合福祉研究室年報 / 淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究室 [編]

No.	書誌_書名
78	大阪市社会福祉研究 / 大阪市社会福祉協議会, 大阪市立社会福祉研修センター
79	地域福祉研究 / 日本生命済生会社会事業局
80	地域福祉情報
81	聴覚言語障害 / 聴覚言語障害研究会
82	東北学院大学社会福祉研究所研究叢書 / 東北学院大学社会福祉研究所編
83	東北福祉大学研究紀要 / 東北福祉大学 [編集]
84	同志社大学大学院社会福祉学論集 / 同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻院生会論集委員会
85	同朋福祉 / 同朋大学社会福祉学部 [編]
86	道都大学紀要. 社会福祉学部 / 道都大学
87	内外教育
88	日本福祉教育専門学校研究紀要 / 日本福祉教育専門学校 [編集]
89	日本福祉大学社会福祉論集 = Journal of social welfare, Nihon Fukushi University
90	日本福祉大学情報社会科学論集 = Journal of social and information sciences, Nihon Fukushi University
91	日本福祉大学大学院研究論集 / 日本福祉大学大学院研究論集編集委員会
92	犯罪と非行 / 青少年福祉センター [編]
93	福祉と人間科学 / 花園大学社会福祉学会
94	福祉と人間科学 : 群馬松嶺福祉短期大学紀要 / 群馬松嶺福祉短期大学 [編]
95	福祉社会学部論集 / 鹿児島国際大学福祉社会学部 [編]
96	福祉展望 / 東京都社会福祉協議会
97	福祉文化研究 / 福祉文化学会
98	訪問看護と介護 = The Japanese journal of home care nursing
99	北海道医療大学看護福祉学部紀要
100	北星学園大学社会福祉学部北星論集 / 北星学園大学[社会福祉学部] [編]
101	北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集 / 北星学園大学大学院 [編]
102	明治学院論叢. 社会学・社会福祉学研究 / 明治学院大学社会学会 [編]
103	立教社会福祉研究 / 立教大学社会福祉研究所
104	立正社会福祉研究 / 立正大学社会福祉学会 [編集]
105	立正大学社会福祉研究所年報
106	臨床心理学研究 / 日本臨床心理学会 [編集]
107	臨床精神医学
108	老健 : 全国老人保健施設協会雑誌 / 全国老人保健施設協会
109	老施協 / 全国社会福祉協議会, 老人福祉施設協議会 [編]
110	老年社会科学 = Japanese journal of gerontology / 日本老年社会学会 [編]
111	老年精神医学雑誌 = Japanese journal of geriatric psychiatry / 老年精神医学雑誌編集委員会編

①-2 社会福祉学専攻関係の主な洋雑誌（電子ジャーナル：タイトル）

No.	タイトル
1	American Rehabilitation; Washington
2	Asian American Policy Review; Cambridge
3	Australian Journal of Social Issues; Sydney
4	Canadian Review of Social Policy; Toronto

No.	書誌_書名
5	Clinical Social Work Journal; New York
6	Community Mental Health Journal; New York
7	Crime, Law and Social Change; Dordrecht
8	Families in Society; Milwaukee
9	Forced Migration Review; Oxford
10	Health Care Financing Review; Washington
11	Health, Culture and Society; Pittsburgh
12	Health & Social Work; Oxford
13	Housing, Care and Support; Brighton
14	Humanitarian Logistics : Meeting the Challenge of Preparing for and Responding to Disasters, Second edition; London
15	The International Journal of Sociology and Social Policy; Bingley
16	International Review of the Red Cross; Cambridge
17	The Journal of Adult Protection; Brighton
18	The Journal of Behavioral Health Services & Research; New York
19	Journal of Health Care for the Poor and Underserved; Baltimore
20	Journal of Injury and Violence Research; Kermanshah
21	Journal of Marital and Family Therapy; Hoboken
22	Journal of Psychosocial Nursing & Mental Health Services; Thorofare
23	Journal of Rehabilitation; Alexandria
24	Journal of Social Policy; Cambridge
25	The Mental Health Review; Brighton
26	NonProfit Pro; Philadelphia
27	Perspectives in Public Health; London
28	Policy & Practice; Washington
29	Psychotherapy Networker; Washington
30	Rehabilitation Counseling Bulletin; Washington
31	Social Choice and Welfare; Heidelberg
32	Social Justice Research; New York
33	Social Security Bulletin; Washington
34	Social Work; Oxford
35	Social Work Research; Oxford
36	Violence and Victims; New York
37	Working With Older People; Brighton
38	Currents; Calgary
39	Journal of Humanitarian Logistics and Supply Chain Management; Bingley
40	QRC Advisor; Frederick
41	Southeast Asian Affairs; Singapore

②-1 発達支援学専攻関係の主な学術雑誌（34種）

No.	書誌_書名
1	Child development / Society for Research in Child Development

No.	書誌_書名
2	Child development perspectives / Society for Research in Child Development
3	Child psychiatry and human development
4	Family relations : journal of applied family and child studies
5	Journal of child psychology and psychiatry and allied disciplines / Association of Child Psychology and Psychiatry
6	Monographs of the Society for Research in Child Development
7	日本子ども家庭総合研究所紀要 / 日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部 [編集]
8	学童保育研究 / 学童保育指導員専門性研究会 [編集]
9	児童青年精神医学とその近接領域 / 日本児童青年精神医学会
10	世界の児童と母性 : 海外福祉情報 = Mother and child wellbeing around the world : Current overseas information / 資生堂社会福祉事業財団
11	保育の研究 / 保育研究所
12	保育情報 / 全国保育団体合同研究集会実行委員会事務局 [編]
13	母子保健情報 = Current information of maternal & child health / 恩賜財団母子愛育会 [編集]
14	American journal of occupational therapy / American Occupational Therapy Association
15	American journal on mental retardation : AJMR
16	Development and psychopathology
17	Families in society : the journal of contemporary human services
18	理学療法と作業療法 / 医学書院
19	International journal of language & communication disorders
20	Journal of adolescence / the Association for the Psychiatric Study of Adolescents
21	Mental retardation : official publication of American Association on Mental Deficiency / American Association on Mental Deficiency
22	Psychological bulletin / American Psychological Association
23	Psychological review
24	発達
25	さぽーと : 知的障害福祉研究 / 日本知的障害者福祉協会 [編] = / Japanese Association on Intellectual Disability
26	みんなのねがい : 権利を守り、発達を保障するために / 全国障害者問題研究会 [編]
27	愛知県立大学文学部論集. 児童教育学科編 / 愛知県立大学文学部児童教育学科, 愛知県立女子短期大学児童福祉科
28	愛知県立大学文学部論集. 社会福祉学科編 / 愛知県立大学文学部社会福祉学科, 愛知県立女子短期大学児童福祉科 [編]
29	治療教育学研究 / 愛知教育大学障害児治療教育センター [編]
30	障害者職業総合センター研究紀要
31	障害者問題研究 = Japanese journal for the problems of the handicapped / 全国障害者問題研究会
32	上越教育大学障害児教育実践センター紀要 / 上越教育大学学校教育学部附属障害児教育実践センター
33	情緒障害教育研究紀要 / 北海道教育大学旭川分校障害児教育研究室
34	看護學雑誌 / 醫學書院 [編]

②-2 発達支援学専攻関係の主な洋雑誌（電子ジャーナル：61タイトル）

No.	タイトル
1	The Black Experience in Children's Books; New York
2	Children's Voice; Washington
3	Cosmo Girl; New York
4	Creative Kids; Waco
5	Current Events; New York

No.	書誌_書名
6	Current Science; New York
7	Girls' Life; Baltimore
8	Good Housekeeping; New York
9	Highlights for Children; Columbus
10	National Geographic Explorer; Washington
11	National Geographic Kids; Washington
12	Revista Latinoamericana de Ciencias Sociales, Ninez y Juventud; Manizales
13	School Talk; Urbana
14	Storyworks; New York
15	Teen Vogue; New York
16	Adolescence; Roslyn Heights
17	American Journal of Play; Rochester
18	Baby Talk; New York
19	Barnelitteraert Forskningstidsskrift = Nordic Journal of ChildLit Aesthetics; Jaerfaella
20	Boys' Life; Irving
21	Bulletin of the Center for Children's Books; Baltimore
22	Child & Adolescent Social Work Journal: C & A; New York
23	Child Life; Indianapolis
24	Child Welfare; Arlington
25	Child & Youth Care Forum; New York
26	Childhood Education; Olney
27	Children Today; Washington
28	Children's Digest; Indianapolis
29	Children's Literature Association Quarterly; Baltimore
30	Children's Playmate Magazine; Indianapolis
31	Early Childhood Education Journal; New York
32	Exceptional Children; Reston
33	The Exceptional Parent (Online); Boston
34	The Exceptional Parent; Boston
35	Focus on Exceptional Children; Denver
36	The Future of Children; Princeton
37	The Gifted Child Quarterly; Cincinnati
38	Gifted Child Today; Thousand Oaks
39	International Journal of Early Childhood; Dordrecht
40	Journal of Abnormal Child Psychology; New York
41	Journal of Autism and Developmental Disorders; New York
42	Journal of Child and Family Studies; New York
43	Journal of Child Sexual Abuse; Binghamton
44	Journal of Children's Literature; Las Vegas
45	Journal of Early Intervention; Thousand Oaks

No.	書誌_書名
46	Journal of Marriage and Family; Minneapolis
47	Journal of Social Work Practice; Abingdon
48	Journal of the History of Childhood and Youth; Baltimore
49	Journal of Youth and Adolescence; New York
50	Montessori Life; New York
51	Parenting; San Francisco
52	Parents; Des Moines
53	Preventing School Failure; Washington
54	Reclaiming Children and Youth; Bloomington
55	Science News for Students; Washington
56	Today's Parent; Toronto
57	Today's Parent, Baby & Toddler; Toronto
58	Today's Parent, Newborn; Toronto
59	Today's Parent (Online); Toronto
60	Turtle Magazine for Preschool Kids; Indianapolis
61	U.S. Kids; Indianapolis